

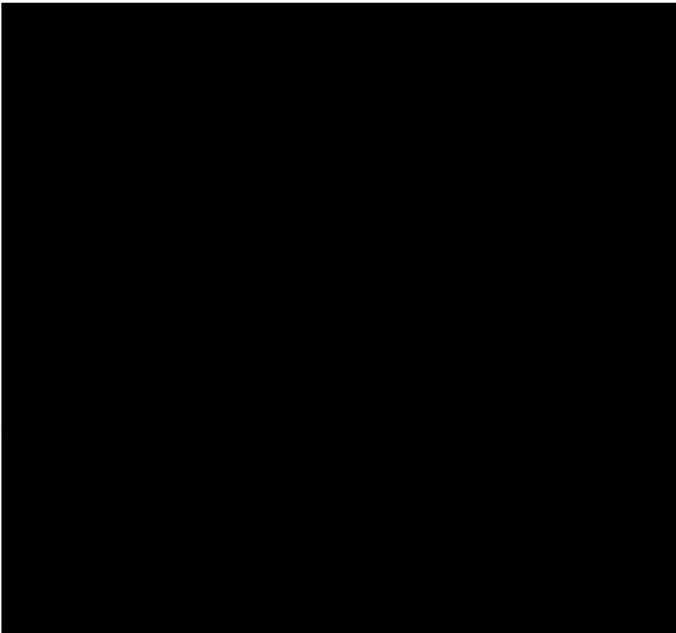


## 申請枠区分

|     |
|-----|
| 通常枠 |
|-----|

## 申請ステータス

| 年度     | 年度回数 | 回/次 |
|--------|------|-----|
| 2024 年 | 2    | 回   |



### 1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### ■ 申請団体が申請に際して確認する事項

|                                    |                    |
|------------------------------------|--------------------|
| (1)申請資格要件（欠格事由）について                | 申請資格要件について確認しました   |
| (2)公正な事業実施について                     | 公正な事業実施について確認しました  |
| (3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし           | 確認しました             |
| (4)情報公開について（情報公開同意書）               | 規程類の後日提出について確認しました |
| (5)役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について | 同意を得ました            |
| (6)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について      | 兼職がないことを確認しました     |

## ■申請団体に関する記載

### 【申請団体の名称】

### 団体代表者 役職・氏名

### 分類

### 法人番号

### 団体コード

### 申請団体の住所

### 資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

## ■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

| 指導等の年月日 | 指導等の内容 | 団体における措置状況 |
|---------|--------|------------|
| 該当なし    | 該当なし   | 該当なし       |

### 最終誓約

#### 1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

## 2.連絡先情報

### 部署・役職・氏名

### 担当者 メールアドレス

### 担当者 電話番号

## 3.コンソーシアム情報

### (1)コンソーシアムの有無

### コンソーシアムに関する誓約

| 【誓約する団体の名称】 | 【誓約する団体の代表者氏名】 | 【誓約する団体の役割】 |
|-------------|----------------|-------------|
| 株式会社日本旅行    | 小谷野悦光          | 非幹事団体       |

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなつても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

### 4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

| 団体名  | 指導等の年月日 | 指導等の内容 | 団体における措置状況 |
|------|---------|--------|------------|
| 該当なし | 該当なし    | 該当なし   | 該当なし       |

#### 3.コンソーシアムに関する誓約欄の内容につき、誓約します

## 4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

公共交通と地域の付加価値を向上させるイノベーションエコノミー創出支援事業

事業の種類\_第一階層

事業の種類\_第二階層

事業の種類\_第三階層

支援の分野\_文字列表示

支援分野\_活動支援団体

## 休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

## 基本情報

| 申請団体   | 資金分配団体                                 | 必須         | 申請時入力不要 |
|--------|--|------------|---------|
| 事業名（主） | 公共交通と地域の付加価値を向上させるイノベーションアルエコノミー創出支援事業 | 任意         |         |
| 事業名（副） |  |            |         |
| 団体名    | 公益財団法人 はまなす財団                          | コンソーシアムの有無 | あり      |
| 事業の種類1 | ③イノベーション企画支援事業                         |            |         |
| 事業の種類2 |  |            |         |
| 事業の種類3 |  |            |         |
| 事業の種類4 |  |            |         |

## 優先的に解決すべき社会の諸課題

| 領域／分野  |                        |
|--|------------------------|
| (1) 子ども及び若者の支援に係る活動  |                        |
| ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援   |                        |
| ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援  |                        |
| ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援  |                        |
| ④ その他  |                        |
| <input type="radio"/> (2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動             |                        |
| ④ 働くことが困難な人への支援  |                        |
| ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援   |                        |
| ⑥ 女性の経済的自立への支援   |                        |
| <input type="radio"/> ⑦ その他  |                        |
| <input type="radio"/> (3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動 |                        |
| <input type="radio"/> ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援              |                        |
| <input type="radio"/> ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援                      |                        |
| <input type="radio"/> ⑨ その他  |                        |
| ⋮  | ⋮                      |
| その他の解決すべき社会の課題   | 交通弱者の生活の質の低下を防止するための支援 |

## SDGsとの関連

| ゴール               | ターゲット   | 関連性の説明  |
|-------------------|---|---|
| 11.住み続けられるまちづくりを  | 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 | 人口減少などによる社会的条件の厳しい地域において、子どもや高齢者など運転免許を保有しない交通弱者が安心して住み続けられるまちづくりを目指す。    |
| 9.産業と技術革新の基盤をつくろう | 9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスを重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。                             | 人口減少などによる社会的条件の厳しい地域において、信頼性の高い公共交通インフラが維持されることは、地域経済の発展と地域住民の福祉に大きく寄与する。 |
| 8.働きがいも経済成長も      | 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。                               | 地域住民の創意により公共交通を活用した新たな経済活動を促すことにより、公共交通や地域産業の附加值向上と雇用創出に寄与する。             |
| 4.質の高い教育をみんなに     | 4.3 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。   | 人口減少などによる社会的条件の厳しい地域において、公共交通の維持は、高等教育への平等なアクセスを確保するための重要な課題である。          |
| 3.すべての人に健康と福祉を    | 3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。                | 人口減少などによる社会的条件の厳しい地域において、公共交通の維持は、質の高い保健医療サービスへのアクセスを確保するための重要な課題である。     |

## I.団体の社会的役割

|   |          |
|---|----------|
| (1)団体の目的  | 137/200字 |
| ○ 当財団は、石炭などの基幹産業が衰退し、長期低迷に陥っていた北海道の経済社会を活性化するため、昭和63年に、通商産業省（当時）、北海道開発庁（当時）及び北海道が掲げる地域づくりの理念の下、官民が一体となって地域プロジェクトの育成・支援を行うために設立された公益団体である。 |          |
| (2)団体の概要・活動・業務  | 225/200字 |
| ○ 北海道、市町村及び経済界などから出捐を受けた基金運用益や賛助会費に基づく自主財源をもとに、人材育成や、地域密着型のきめ細かな地域づくり支援活動を展開するとともに、国や道などのからの受託事業も実施。                                      |          |
| ○ 特に民間の地域づくり活動を行う団体に対し、単なる資金支援のみならず、組織づくりや自走化まできめ細やかな伴走支援を行う「地域づくり活動発掘・支援事業」は、財団の看板事業として高く評価されており、2013～23年の11年間で75件の支援実績を有する。             |          |

## II.事業概要

|           |  |          |      |           | 国外活動の有無                               | -     | 資金提供契約締結日   | 採択後の契約時に用いる欄です |
|-----------|--|----------|------|-----------|---------------------------------------|-------|---|----------------|
| 実施時期      | (開始)   | 2025/3/1 | (終了) | 2028/3/31 | 対象地域                                  | 北海道など | 本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無<br>※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。 | なし             |
| 直接的対象グループ | 人口減少等により厳しい状況に置かれている公共交通事業者（乗合バス事業者や鉄道事業者など）   |          |      | (人数)      | 1 地域 3 社 × 3 地域 = 9 社程度               |       |   |                |
| 最終受益者     | <input type="checkbox"/> 生活利用者（特に学生や高齢者など免許持たない交通弱者）<br><input type="checkbox"/> 経済利用者（ビジネスや観光、物流などで公共交通を利用する方）<br><input type="checkbox"/> 地域経済関係者（公共交通に関する各種サービス産業など）  |          |      | (人数)      | 実行団体の活動地域における、公共交通の利用者や関係産業の状況等を踏まえ決定 |       |   |                |
| 事業概要      | <p>○事業の概要<br/>地域の公益的企業や団体などが、公共交通と地域経済の活性化を両輪で実現する社会活動を、市町村や事業者の垣根を越えて広域的かつ複合的に展開することで、社会課題を解決するイノベーションな仕組みを構築する。</p> <p>○事業の新規性<br/>従来、主に交通事業者の企業努力と行政の補助金等によって維持してきた条件困難地域の地域交通、「交通地域づくり法人（TMO）」という民主導による新たなサードパーティを創設し、地域経済活性化の視点を加えながら支えていく点に新規性を有する。</p> <p>○事業の進め方<br/>【実行団体の公募・認定】<br/>資金分配団体が実行団体を公募し、地域のステークホルダーや有識者による第三者委員会を通じて採択を行い、被採択者（実行団体）を、「交通地域づくり法人（TMO）」として認定する。</p> <p>【伴走支援】<br/>実行団体（TMO）は、資金分配団体が派遣するプログラムオフィサー等の伴走支援を受け、次の例による事業を展開する。（詳細は実行団体からの提案内容により決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公共交通の魅力や利便性を高め、交通サービスの付加価値を向上する事業</li> <li>② 公共交通を活用した地域経済への波及効果を高める事業</li> <li>③ 公共交通を支える人的基盤を強化する事業</li> </ul> |          |      |           |                                       |       |   |                |

527/600字

### III.事業の背景・課題

#### (1)社会課題

731/1000字

- 北海道においては、2020年の人口（国勢調査）が、2015年10月（同）との比較で約3%に相当する約16万人の減少となるなど、全国の都道府県で最も深刻な人口減少が続いている、地域社会の様々な分野に重大な影響を及ぼしている。
- なかでも地域交通に関しては、近年のコロナ禍や燃油価格高騰などの直撃により、路線の再編や減便、廃止などが相次いでおり、住民生活はもとより、ビジネスや観光、物流などにも様々な歪みが生じつつあるところであり、これらは今後いわゆる「2024年問題」の顕在化により、一層加速することが想定される。
- 横雪寒冷に加え、広大な面積に都市機能が分散する北海道においては、公共交通機関が住民の生活や社会経済活動に果たす役割は極めて重要であり、特に免許を持たない学生や高齢者などにとって、交通サービスの低下は、単なる社会生活の利便性の低下のみならず、自分の街に居住し続けることが困難となる可能性もあるなど、住民のWell-beingが脅かされることが懸念される。
- こうした状況に対し、経営の厳しい公共交通事業者の自助努力だけで課題を解決することは困難な状況にあり、また、公共交通の維持に関する既存の行政支援も限界がある。
- 令和5年に全面改正された地域公共交通活性化及び再生法に基づく「基本方針」においては、「地域公共交通の活性化・再生を実現するためには、利用者たる住民が地域の公共交通サービスについて、自分自身の問題であると認識し、主体的にその維持・改善の取組に参画することが必要である」と明記されており、今後は、公共交通の確保を交通事業者や行政任せにするのではなく、住民主体による新たな発想に基づく取組を行うことが求められている。

#### (2)課題に対する行政等による既存の取組み状況

195/200字

- 国土交通省や都道府県は、主に、公共交通の運行自体を直接的に支える支援や、公共交通の再構築を行うための支援などを行っている。
- しかしながらこれらは、運輸行政を推進する立場からの「交通目線」の支援であり、かつ、市町村単位の支援が主となっている。
- 今後は、交通サービスの付加価値を高め、新たな需要の創出につなげる「経済目線」による支援を、市町村の垣根を超えて展開することが必要である。

#### (3)課題に対する申請団体の既存の取組状況

176/200字

- 北海道の地域開発や産業活性化を通じて活力ある地域社会の形成を目指してきた。また、現下の人口減少に関しては最も重要な社会課題として捉え、人材育成や、民間地域づくり活動の発掘・支援をはじめ、様々なアプローチで解決に取り組んできた。
- 公共交通に関しては、交通事業者と連携し、北海道の将来の交通体系のあり方に関する調査研究を行うなどの取組を行ってきた。

#### (4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義

231/200字

- 本事業は、「交通地域づくり法人（TMO）」という新たな枠組みを通じて住民参加型の公共交通を実現しようとする革新的取組であり、地域においても十分なノウハウが乏しいことから、休眠預金制度を活用し、複数年にわたる専門家による丁寧な伴走支援を行うことが必要であること。
- また、取組の実効性を高めるためには、市町村や事業者の垣根を越えて広域的かつ複合的な展開を行う必要があるが、そのためには、行政の所管や事業領域の壁を越えた、民間セクターによる活動が望ましいこと。

### IV.事業設計

#### (1)中長期アウトカム

- 事業終了3年後に、実行団体において完全に自立した運営が行われることにより、交通資源を活かした総合的な沿線活性組織として機能する。
- 社会革新の原動力となる「交通地域づくり法人（TMO）」の枠組みが、北海道のみならず、全国に展開されている。
- 沿線地域において、公共交通を地域で支える意識が向上し、公共交通を活用した経済波及効果が拡大している。

| (2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字   | モニタリング | 指標<br>100字   | 初期値/初期状態<br>100字           | 中間評価時の値/状態 | 事後評価時の値/状態                   |
|--|--------|--|----------------------------|------------|------------------------------|
| 実行団体の沿線地域において、公共交通の活性化に繋がる市民参加型の取組を実施することにより、新規の利用者を創出する。（「市民参加事業」）            |        | <input type="radio"/> 利用者へのヒヤリング調査<br><input type="radio"/> 当該公共交通の新規利用数（新規需要者数） | ゼロ                         |            | 事業終了後に評価を行う。目標の数値は実行団体と調整する。 |
| 実行団体の沿線地域において、駅やバスターミナルなどの遊休スペースの活用を実施することにより、交通事業者や地域産業の新たな収入を創出する。（「沿線開発事業」） |        | <input type="radio"/> 利用者へのヒヤリング調査<br><input type="radio"/> 交通事業者や地域産業の新たな収入     | ゼロ                         |            | 事業終了後に評価を行う。目標の数値は実行団体と調整する。 |
| 実行団体の沿線地域において、複数の交通モードを組み合わせた新たな移動の仕組みを創出することにより、当該公共交通の利用者を拡大する。（「沿線開発事業」）    |        | <input type="radio"/> 利用者へのヒヤリング調査<br><input type="radio"/> 当該公共交通の利用者数          | 沿線地域における公共交通事業者の協力により決定する。 |            | 事業終了後に評価を行う。目標の数値は実行団体と調整する。 |
| TMOはもとより、公共交通の活性化に向けた活動を行っている方々のネットワークを形成し、相互の学び合いにより取組の実効性を高める。（「人材育成事業」）     |        | <input type="radio"/> ネットワークの参加者<br><input type="radio"/> ネットワーク数（参加者数）又は取組数     | ゼロ                         |            | 事業終了後に評価を行う。目標の数値は実行団体と調整する。 |
| 上記の取組を通じて、公共交通への市民意識を向上する。   |        | <input type="radio"/> 利用者へのヒヤリング調査<br><input type="radio"/> アンケート調査による市民意識（数値化）  | 事前評価時の測定値を初期値とする。          |            | 事後評価時の測定値が、事前評価時よりも向上すること。   |

| (2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字   | モニタリング | 指標<br>100字  | 初期値/初期状態<br>100字 | 中間評価時の値/状態 | 事後評価時の値/状態     |
|--|--------|---|------------------|------------|----------------|
| 交通地域づくり法人を創出し、沿線地域に定着させること（TMO定着事業）により、当該公共交通への付加価値を向上させ、経済波及効果を拡大する。            |        | <input type="radio"/> 当該公共交通事業者へのヒヤリング調査<br><input type="radio"/> 事業者にデータ提供を依頼するとともに、TMO事業への意見や要望を聞き取る。 | ゼロ               |            | 付加価値と経済波及効果の創出 |
| 研修プログラムの提供や他府県を含めた活動ネットワーク形成等の人材育成事業を実施することにより、交通地域づくり法人（TMO）の仕組みを定着させ、全国にも展開する。 |        | <input type="radio"/> 他府県のTMOニーズ調査<br><input type="radio"/> TMOの設立又は設立準備を行っている団体数                       | ゼロ               |            | 事業終了時に3以上      |

| (3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目   |                  | 時期       |  |
|---|------------------|----------|--|
| 実施体制の整備■実行団体は、プロジェクトオフィサー（PO）・資金分配団体と打ち合わせを行い、プロジェクトマネージャー・事業実施担当者・事業評価担当者等を配置する。                               | 2025年3月～5月       | 81/200字  |  |
| 実施計画の作成■実行団体は、採択された申請内容（書）に基づき、POや沿線地域の関係者と打ち合わせながら、実施計画書を作成する。   | 2025年4月～6月       | 63/200字  |  |
| 評価計画の作成・事前評価の実施■実行団体は、資金分配団体の事業評価担当者と打ち合わせながら、事前評価・中間評価・事後評価の実施計画を整理した評価計画書を作成し、事前評価を実施する。（評価結果は事前評価書として取りまとめる） | 2025年5月～12月      | 111/200字 |  |
| 市民参加型事業の実施■実行団体は、実施計画書に基づき、市民参加型事業を実施する。実施に当たっては、該当する公共交通事業者や地域の関係者と十分調整する。                                     | 2025年6月～2026年12月 | 75/200字  |  |
| 沿線開発事業の実施■実行団体は、実施計画書に基づき、沿線開発事業を実施する。市民参加型事業と重複しても構わない。助成期間内に、複数回実施しても構わない。POと良く相談する。                          | 2025年6月～2026年12月 | 86/200字  |  |
| 人材育成事業への参加■実行団体は、POや資金分配団体の依頼に基づき、研修プログラムやネットワーク形成等の人材育成事業に参加する。  | 2025年6月～2028年3月  | 64/200字  |  |
| 中間評価の実施■実行団体は、事業の進捗状況を報告するため、中間評価を実施する。評価結果は、資金分配団体（評価担当）に提出する。   | 2026年10月～12月     | 63/200字  |  |
| 実施計画の見直し■実行団体は、中間評価結果やPOの指導等に基づき、実施計画を見直す。修正後の実施計画に基づき、市民参加型事業および沿線開発事業を実施する。                                   | 2027年1月～2028年3月  | 77/200字  |  |
| 事後評価の実施■実行団体は、事業の終了前に、成果の達成状況や事業の妥当性を検証する。検証結果は、資金分配団体に報告する。  | 2028年1月～3月       | 60/200字  |  |

| (3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援   |                  | 時期       |  |
|---|------------------|----------|--|
| 公募の準備■当財団及びコンソーシアムを組む日本旅行（総研）が有するネットワークを最大限に活用し、実行団体を広く公募する。  | 2025年3月～5月       | 60/200字  |  |
| 応募者の審査■当財団及び日本旅行（総研）の有するステークホルダーの中から、公共交通および地域づくり等の専門家による推進委員会を設置し、実行団体を3団体程度採択する。審査の課程で、必要に応じ審査委員以外の有識者から助言を得る。                              | 2025年4月～6月       | 112/200字 |  |
| 審査結果の公表■応募者に直接通知とともに、地元紙等を通じて広く結果を公表する。   | 2025年5月～7月       | 41/200字  |  |
| 実行団体の管理・JANPIAとの連絡調整■POと連携し、各実行団体の事業を推進・支援する。また、実行団体が適切に事業実施できるよう、不正防止や利益相反に注意しながら管理・指導する。必要に応じ、JANPIAとも連絡調整を行う。さらに、実行団体の活動を実施するための調査・相談等を行う。 | 2025年6月～2028年3月  | 141/200字 |  |
| 公共交通事業者や道内関係団体との連絡調整■実行団体のネットワーク化、複数の実行団体と交通事業者との企画調整・交渉支援等を行い、各実行団体の事業活動を支援する。   | 2025年6月～2028年3月  | 79/200字  |  |
| POの確保■当財団及びコンソーシアムを組む日本旅行（総研）の職員から3名のPOを確保する。   | 2025年3月～5月       | 45/200字  |  |
| 伴走支援の実施■POが主体となって、3実行団体を支援する。また、POは、コンソーシアム構成団体の事業管理者や評価担当者と情報共有を適宜行い、実行団体の事業を円滑に推進する。  | 2025年6月～2028年3月  | 86/200字  |  |
| 評価計画の作成■実行団体の実施計画書・評価計画書に基づき、事業のアウトカムに係る評価計画をコンソーシアム構成団体の評価担当者が作成する。事業のアウトカムに係る評価方法については、外部の専門家から助言を得る。また、必要に応じ、評価に関連する調査を実施する。               | 2025年5月～2027年12月 | 127/200字 |  |
| 事前評価の実施■実行団体の事前評価結果に基づき、コンソーシアム構成団体の評価担当者が事前評価を実施する。実行団体と評価担当者と情報共有を行う。   | 2025年7月～12月      | 71/200字  |  |
| 中間評価の実施■実行団体の中間評価結果に基づき、コンソーシアム構成団体の評価担当者が中間評価を実施する。中間評価結果は、実行団体にフィードバックし、必要に応じ、残りの事業計画を見直す。  | 2026年10月～2027年3月 | 92/200字  |  |
| 事後評価の実施■実行団体の事後評価結果に基づき、コンソーシアム構成団体の評価担当者が事後評価を実施する。また、地元紙等を通じて広く結果を公表する。   | 2028年1月～3月       | 73/200字  |  |

V.広報戦略および連携・対話戦略

|         |   |          |
|---------|---|----------|
| 広報戦略    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資金分配団体の媒体による発信（ホームページ・メルマガ（登録者数約3500人）・広報紙・市町村向け研修事業など）</li> <li>○ 発信力のある実行団体の採択（地方新聞社などを想定）</li> <li>○ 事業を通じた発信機会の確保（個別事業のきめ細やかなプレスリリース・住民参加型のキックオフミーティング開催など）</li> </ul> | 144/200字 |
| 連携・対話戦略 | <p>当財団は、北海道はもとより、全国の行政、主要関係団体、経済団体、学術機関等との幅広いネットワークを有している。今回の取組は、市民参加により、従来にはない発想により公共交通を活用する取組であることから、事業の展開に当たっては、それら関係機関との推進組織（仮称 TMO推進委員会）を設立し、様々な関係者の連携の下、機動的かつ実効的に事業を展開していく。</p>                               | 174/200字 |

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

|        |   |          |
|--------|---|----------|
| 資金分配団体 | <p>資金分配団体は、地域開発、産業活性化に係るプロジェクトの発掘、育成並びに支援を通じて、我が国の課題解決に資する活動を行う公益財団法人であり、自らが有する様々な支援ツールはもとより、道内産学官との様々なネットワークを活用して、助成期間終了後も当該社会課題の解決に向けた活動を継続していく。</p> <p>また、当財団としては、TMOと連携した民間団体の地域づくり活動に対する助成、駅を活用した地域おこし協力隊の起業支援等、自主事業を活用した間接的な支援も行う。</p>  | 224/400字 |
| 実行団体   | <p>実行団体は、休眠預金の事業活動に基づく収益力（観光・物産商品の販売、交通事業者への人材供給等）を拡大する。また、外部資本も活用した新たな事業展開（駅の管理、業務委託等）を目指すとともに、地域の協力・支援（受託事業、協賛金等）を受け、事業を継続する。そのため、実行団体は、まずは休眠預金を活用した手厚い支援により経営基盤の足固めを行いつつ、徐々に沿線自治体からの受託や沿線企業のコーディネートなどにより収益力を高めていく戦略とする。また、プログラムオフィサー（PO）による適切な伴走支援により、事業期間終了後の持続可能性を確保していく。</p> <p>実行団体の自立については、事業一人工（年間600万円）を雇用できる程度の収益確保がミニマム条件と想定している。</p> | 325/400字 |

## VII. 関連する主な実績

|   |          |
|---|----------|
| (1)助成事業の実績と成果   | 646/800字 |
| 当財団では、昭和63年の創設以来、地域づくりに関する多種多様な支援、助成事業を行って参りましたが、2023年度に実施した主な事業は次のとおりです。   |          |
| ◆自主事業   |          |
| ○地域づくり活動発掘・支援事業（地域づくり活動を行う民間団体の組織づくりや事業展開に関する伴走支援）・・・2023年度採択件数 6件          |          |
| ○地域経営はまなす塾（地域経営の基幹要員として活躍できる実行力を有する人材育成を目的とした官民合同研修）・・・2023年度参加者 10名        |          |
| ○地域の持続的発展を牽引する新たな観光協会のあり方に関する研究会（中小観光企業協会の抱える課題解決に向けた研修事業）・・・2023年度開催回数 3回  |          |
| ○北海道大学「デスティネーション・マネージャー育成プログラム」に対する支援（観光地域づくりの実践的人材の育成）・・・2023年度育成人数 2名     |          |
| ◆受託事業   |          |
| ○経済産業省「地域ブランド確立促進支援事業」（地域資源を活用したグランド化を進める事業者のアクションプラン策定）・・・2023年度採択件数 4地域   |          |
| ○国土交通省北海道開発局「北海道価値創造パートナーシップ交流活性化検討業務」（地域づくり関係者のネットワーク形成研修）・・・2023年度開催回数 4回 |          |
| ○北海道「農村ツーリズム人材育成セミナー事業」（農村ツーリズムを支える人材育成に向けたワークショップ、研修会）・・・2023年度開催回数 3回     |          |
| ○JICA「参加型地域開発のための地方行政強化研修」（来日した開発途上国の行政職員等に対する長期研修）ほか1件                     |          |
| (2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等                                     | 111/800字 |
| ○公共交通に関する調査研究<br>JR北海道取締役副社長と当財団理事による将来の交通体系のあり方に関する調査研究                    |          |
| ○二次交通サービスの充実に向けた地域支援<br>道内複数市町村においてレンタサイクルを活用した観光地づくりの支援                    |          |

## VIII. 実行団体の募集

|                |  |          |
|----------------|--|----------|
| (1)採択予定実行団体数   | 3団体程度を想定   | 140/200字 |
| (2)実行団体のイメージ   | 次の条件を満たす民間企業・団体（地方新聞社や地域金融機関などを想定）<br>・ 地域に根ざし、地域住民との広範なネットワークを有すること<br>・ 公益的事業の実績があること<br>・ 公共交通の付加価値向上に向けた社会活動を、事業者や沿線自治体とイコールパートナーとして推進できる能力を有すること  | 12/200字  |
| (3)1実行団体当り助成金額 | 6,000万円程度を想定   | 183/200字 |
| (4)案件発掘の工夫     | 主に次の手法により、案件（実行団体）を発掘する。<br>① ウェブによる発掘<br>・ 財団のホームページやメルマガ（登録者数約3500人）を活用した事業の発信を行う。<br>・ Webによる公募説明会を実施する。<br>② 個別訪問による発掘<br>・ 自治体や経済団体、主要企業などを訪問し、事業への理解と参加を促す。<br>③ メディアによる発掘<br>・ 地元紙等を活用した事業の発信を行う。 |          |

## IX.事業実施体制

|                                     |  |                   |   |                 |  |  |  |  |
|-------------------------------------|--|-------------------|---|-----------------|--|--|--|--|
| (1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の2団体がコンソーシアムを形成し、「地域」×「交通」の専門性融合によるシナジー効果を高め、事業を推進する。</li> <li>○ 2団体からプログラムオフィサーを3人選出し、各POが相互連携することにより、実行団体を支援する。</li> </ul> <p>① 公益財団法人はまなす財団</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の全体統括</li> <li>・ 地域におけるソーシャルビジネスの創出に強み</li> </ul> <p>② 株式会社日本旅行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通活性化目標からのアプローチ</li> <li>・ 交通利活用分野（利用促進、企画・造成等）に強み</li> </ul> |                   |   |                 | 218/200字                                       |  |  |  |
|                                     | 人数   | 内訳                |   | 他事業との兼務         | 左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載                     |  |  |  |
| (2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定<br>※資金分配団体用 | 3<br>名   | 新規採用人数<br>(予定も含む) | 名 | 予定あり(詳細は右記のとおり) | 本事業のPO業務と、自主事業（本事業の管理業務含む）の兼務想定。PO業務は30%程度を想定。 |  |  |  |
|                                     |  | 既存PO人数            |   |                 |  |  |  |  |
| (3)ガバナンス・コンプライアンス体制                 | 資金分配団体は内閣府認定の公益財団法人であり、公益法人三法に定める基本的なガバナンス・コンプライアンス体制は完備している。また、本事業の実施に当たっては、実施要項に基づく諸規程を遵守するとともに、監事（公認会計士）による定期監査を受監する。さらに、国立大学法人で公的研究費の不正防止および利益相反を担っていた担当者（■）をコンソーシアムの管理体制に加え、適切な事業運営に努める。  |                   |   |                 |  |  |  |  |
| (4)コンソーシアム利用有無                      | あり   |                   |   |                 |  |  |  |  |
|                                     |  |                   |   |                 | 190/200字                                       |  |  |  |

|        |                         |                                      |
|--------|-------------------------|--------------------------------------|
| 申請団体   | 資金分配団体                  |                                      |
| 事業期間   | 2025/03/01 ~ 2028/03/31 |                                      |
| 資金分配団体 | 事業名                     | 公共交通と地域の付加価値を向上させるイノベーションエコノミー創出支援事業 |
|        | 団体名                     | 公益財団法人 はまなす財団                        |

|                | 助成金         |
|----------------|-------------|
| 事業費            | 211,669,320 |
| 実行団体への助成       | 180,000,000 |
| 管理的経費          | 31,669,320  |
| プログラムオフィサー関連経費 | 24,211,200  |
| 評価関連経費         | 19,340,000  |
| 資金分配団体用        | 10,340,000  |
| 実行団体用          | 9,000,000   |
| 合計             | 255,220,520 |

## 1. 事業費

|          | 2024年度  | 2025年度     | 2026年度     | 2027年度     | 合計          |
|----------|---------|------------|------------|------------|-------------|
| 事業費 (A)  | 503,300 | 71,394,340 | 69,885,840 | 69,885,840 | 211,669,320 |
| 実行団体への助成 | 0       | 60,000,000 | 60,000,000 | 60,000,000 | 180,000,000 |
| －        |         |            |            |            |             |
| 管理的経費    | 503,300 | 11,394,340 | 9,885,840  | 9,885,840  | 31,669,320  |

## 2. プログラム・オフィサー関連経費

|                     | 2024年度  | 2025年度    | 2026年度    | 2027年度    | 合計         |
|---------------------|---------|-----------|-----------|-----------|------------|
| プログラム・オフィサー関連経費 (B) | 450,000 | 7,920,400 | 7,920,400 | 7,920,400 | 24,211,200 |
| プログラム・オフィサー人件費等     | 0       | 4,320,000 | 4,320,000 | 4,320,000 | 12,960,000 |
| その他経費               | 450,000 | 3,600,400 | 3,600,400 | 3,600,400 | 11,251,200 |

## 3. 評価関連経費

|            | 2024年度 | 2025年度    | 2026年度    | 2027年度    | 合計         |
|------------|--------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 評価関連経費 (C) | 0      | 6,280,000 | 6,280,000 | 6,780,000 | 19,340,000 |
| 資金分配団体用    | 0      | 3,280,000 | 3,280,000 | 3,780,000 | 10,340,000 |
| 実行団体用      | 0      | 3,000,000 | 3,000,000 | 3,000,000 | 9,000,000  |

## 4. 合計

|             | 2024年度  | 2025年度     | 2026年度     | 2027年度     | 合計          |
|-------------|---------|------------|------------|------------|-------------|
| 助成金計(A+B+C) | 953,300 | 85,594,740 | 84,086,240 | 84,586,240 | 255,220,520 |

## 資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

### (1) 事業費の補助率

|        | 自己資金・民間資金<br>合計 (D) | 助成金による補助率<br>(A/(A+D)) |
|--------|---------------------|------------------------|
| 助成期間合計 | 15,000,000          | 93.4%                  |

## (2)自己資金・民間資金からの支出予定

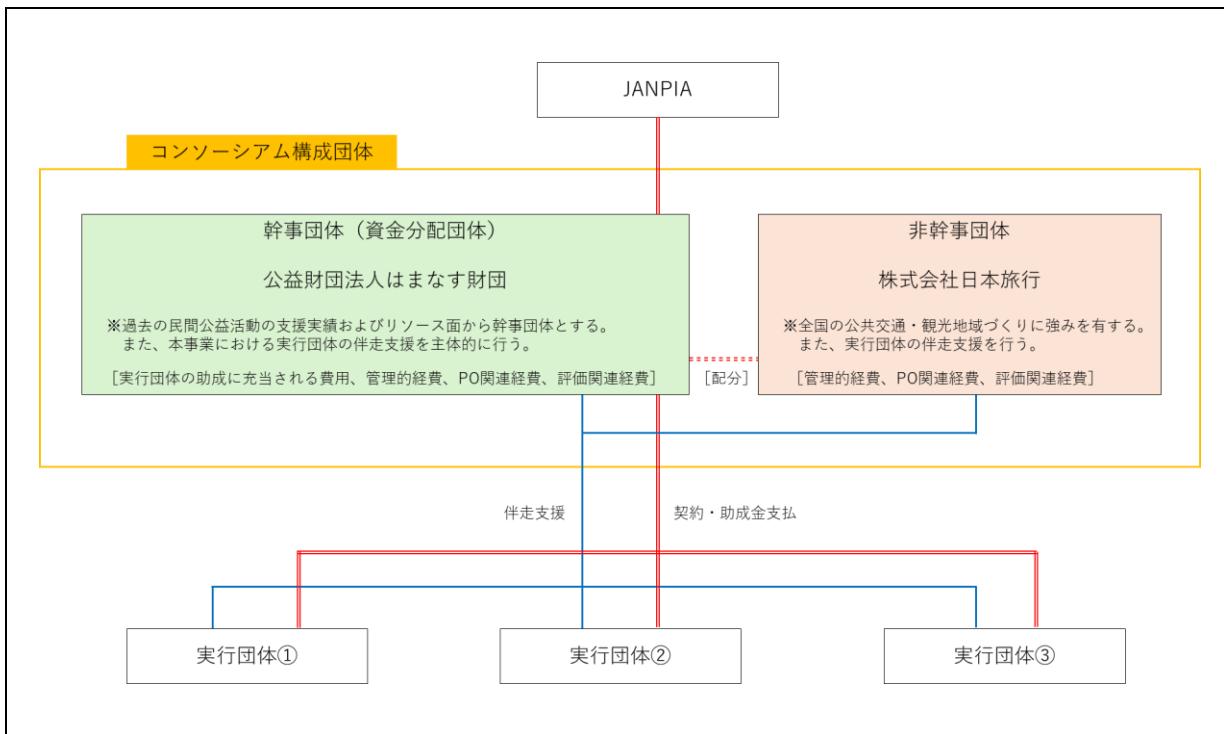
自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

## コンソーシアムの実施体制表

### 1. コンソーシアムを組成する目的

助成事業や民間公益活動を支援する中間支援組織としてリソース面、実績等が比較的豊富な団体（はまなす財団）を幹事団体として中核的機能を持たせ、全国の公共交通・観光地域づくりに強みを有する株式会社日本旅行（構成団体）とコンソーシアムを組成し、実行団体を支援する。その他、地域の知見や事業についての各専門性をもつ団体と連携し、知見等の共有化、シナジーを高める。

### 2. コンソーシアムの体制図



## 団体情報入力シート

### (1)団体組織情報

| 法人格         | 団体種別                | 公益財団法人  | 資金分配団体/活動支援団体 |  |  |
|-------------|---------------------|---|---------------|--|--|
| 団体名         | 公益財団法人 はまなす財団       |   |               |  |  |
| 郵便番号        | 060-0005            |   |               |  |  |
| 都道府県        | 北海道                 |   |               |  |  |
| 市区町村        | 札幌市中央区              |   |               |  |  |
| 番地等         | 北5条西6丁目 札幌センタービル15階 |   |               |  |  |
| 電話番号        | 011-205-5011        |   |               |  |  |
| WEBサイト(URL) | 団体WEBサイト            | <a href="https://www.hamanasu.or.jp/">https://www.hamanasu.or.jp/</a> |               |  |  |
|             | その他のWEBサイト(SNS等)    |   |               |  |  |
| 設立年月日       | 2011/04/01          |   |               |  |  |
| 法人格取得年月日    |                     |   |               |  |  |

### (2)代表者情報

|        |      |        |
|--------|------|--------|
| 代表者(1) | フリガナ | アベケイジ  |
|        | 氏名   | 阿部 啓二  |
|        | 役職   | 理事長    |
| 代表者(2) | フリガナ | タニカズユキ |
|        | 氏名   | 谷 一之   |
|        | 役職   | 専務理事   |

### (3)役員

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 役員数 [人]                   | 23 |
| 理事・取締役数 [人]               | 9  |
| 評議員 [人]                   | 12 |
| 監事/監査役・会計参与数 [人]          | 2  |
| 上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人] | 2  |

### (4)職員・従業員

|                |   |
|----------------|---|
| 職員・従業員数 [人]    | 9 |
| 常勤職員・従業員数 [人]  | 8 |
| 有給 [人]         | 8 |
| 無給 [人]         |   |
| 非常勤職員・従業員数 [人] | 1 |
| 有給 [人]         | 1 |
| 無給 [人]         |   |
| 事務局体制の備考       |   |

(5)会員

|                     |   |
|---------------------|---|
| 団体会員数 [団体数]         | 8 |
| 団体正会員 [団体数]         | 8 |
| 団体その他会員 [団体数]       |   |
| 個人会員・ボランティア数        | 0 |
| ボランティア人数(前年度実績) [人] |   |
| 個人正会員 [人]           |   |
| 個人その他会員 [人]         |   |

(6)資金管理体制

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること | - |
| 決済責任者 氏名／勤務形態           |   |
| 通帳管理者 氏名／勤務形態           |   |
| 経理担当者 氏名／勤務形態           |   |

(7)監査

|                |         |
|----------------|---------|
| 年間決算の監査を行っているか | 外部監査で実施 |
|----------------|---------|

(8)組織評価

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか | 受けていない |
| 認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください         |        |

(9)その他

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 業務別に区分経理ができる体制の可否 | 区分経理できる体制である |
|-------------------|--------------|

(10)助成を行った実績

|                   |  |
|-------------------|--|
| 今までに助成事業を行った実績の有無 | あり   |
| 申請前年度の助成件数 [件]    | 6  |
| 申請前年度の助成総額 [円]    | 7,000,000  |
| 助成した事業の実績内容       | 地域づくり活動・発掘支援事業（2013年開始）<br>・地域づくりに取り組む民間団体等に対して、助成金の支給や組織づくり支援、専門家の派遣など複合的な支援を実施 |

(11)助成を受けた実績

|                      |  |
|----------------------|--|
| 今までに助成を受けて行っている事業の実績 | あり   |
| 助成を受けた事業の実績内容        | 農林水産省「農村コミュニティ再生・活性化支援補助事業」を活用し、地域の農産品や加工品の販路拡大、都市圏からの交流人口増加などの農村活性化に関する取組を行った |

(12) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

## 団体情報入力シート

### (1)団体組織情報

| 法人格         | 団体種別                   | 株式会社（有限会社を含む）   | 資金分配団体/活動支援団体 |  |  |
|-------------|------------------------|---|---------------|--|--|
| 団体名         | 株式会社日本旅行               |   |               |  |  |
| 郵便番号        | 103-8266               |   |               |  |  |
| 都道府県        | 東京都                    |   |               |  |  |
| 市区町村        | 中央区                    |   |               |  |  |
| 番地等         | 日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング |   |               |  |  |
| 電話番号        | 03-6895-7800           |   |               |  |  |
| WEBサイト(URL) | 団体WEBサイト               | <a href="https://nta-corporate.jp/">https://nta-corporate.jp/</a> |               |  |  |
|             | その他のWEBサイト(SNS等)       | <a href="https://www.nta.co.jp/">https://www.nta.co.jp/</a>       |               |  |  |
| 設立年月日       | 1949/01/28             |   |               |  |  |
| 法人格取得年月日    | 1949/01/28             |   |               |  |  |

### (2)代表者情報

|        |      |          |
|--------|------|----------|
| 代表者(1) | フリガナ | コヤノ ヨシテル |
|        | 氏名   | 小谷野 悅光   |
|        | 役職   | 代表取締役    |
| 代表者(2) | フリガナ |          |
|        | 氏名   |          |
|        | 役職   |          |

### (3)役員

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 役員数 [人]                   | 16 |
| 理事・取締役数 [人]               | 11 |
| 評議員 [人]                   | 0  |
| 監事/監査役・会計参与数 [人]          | 5  |
| 上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人] | 0  |

### (4)職員・従業員

|                |       |
|----------------|-------|
| 職員・従業員数 [人]    | 5,625 |
| 常勤職員・従業員数 [人]  | 2,375 |
| 有給 [人]         | 2,375 |
| 無給 [人]         | 0     |
| 非常勤職員・従業員数 [人] | 3,250 |
| 有給 [人]         | 3,250 |
| 無給 [人]         | 0     |
| 事務局体制の備考       |       |

(5)会員

|                     |   |
|---------------------|---|
| 団体会員数 [団体数]         | 0 |
| 団体正会員 [団体数]         |   |
| 団体その他会員 [団体数]       |   |
| 個人会員・ボランティア数        | 0 |
| ボランティア人数(前年度実績) [人] |   |
| 個人正会員 [人]           |   |
| 個人その他会員 [人]         |   |

(6)資金管理体制

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること | - |
| 決済責任者 氏名／勤務形態           |   |
| 通帳管理者 氏名／勤務形態           |   |
| 経理担当者 氏名／勤務形態           |   |

(7)監査

|                |         |
|----------------|---------|
| 年間決算の監査を行っているか | 外部監査で実施 |
|----------------|---------|

(8)組織評価

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか | 受けていない |
| 認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください         |        |

(9)その他

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 業務別に区分経理ができる体制の可否 | 区分経理できる体制である |
|-------------------|--------------|

(10)助成を行った実績

|                   |    |
|-------------------|----|
| 今までに助成事業を行った実績の有無 | なし |
| 申請前年度の助成件数 [件]    | 0  |
| 申請前年度の助成総額 [円]    | 0  |
|                   | なし |
| 助成した事業の実績内容       |    |

(11)助成を受けた実績

|                      |    |
|----------------------|----|
| 今までに助成を受けて行っている事業の実績 | なし |
| 助成を受けた事業の実績内容        | なし |

(12) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

### 役員名簿

### 【各欄の入力方法と注意点】

- ・記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
  - ・名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
  - ・氏名欄に記入する氏名は右欄の氏名で入力してください。
  - ・備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載し、兼職有無の申告欄には、過去6ヶ月の兼職状況を記載してください。
  - ・提出の際はPDF等に変換せずにExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。
  - ・入力確認欄に「checkbox」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
  - ・役員名簿の枠が足りない場合は、適直追加してください。
  - ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間に半角で1マス空けてください。
  - ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間に全角で1マス空けてください。
  - ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
  - ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
  - ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

### 〔役員情報の第三者提供について〕

- ・役員名簿に記載いただいた情報は、申請資格要件（休眠預金等活用法の第17条第3項4号及び5号に定める活動を行う団体であること）を確認するするために、**JANPIAを経由して審査官へ提出**します。  
詳細は、助成申請書または資金提供契約書でご確認ください。  
・役員名簿はJANPIAに提出するにあたり、**上記を役員本人に説明し、役員本人が第三者提供（上記）に関して同意したかを必ず確認**してください。  
・役員名簿記載の提供者会員から同意を得たら、以下にチェックして提出ください。

必須入力セ 任意入力セ

役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意を得ました。

## 役員名簿

### 【各欄の入力方法と注意点】

- ・記載例（番号1-3）は削除の上番号により入力してください。
  - ・名簿には記載簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
  - ・氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
  - ・備考欄には他の団体等との兼属関係（兼属先名、兼任先での役割等）を記載し、兼職有無の申告欄には、過去6ヶ月の兼職状況を記載してください。
  - ・提出のPDF等に実装せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。
  - ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
  - ・役員名簿の件数が足りない場合は、通常追加してください。
  - ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間に半角で1マス空けてください。
  - ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間に全角で1マス空けてください。
  - ・外国人の場合は、氏名カナ欄は該当アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
  - ・生年月日欄は、大字はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は1月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
  - ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

### 〔役員情報の第三者提供について〕

- ④役員名簿に記載したまたは賃借料額（扶助金預用活用法の第17条第3項4号及び5号に定める活動を行う団体であること）を確認するためには、JANPIAを経由して警察庁へ提出します。  
詳しくは、扶助申請または賃借料は賃借料提供契約でご確認ください。  
⑤役員名簿をJANPIAの提出者全員に捺印するにあたり、「上記役員名簿に記載」、役員本人が第三者提供（上記）に関して同意したかを必ず確認してください。  
⑥役員名簿の提出者全員に捺印するにあたり、「上記役員名簿に記載」、役員本人が第三者提供（上記）に関して同意したかを必ず確認してください。

必須入力セル 任意入力セル

役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意を得ました。

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

|          |  |
|----------|--|
| 事業名:     | 公共交通と地域の付加価値を向上させるイノベーションエコノミー創出支援事業   |
| 団体名:     | 公益財団法人 はまなす財団                          |
| 過去の採択状況: | 通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。 |

|          |      |
|----------|------|
| 記入箇所チェック | 記入完了 |
|----------|------|

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
**過去の採択状況に關係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。**

(注意事項)  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。<https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>  
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

|          |                           |
|----------|---------------------------|
| 記入箇所チェック | ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。 |
|----------|---------------------------|

|      |      |      |
|------|------|------|
| 記入完了 | 記入完了 | 記入完了 |
|------|------|------|

| 規程類に含める必須項目   | (参考)JANPIAの規程類         | 提出時期(選択) | 根拠となる規程類、指針等 | 必須項目の該当箇所※条項等 |
|---|------------------------|----------|--------------|---------------|
| <b>●社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>  |                        |          |              |               |
| (1)開催時期・頻度  | ・評議員会規則<br>・定款         | 公募申請時に提出 | 定款           | 第20条          |
| (2)招集権者   |                        | 公募申請時に提出 | 定款           | 第21条          |
| (3)招集理由   |                        | 公募申請時に提出 | 定款           | 第21条          |
| (4)招集手続   |                        | 公募申請時に提出 | 定款           | 第22条          |
| (5)決議事項   |                        | 公募申請時に提出 | 定款           | 第19条          |
| (6)決議(過半数か3分の2か)  |                        | 公募申請時に提出 | 定款           | 第25条          |
| (7)議事録の作成   |                        | 公募申請時に提出 | 定款           | 第26条          |
| (8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外<br>「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること<br>※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこと |                        | 公募申請時に提出 | 定款           | 第25条          |
| <b>●理事の構成に関する規程</b> ※理事会を設置していない場合は不要です。  |                        |          |              |               |
| (1)理事の構成<br>「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること  | 定款                     | 公募申請時に提出 | 定款           | 第28条          |
| (2)理事の構成<br>「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること  |                        | 公募申請時に提出 | 定款           | 第28条          |
| <b>●理事会の運営に関する規程</b> ※理事会を設置していない場合は不要です。   |                        |          |              |               |
| (1)開催時期・頻度  | ・定款<br>・理事会規則          | 公募申請時に提出 | 定款           | 第38条          |
| (2)招集権者   |                        | 公募申請時に提出 | 定款           | 第39条          |
| (3)招集理由   |                        | 公募申請時に提出 | 定款           | 第38条          |
| (4)招集手続   |                        | 公募申請時に提出 | 定款           | 第39条          |
| (5)決議事項   |                        | 公募申請時に提出 | 定款           | 第37条          |
| (6)決議 (過半数か3分の2か)   |                        | 公募申請時に提出 | 定款           | 第42条          |
| (7)議事録の作成   |                        | 公募申請時に提出 | 定款           | 第44条          |
| (8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外<br>「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること   |                        | 公募申請時に提出 | 定款           | 第42条          |
| <b>●理事の職務権</b>  |                        |          |              |               |
| JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するものほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること  | 理事の職務権限規程              | 公募申請時に提出 | 定款           | 第29条          |
| <b>●監事の監査に関する規程</b>   |                        |          |              |               |
| 監事の職務及び権限を規定し、その具体的な内容を定めていること<br>※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください   | 監事監査規程                 | 公募申請時に提出 | 定款           | 第30条          |
| <b>●役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>   |                        |          |              |               |
| (1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額   | 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程 | 公募申請時に提出 | 役員等報酬規程      | 第2条           |
| (2)報酬の支払い方法   |                        | 公募申請時に提出 | 役員等報酬規程      | 第2条           |

| ●倫理に関する規程   |  |             |            |                    |
|---|--|-------------|------------|--------------------|
| (1)基本的人権の尊重   | ・倫理規程<br>・ハラスメントの防止に関する規程  | 公募申請時に提出    | 就業規程       | 第25条               |
| (2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)  |  | 公募申請時に提出    | 就業規程       | 第25条               |
| (3)私的利害追求の禁止  |  | 公募申請時に提出    | 就業規程       | 第25条               |
| (4)利益相反等の防止及び開示   |  | 公募申請時に提出    | 就業規程       | 第25条               |
| (5)特別の利益を与える行為の禁止<br>「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること                |  | 公募申請時に提出    | 就業規程       | 第25条               |
| (6)ハラスメントの防止  |  | 公募申請時に提出    | 就業規程       | 第25条の2             |
| (7)情報開示及び説明責任   |  | 公募申請時に提出    | 情報公開規程     | 第2条                |
| (8)個人情報の保護  |  | 公募申請時に提出    | 個人情報保護規程   | 第1条から第15条          |
| ●利益相反防止に関する規程   |  |             |            |                    |
| (1)-1利益相反行為の禁止<br>「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと                        | ・倫理規程<br>・理事会規則<br>・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程<br>・就業規則<br>・審査会議規則<br>・専門家会議規則 | 公募申請時に提出    | 定款         | 第34条               |
| (1)-2利益相反行為の禁止<br>「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること          |  | 公募申請時に提出    | 定款         | 第34条               |
| (2)自己申告<br>「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること        |  | 公募申請時に提出    | 定款         | 第34条               |
| ●コンプライアンスに関する規程   |  |             |            |                    |
| (1)コンプライアンス担当組織<br>実施等を担う部署が設置されていること   | コンプライアンス規程   | 内定後1週間以内に提出 |            |                    |
| (2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須)<br>「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること         |  | 内定後1週間以内に提出 |            |                    |
| (3)コンプライアンス違反事案<br>「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること                     |  | 内定後1週間以内に提出 |            |                    |
| ●内部通報者保護に関する規程  |  |             |            |                    |
| (1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)   | 内部通報(ヘルpline)規程  | 内定後1週間以内に提出 |            |                    |
| (2)通報者等への不利益処分の禁止<br>「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること |  | 内定後1週間以内に提出 |            |                    |
| ●組織(事務局)に関する規程  |  |             |            |                    |
| (1)組織(業務の分掌)  | 事務局規程  | 公募申請時に提出    | 事務局組織規程    | 第1条から第4条           |
| (2)職制   |  | 公募申請時に提出    | 事務局組織規程    | 第3条                |
| (3)職責   |  | 公募申請時に提出    | 事務局組織規程    | 第3条の2              |
| (4)事務処理(決裁)   |  | 公募申請時に提出    | 事務決裁に関する規則 | 第3条                |
| ●職員の給与等に関する規程   |  |             |            |                    |
| (1)基本給、手当、賞与等   | 給与規程   | 公募申請時に提出    | 賃金規則       | 第9条、第12条、第13条、第14条 |
| (2)給与の計算方法・支払方法   |  | 公募申請時に提出    | 賃金規則       | 第3条、第4条            |
| ●文書管理に関する規程   |  |             |            |                    |
| (1)決裁手続き  | 文書管理規程   | 公募申請時に提出    | 事務決裁に関する規則 | 第3条                |
| (2)文書の整理、保管   |  | 公募申請時に提出    | 文書保存に関する規則 | 第2条                |
| (3)保存期間   |  | 公募申請時に提出    | 文書保存に関する規則 | 第2条                |
| ●情報公開に関する規程   |  |             |            |                    |
| 以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること<br>1.定款<br>2.事業計画、収支予算<br>3.事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録<br>4.理事会、社員総会、評議員会の議事録 | 情報公開規程   | 公募申請時に提出    | 情報公開規程     | 第2条                |
| ●リスク管理に関する規程  |  |             |            |                    |
| (1)具体的リスク発生時の対応   | リスク管理規程  | 内定後1週間以内に提出 |            |                    |
| (2)緊急事態の範囲  |  | 内定後1週間以内に提出 |            |                    |
| (3)緊急事態の対応の方針   |  | 内定後1週間以内に提出 |            |                    |
| (4)緊急事態対応の手順  |  | 内定後1週間以内に提出 |            |                    |
| ●経理に関する規程   |  |             |            |                    |
| (1)区分経理   | 経理規程   | 公募申請時に提出    | 会計処理規程     | 第1章                |
| (2)会計処理の原則  |  | 公募申請時に提出    | 会計処理規程     | 第1章                |
| (3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別   |  | 公募申請時に提出    | 会計処理規程     | 第1章及び第5章           |
| (4)勘定科目及び帳簿   |  | 公募申請時に提出    | 会計処理規程     | 第2章                |
| (5)金銭の出納保管  |  | 公募申請時に提出    | 会計処理規程     | 第5章                |
| (6)収支予算   |  | 公募申請時に提出    | 会計処理規程     | 第3章                |
| (7)決算   |  | 公募申請時に提出    | 会計処理規程     | 第8章                |

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

|          |  |
|----------|--|
| 事業名:     | 公共交通と地域の付加価値向上させるイノベーションエコノミー創出支援事業    |
| 団体名:     | 株式会社日本旅行                               |
| 過去の採択状況: | 通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。 |

|          |      |
|----------|------|
| 記入箇所チェック | 記入完了 |
|----------|------|

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
**過去の採択状況に關係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。**

(注意事項)  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。<https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>  
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

|          |                           |
|----------|---------------------------|
| 記入箇所チェック | ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。 |
| 記入完了     | 記入完了                      |

| 規程類に含める必須項目  | (参考)JANPIAの規程類             | 提出時期(選択)    | 根拠となる規程類、指針等 | 必須項目の該当箇所※系項等            |  |
|--|----------------------------|-------------|--------------|--------------------------|--|
| <b>● 株主総会の運営に関する規程</b>   |                            |             |              |                          |  |
| (1)開催時期・頻度   | ・評議員会規則<br>・定款             | 公募申請時に提出    | 定款           | 第15条                     |  |
| (2)招集権者  |                            | 公募申請時に提出    | 定款           | 第16条                     |  |
| (3)招集理由  |                            | 公募申請時に提出    | 定款           | 第21条、25条、29条、32条、36条、37条 |  |
| (4)招集手続  |                            | 公募申請時に提出    | 定款           | 第9条                      |  |
| (5)決議事項  |                            | 公募申請時に提出    | 定款           | 第21条、25条、29条、32条、36条、37条 |  |
| (6)決議(過半数か3分の2か)   |                            | 公募申請時に提出    | 定款           | 第17条                     |  |
| (7)議事録の作成  |                            | 公募申請時に提出    | 定款           | 第19条                     |  |
| <b>● 取締役の構成に関する規程</b> ※取締役会を設置していない場合は不要です。  |                            |             |              |                          |  |
| (1)取締役の構成<br>「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること  | 定款                         | 内定後1週間以内に提出 |              |                          |  |
| (2)取締役の構成<br>「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること |                            | 内定後1週間以内に提出 |              |                          |  |
| <b>● 取締役会の運営に関する規程</b> ※取締役会を設置していない場合は不要です。   |                            |             |              |                          |  |
| (1)開催時期・頻度   | ・定款<br>・理事会規則              | 公募申請時に提出    | 取締役会規則       | 第4条                      |  |
| (2)招集権者  |                            | 公募申請時に提出    | 取締役会規則       | 第5条                      |  |
| (3)招集理由  |                            | 公募申請時に提出    | 取締役会規則       | 第10条、11条                 |  |
| (4)招集手続  |                            | 公募申請時に提出    | 取締役会規則       | 第6条                      |  |
| (5)決議事項  |                            | 公募申請時に提出    | 取締役会規則       | 第10条                     |  |
| (6)決議(過半数か3分の2か)   |                            | 公募申請時に提出    | 取締役会規則       | 第9条                      |  |
| (7)議事録の作成  |                            | 公募申請時に提出    | 取締役会規則       | 第13条                     |  |
| (8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外<br>「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること    |                            | 公募申請時に提出    | 取締役会規則       | 第9条                      |  |
| <b>● 取締役の職務権限に関する規程</b>  |                            |             |              |                          |  |
| 【参考】JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するものほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること                               |                            | 理事の職務権限規程   | 公募申請時に提出     | 取締役会規則                   |  |
|  |                            |             |              | 別表3条                     |  |
| <b>● 監査役の監査に関する規程</b>  |                            |             |              |                          |  |
| 監査役の職務及び権限を規定し、その具体的な内容を定めていること<br>※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください        | 監事監査規程                     | 公募申請時に提出    | 監査役会規則       | 第4条、11条                  |  |
| <b>● 役員の報酬等に関する規程</b>  |                            |             |              |                          |  |
| (1)役員(置いている場合にのみ)の報酬の額   | 役員及び評議員の報酬<br>等並びに費用に関する規程 | 公募申請時に提出    | 定款           | 第25条、32条                 |  |
| (2)報酬の支払い方法  |                            | 公募申請時に提出    | 社員給与規程       | 第4条                      |  |

| ●倫理に関する規程  |  |             |                     |                      |
|--|--|-------------|---------------------|----------------------|
| (1)基本的人権の尊重  | ・倫理規程<br>・ハラスメントの防止に関する規程  | 公募申請時に提出    | CSR基本方針             | 第7項                  |
| (2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)   |  | 公募申請時に提出    | CSR基本方針             | 第3項、8項               |
| (3)私的利害追求の禁止   |  | 公募申請時に提出    | CSR基本方針             | 第5項                  |
| (4)利益相反等の防止及び開示  |  | 内定後1週間以内に提出 |                     |                      |
| (5)特別の利益を与える行為の禁止<br>「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること                   |  | 内定後1週間以内に提出 |                     |                      |
| (6)ハラスメントの防止   |  | 公募申請時に提出    | 社員就業規則              | 第112条18号<br>第113条10号 |
| (6)情報開示及び説明責任  |  | 内定後1週間以内に提出 |                     |                      |
| (7)個人情報の保護   |  | 公募申請時に提出    | CSR基本方針             | 第6項                  |
| ●利益相反防止に関する規程  |  |             |                     |                      |
| (1)-1利益相反行為の禁止<br>「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと                           | ・倫理規程<br>・理事会規則<br>・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程<br>・就業規則<br>・審査会議規則<br>・専門家会議規則 | 内定後1週間以内に提出 |                     |                      |
| (1)-2利益相反行為の禁止<br>「助成事業等を行なうにあたり、役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること                       |  | 内定後1週間以内に提出 |                     |                      |
| (2)自己申告<br>「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること           |  | 内定後1週間以内に提出 |                     |                      |
| ●コンプライアンスに関する規程  |  |             |                     |                      |
| (1)コンプライアンス担当組織<br>実施等を担う部署が設置されていること  | コンプライアンス規程   | 公募申請時に提出    | リスクマネジメント委員会規程      | 第13条                 |
| (2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須)<br>「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること            |  | 公募申請時に提出    | リスクマネジメント委員会規程      | 第12条                 |
| (3)コンプライアンス違反事案<br>「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること                        |  | 内定後1週間以内に提出 |                     |                      |
| ●内部通報者保護に関する規程   |  |             |                     |                      |
| (1)ヘルpline窓口(外部窓口の設置が望ましい)   | 内部通報(ヘルpline)規程  | 公募申請時に提出    | コンプライアンス・ホットライン運用規程 | 第4条                  |
| (2)通報者等への不利益処分の禁止<br>「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること    |  | 公募申請時に提出    | コンプライアンス・ホットライン運用規程 | 第15条                 |
| ●組織(事務局)に関する規程   |  |             |                     |                      |
| (1)組織(業務の分掌)   | 事務局規程  | 内定後1週間以内に提出 |                     |                      |
| (2)職制  |  | 内定後1週間以内に提出 |                     |                      |
| (3)職責  |  | 内定後1週間以内に提出 |                     |                      |
| (4)事務処理(決裁)  |  | 内定後1週間以内に提出 |                     |                      |
| ●職員の給与等に関する規程  |  |             |                     |                      |
| (1)基本給、手当、賞与等  | 給与規程   | 公募申請時に提出    | 社員給与規程              | 全般                   |
| (2)給与の計算方法・支払方法  |  | 公募申請時に提出    | 社員給与規程              | 全般、第4条               |
| ●文書管理に関する規程  |  |             |                     |                      |
| (1)決裁手続き   | 文書管理規程   | 公募申請時に提出    | 稟議書取扱手続             | 全般                   |
| (2)文書の整理、保管  |  | 公募申請時に提出    | 文書取扱規程              | 第32条                 |
| (3)保存期間  |  | 公募申請時に提出    | 文書取扱規程              | 第33条                 |
| ●情報公開に関する規程  |  |             |                     |                      |
| 以下の1.~3.の書類が情報公開の対象に定められていること<br>1.定款<br>2.事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書<br>3.取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分) | 情報公開規程   | 内定後1週間以内に提出 |                     |                      |
| ●リスク管理に関する規程   |  |             |                     |                      |
| (1)具体的リスク発生時の対応  | リスク管理規程  | 公募申請時に提出    | 異常時対策要領             | 全般                   |
| (2)緊急事態の範囲   |  | 公募申請時に提出    | 異常時対策要領             | 第4条                  |
| (3)緊急事態の対応の方針  |  | 公募申請時に提出    | 異常時対策要領             | 第2条、3条               |
| (4)緊急事態対応の手順   |  | 公募申請時に提出    | 異常時対策要領             | 全般                   |
| ●経理に関する規程  |  |             |                     |                      |
| (1)区分経理  | 経理規程   | 公募申請時に提出    | 経理規程                | 第2条、4条               |
| (2)会計処理の原則   |  | 公募申請時に提出    | 経理規程                | 第11条、34条、39条         |
| (3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別  |  | 公募申請時に提出    | 経理規程                | 第5条、8条               |
| (4)勘定科目及び帳簿  |  | 公募申請時に提出    | 経理規程                | 第3編2章、3章             |
| (5)金銭の出納保管   |  | 公募申請時に提出    | 経理規程                | 第3編4章                |
| (6)収支予算  |  | 公募申請時に提出    | 経理規程                | 第2編                  |
| (7)決算  |  | 公募申請時に提出    | 経理規程                | 第3編7章                |

# 定 款

公益財団法人 はまなす財団

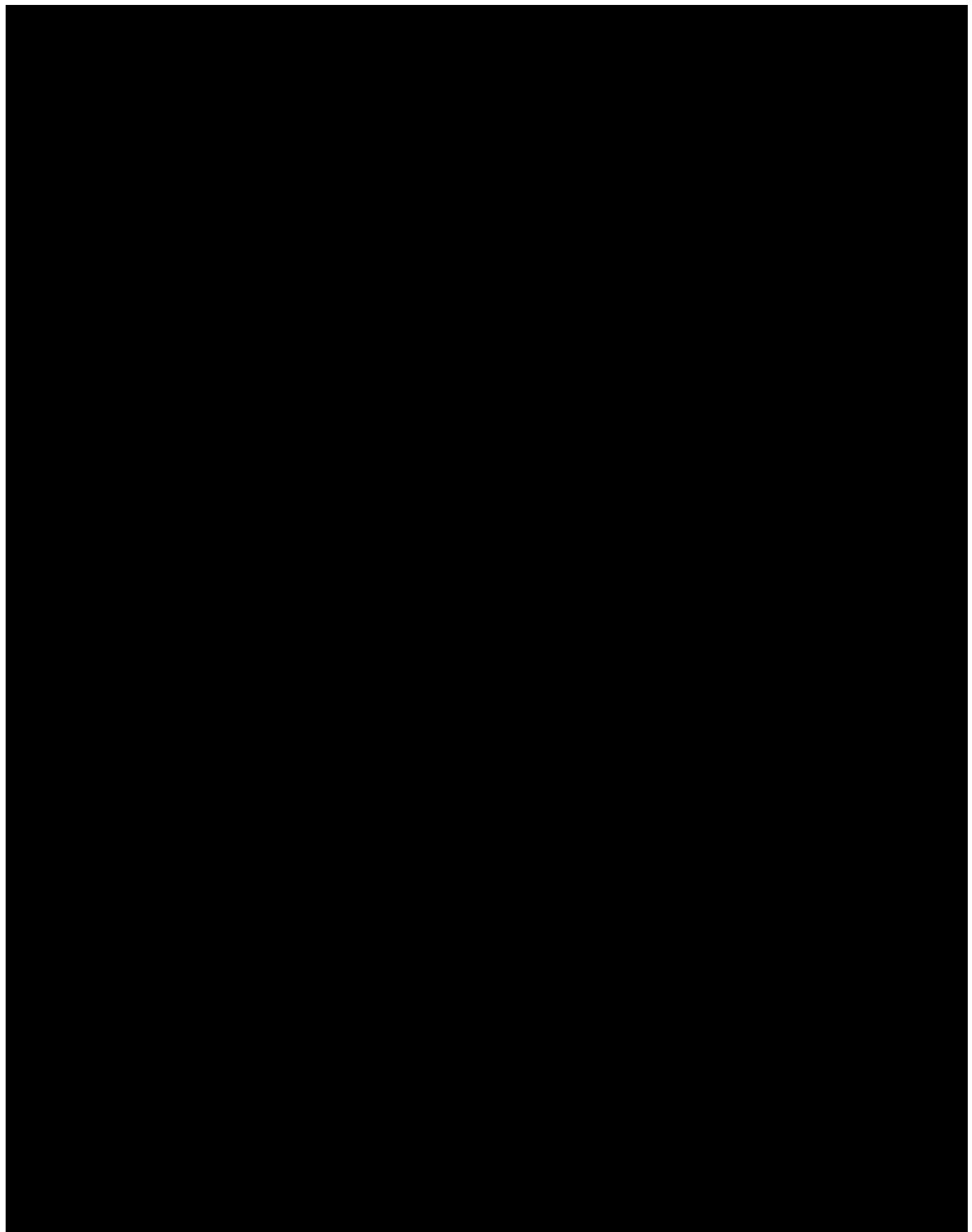
# 公益財団法人はまなす財団 定款

## 第1章 総則

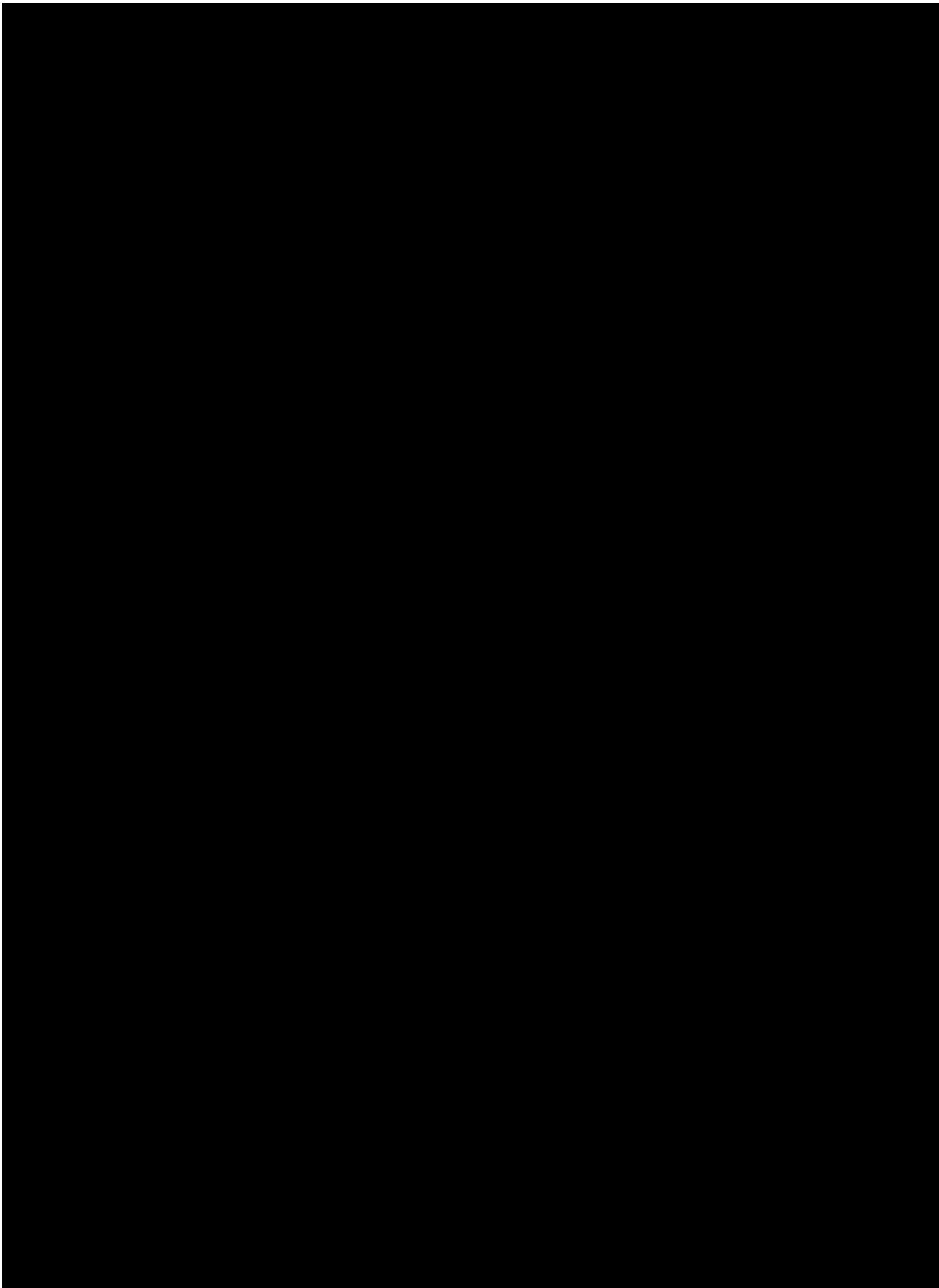
(名称)

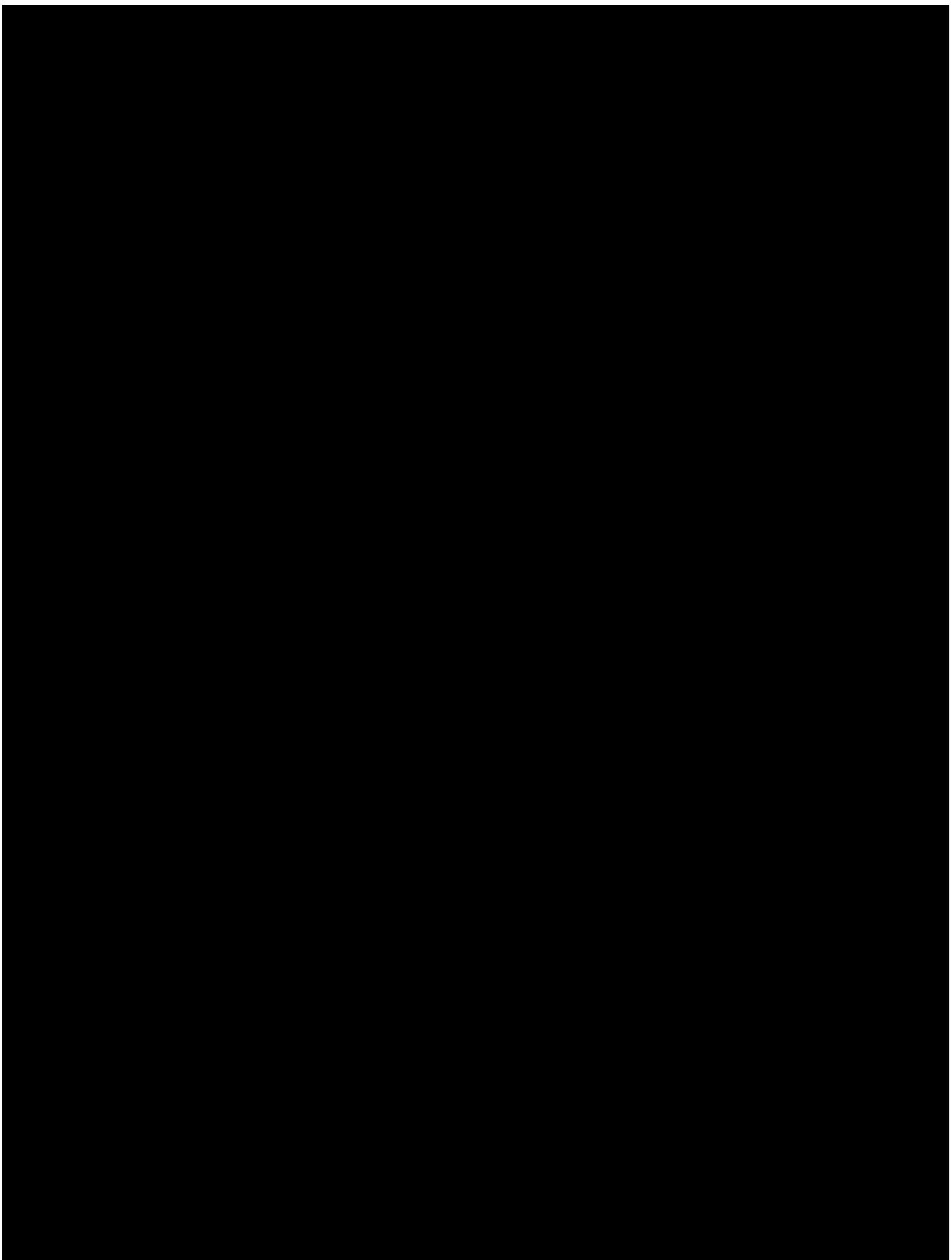
第1条 この法人は、公益財団法人はまなす財団（英文名 HAMANASU FOUNDATION）と称する。

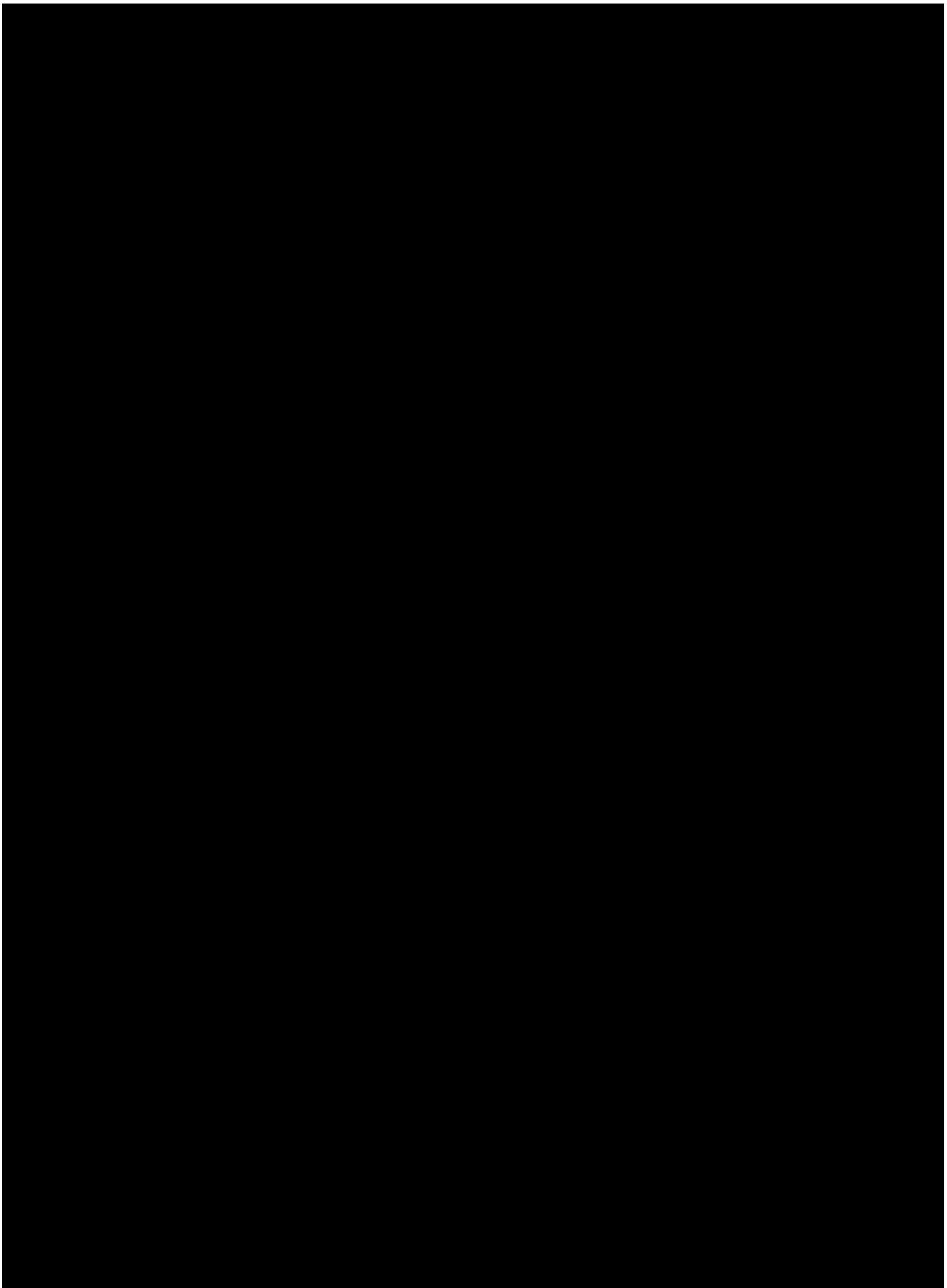
団体からの要請により  
「第1章」の「第1条」のみを  
公開とした。（JANPIA）

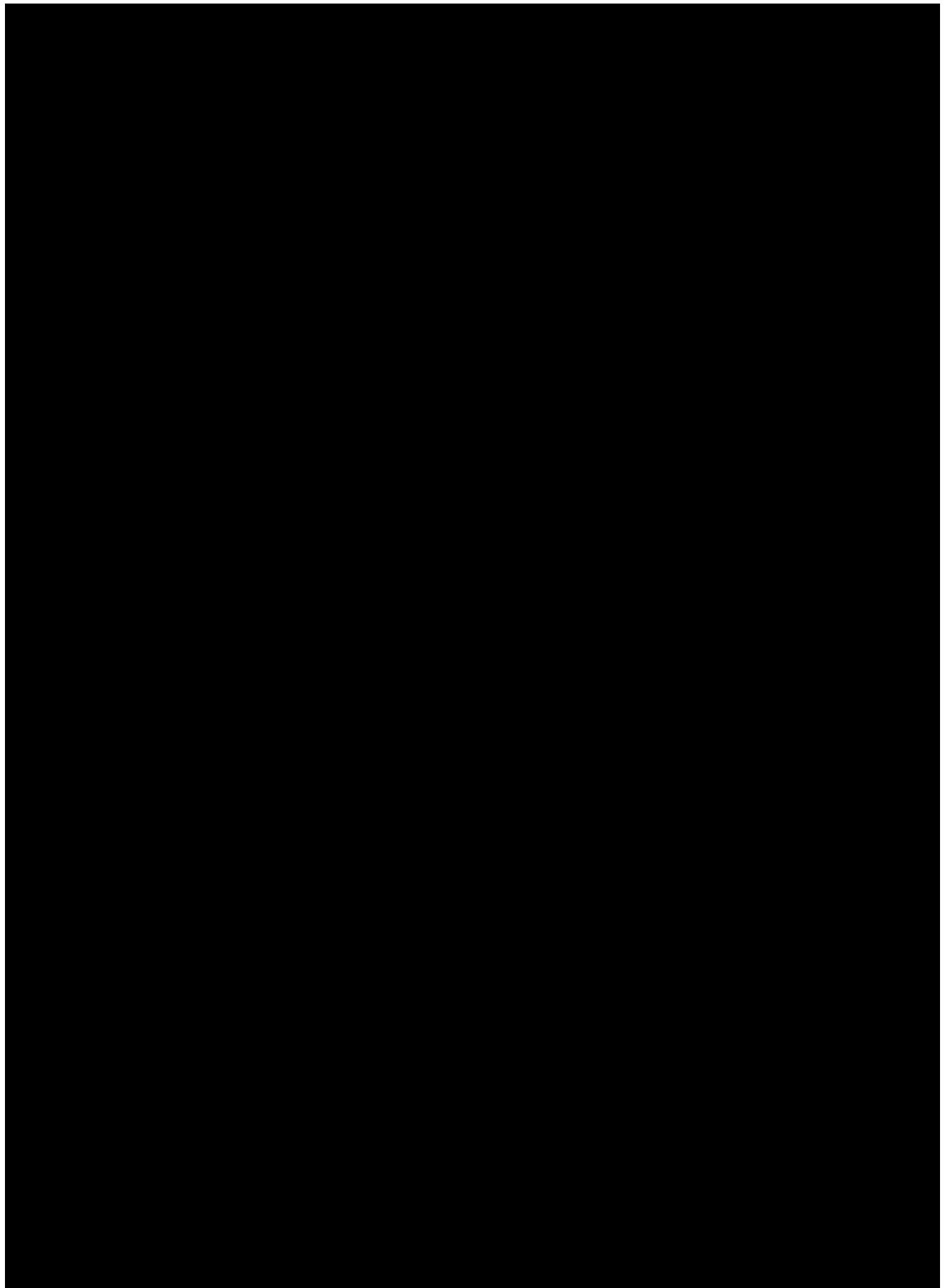




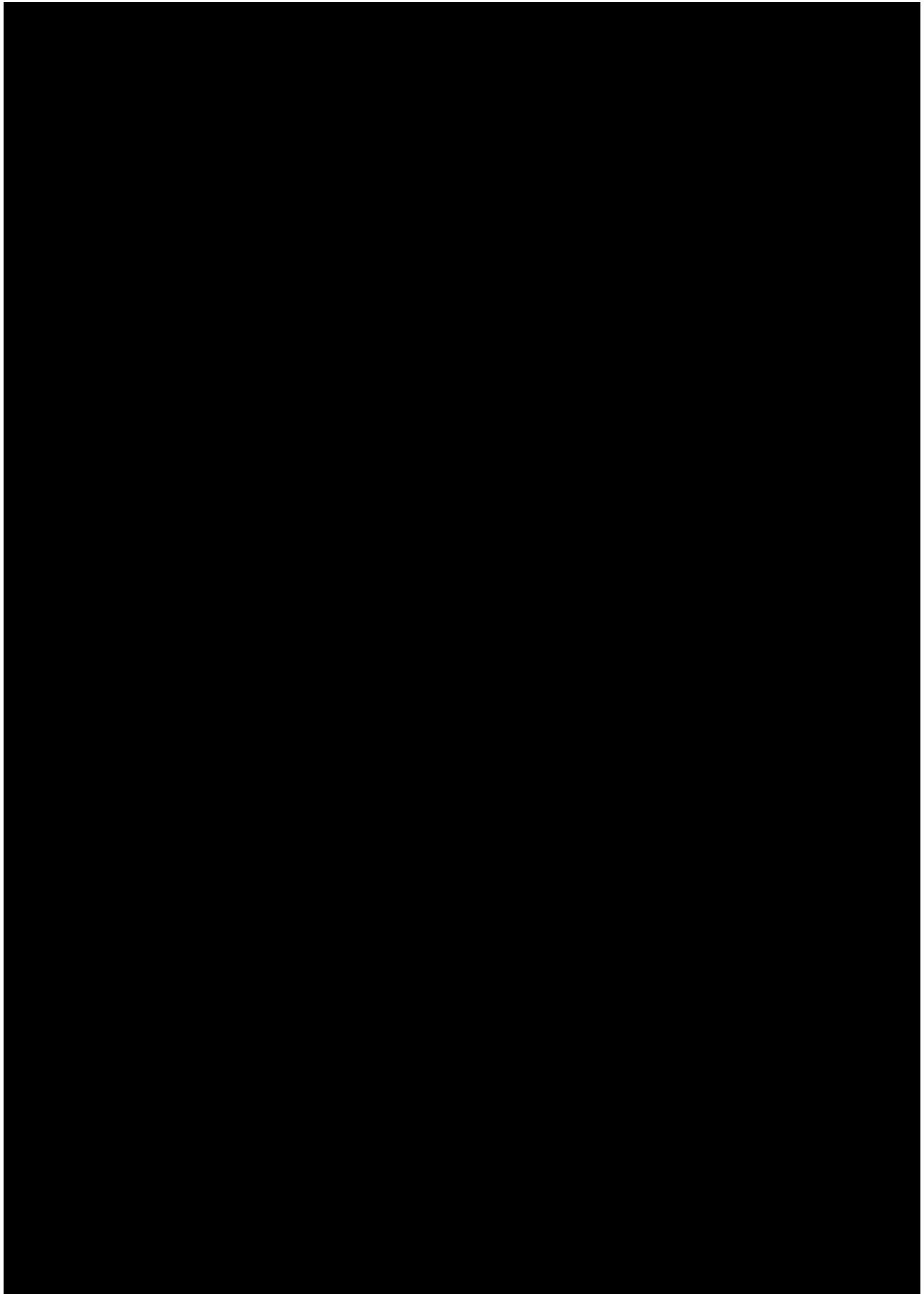


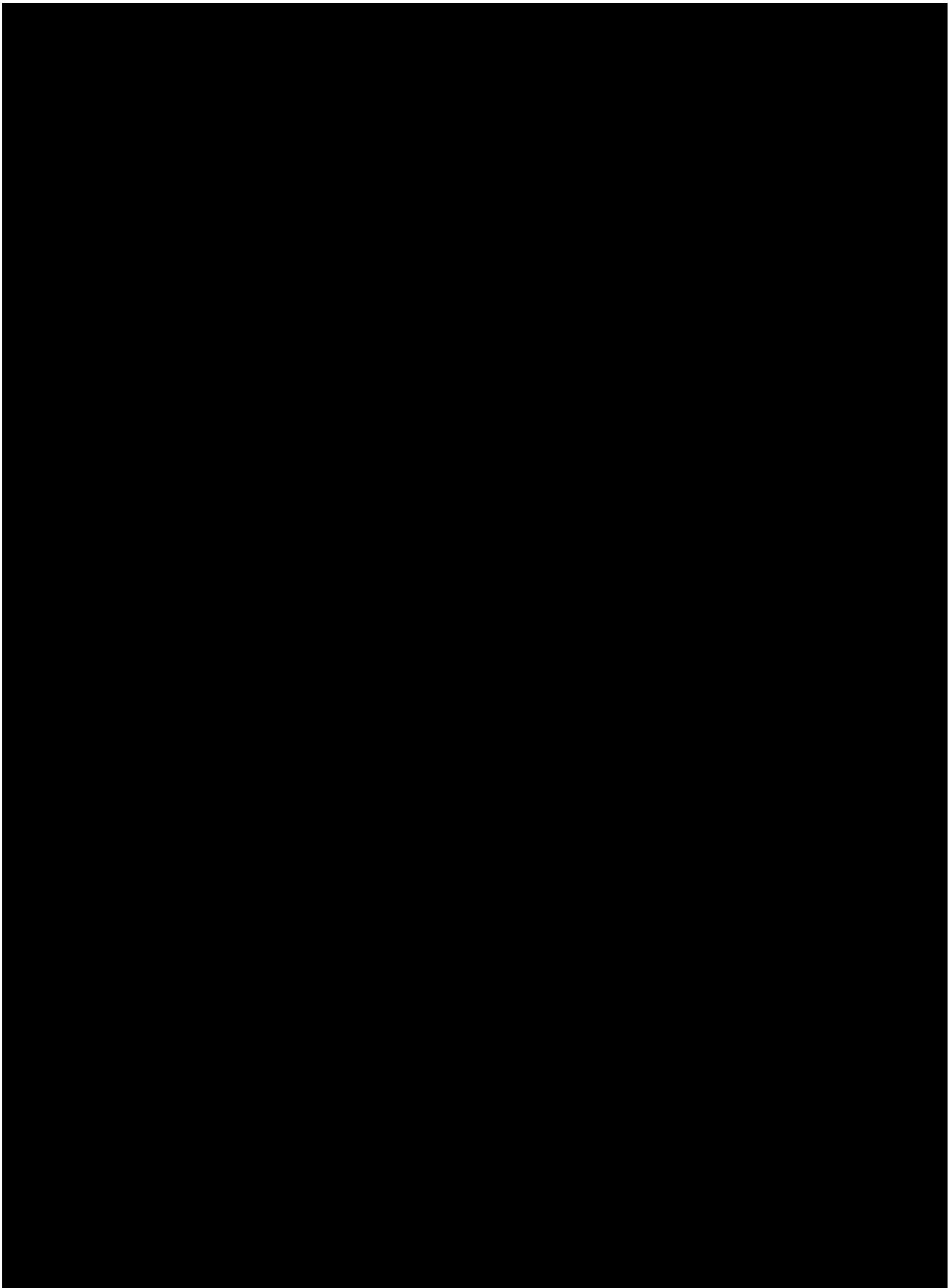


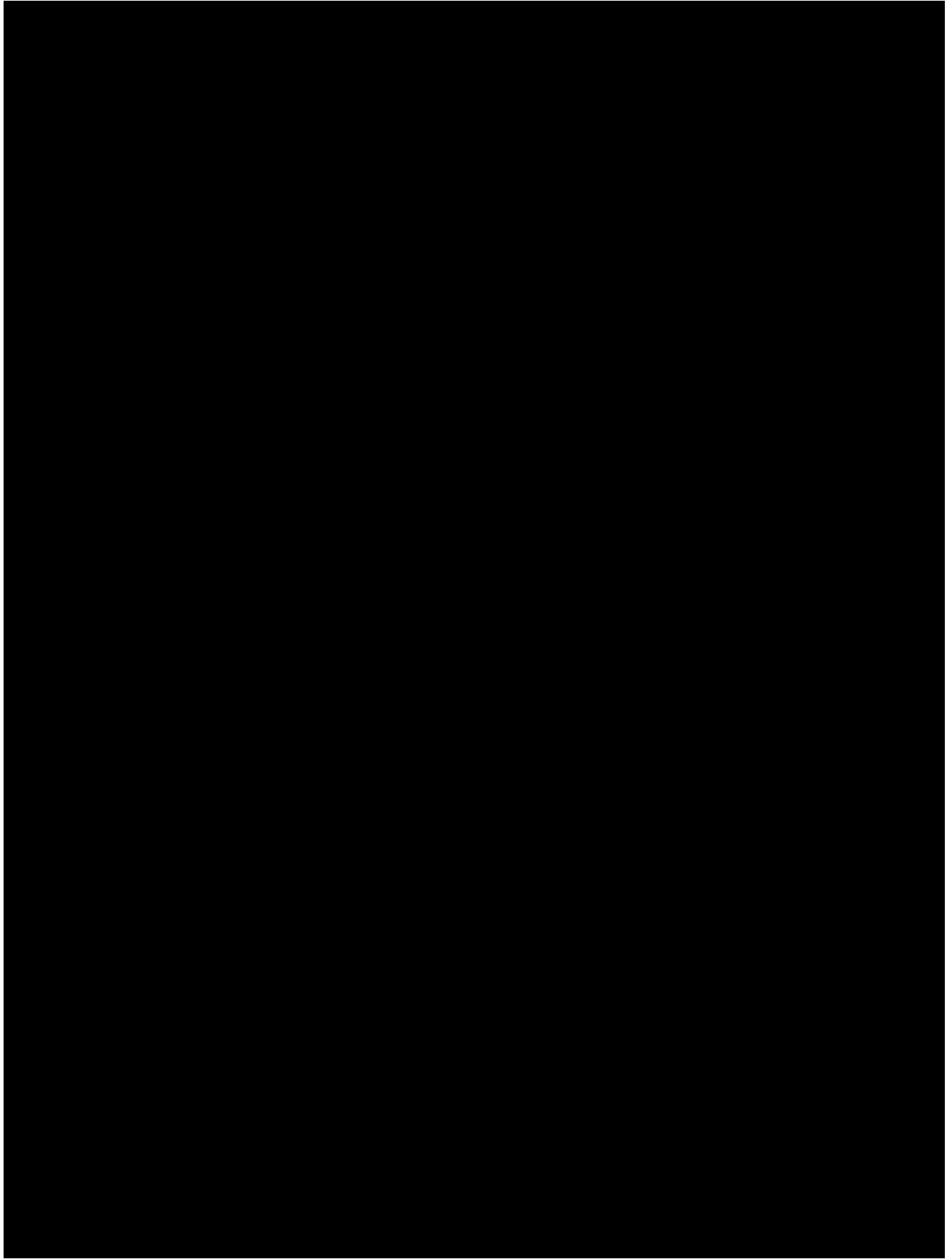


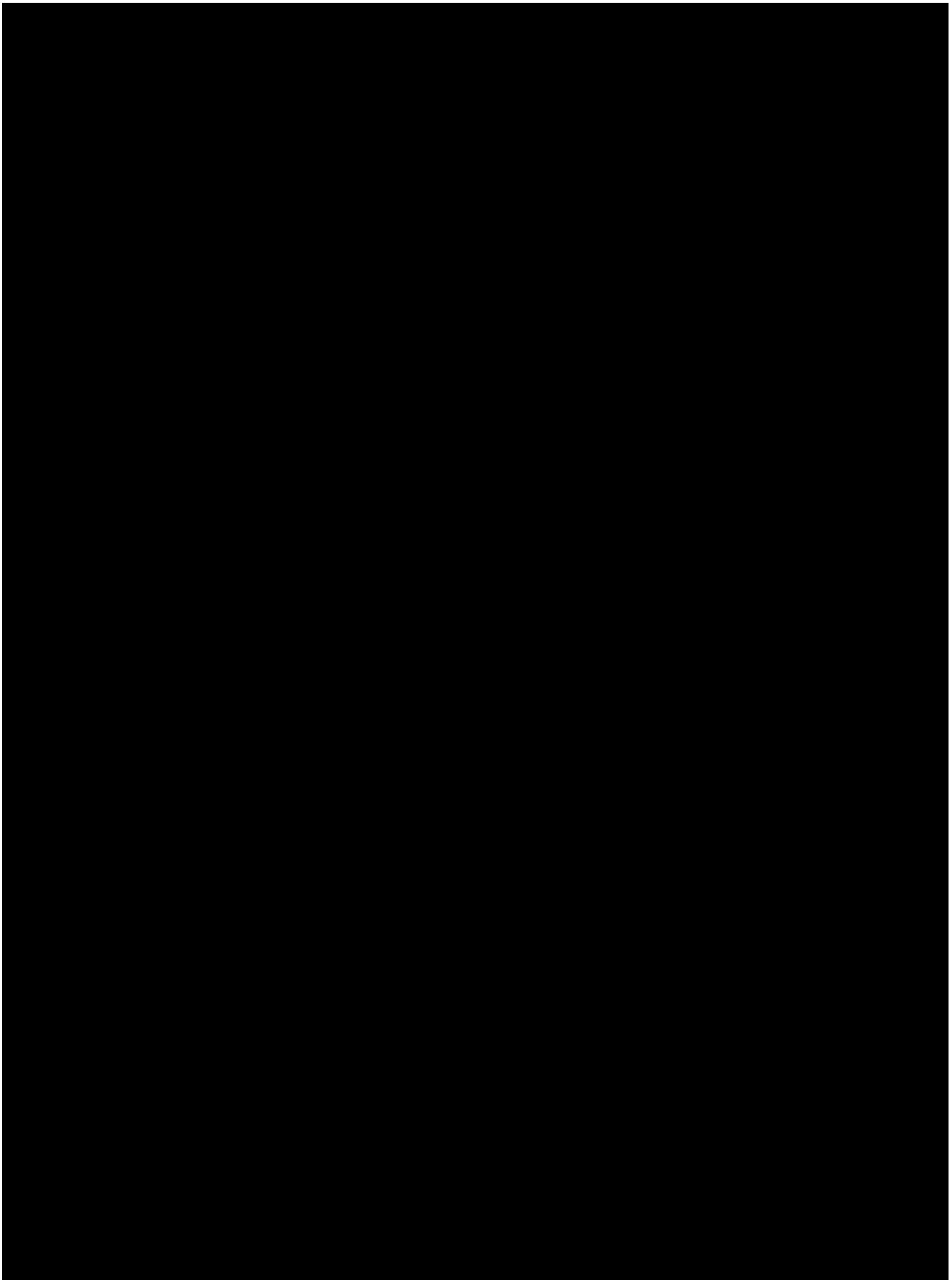


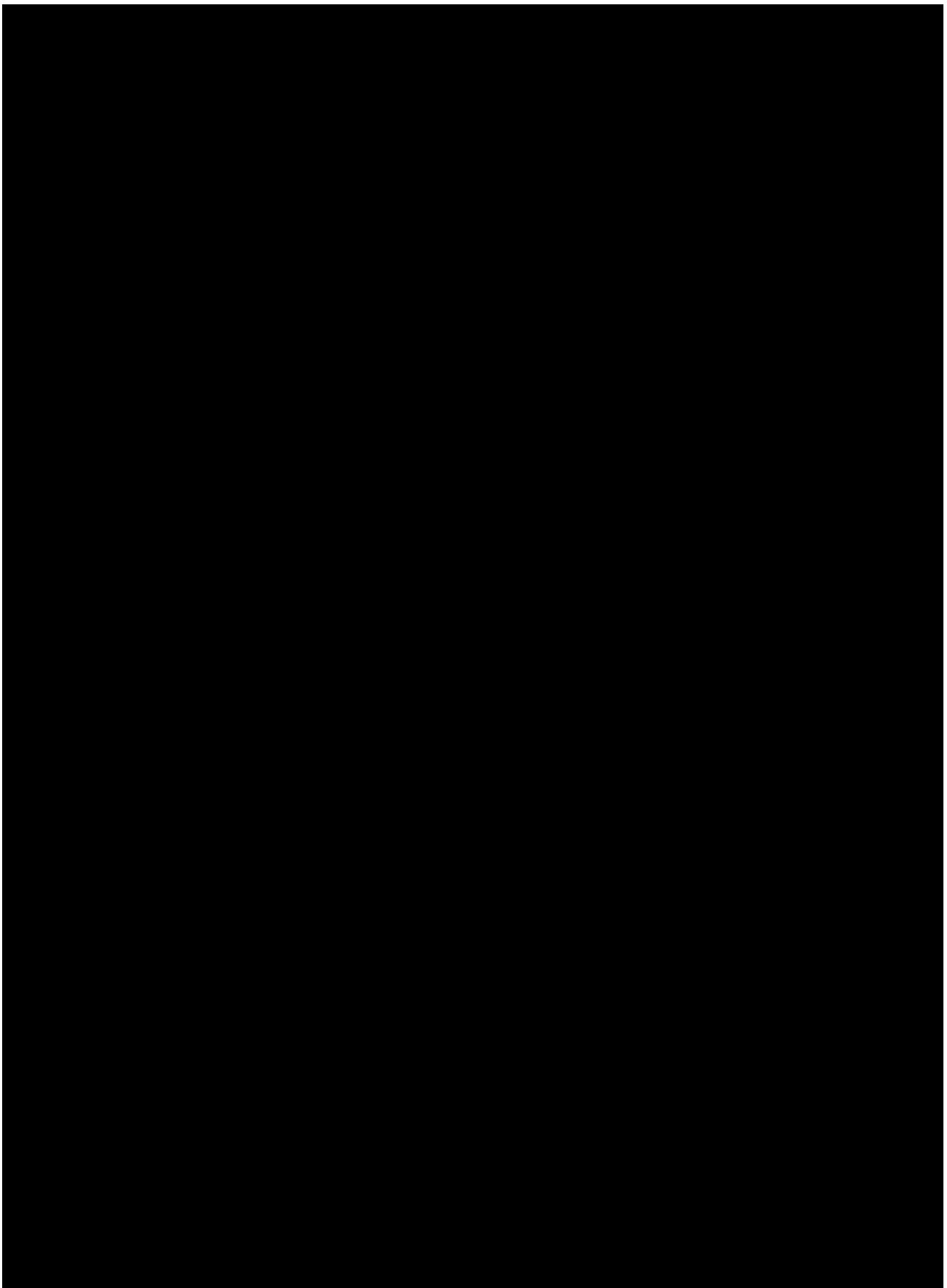


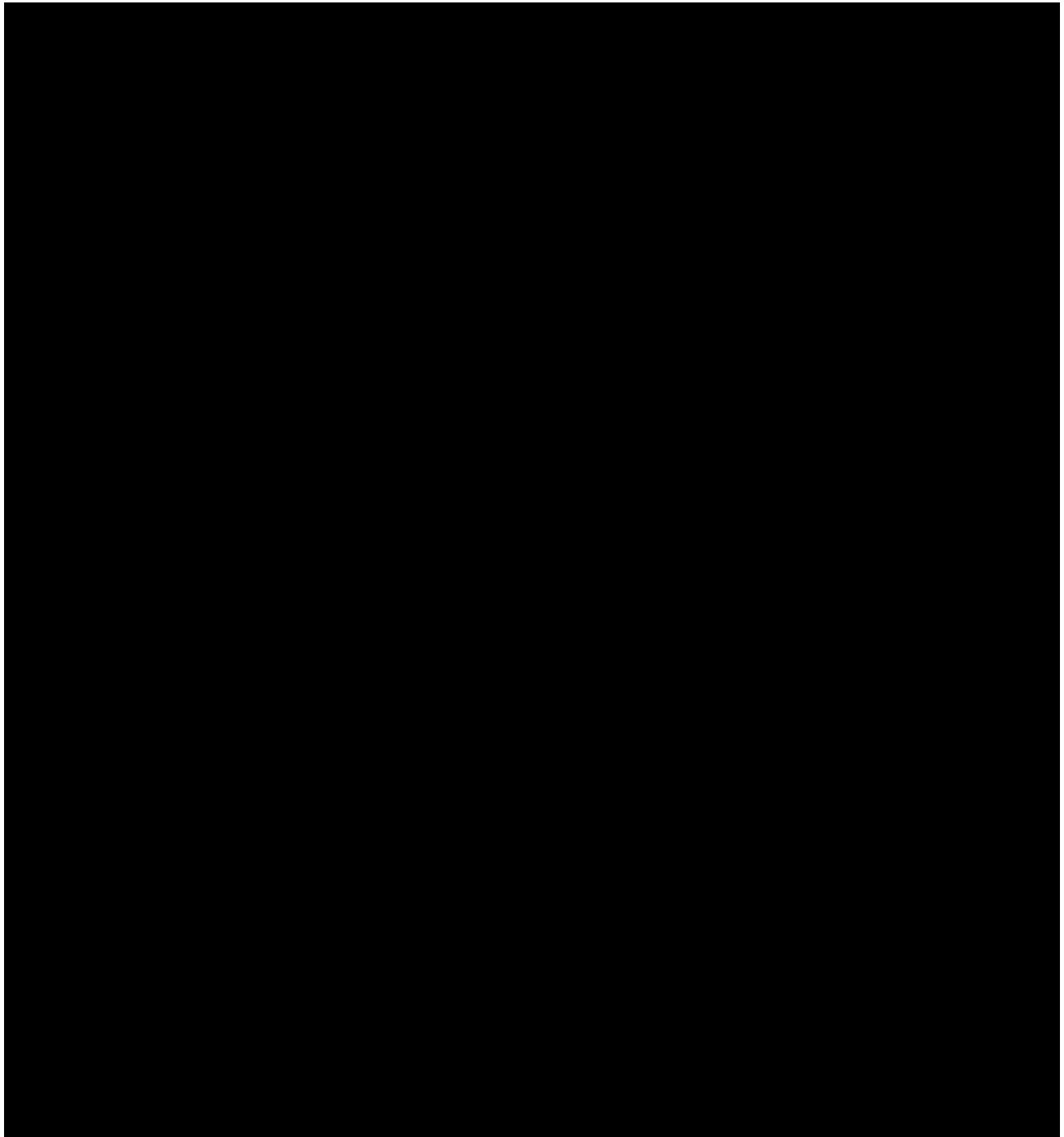












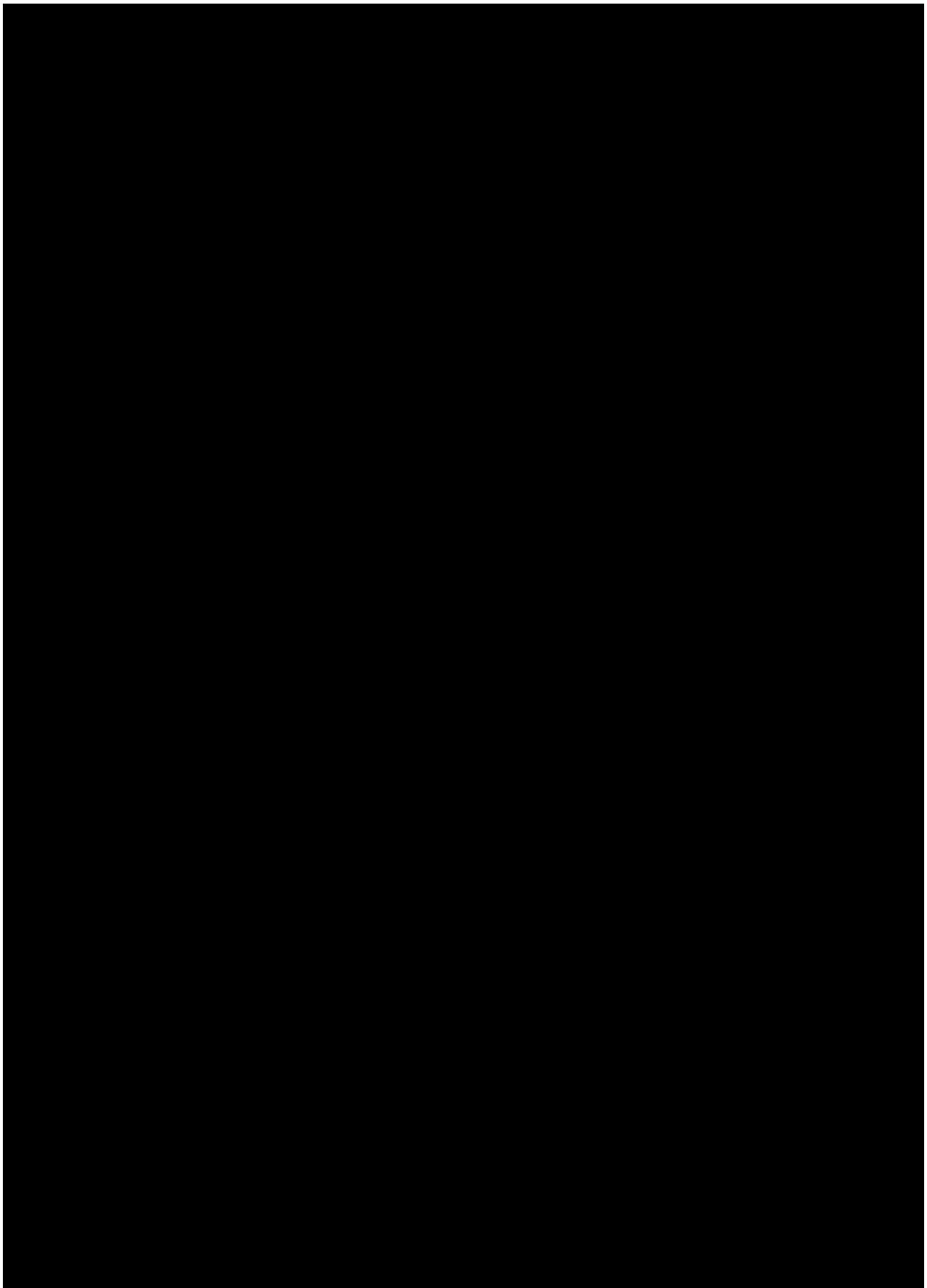
# 会計処理規程

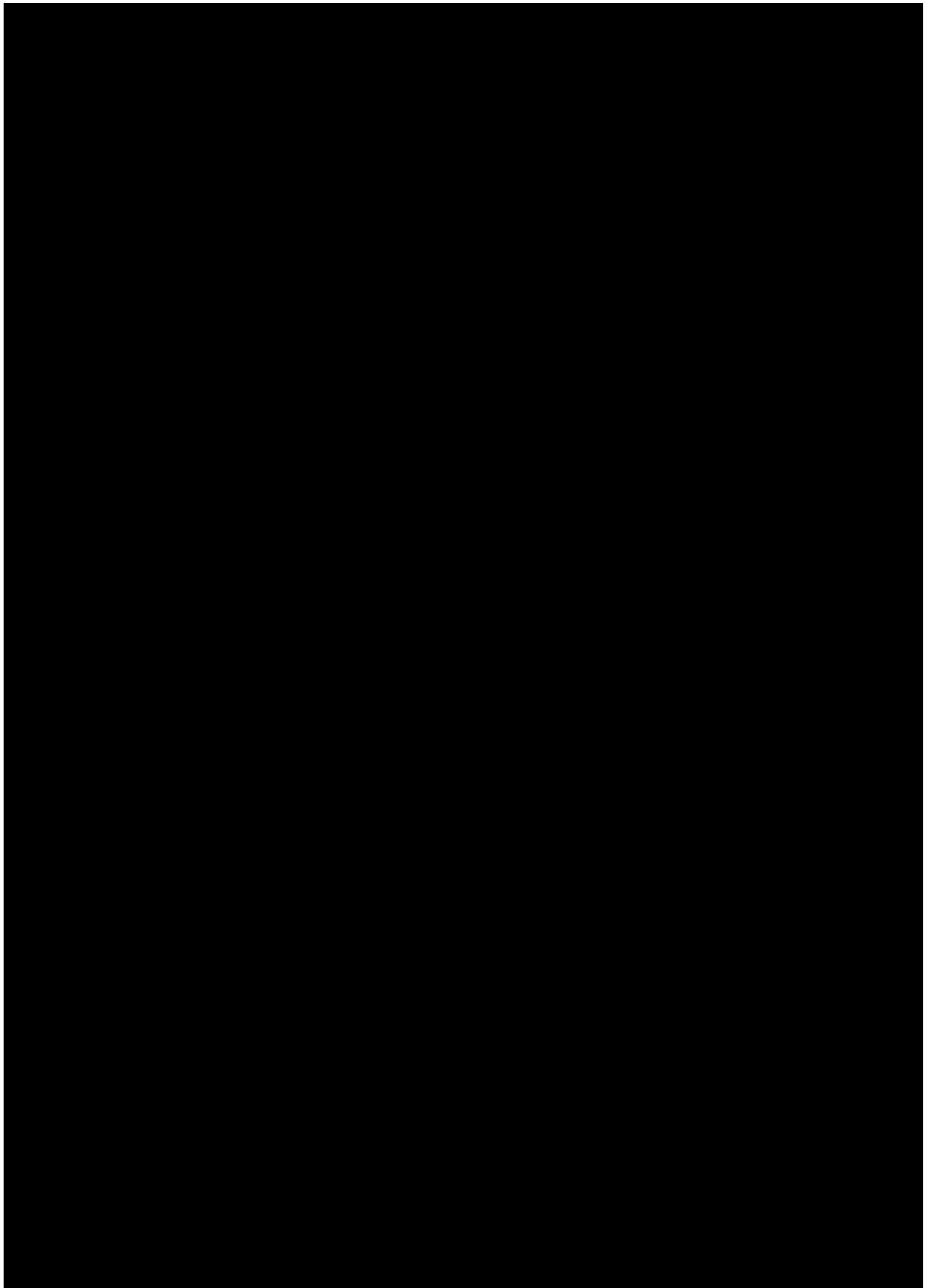
## 第1章 総則

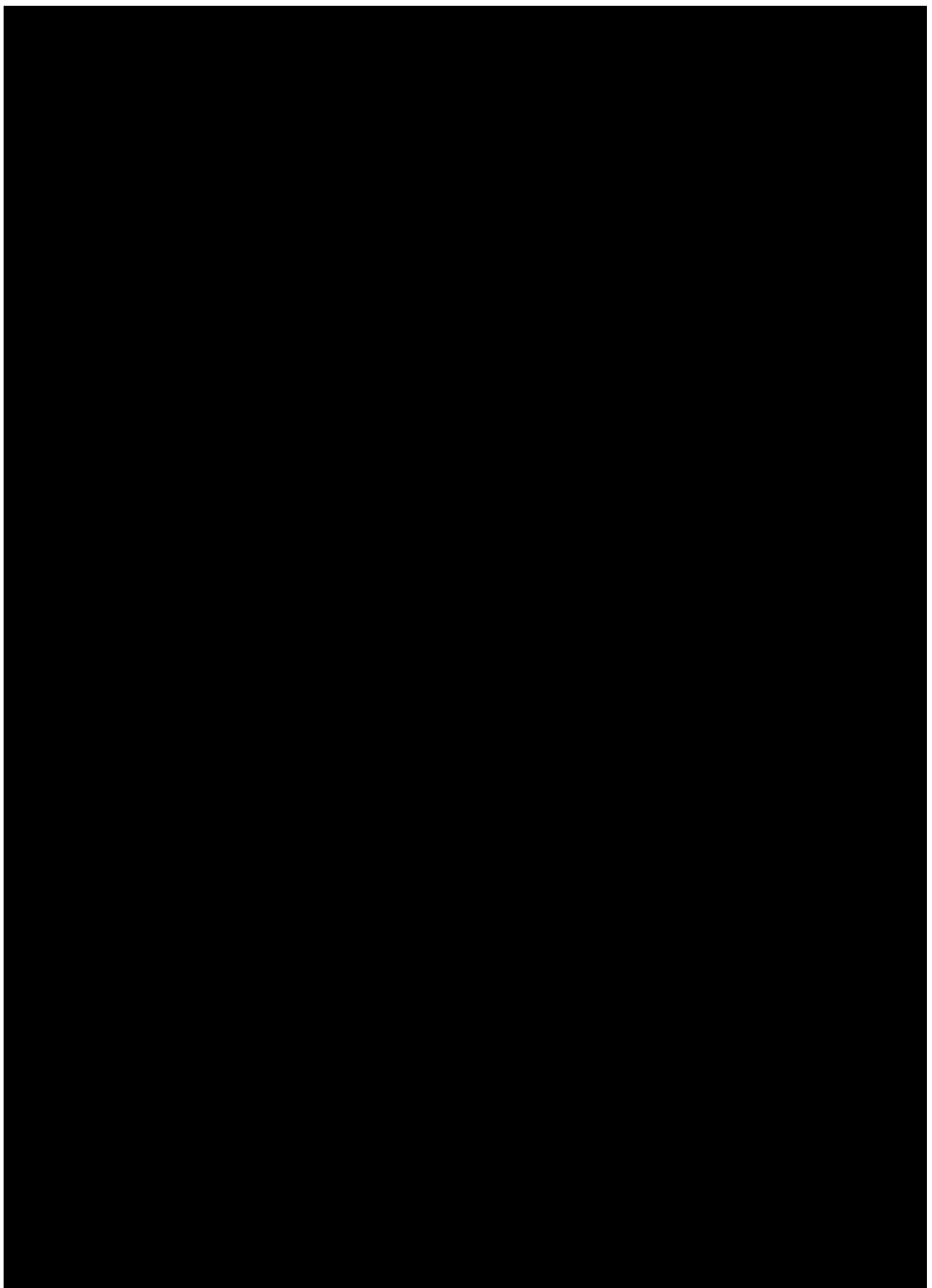
(目的)

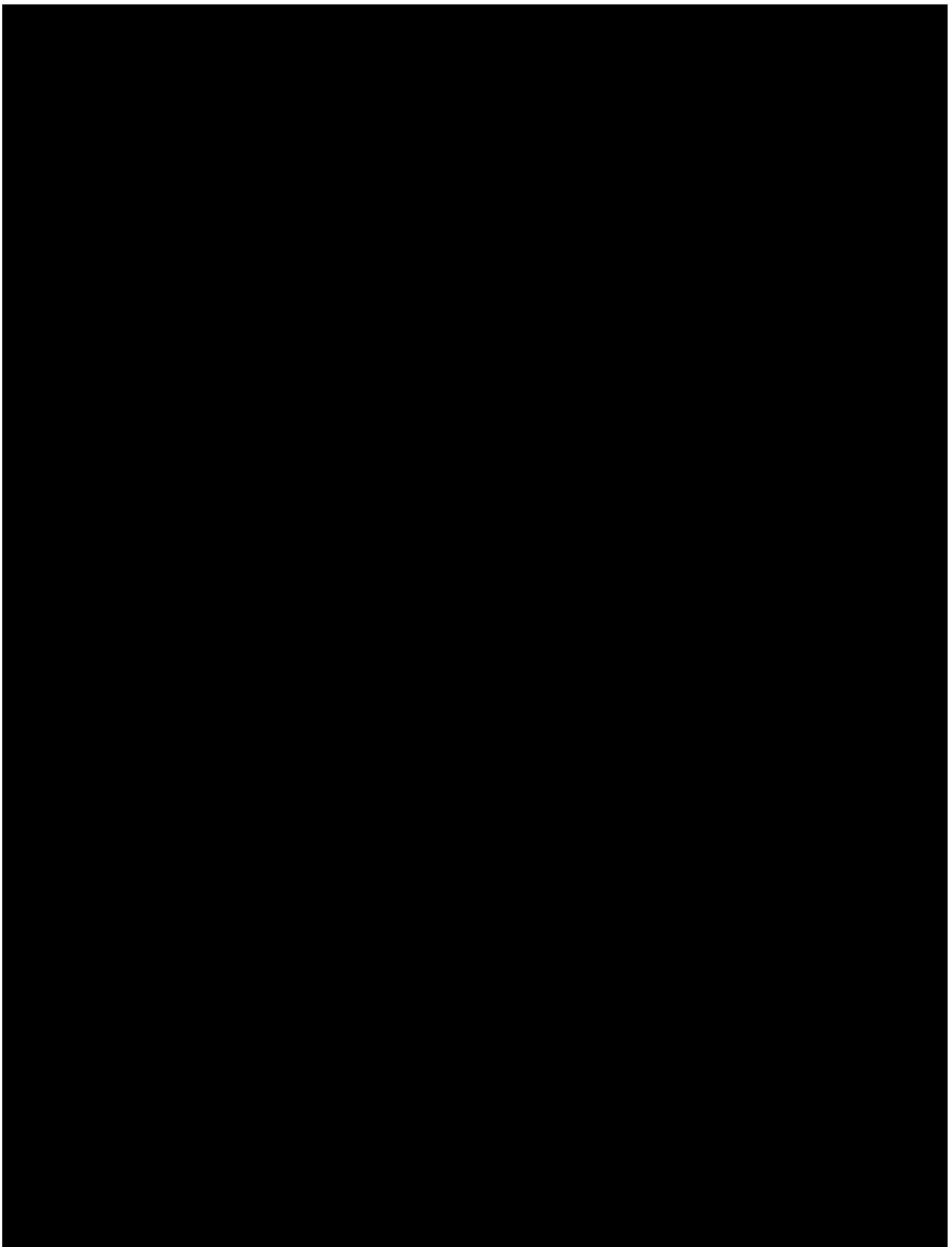
第1条 この規程は、公益財団法人はまなす財団（以下「この法人」という。）の適正かつ効率的な運営を図るため、その財務及び会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

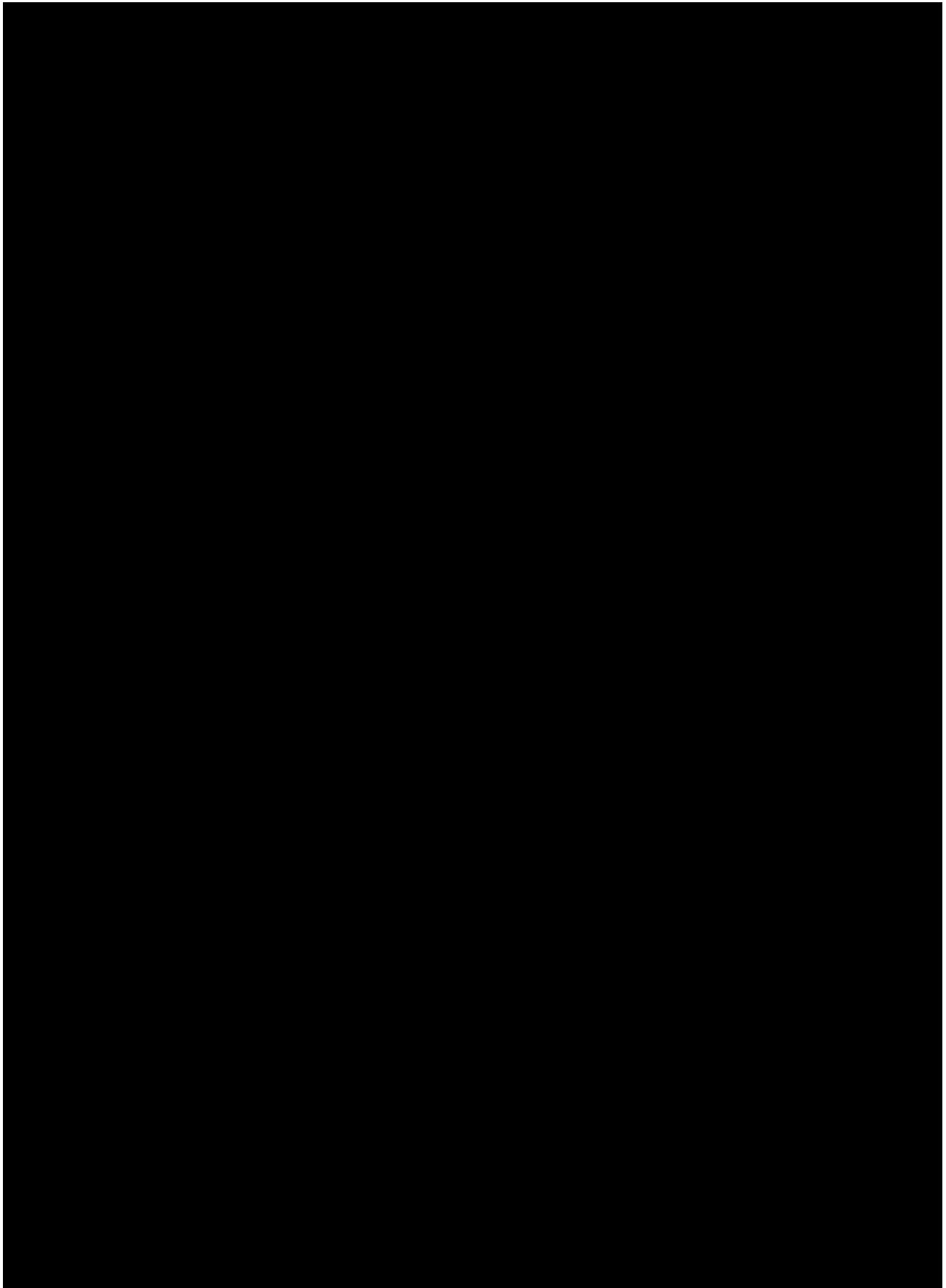
団体からの要請により  
「第1条」のみを公開とした。  
(JANPIA)

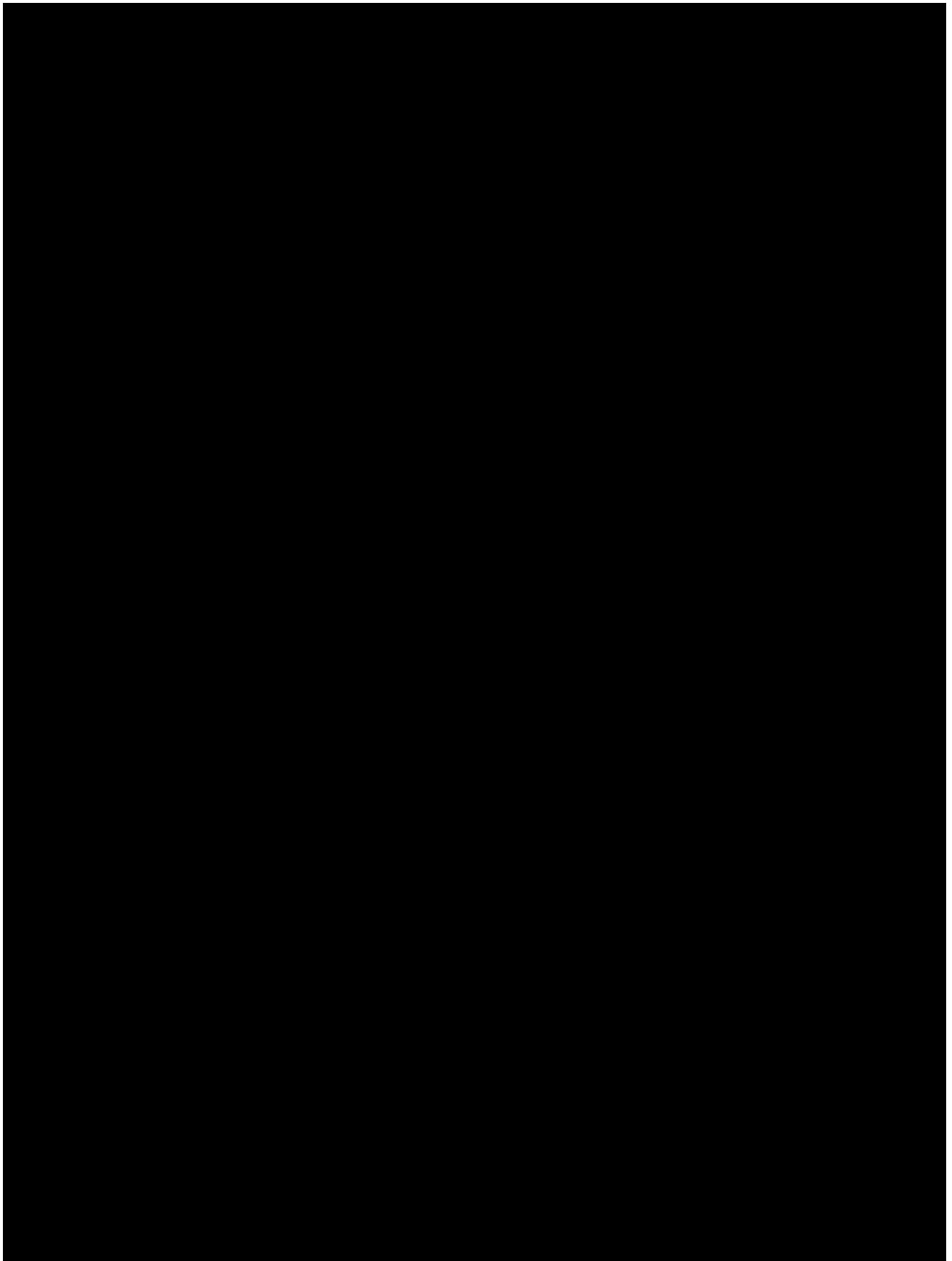


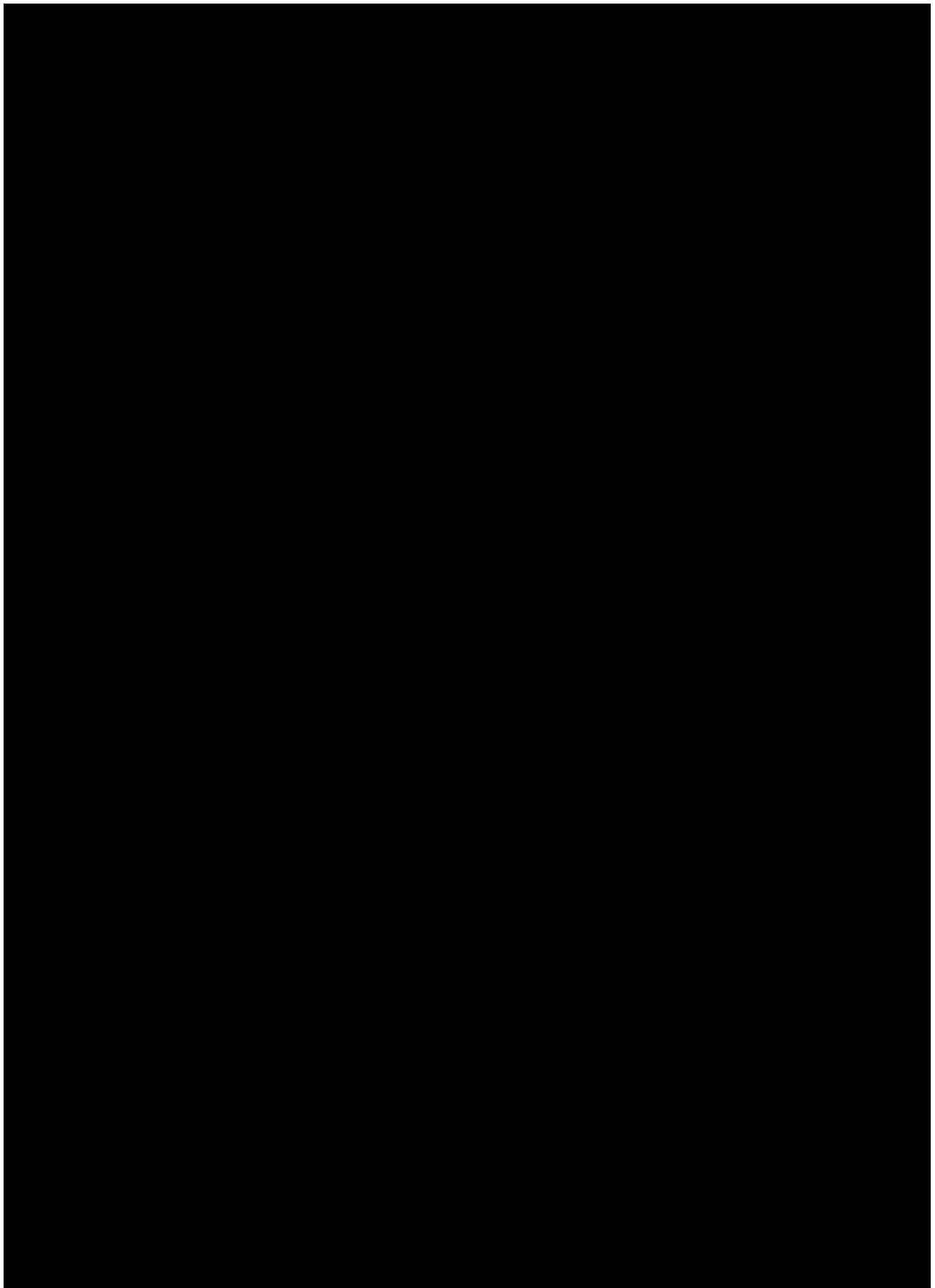


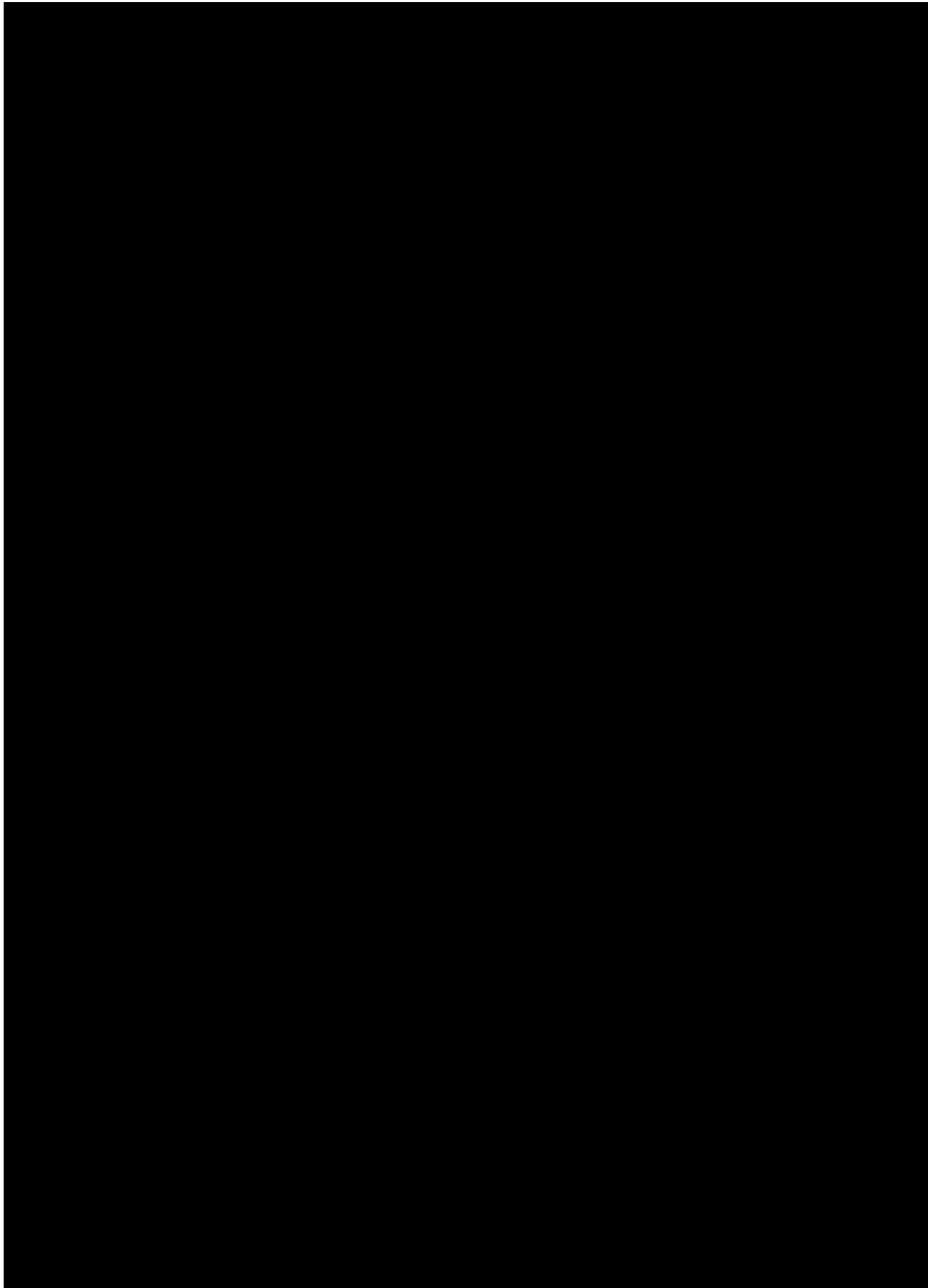


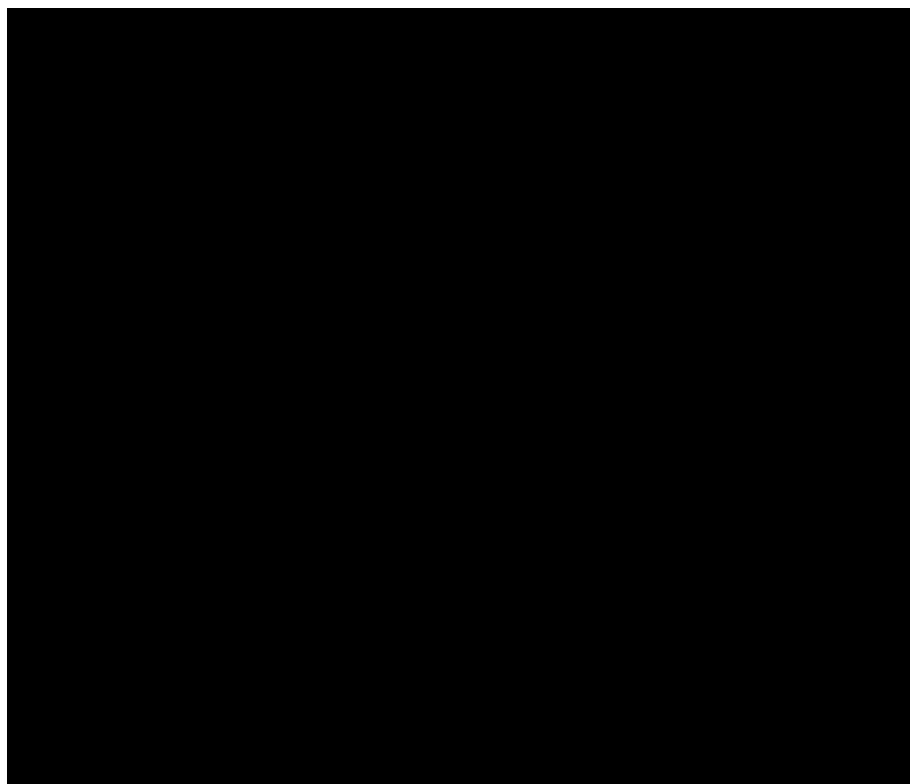












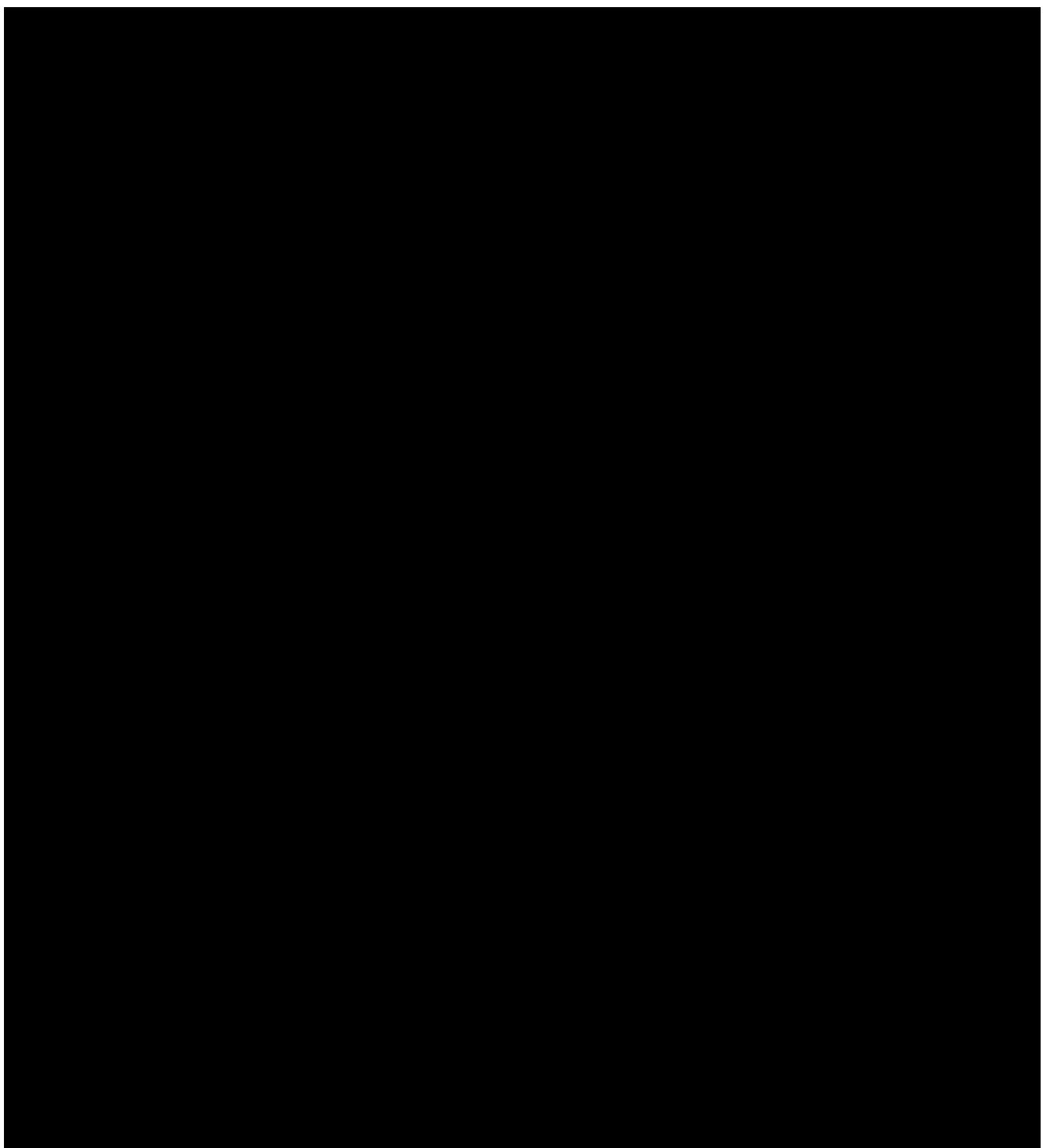
# 個人情報保護規程

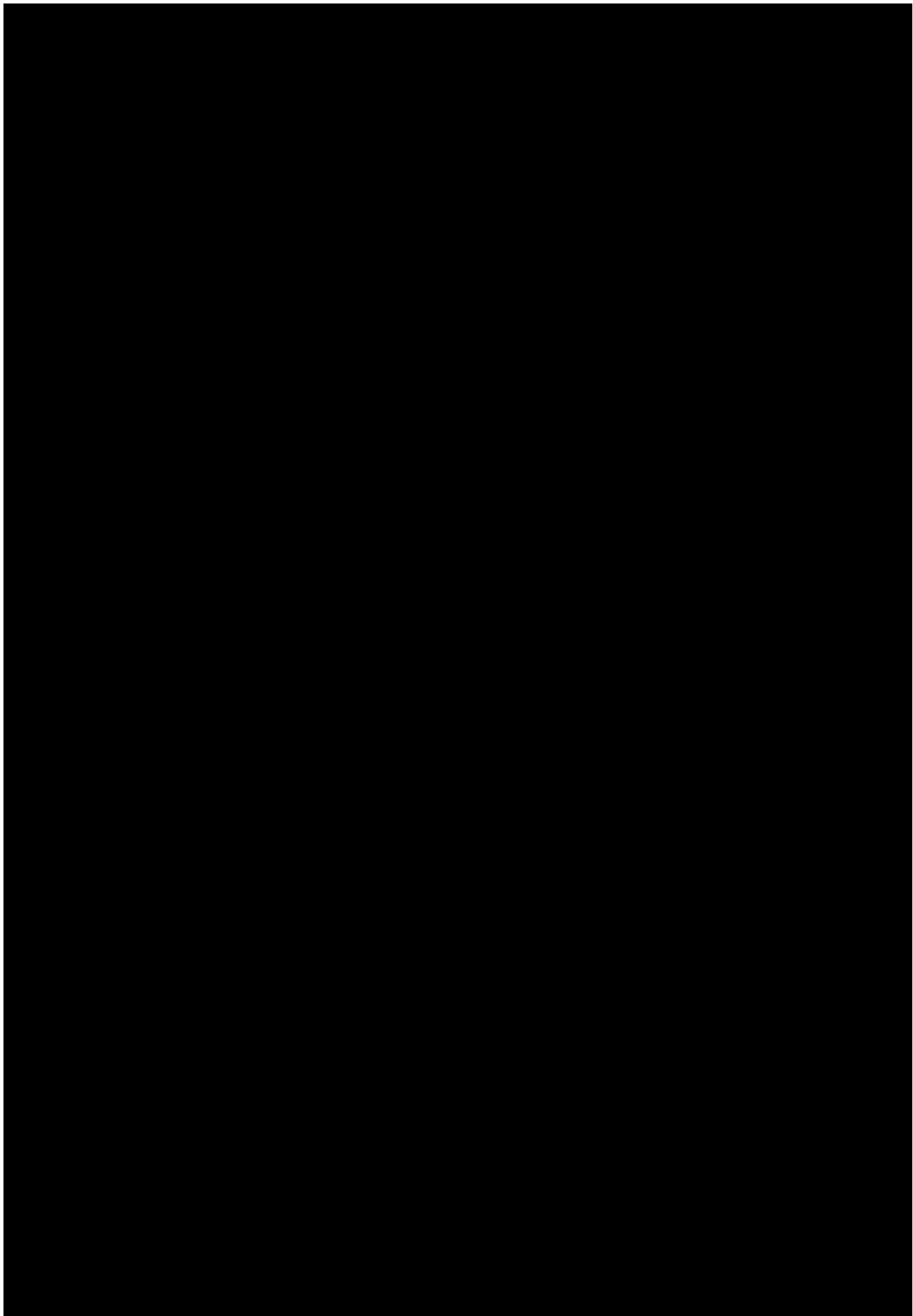
団体からの要請により  
「第1条」のみを公開とした。  
(JANPIA)

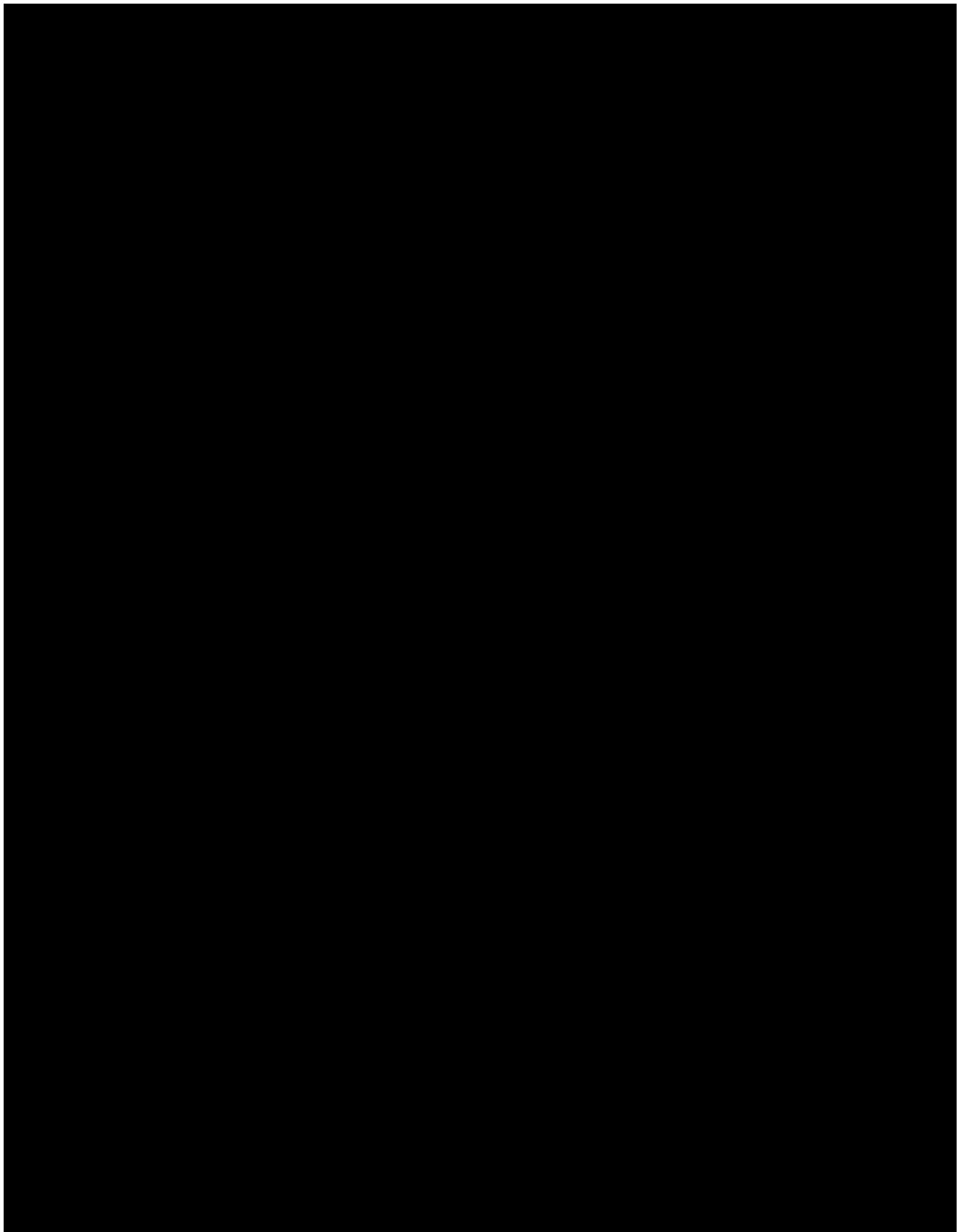
## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人はまなす財団（以下「この法人」という。）の定款第55条第3項の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いに関する役職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、個人情報を適切に保護、管理することを目的とする。

なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に基づく個人番号やその内容を含む個人情報については、「公益財団法人はまなす財団特定個人情報取扱規程」において、別途定めるところに従うものとする。







## 事務局組織規程

団体からの要請により  
「第1条」のみを公開とした。  
(JANPIA)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人はまなす財団定款第47条第4項の規定に基づき、この法人の事務局の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

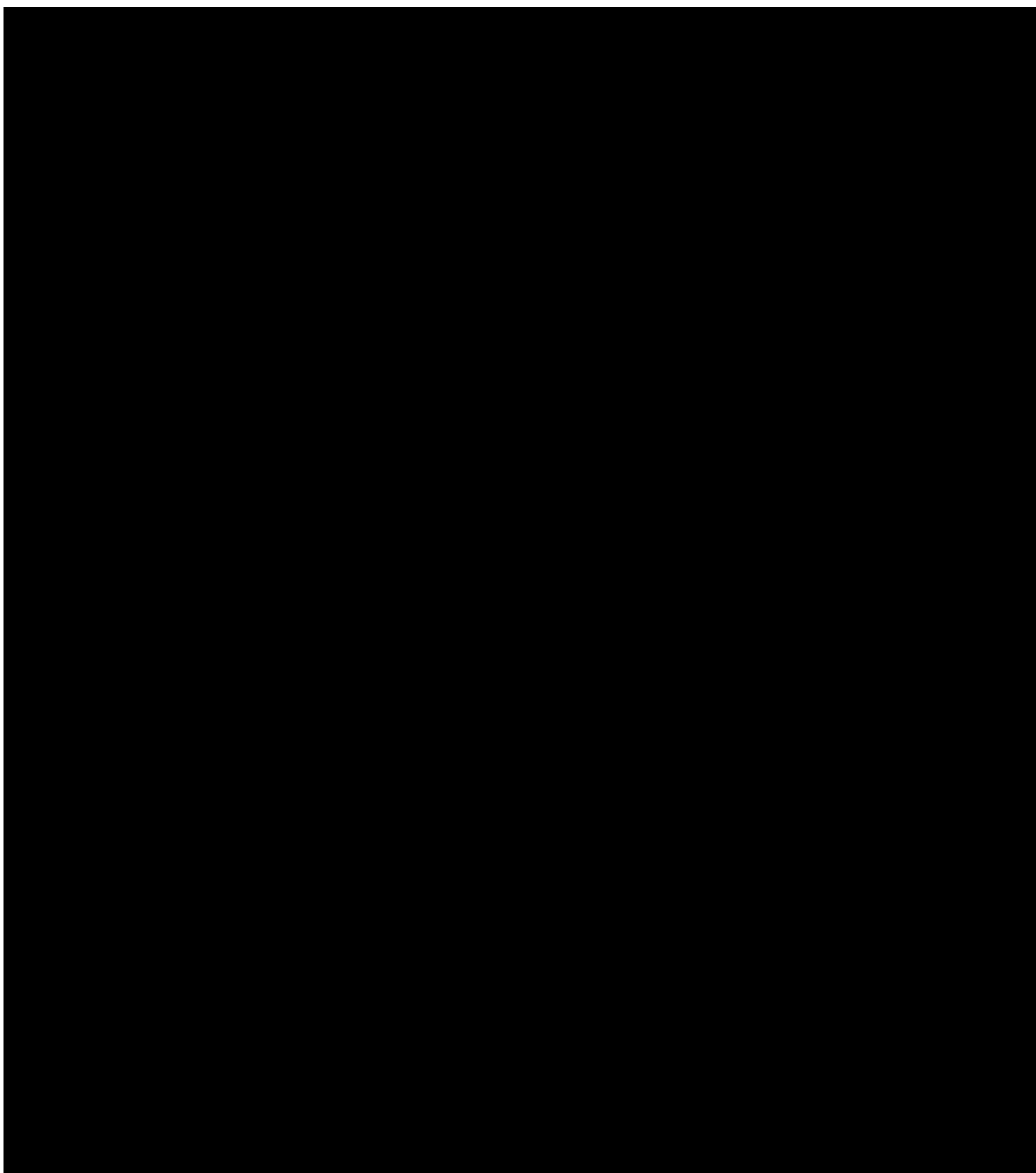


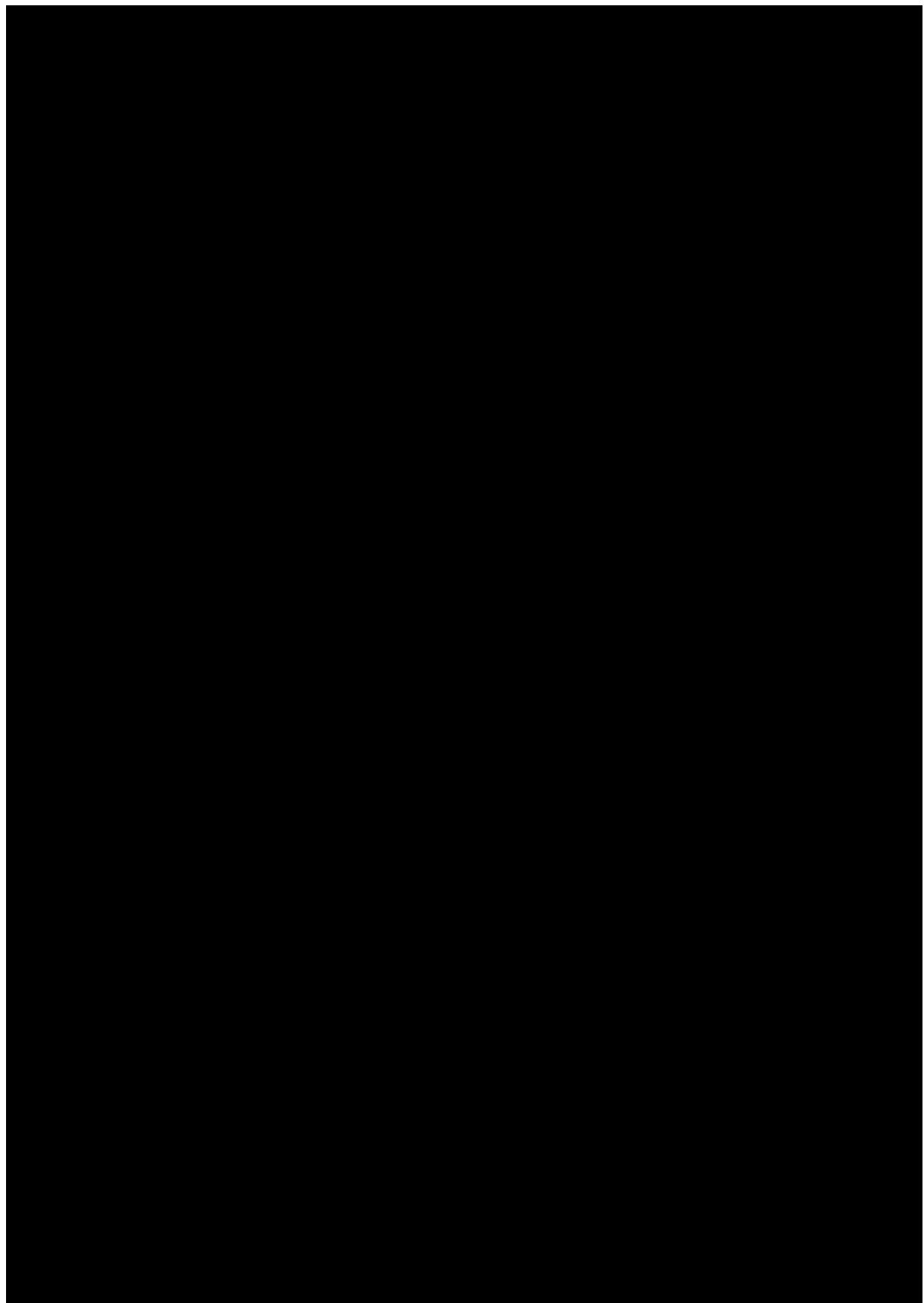
## 事務決裁に関する規則

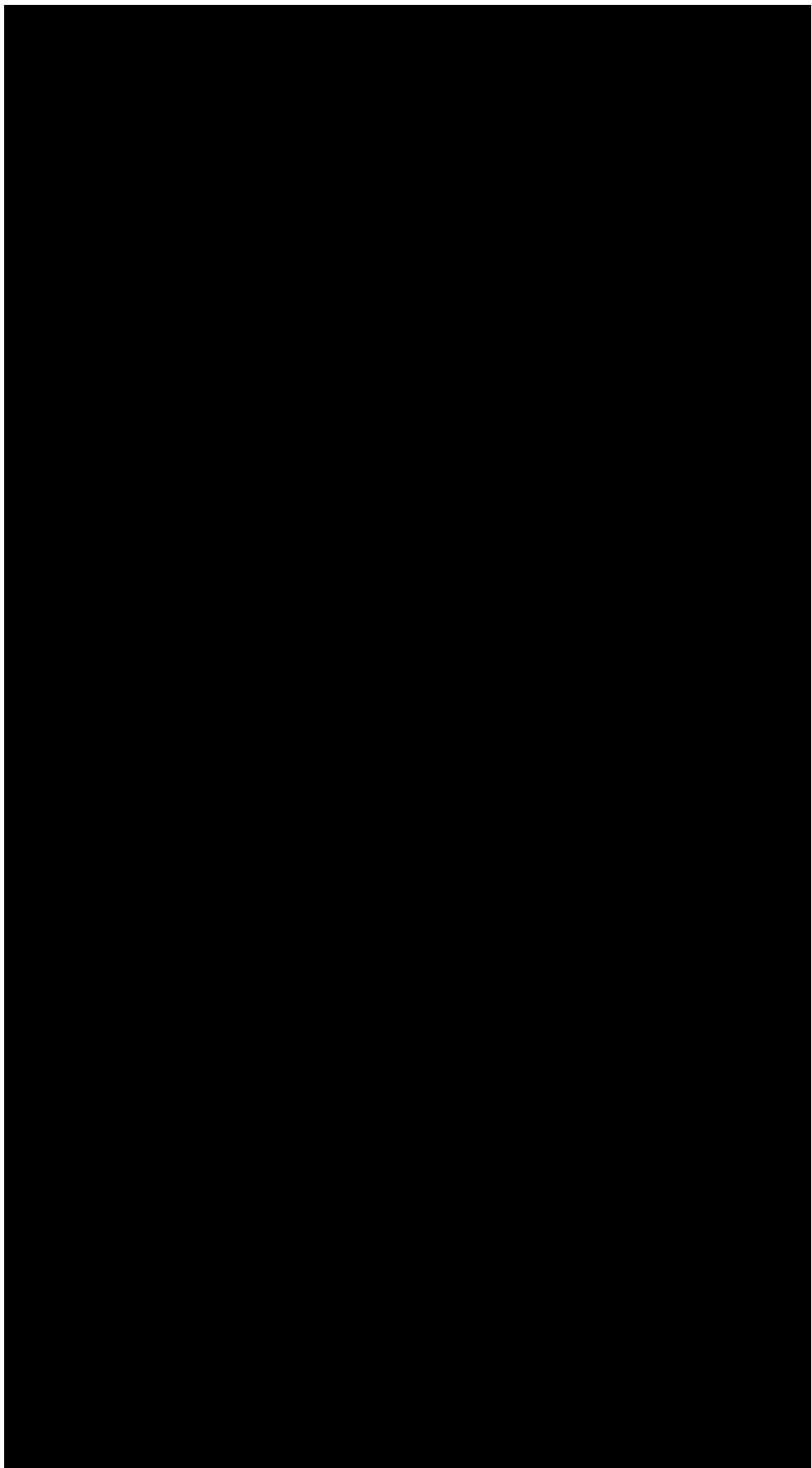
団体からの要請により  
「第1条」のみを公開とした。  
(JANPIA)

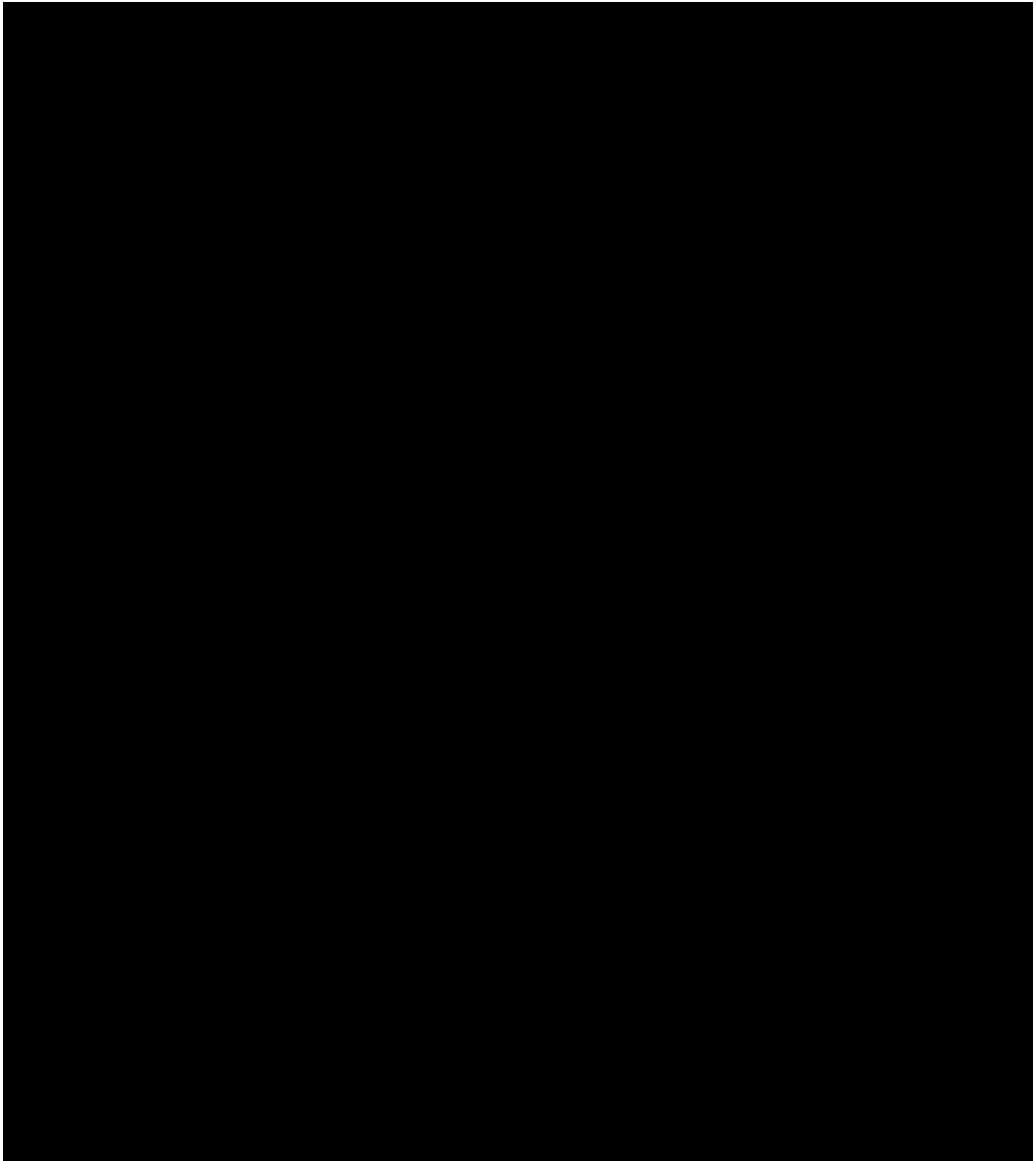
(趣旨)

第1条 この規則は、文書等の管理に関する規程第8条の規程に基づき、公益財団法人はまなす財団の文書の決裁及び施行に関し、必要な事項を定めるものとする。









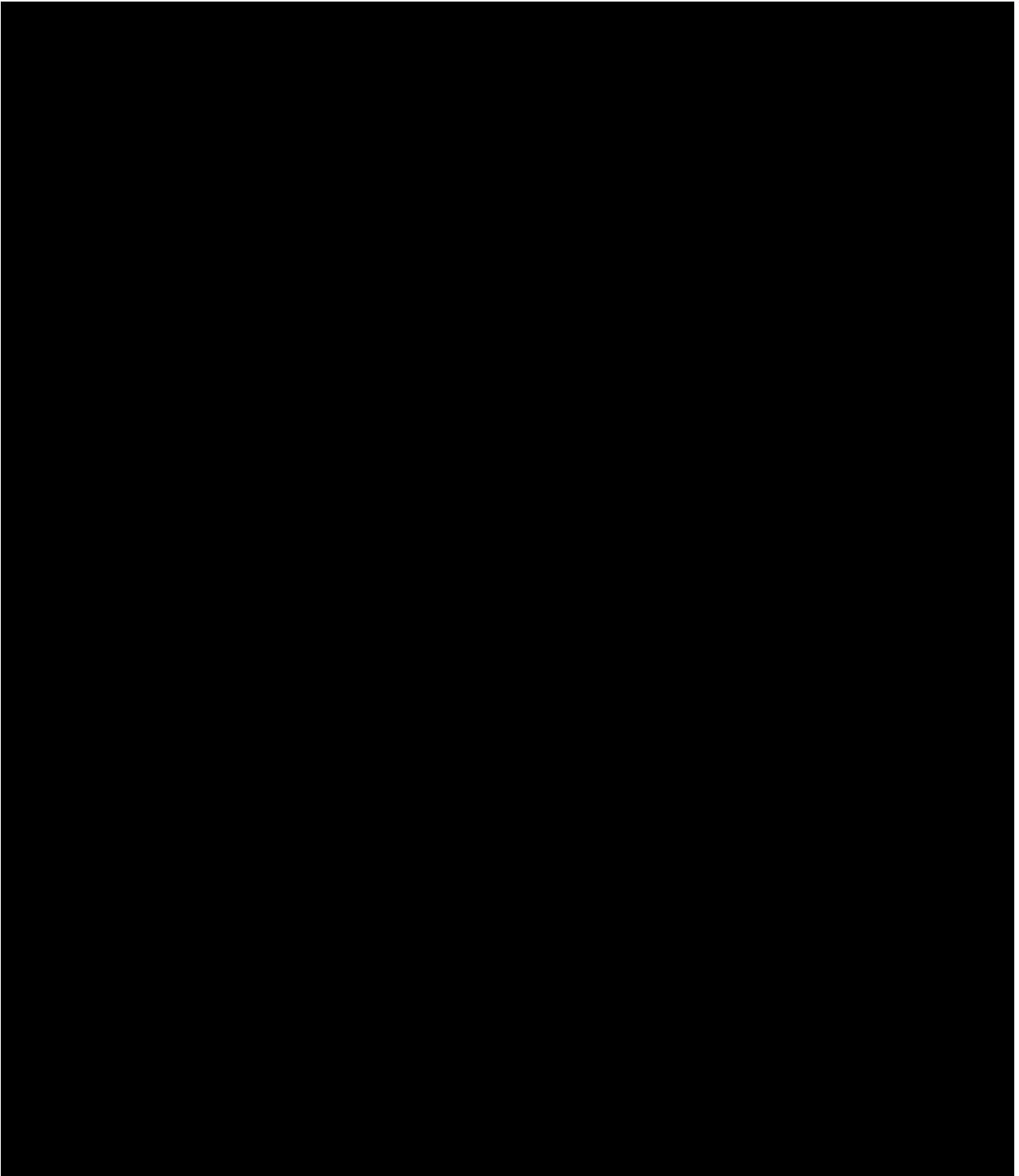
# 就業規程

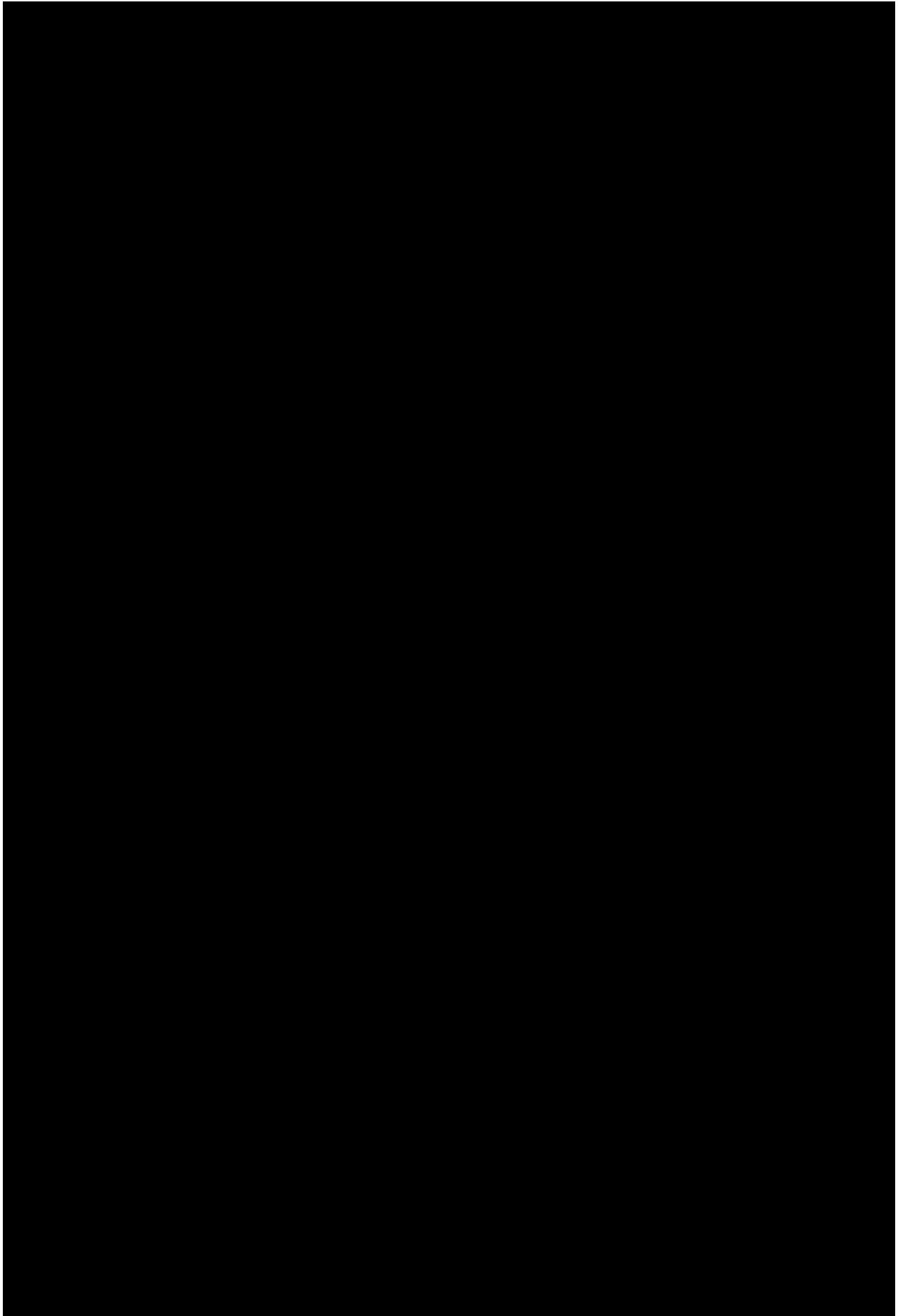
## 第1章 総 則

団体からの要請により  
「第1条」のみを公開とした。  
(JANPIA)

### 第1条（目的）

この規則は、 公益財団法人 はまなす財団（以下「この法人」という。）の秩序を維持し、業務の円滑な運営を期すため、職員の就業に関する労働条件および服務規律を定めたものである。

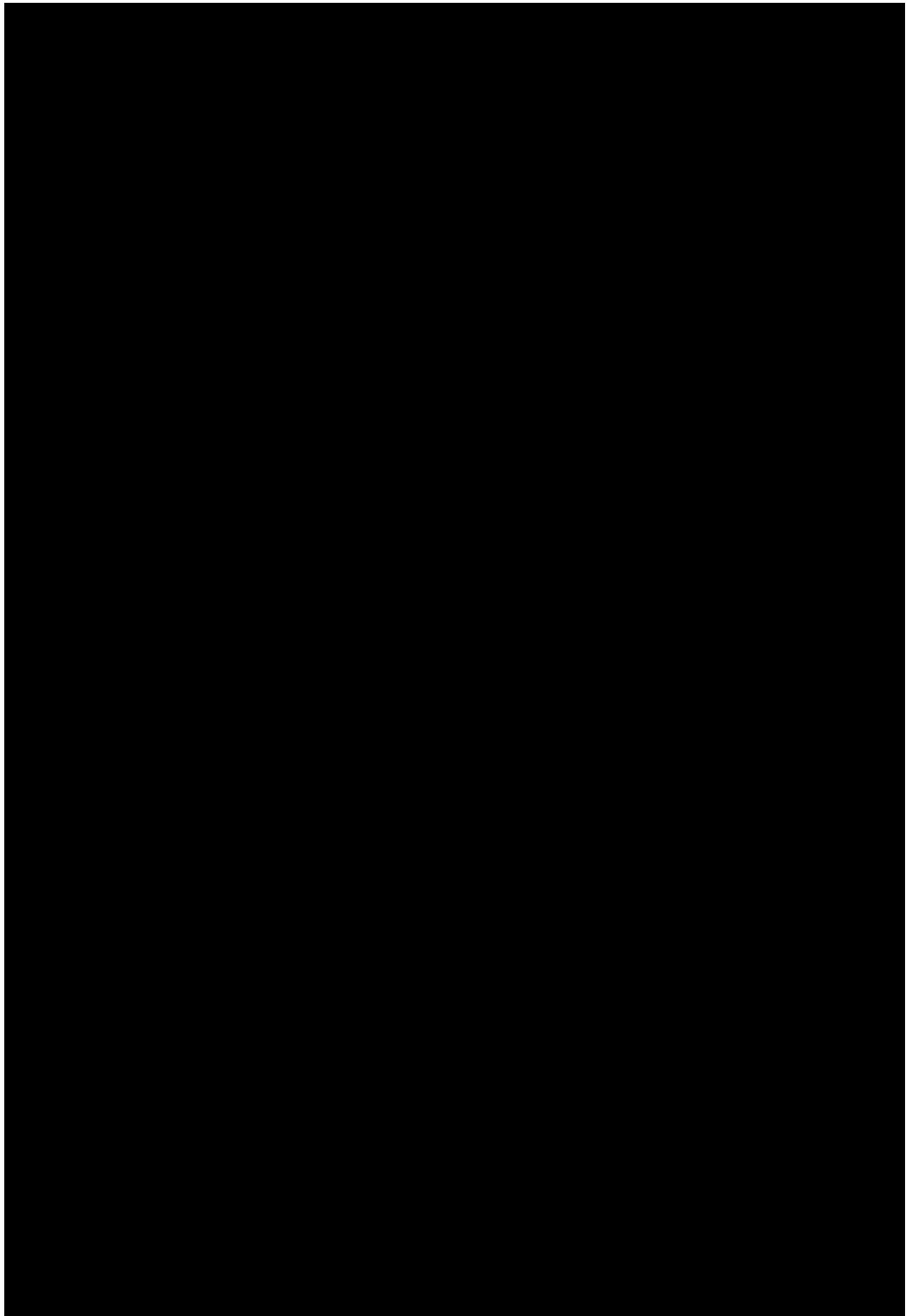


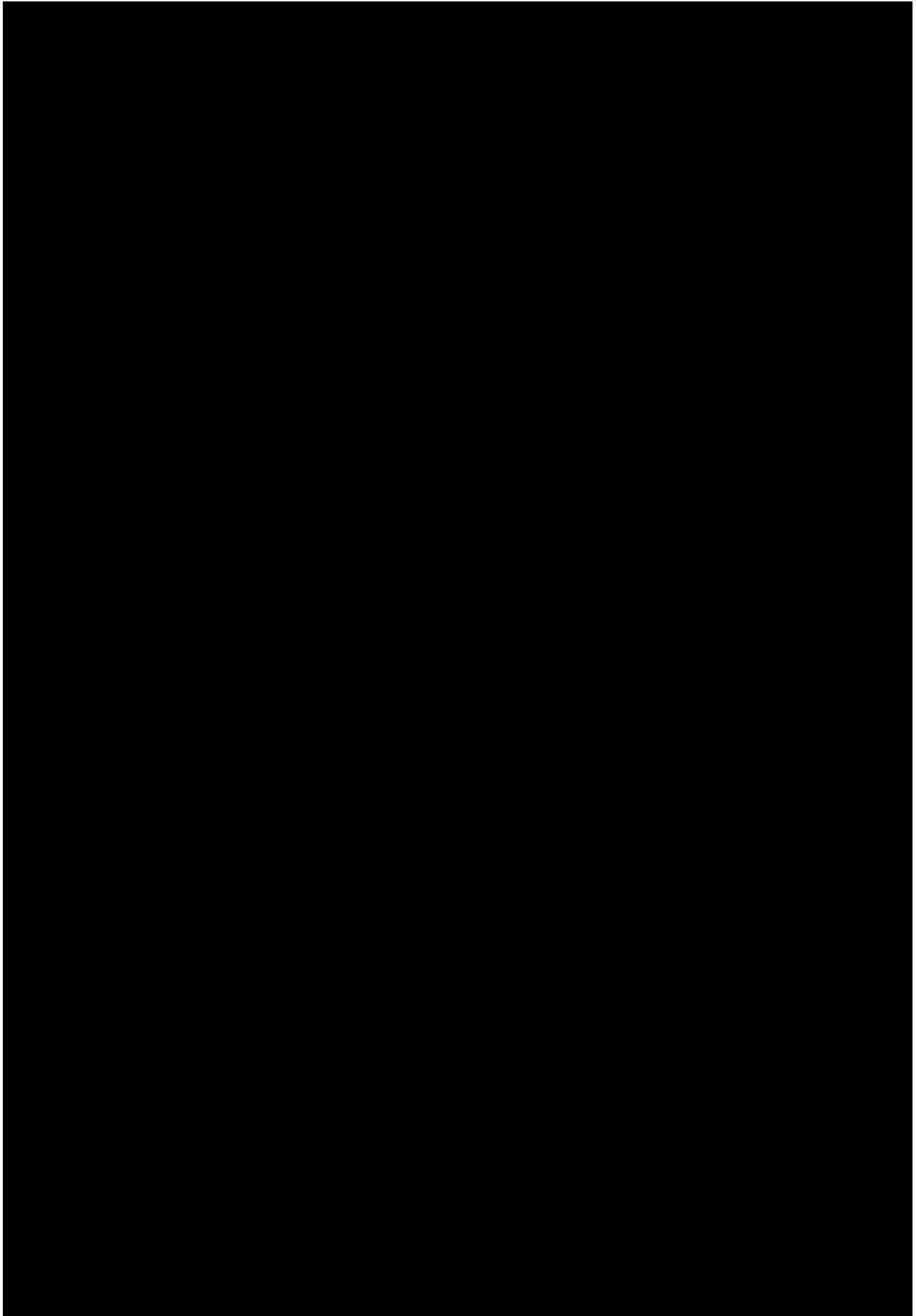




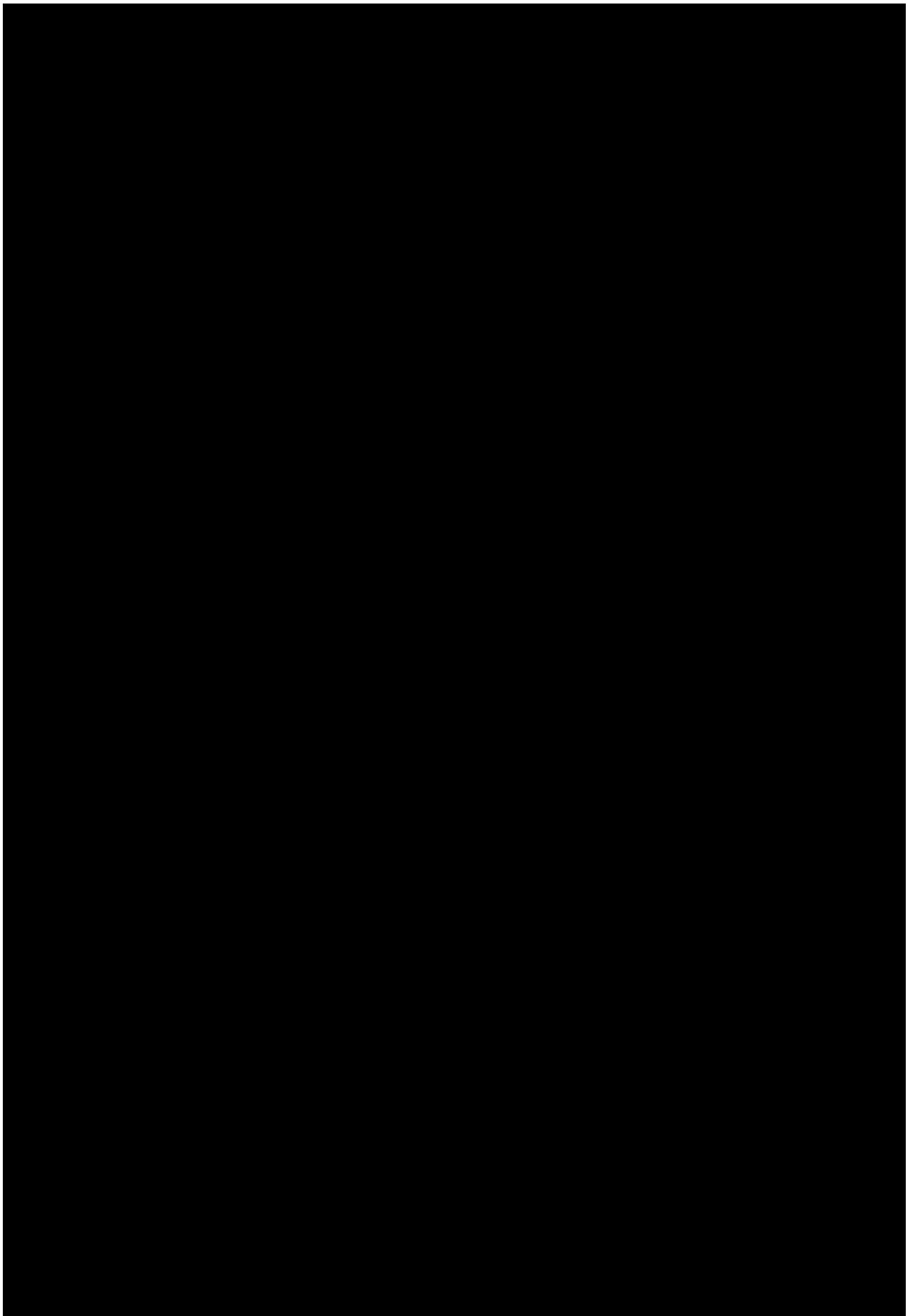


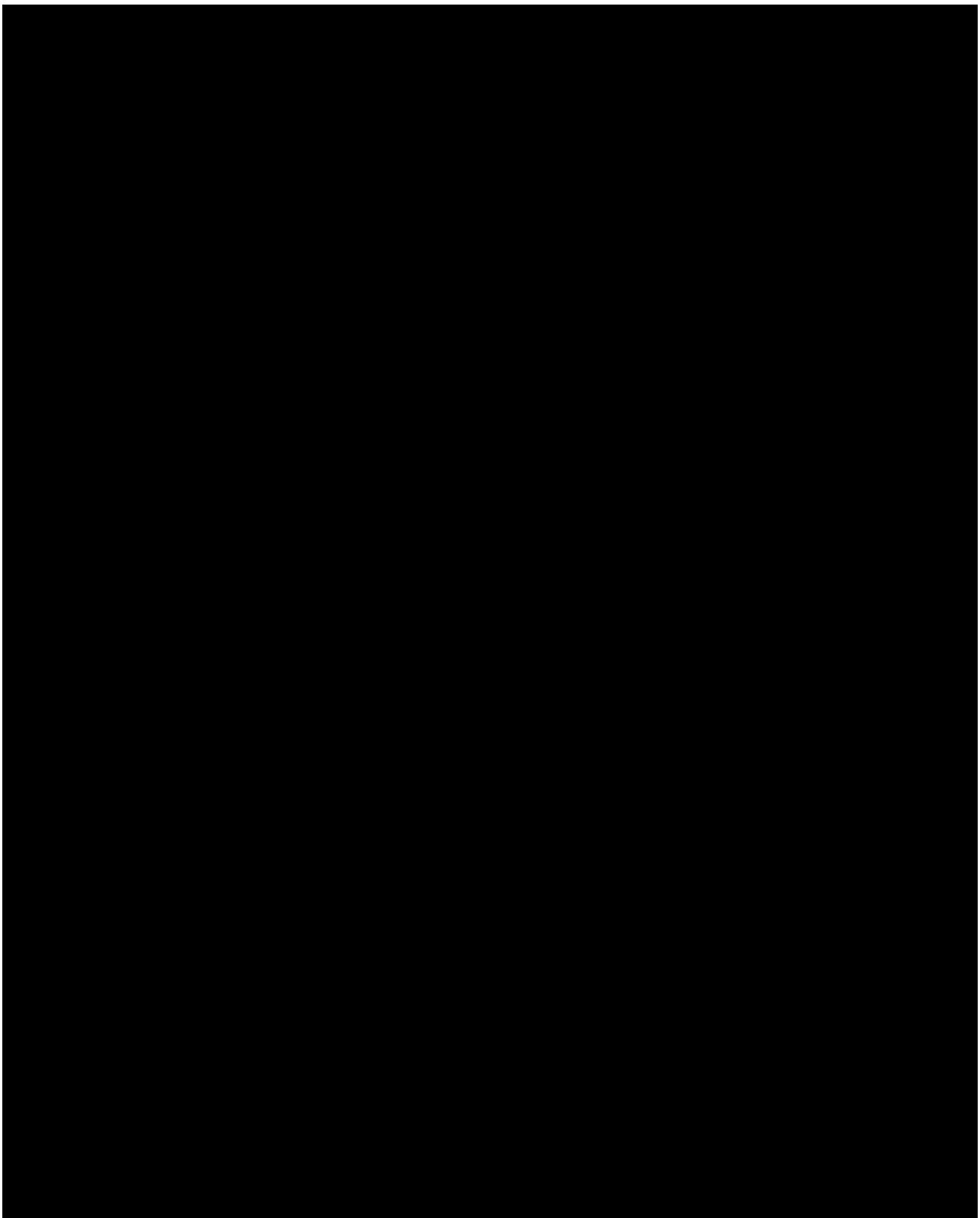


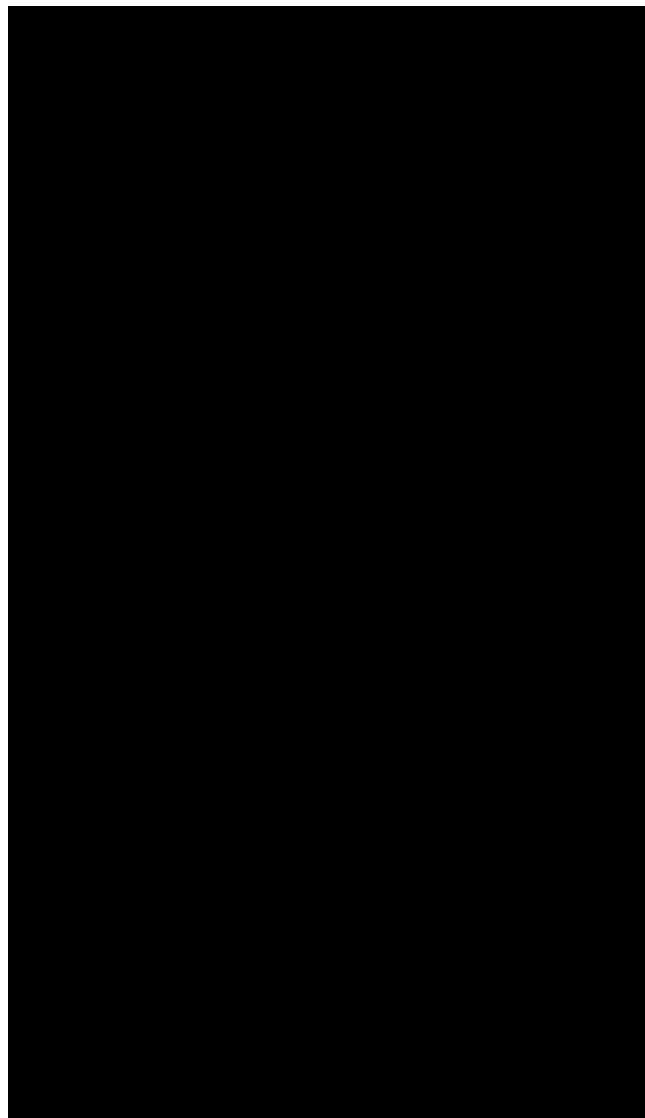










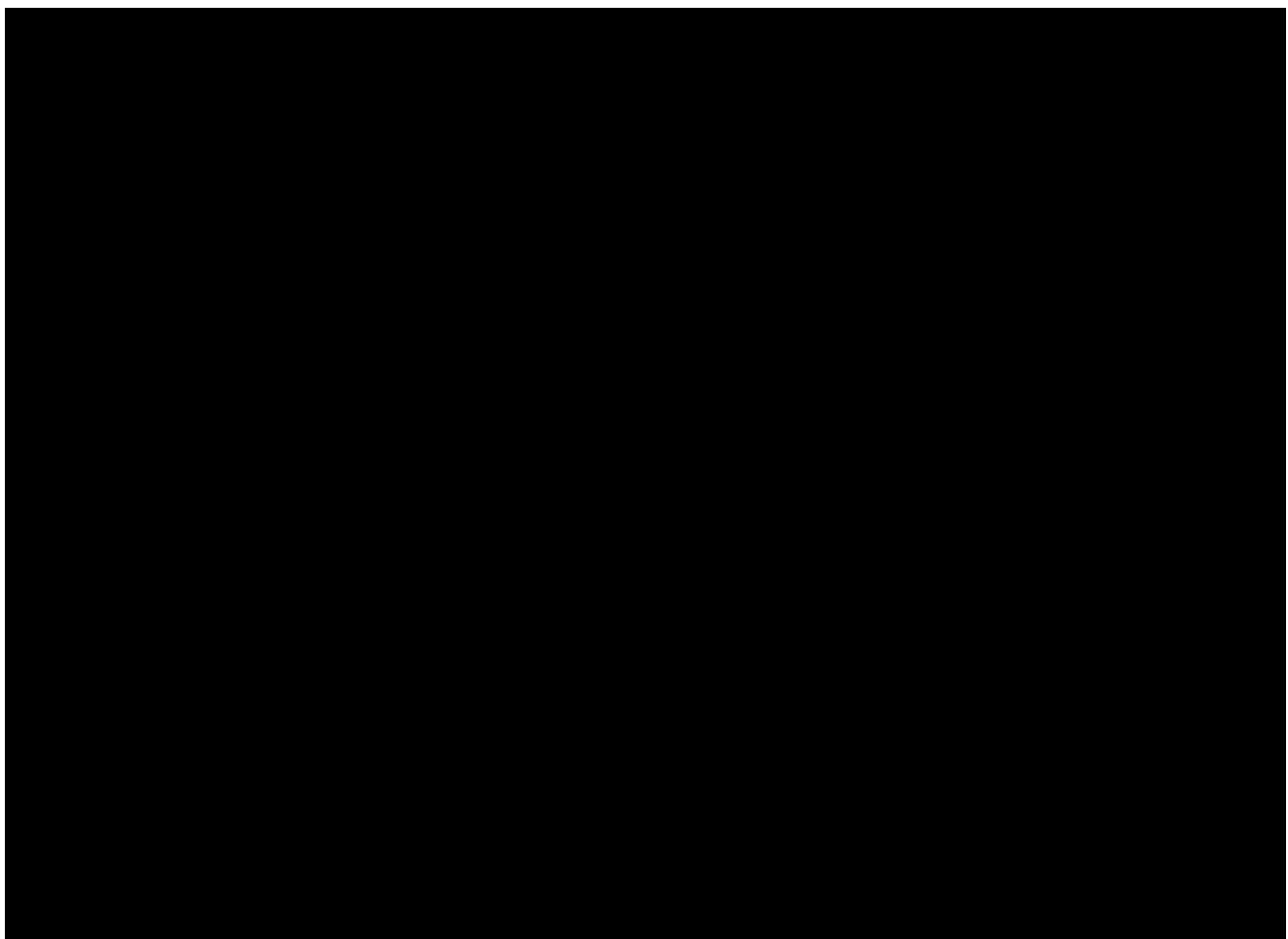


団体からの要請により  
「第1条」のみを公開とした。  
(JANPIA)

## 情 報 公 開 規 程

(趣旨)

第1条 公益財団法人はまなす財団（以下「財団」という。）定款第55条第3項に規定する情報公開及び個人情報の保護に関して、必要な事項を定めるものとする。



第1章 総則  
(適用範囲)

第1条 この規則は、公益財団法人はまなす財団（以下「この法人」という。）の就業規程第43条に基づき、職員の賃金及び賞与について定めるものである。



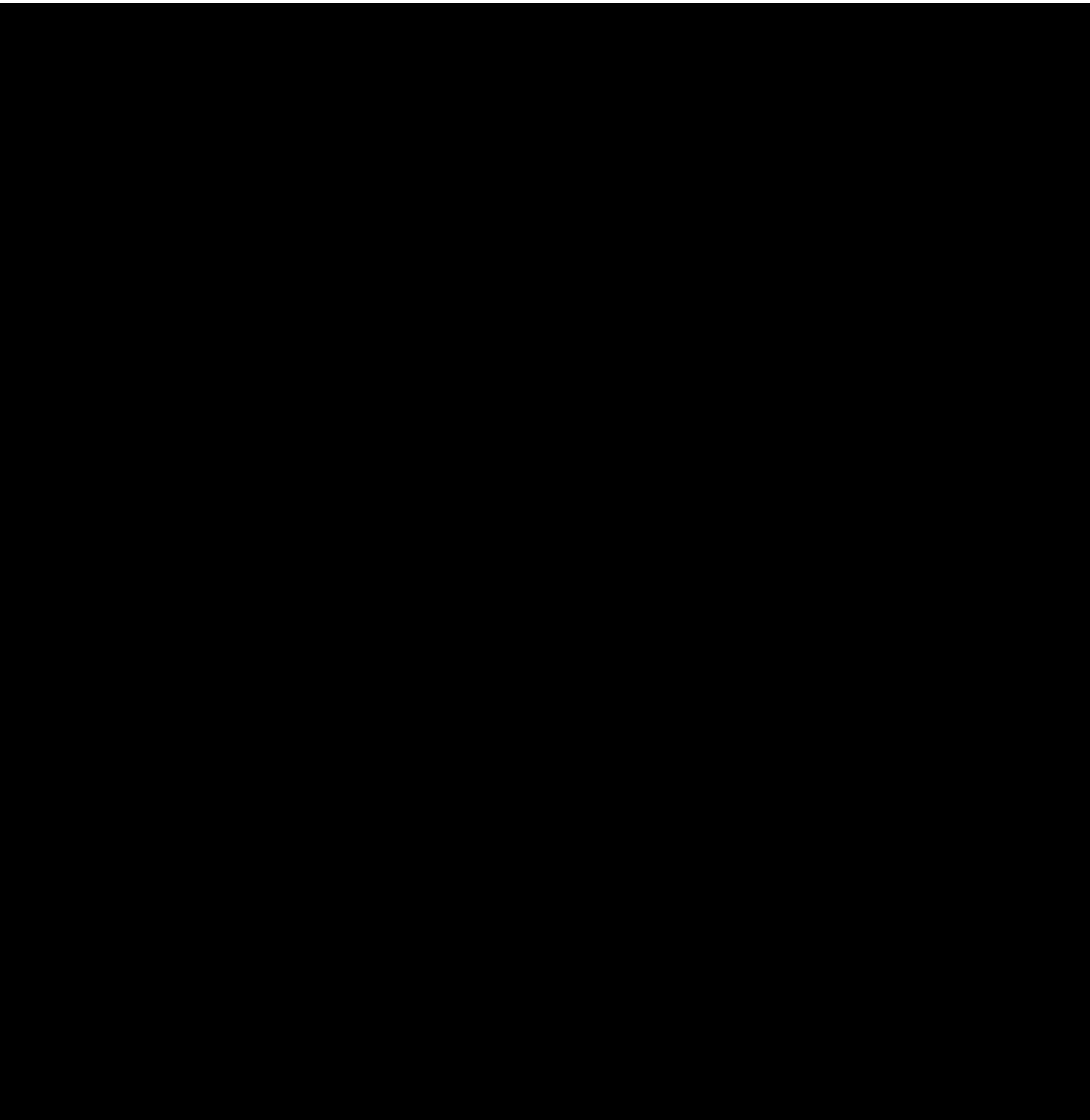


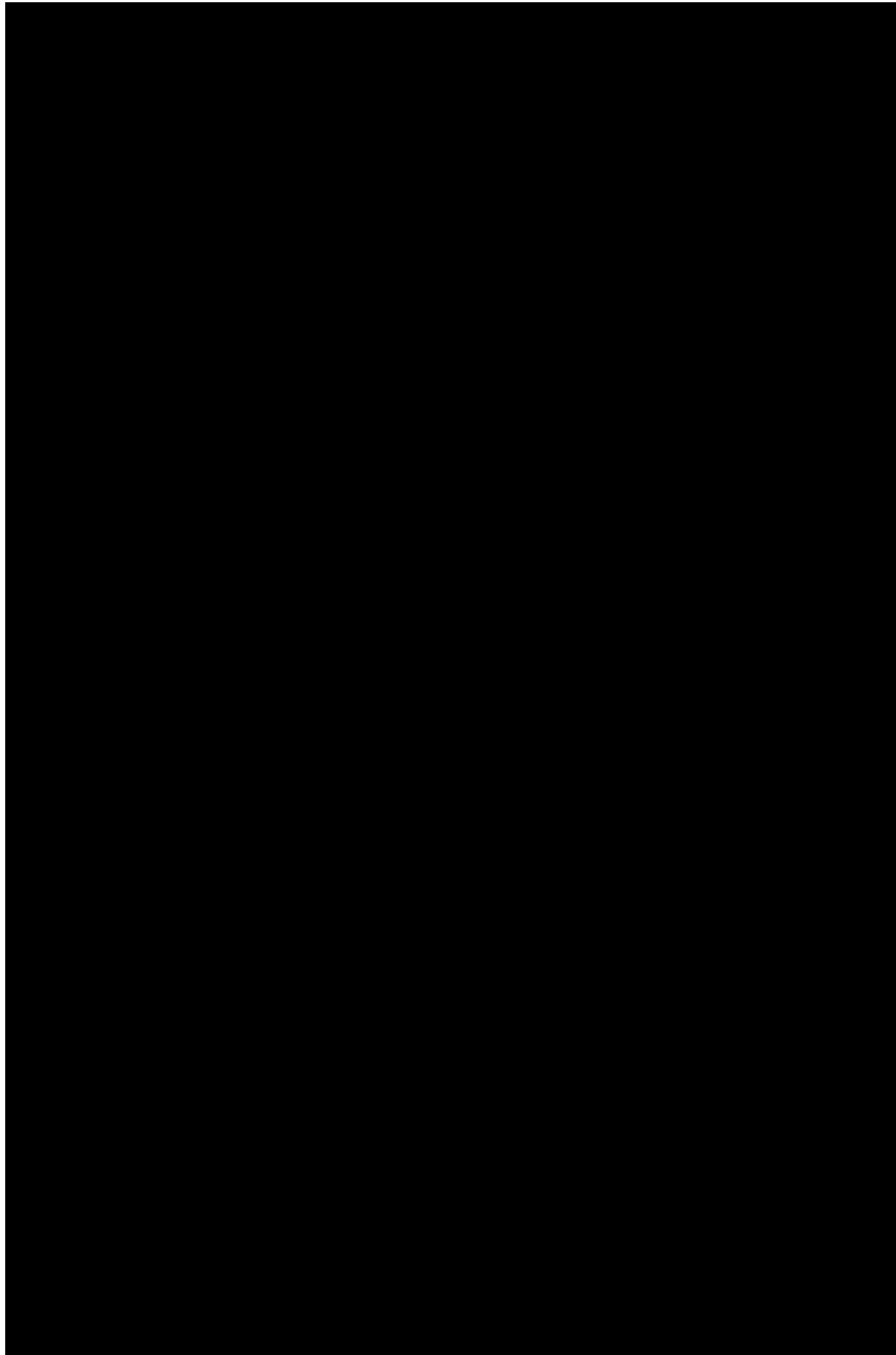
## 文書保存に関する規則

(趣旨)

団体からの要請により  
「第1条」のみを公開とした。  
(JANPIA)

第1条 この規則は、文書等の管理に関する規程第12条の規定に基づき、公益財団法人はまなす財団（以下「この法人」という。）の文書保存に関する基準を定めるものとする。





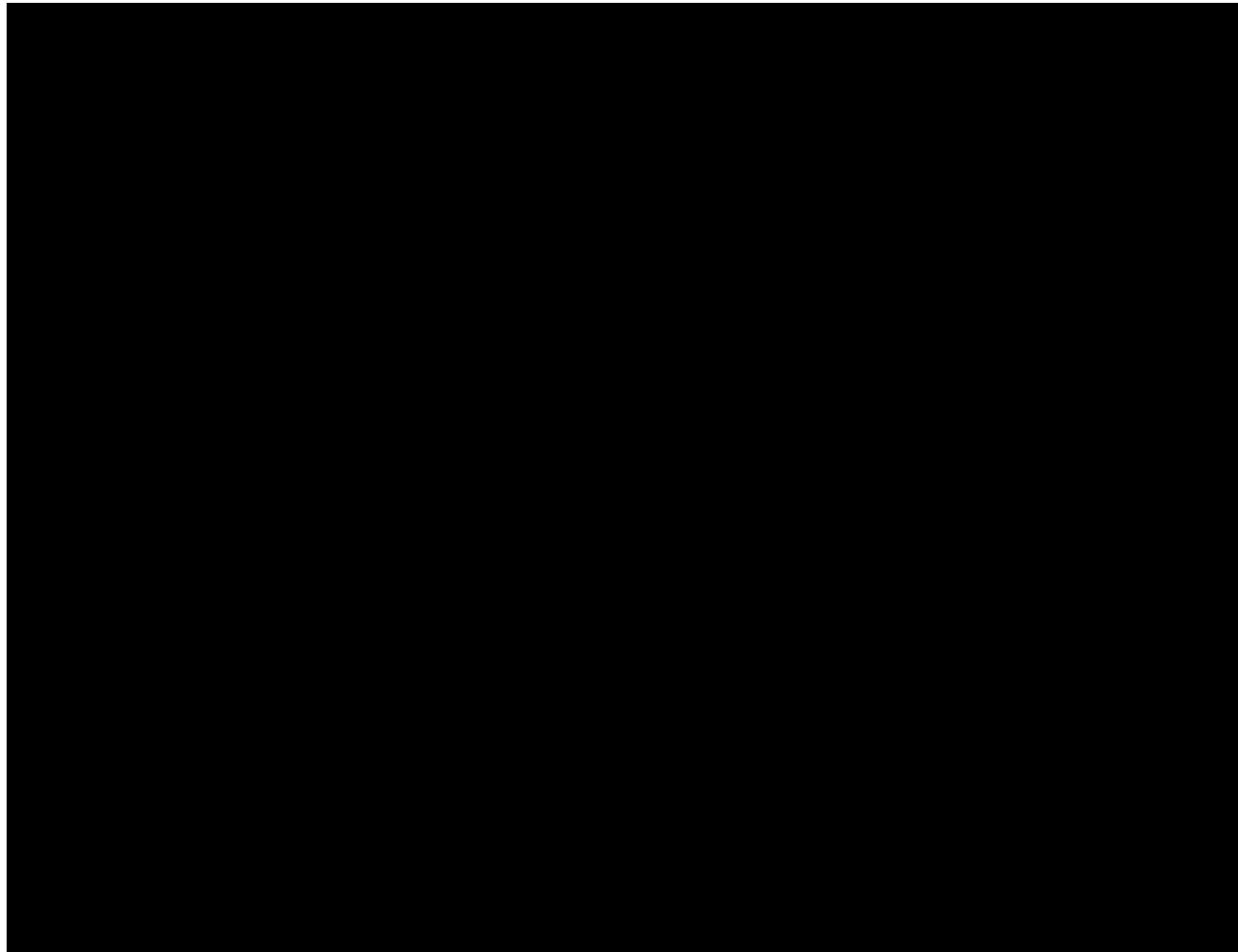
団体からの要請により  
「第1条」のみを公開とした。  
(JANPIA)

## 役 員 等 報 酬 規 程

### (総 則)

第1条 公益財団法人はまなす財団（以下「財団」という。）定款第17条第3項及び第33条第3項に基づき財団の評議員及び役員に対する報酬等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 本規程で役員とは、理事及び監事をいう。



# 定 款

1948年11月20日制定  
1962年 9月20日改訂  
1966年 9月16日改訂  
1967年 2月25日改訂  
1967年12月 2日改訂  
1968年 2月27日改訂  
1973年 2月27日改訂  
1974年 2月27日改訂  
1974年 9月20日改訂  
1975年 2月27日改訂  
1976年 3月29日改訂  
1982年 3月30日改訂  
1983年 3月30日改訂  
1984年 3月30日改訂  
1987年 3月31日改訂  
1994年 3月30日改訂  
1996年 3月29日改訂  
1999年 3月26日改訂  
2002年11月15日改訂  
2004年 3月25日改訂  
2004年12月20日改訂  
2006年 7月20日改訂  
2011年 3月30日改訂  
2014年 7月 3日改訂  
2015年 1月 1日改訂  
2021年10月29日改訂

株式会社 日本旅行

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社日本旅行と称し、  
英文名では Nippon Travel Agency Co., Ltd.と記す。













団体からの要請により  
「第1条」のみを公開とした。  
(JANPIA)

制定 2006年3月13日 人第058号  
改正 2024年4月1日ガバ推第24010号

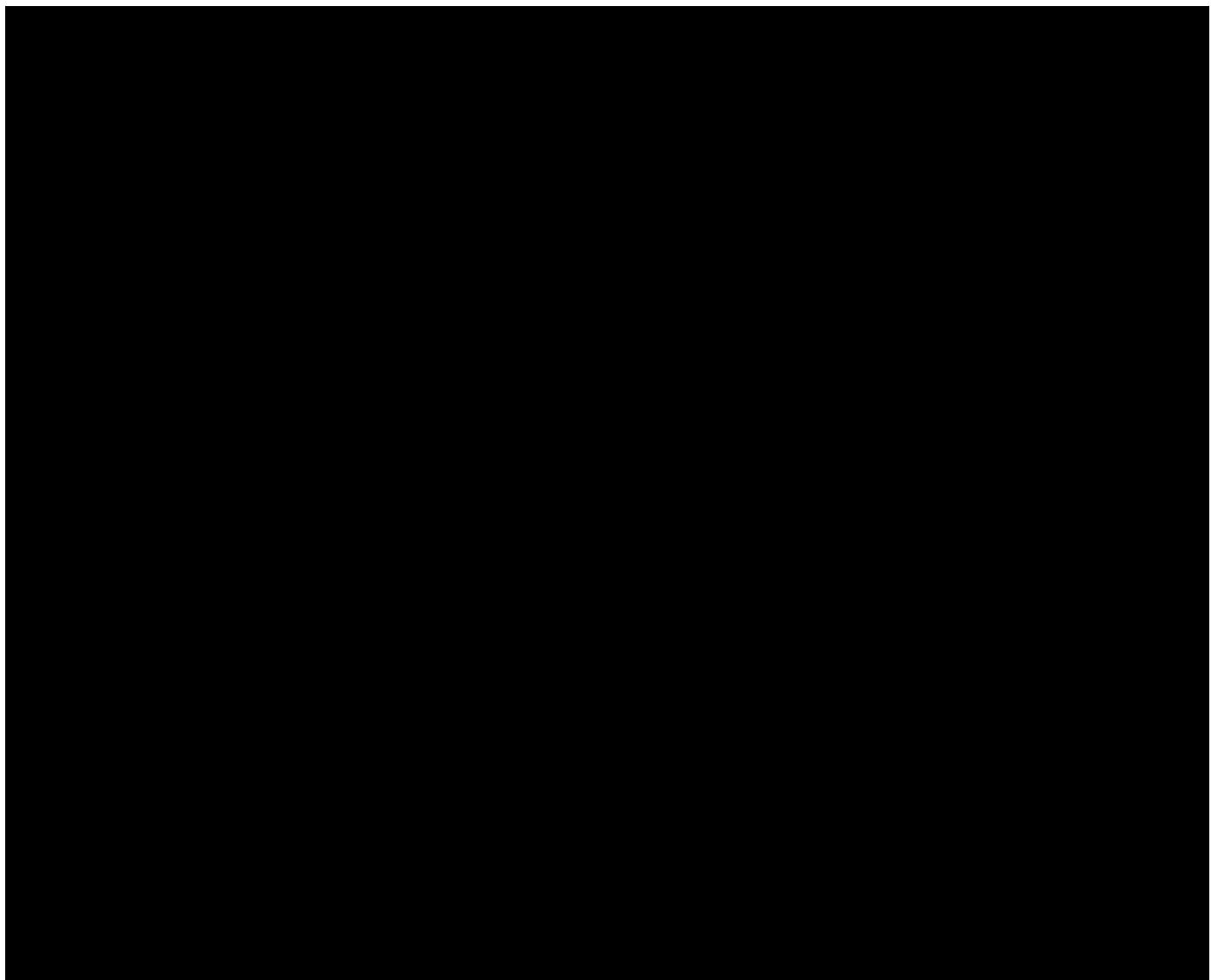
NTA-組織-9-3

## コンプライアンス・ホットライン運用規程

本規程は、当社の内部通報制度の具体的な取扱いについて、「公益通報者保護法(平成16年法律第122号)」及び「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関する、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(令和3年内閣府告示第118号)」等の規定に準拠し、次の通り定める。

### (目的)

**第1条** 本規程は、当社、グループ会社(以下「当社等」という。)及びその社員等が関与する法令等違反行為について適切に対応するために必要な体制の整備その他必要な措置を定めることにより、安心して通報・相談が行われ、法令等違反行為が早期発見・是正される自浄作用の働く企業風土を築くことを目的とする。



アソシエイトに調査を行つよう求めることができます。





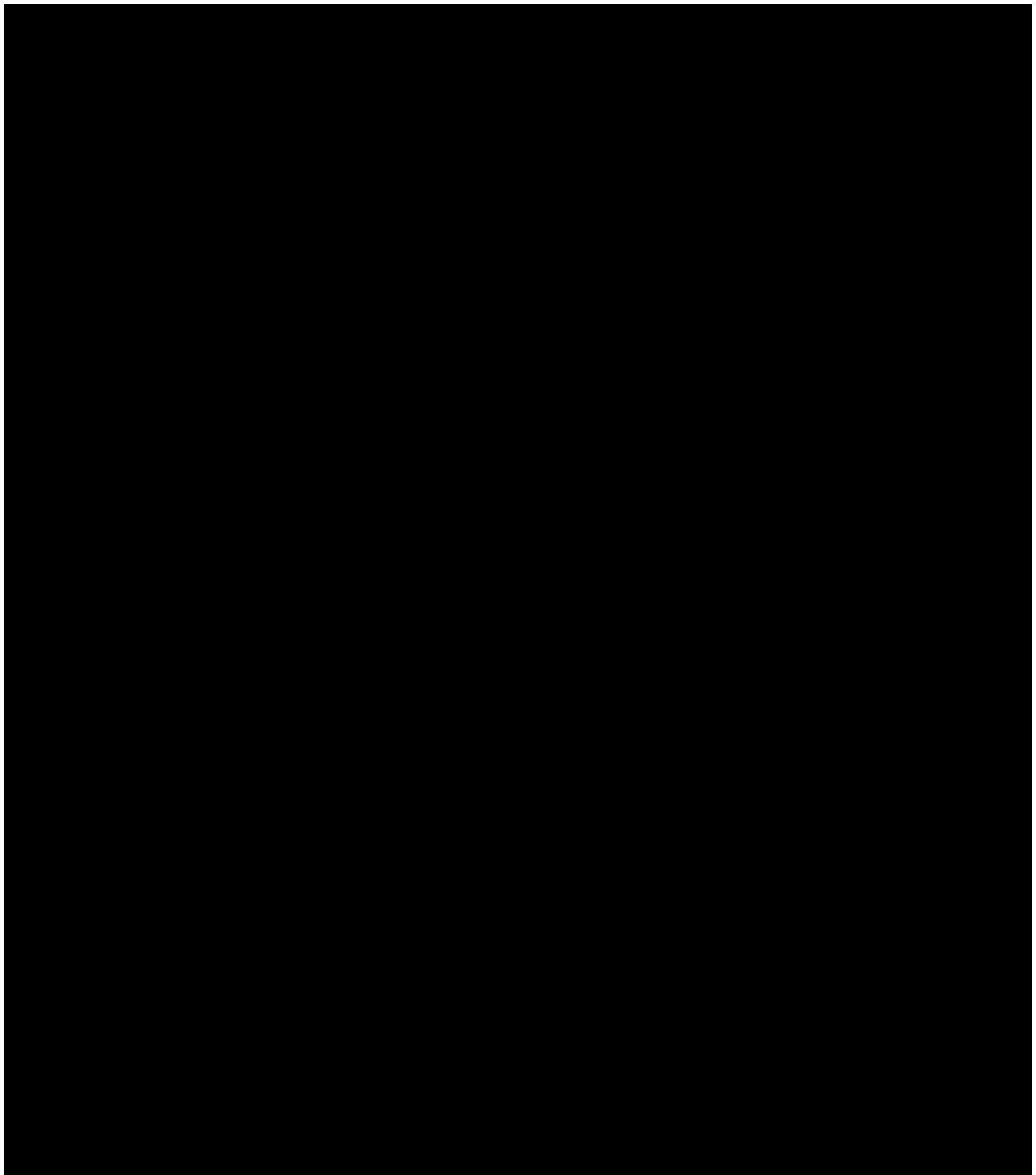


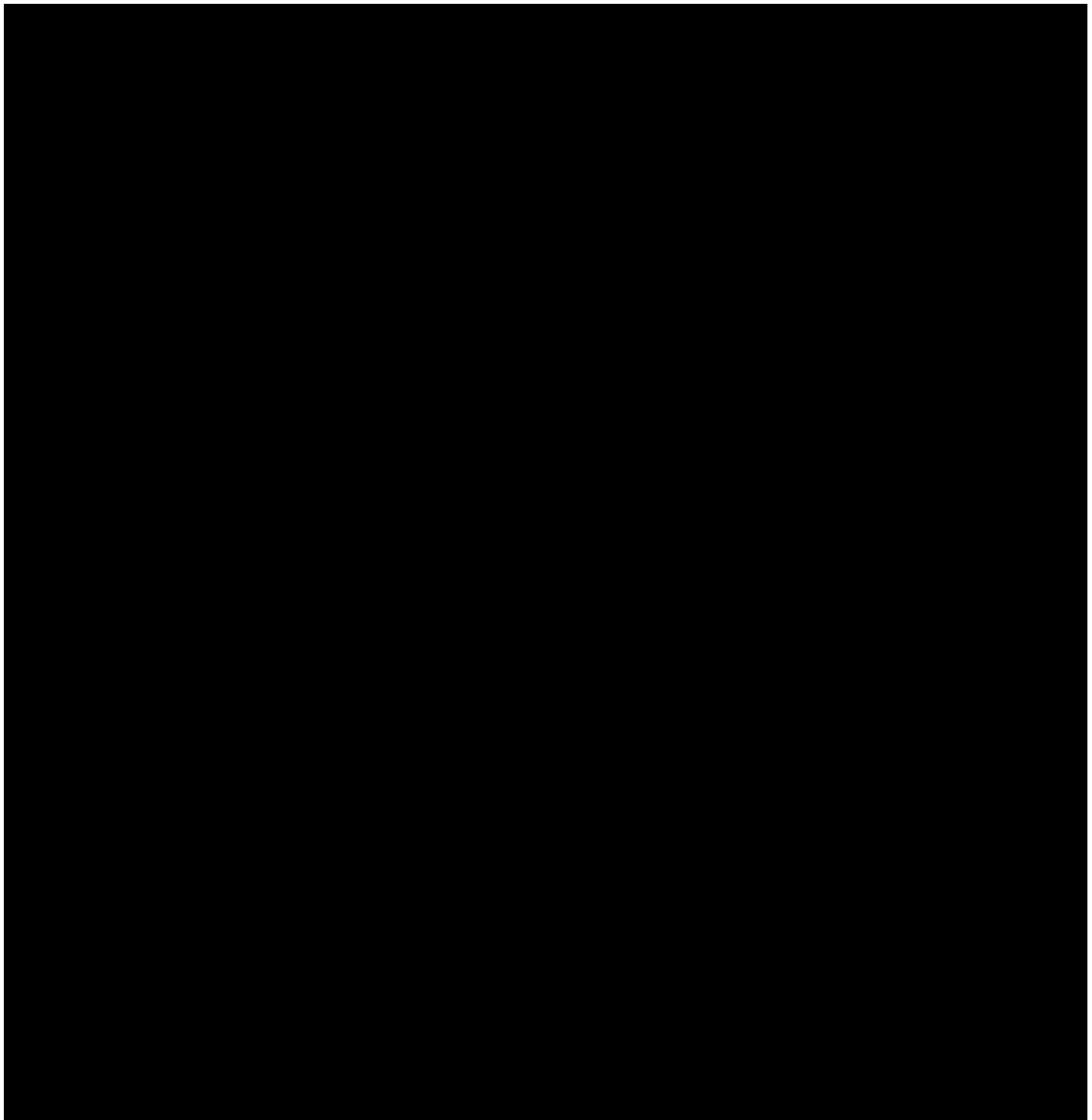
## リスクマネジメント委員会規程

制定 2023年12月18日 ガバナンス推進達第23020号

### (目的)

第1条 この規程は、当社の内部統制システムの基本方針を踏まえ、当社及び当社グループの事業運営、社会的信用、人命・財産等に重大な影響を及ぼす可能性のある事態（以下総称して「リスク」という。）の発生及び発生の恐れに対し、適切な管理、対策を講じるために設置するリスクマネジメント委員会（以下「委員会」という。）について定める。



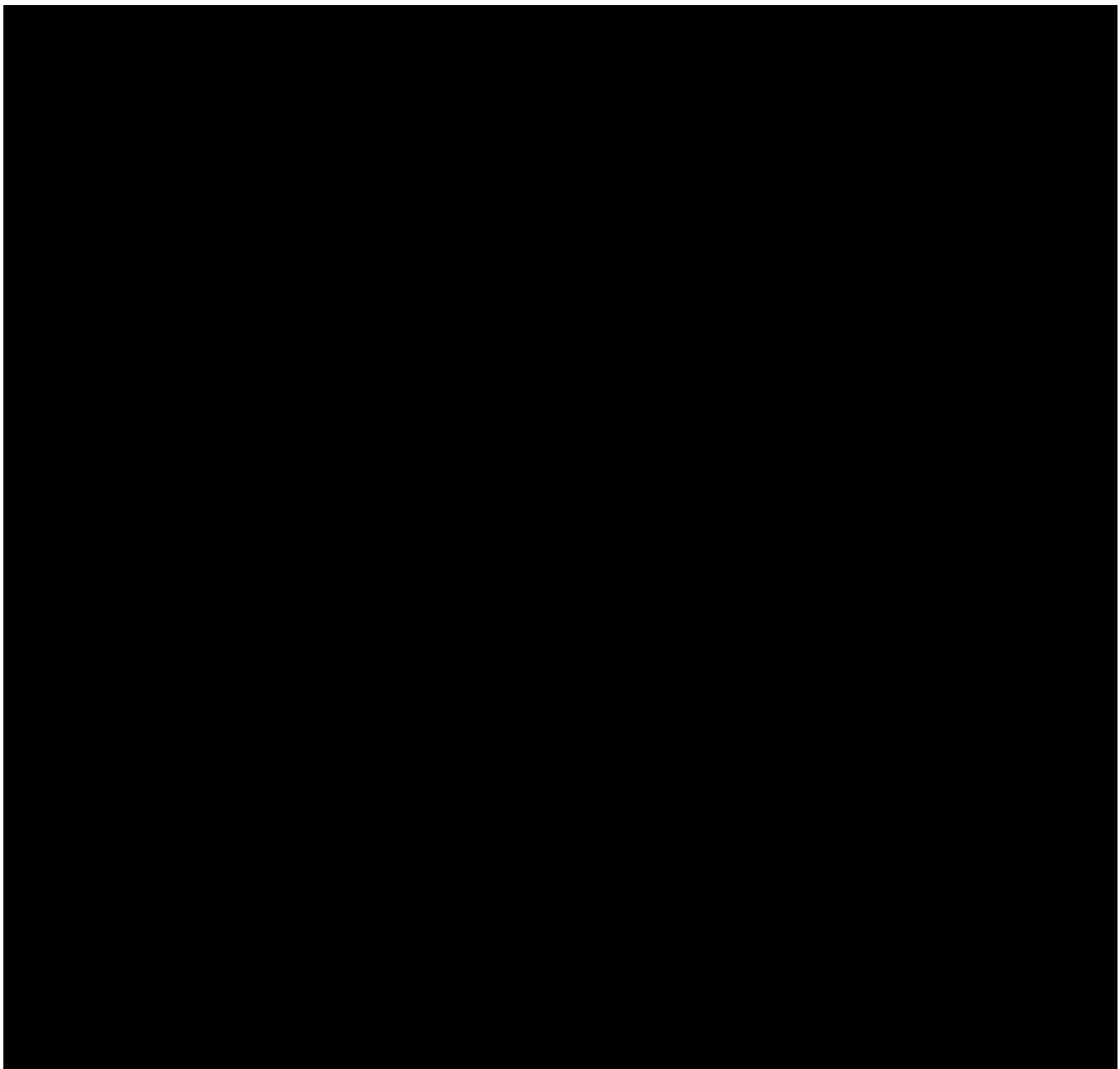


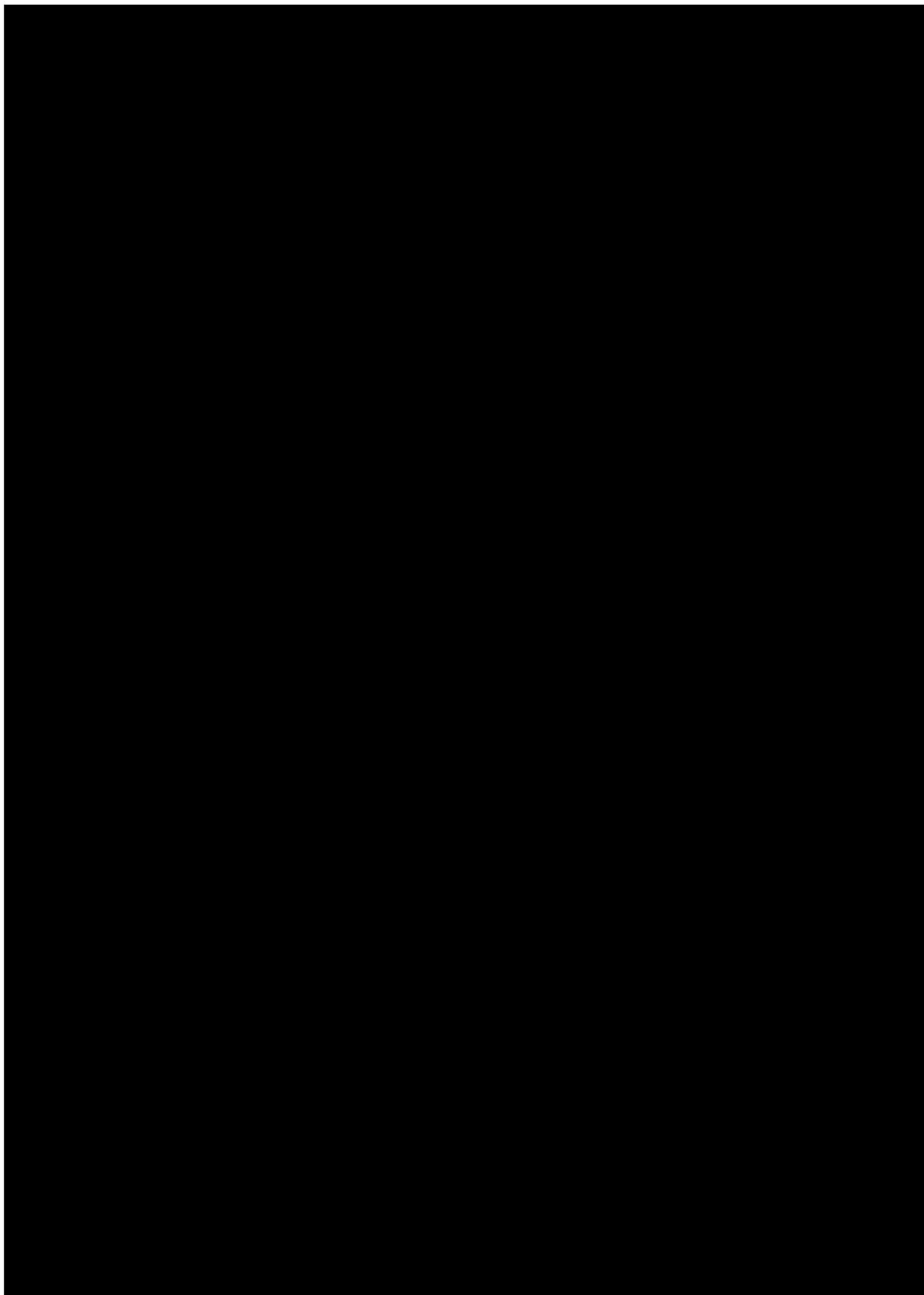
団体からの要請により  
「第1条」のみを公開とした。  
(JANPIA)

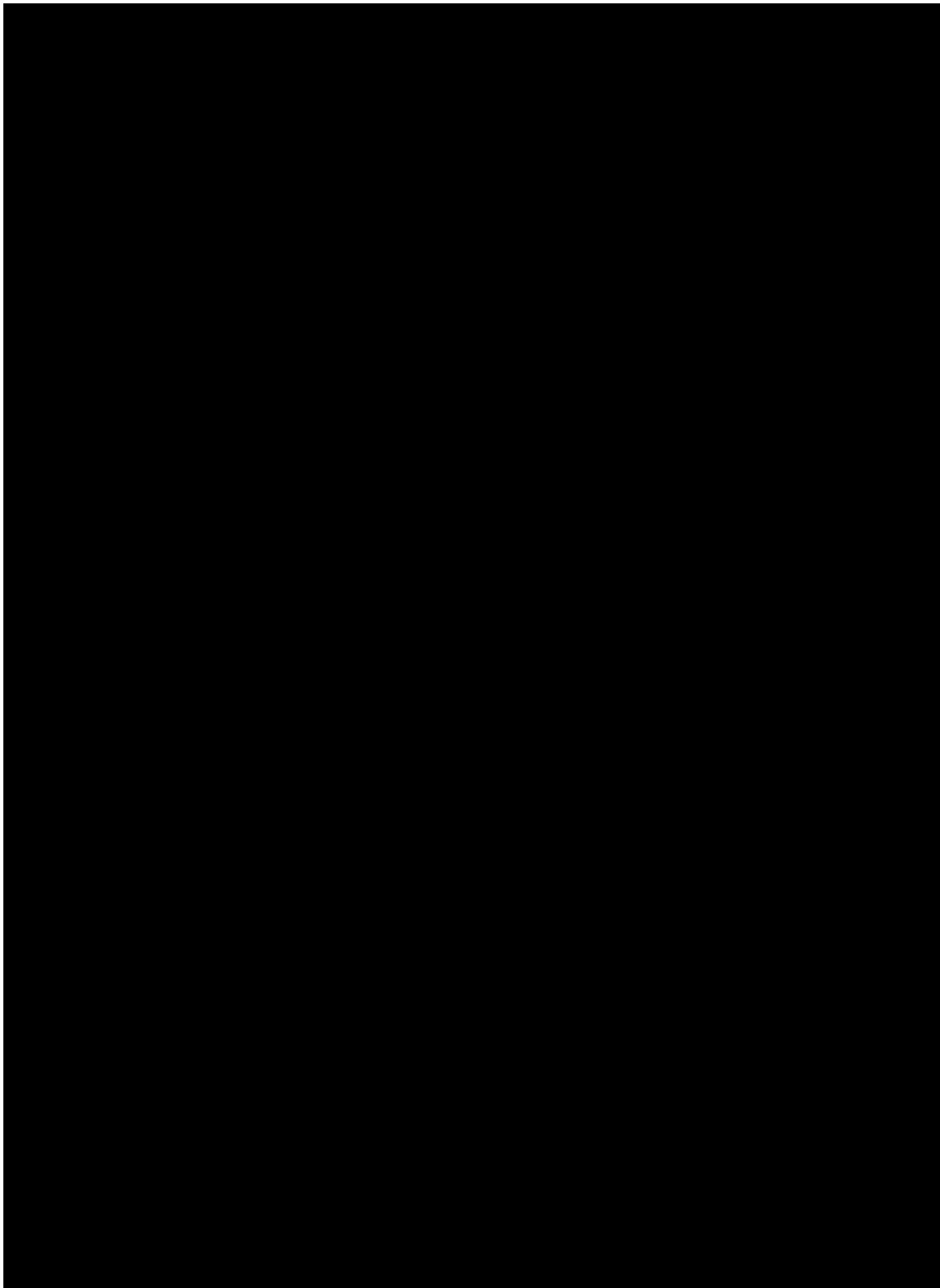
|    |                  |
|----|------------------|
| 制定 | 昭和 63 月 3 月 1 日  |
| 改正 | 平成 16 年 2 月 2 日  |
| 改正 | 平成 18 年 8 月 30 日 |
| 改正 | 平成 24 年 3 月 24 日 |
| 改正 | 平成 27 年 6 月 24 日 |
| 改正 | 平成 29 年 10 月 1 日 |

#### (目的)

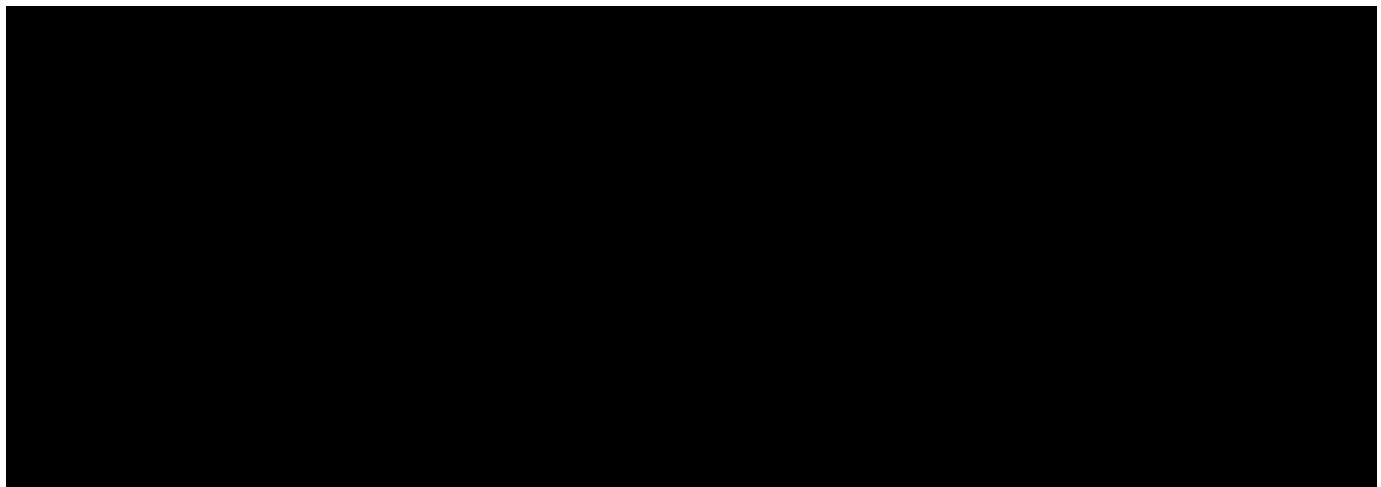
第1条 本要領は、「リスク管理委員会規程」第2条で定めるリスク（以下、本要領で「異常事態」という。）に直面したときの当社の対応及び役員、執行役員、社員、契約社員、出向社員、派遣社員等当社で業務に従事する者（以下、本要領で「社員等」という。）の対応について定める。

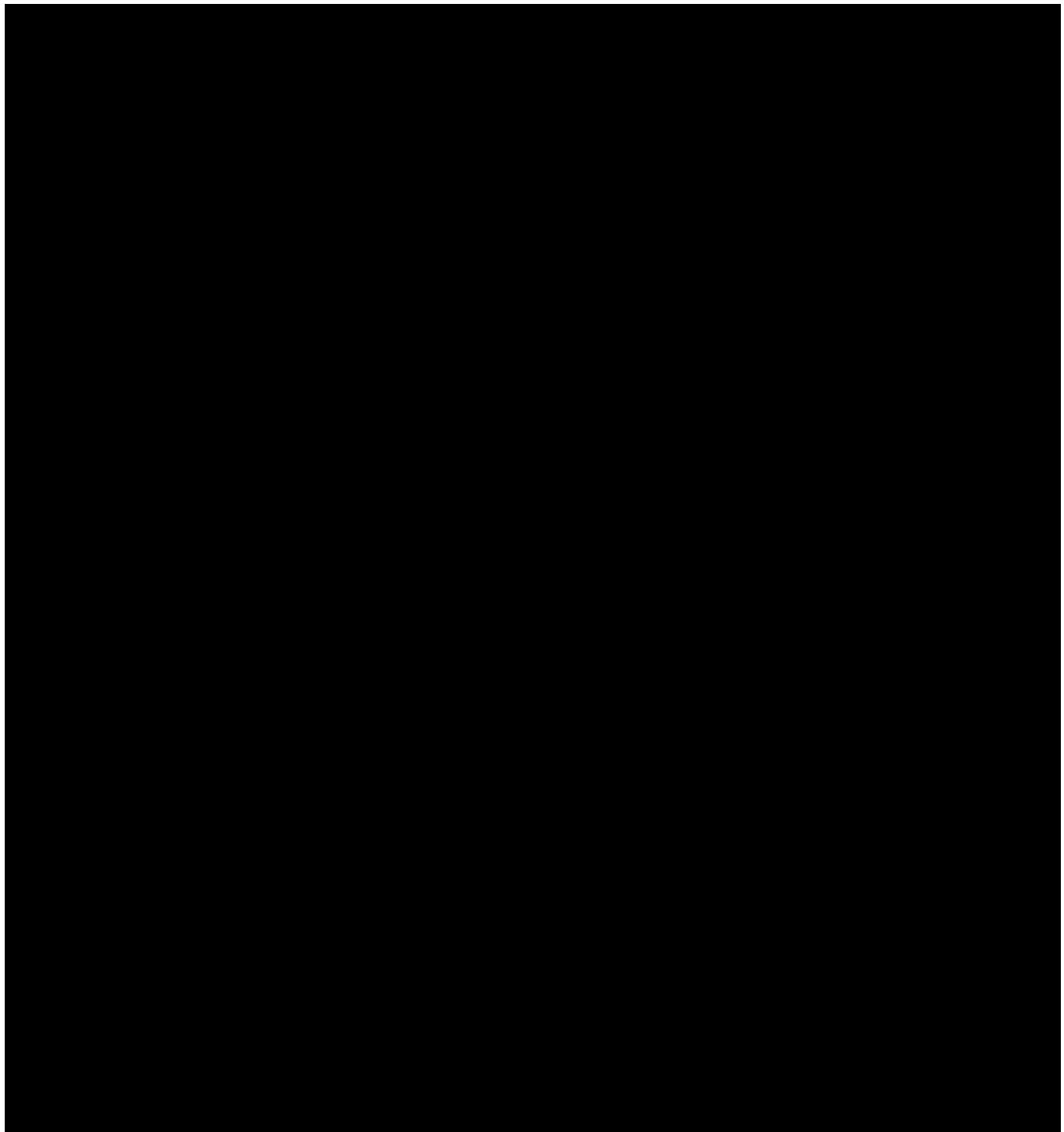




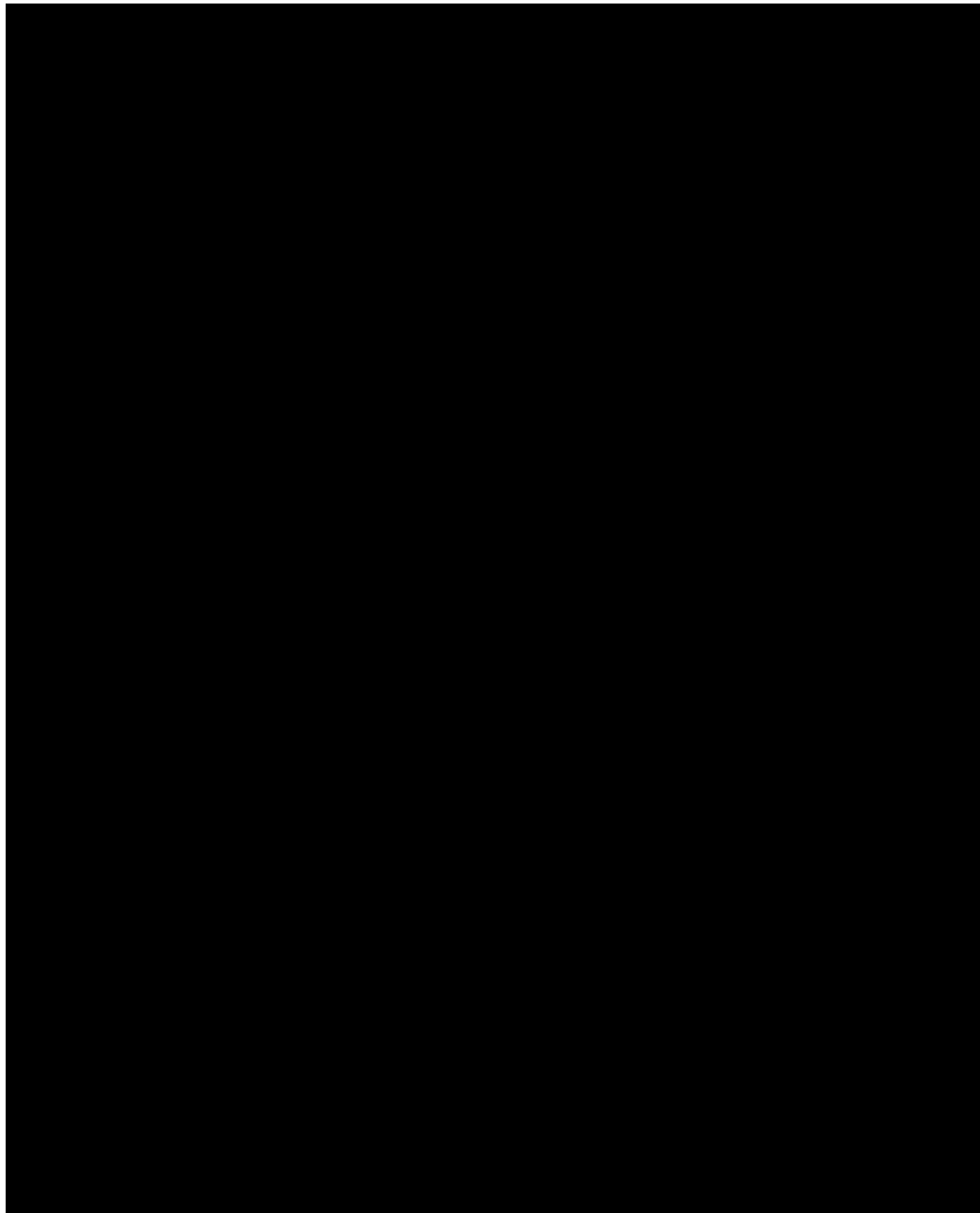






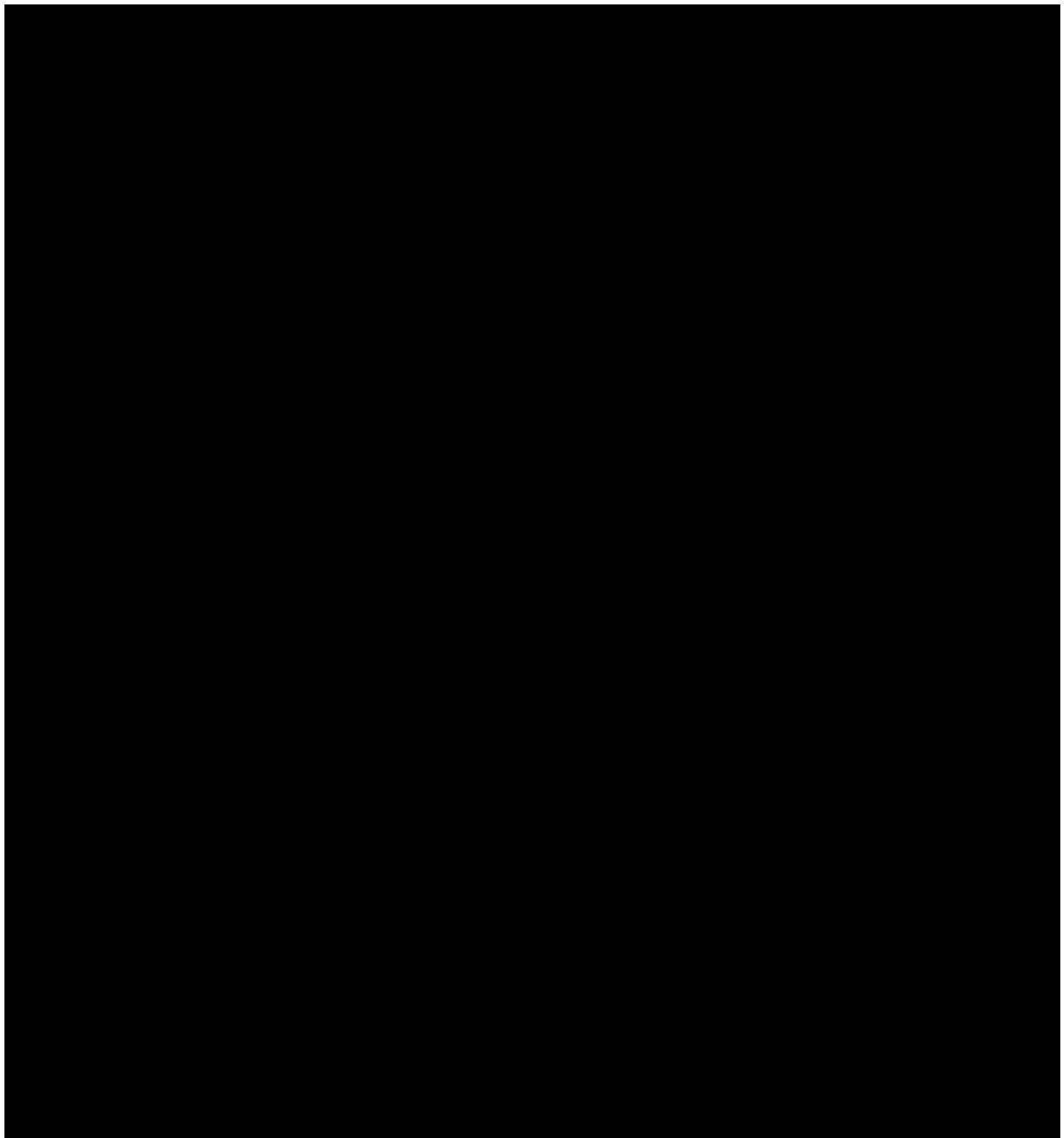












## 監 査 役 会 規 則

株式会社 日 本 旅 行

## 目 次

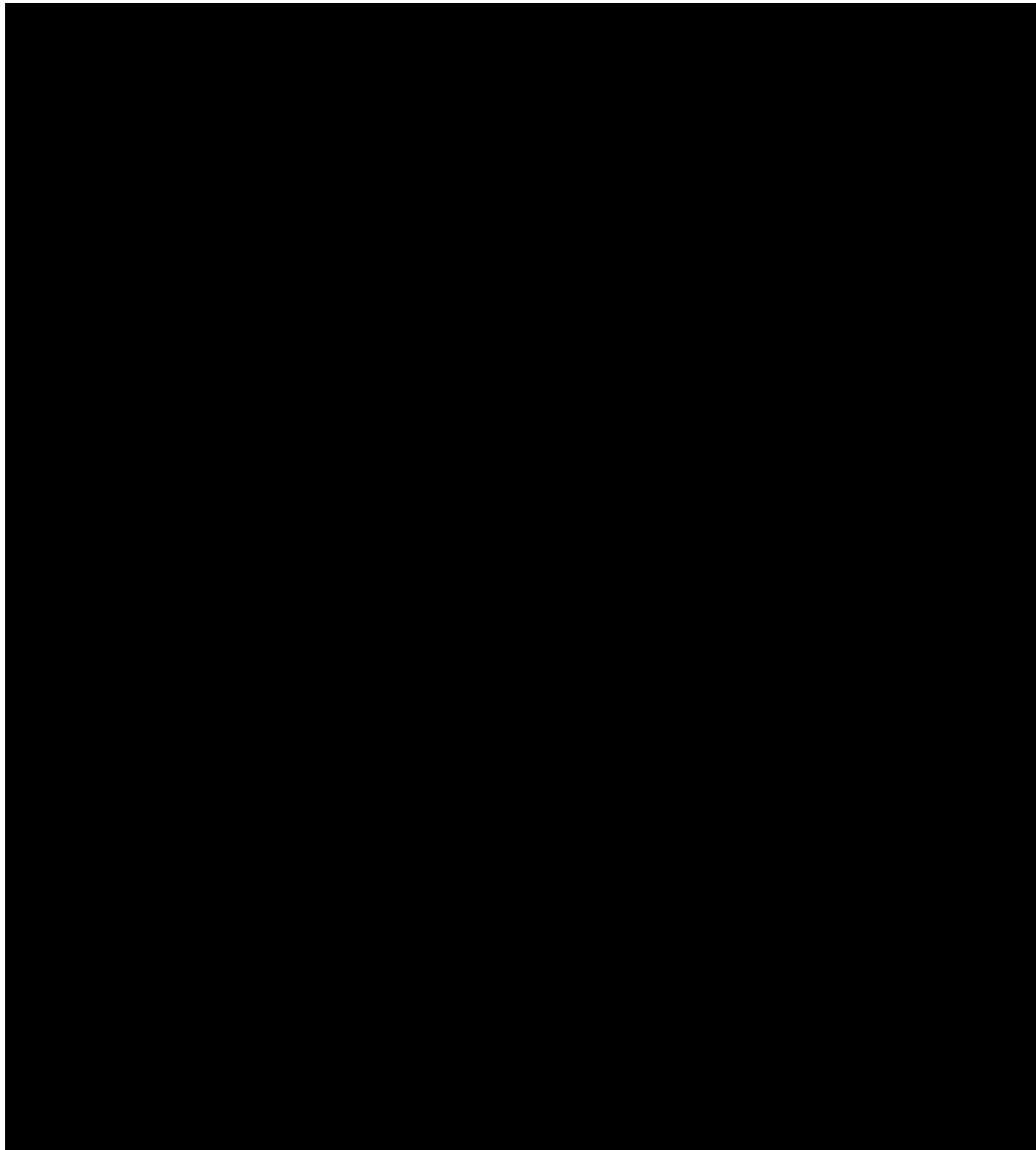
- 第1条 目的
- 第2条 組織
- 第3条 監査役会の目的
- 第4条 監査役会の職務
- 第5条 常勤の選定及び解職
- 第6条 議長
- 第7条 特定監査役
- 第8条 開催
- 第9条 招集権者
- 第10条 招集手続
- 第11条 監査役会の決議事項等
- 第12条 決議の方法
- 第13条 監査の方針等の決議
- 第14条 代表取締役との定期的会合等
- 第15条 監査報告の作成
- 第16条 監査役の選任に関する同意等
- 第17条 会計監査人の選任に関する決定等
- 第18条 会計監査人の報酬等に対する同意
- 第19条 監査役会に対する報告
- 第20条 報告に対する措置
- 第21条 取締役の責任の一部免除等に関する同意
- 第22条 補助参加の同意
- 第23条 監査役の権限行使に関する協議
- 第24条 議事録
- 第25条 監査役会事務局
- 第26条 監査役監査基準
- 第27条 本規則の改廃

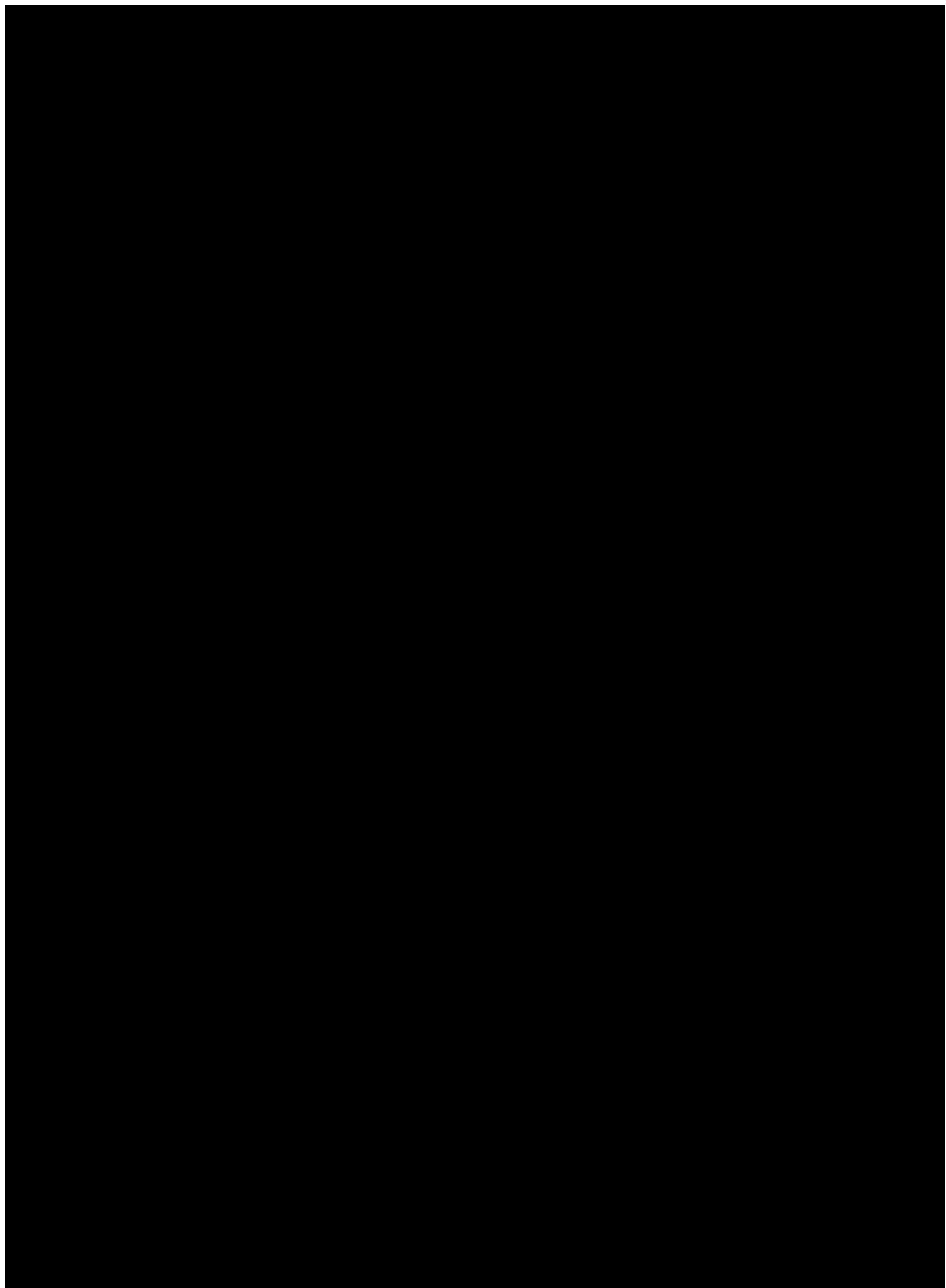
団体からの要請により  
「第1条」のみを公開とした。  
(JANPIA)

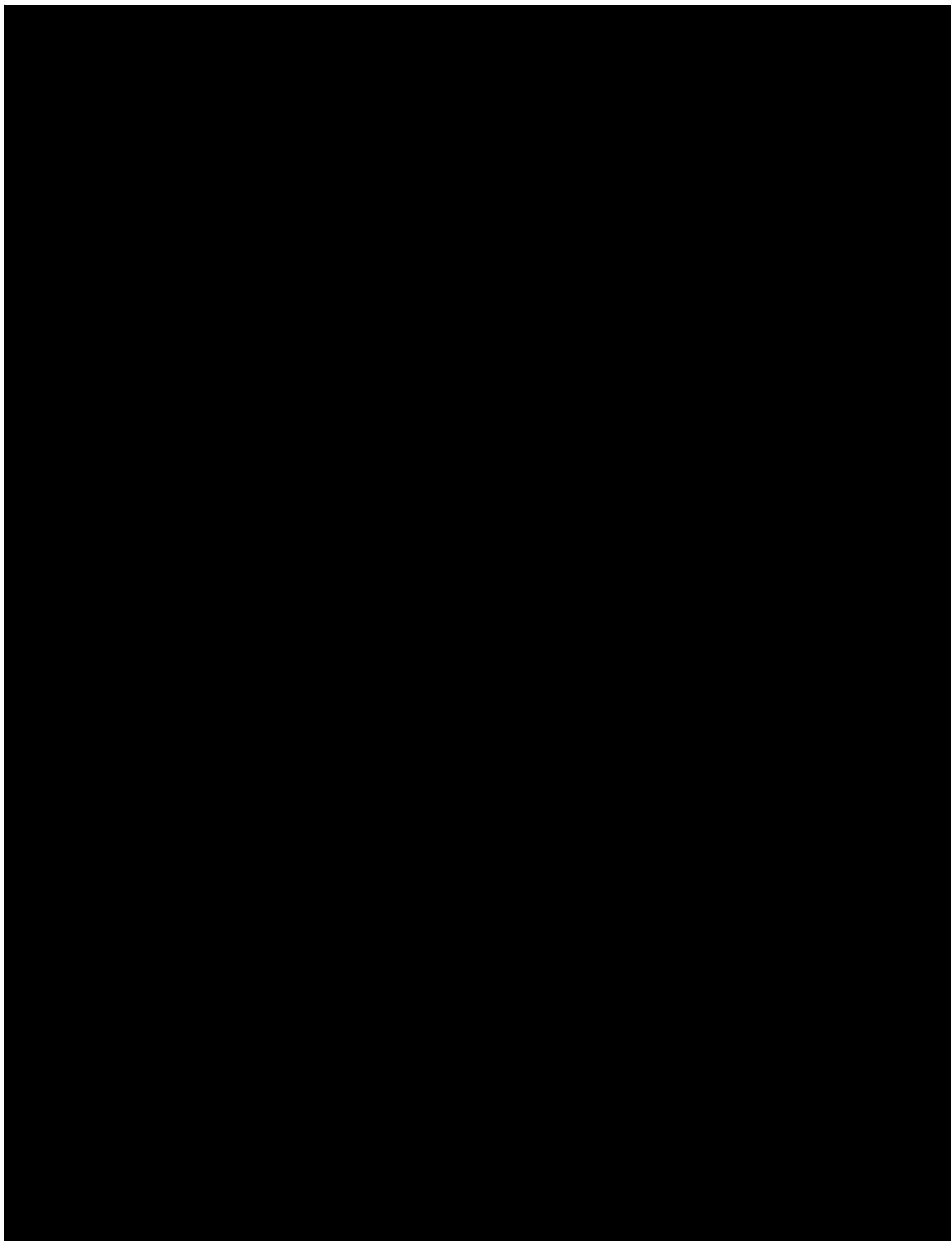
## 監査役会規則

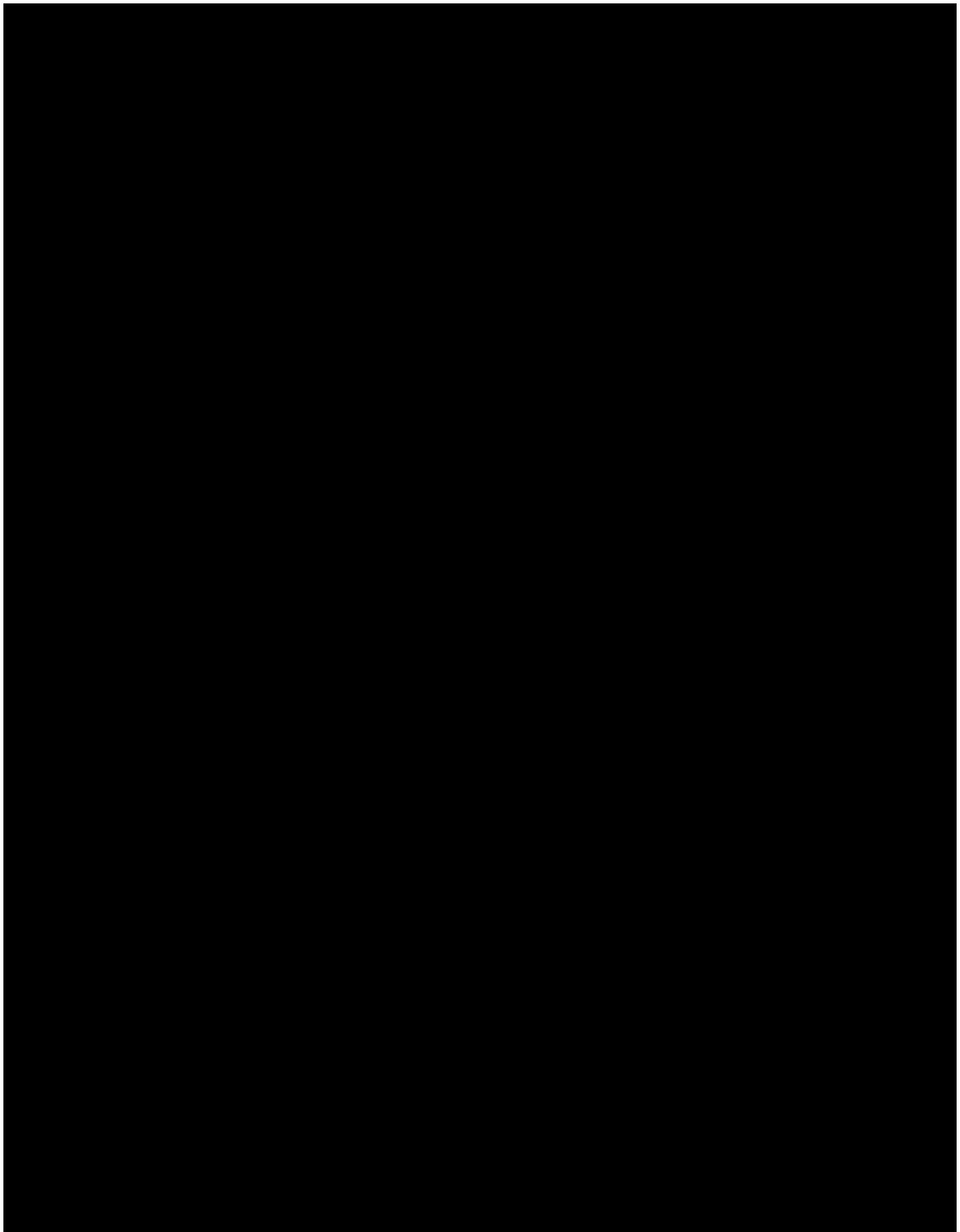
### (目的)

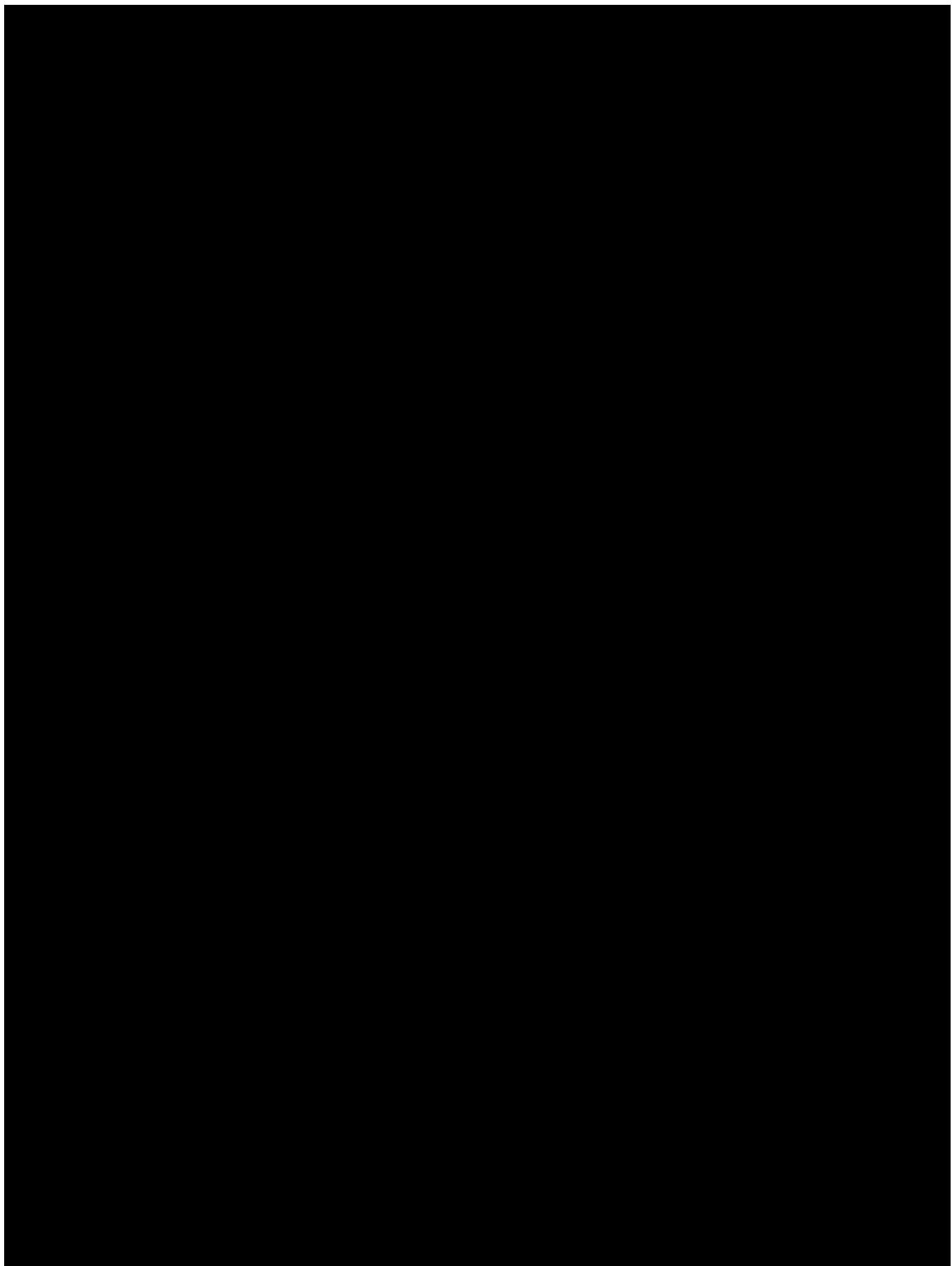
第1条 本規則は、法令及び定款に基づき、監査役会に関する事項を定める。

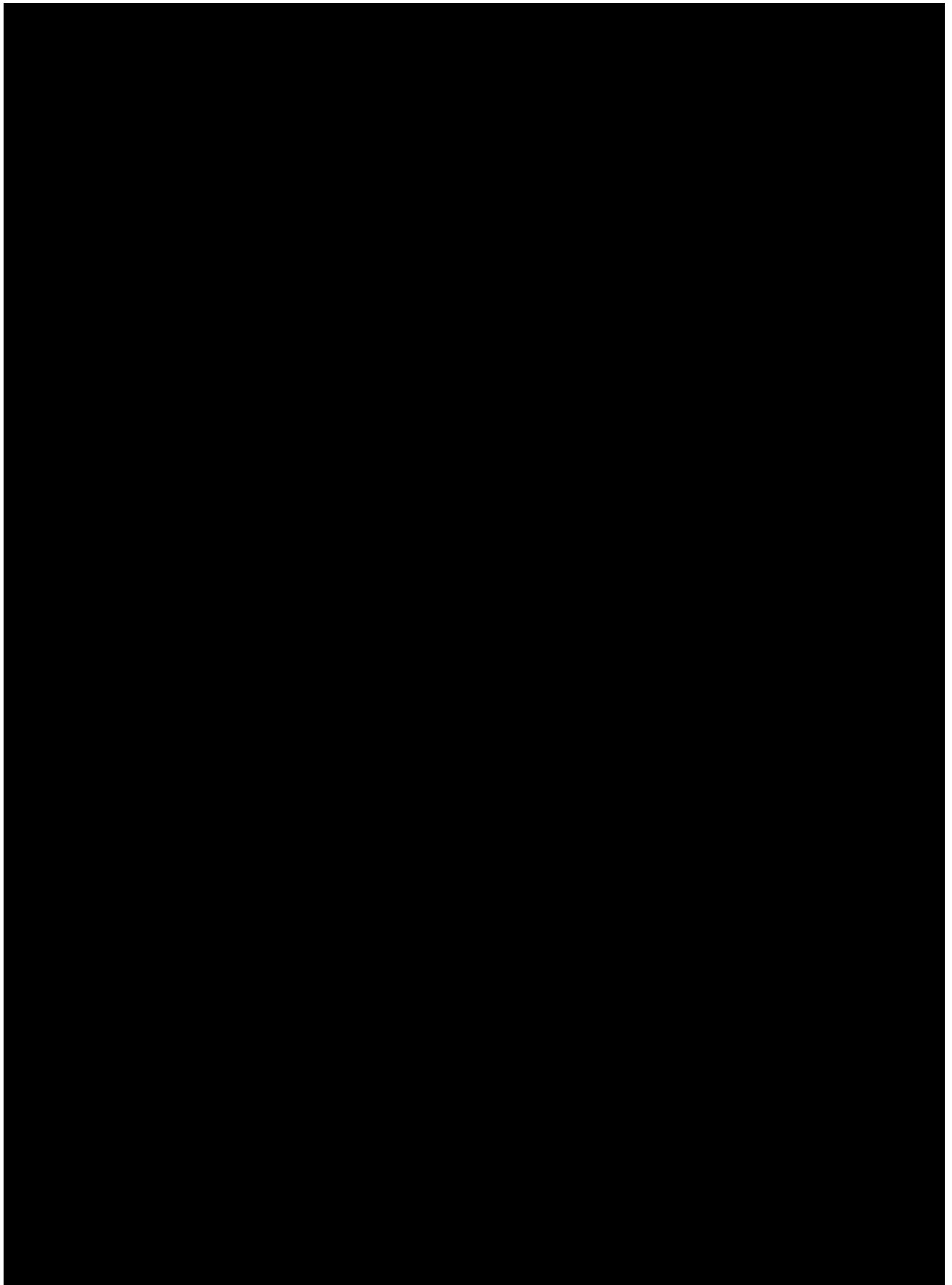


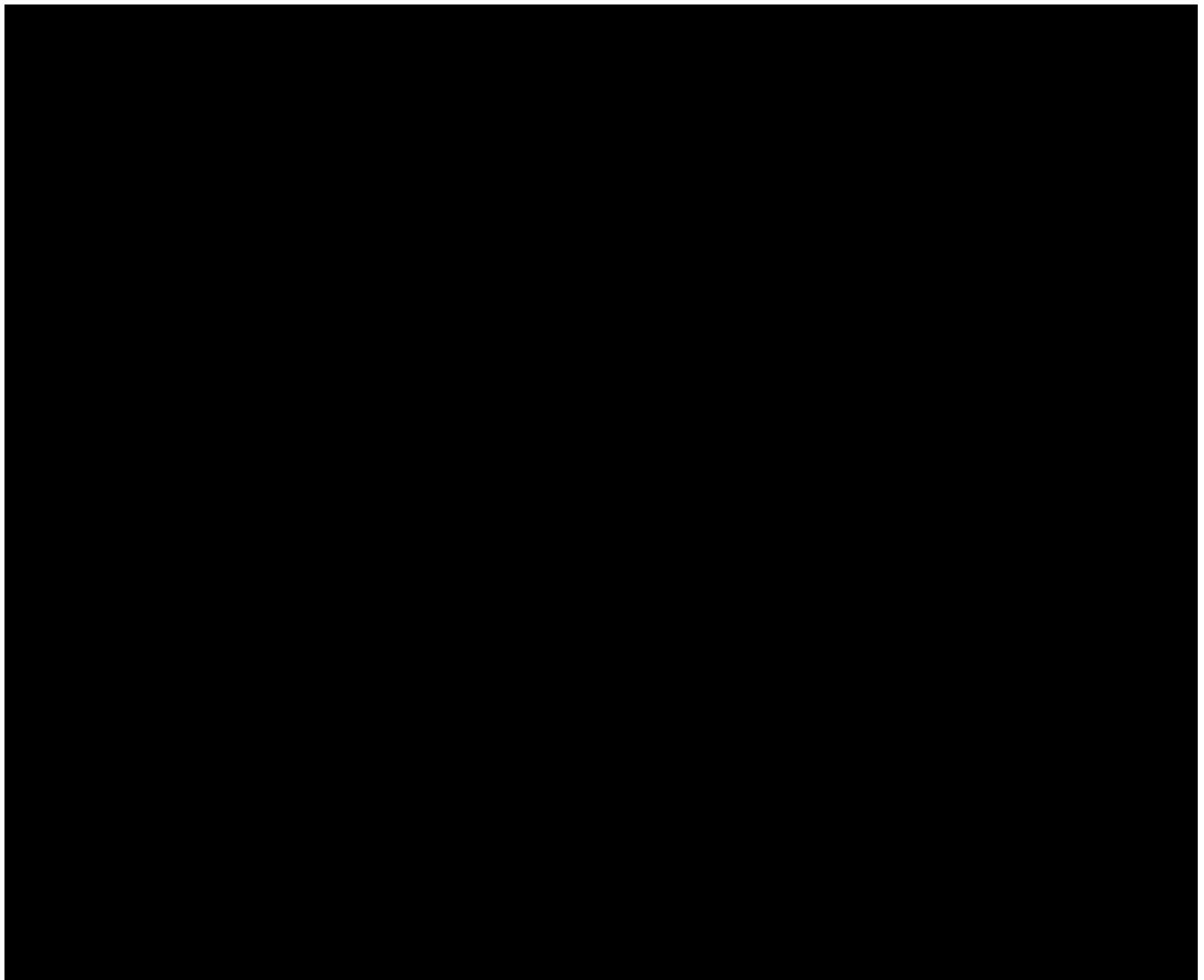












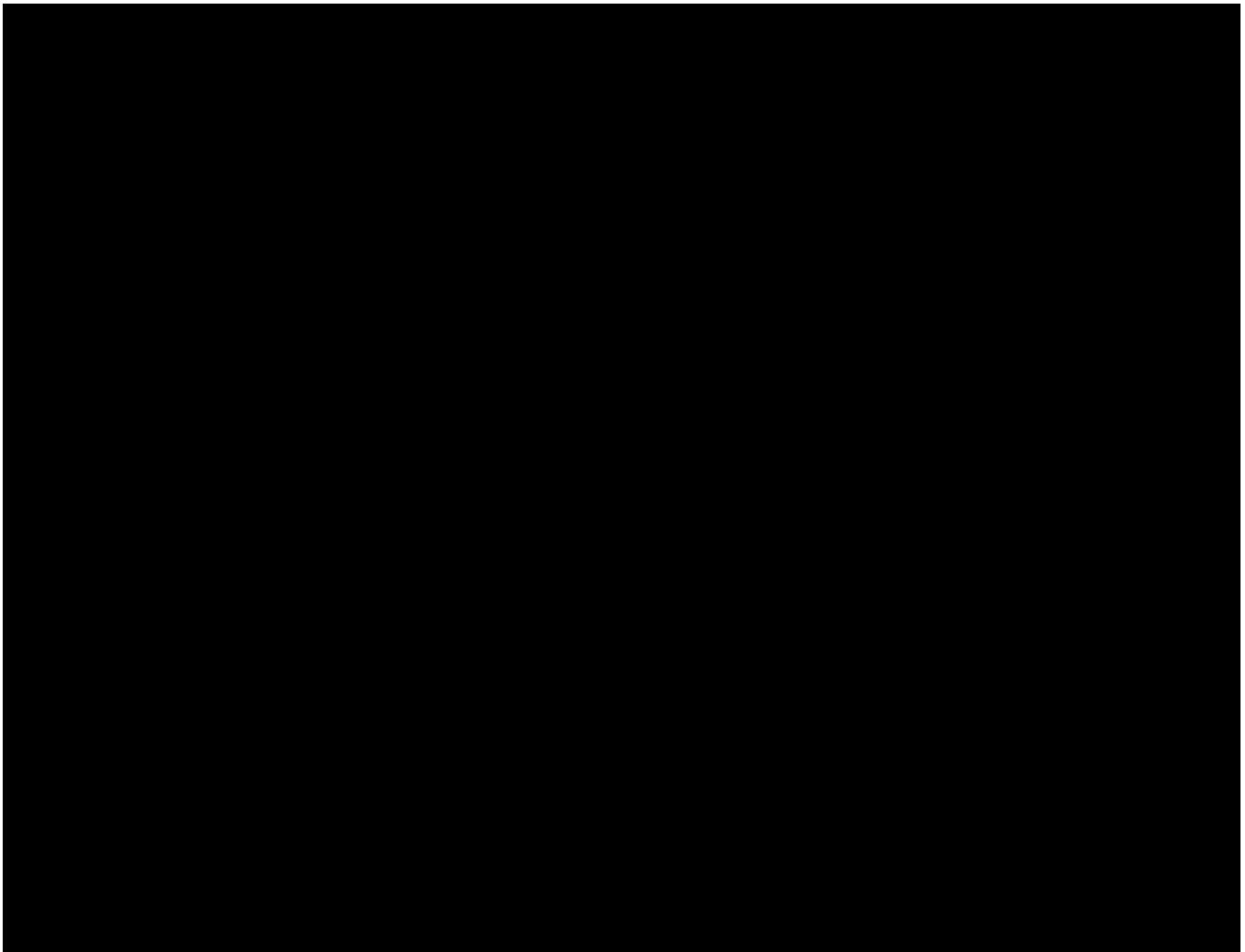
団体からの要請により  
「第1条」のみを公開とした。  
(JANPIA)

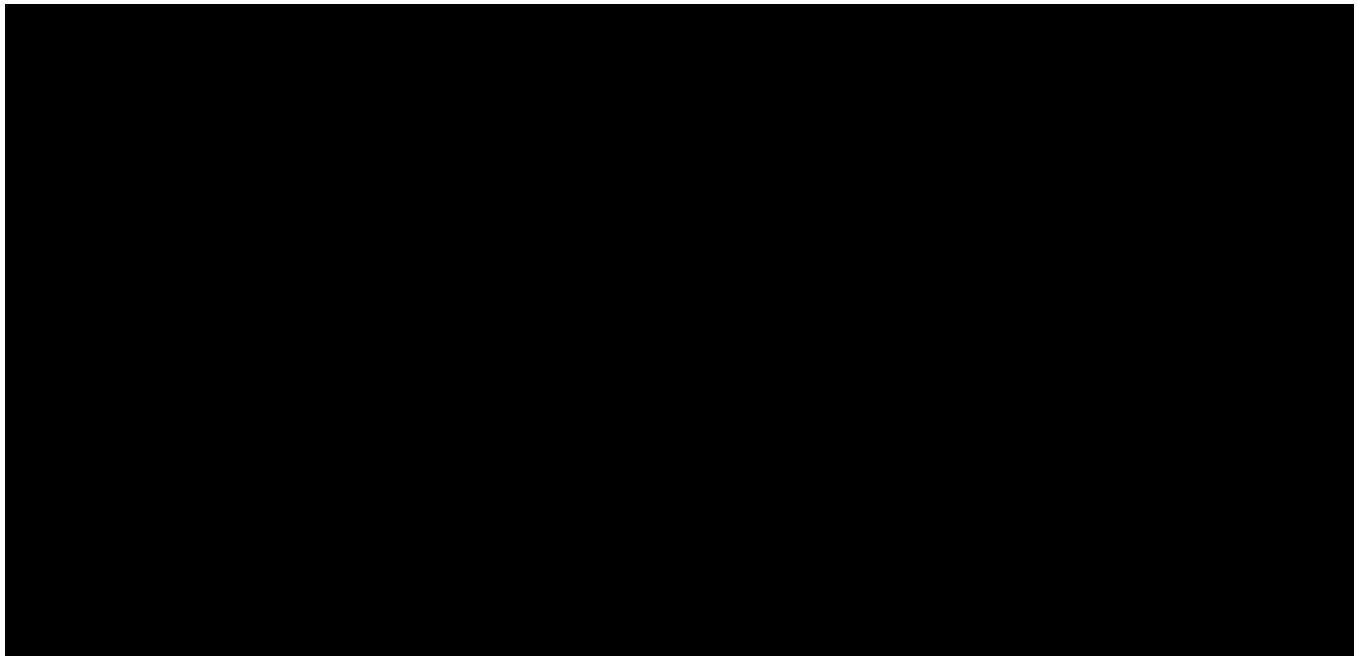
|    |                  |
|----|------------------|
| 制定 | 平成元年2月経達第2号      |
| 改正 | 平成5年3月経達第1号      |
| 改正 | 平成11年1月経達第52号    |
| 改正 | 平成12年6月経達第16号    |
| 改正 | 平成17年2月経達第5号     |
| 改正 | 平成17年4月経達第12号    |
| 改正 | 平成20年6月1日経達第25号  |
| 改正 | 平成24年4月1日経達第15号  |
| 改正 | 平成25年5月14日経達第22号 |
| 改正 | 平成26年4月1日経達第31号  |
| 改正 | 平成28年8月23日経達第61号 |
| 改正 | 平成29年4月1日経達第15号  |

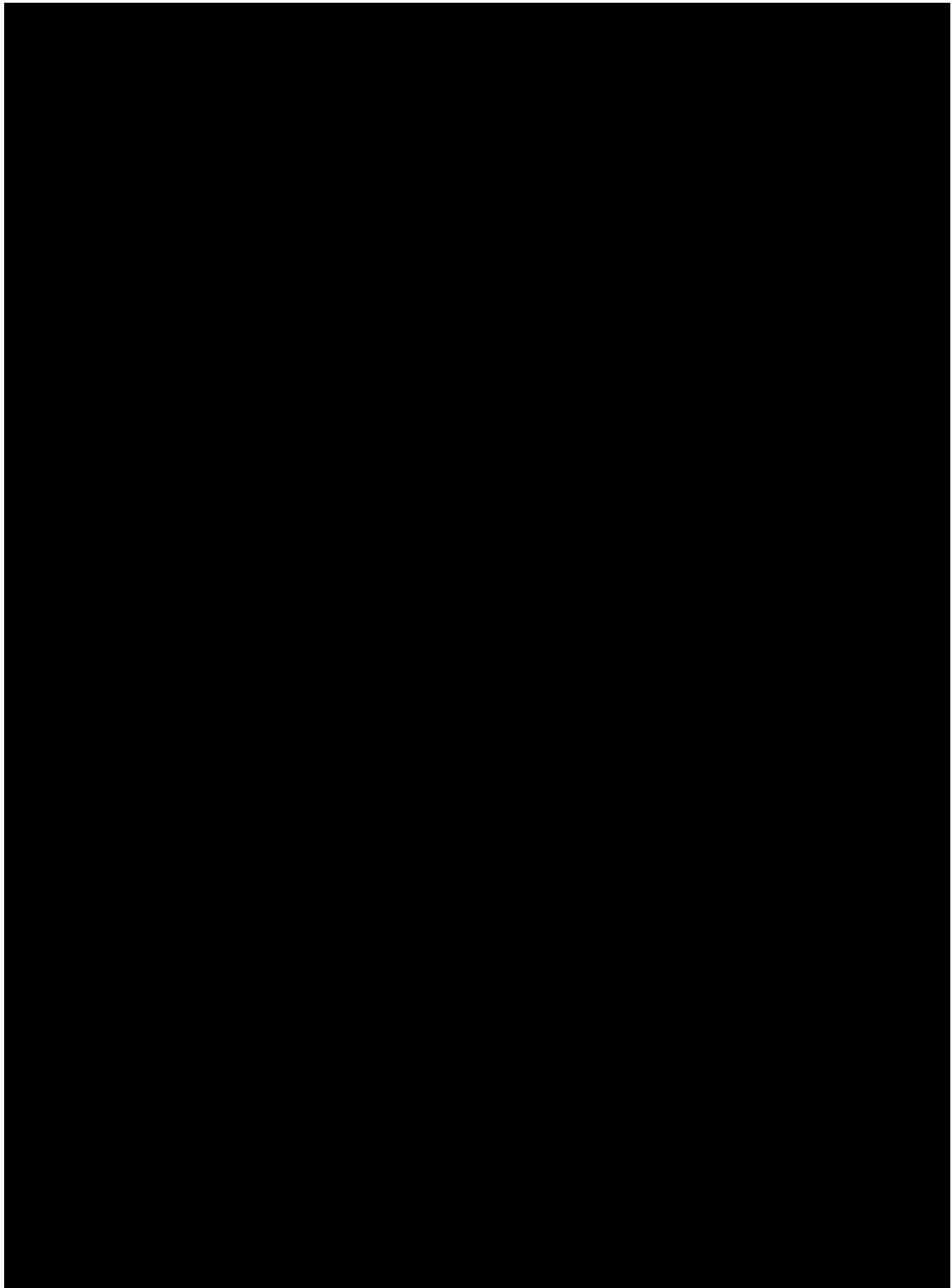
## 第1編 総則

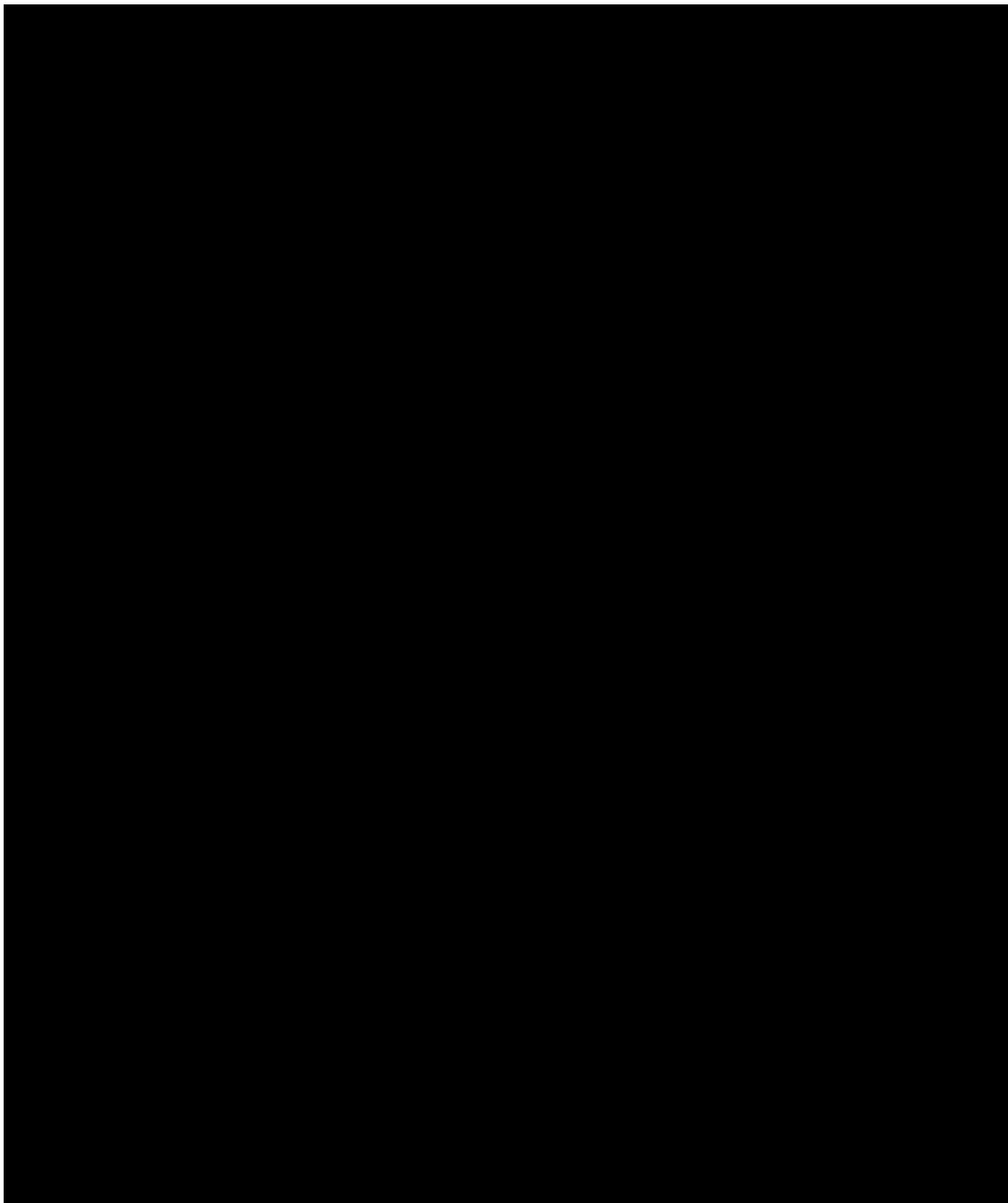
## (目的)

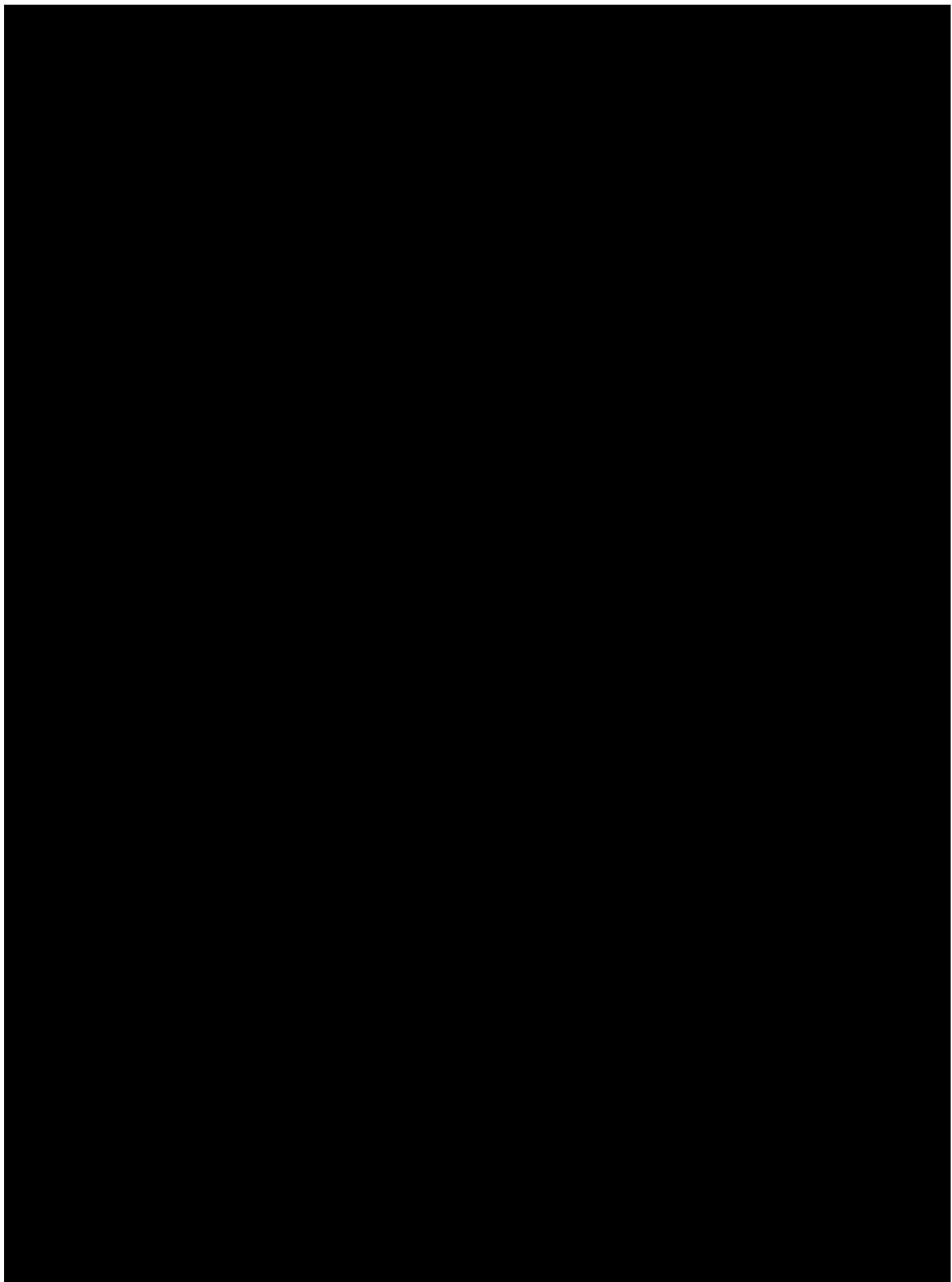
第1条 この規程は、会計等の準則を定め、もって経理の健全性を確保し、経営の能率的運営と発展に寄与することを目的とする。

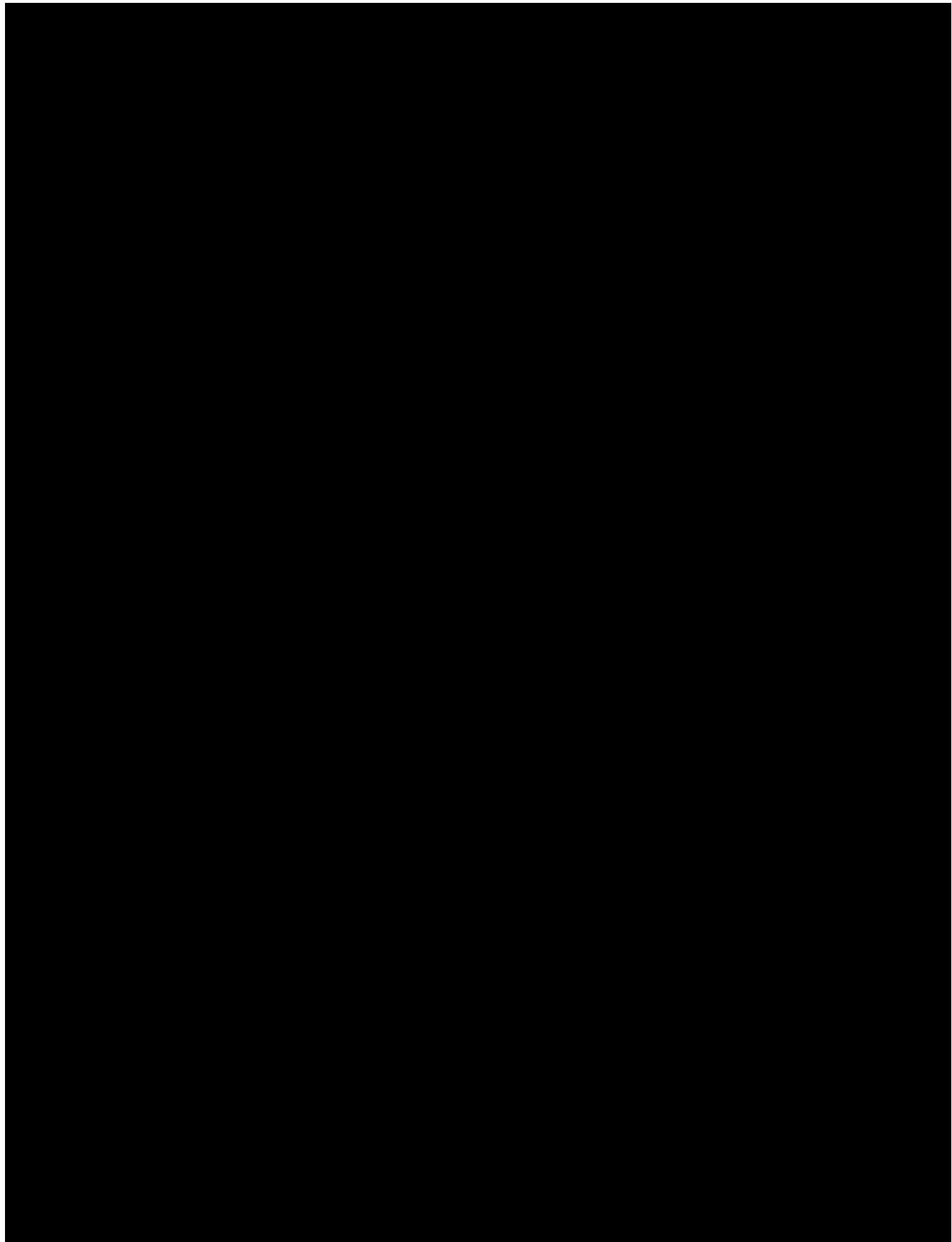


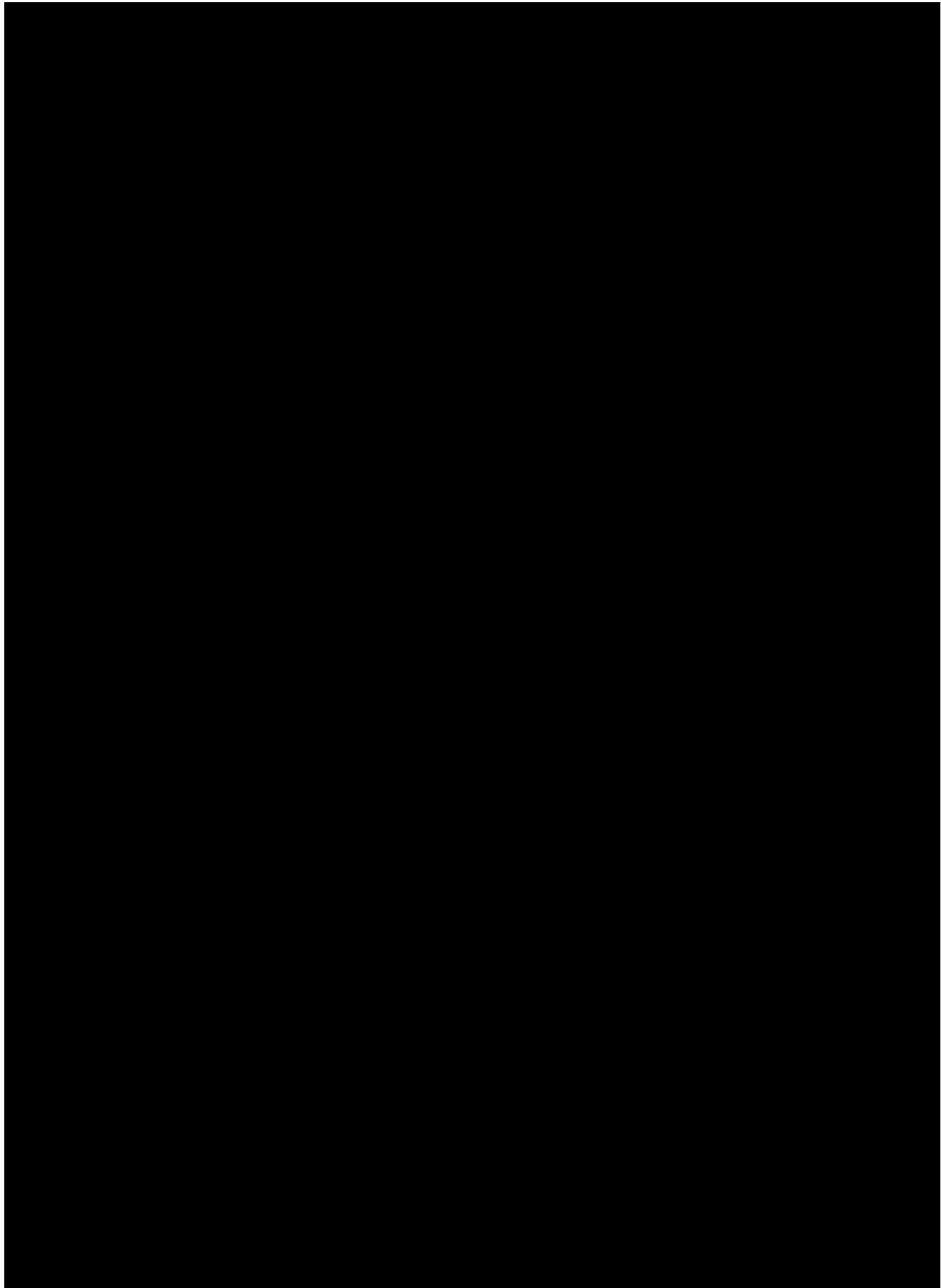


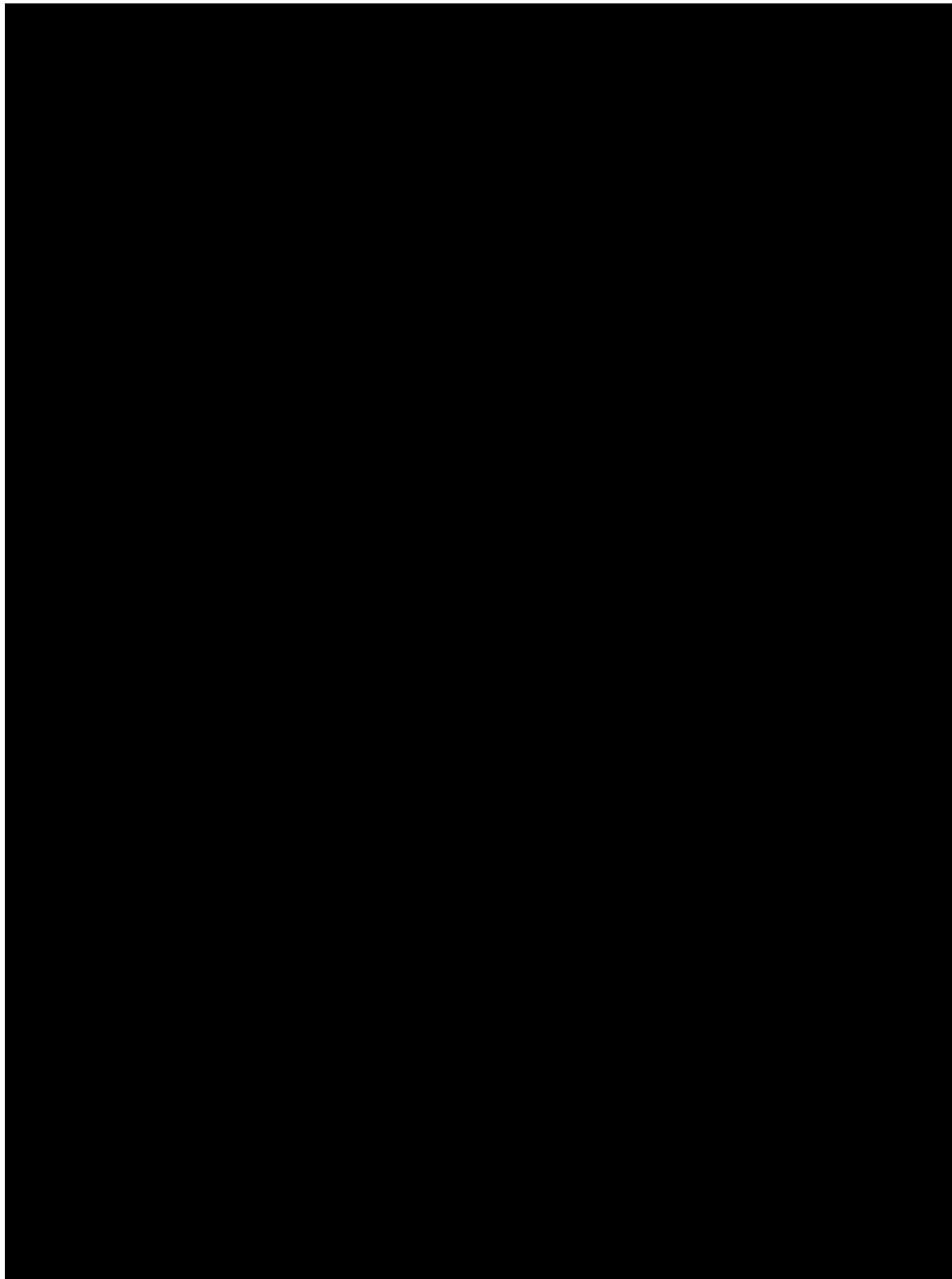


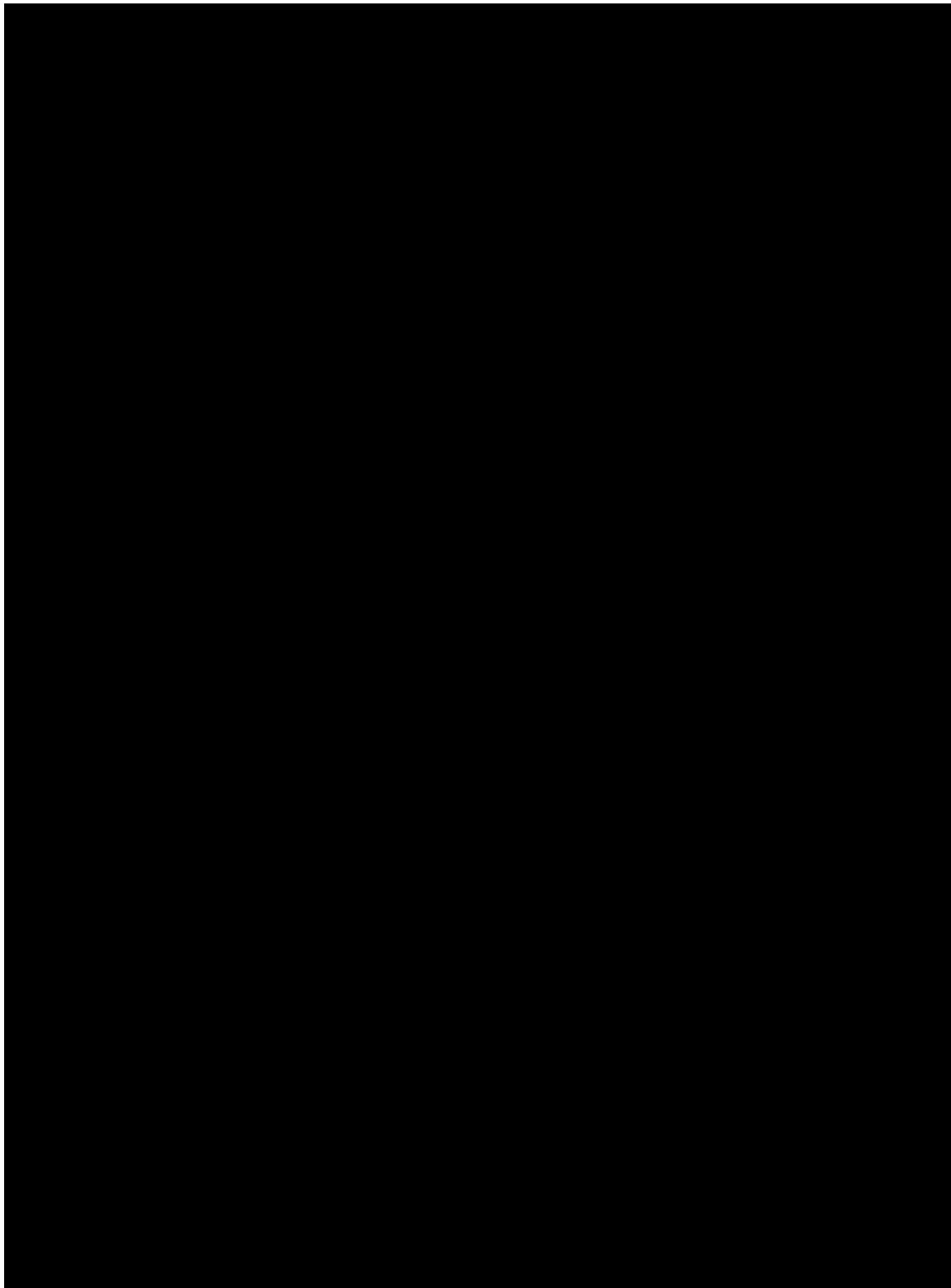


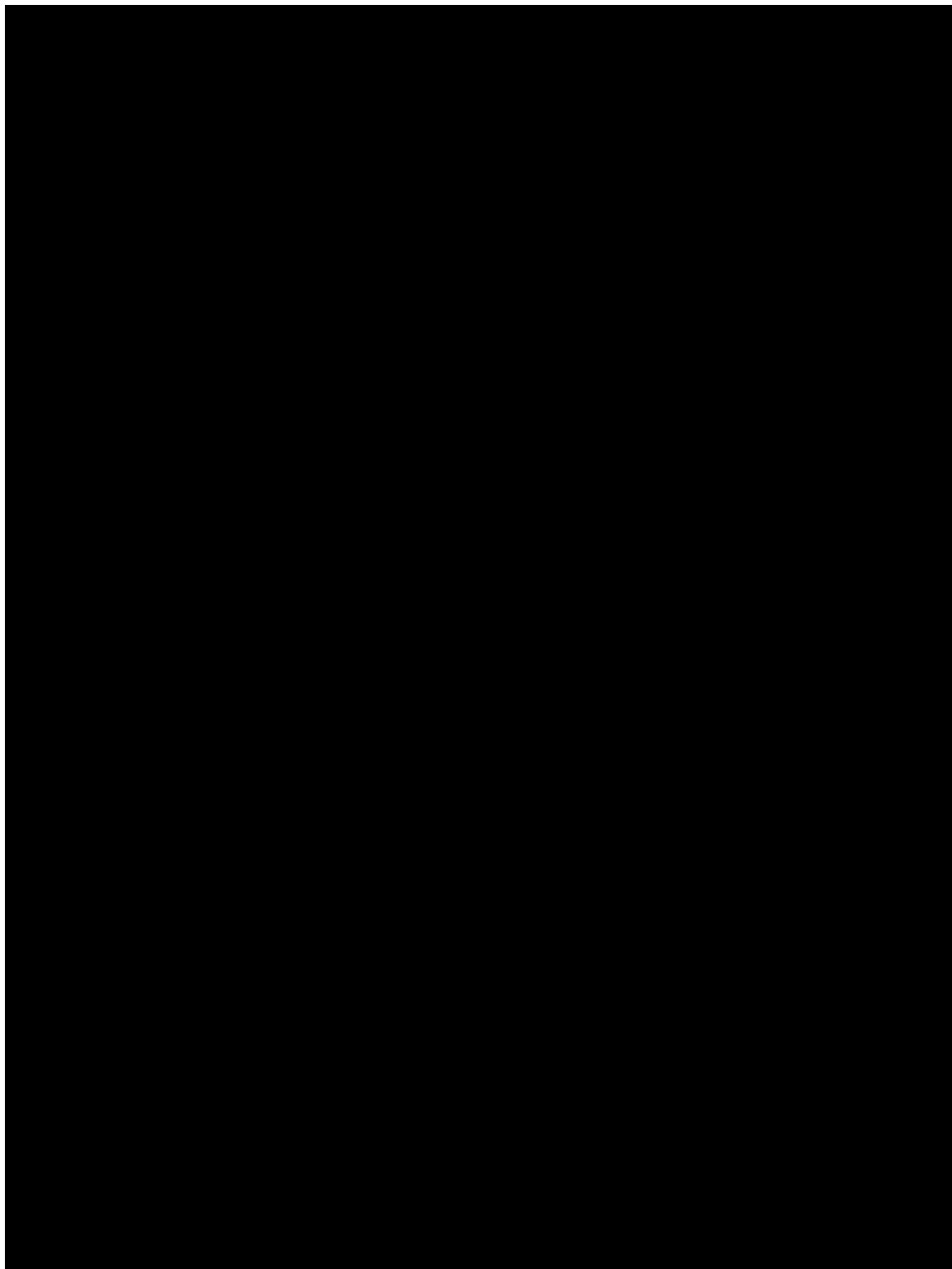


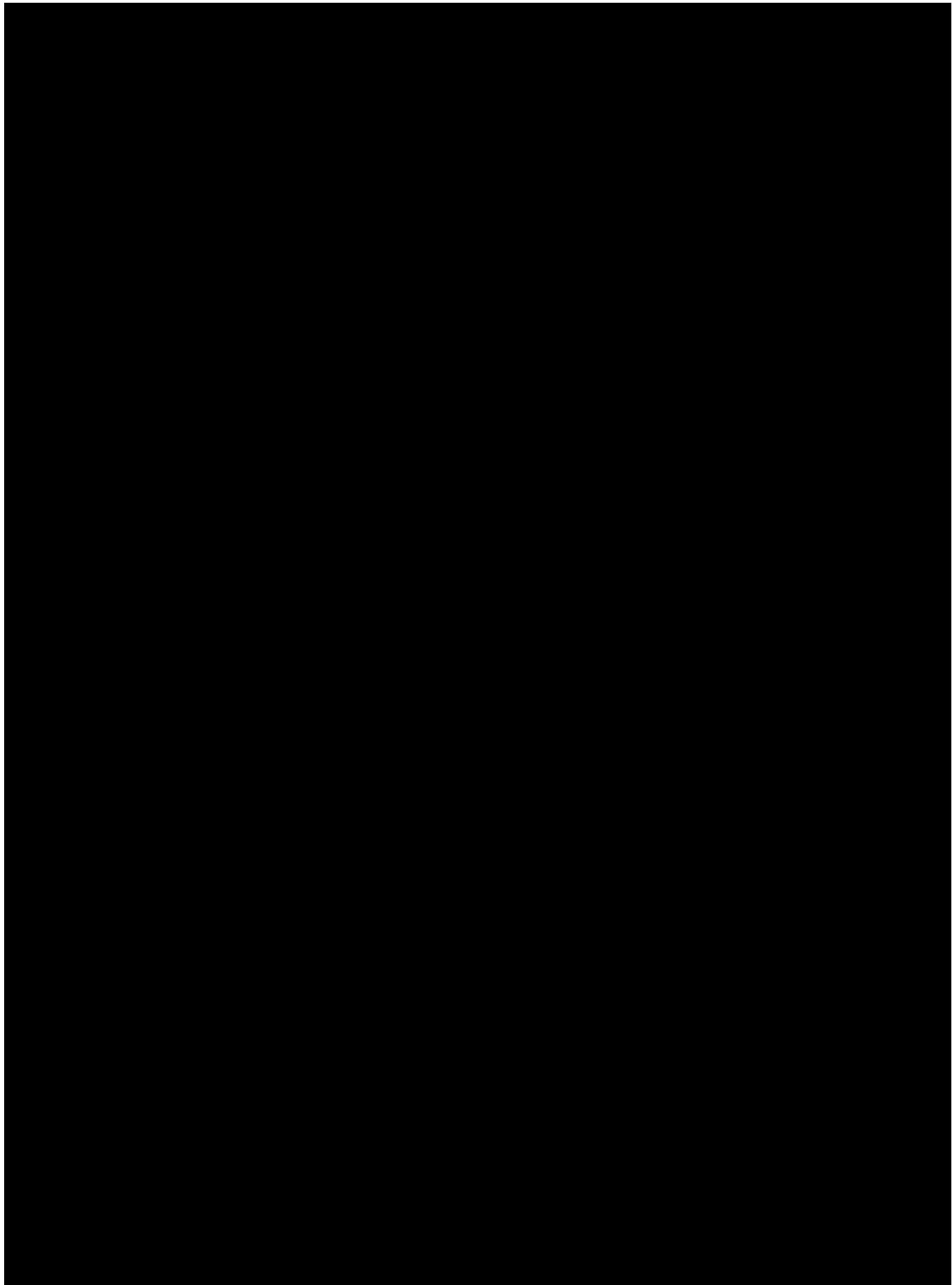


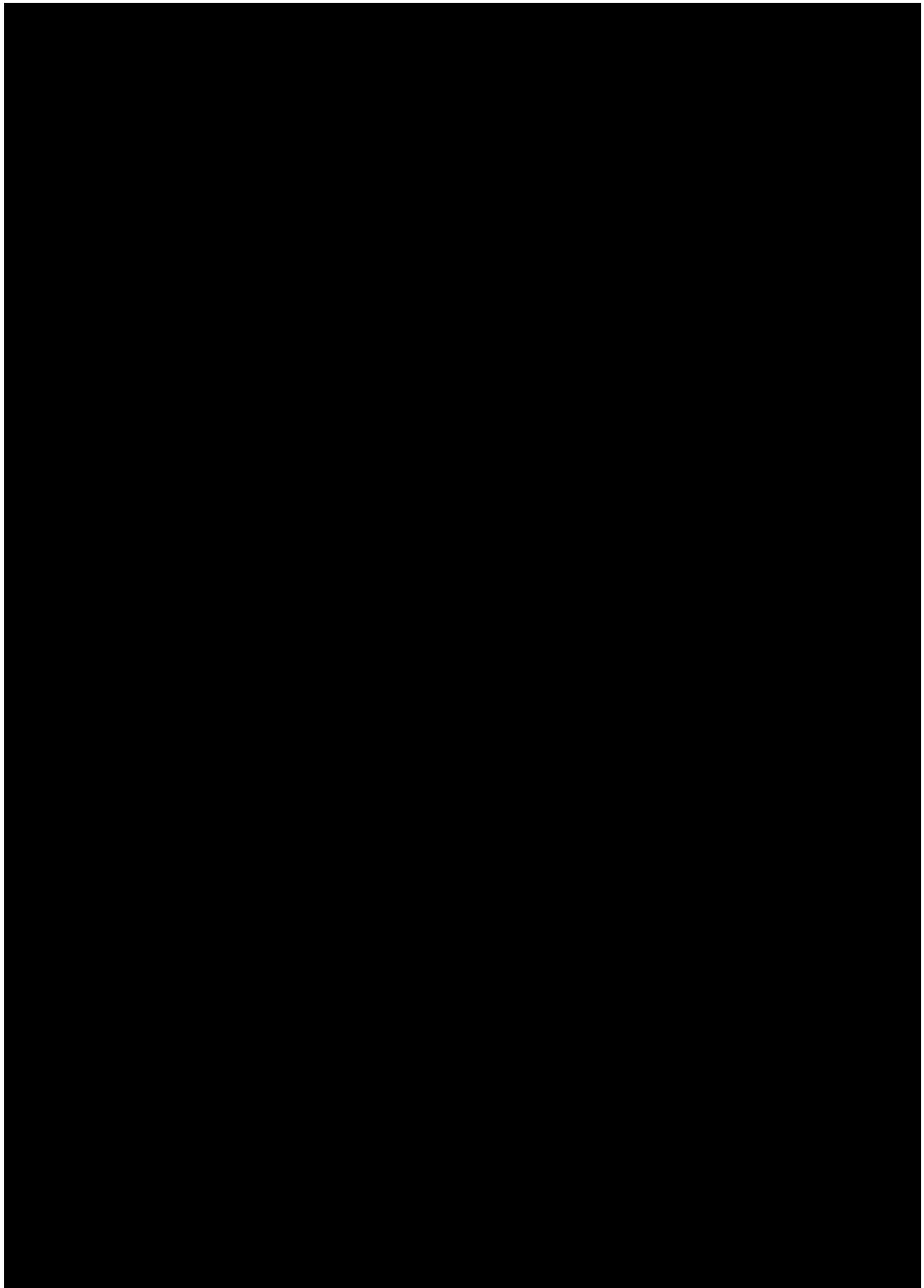


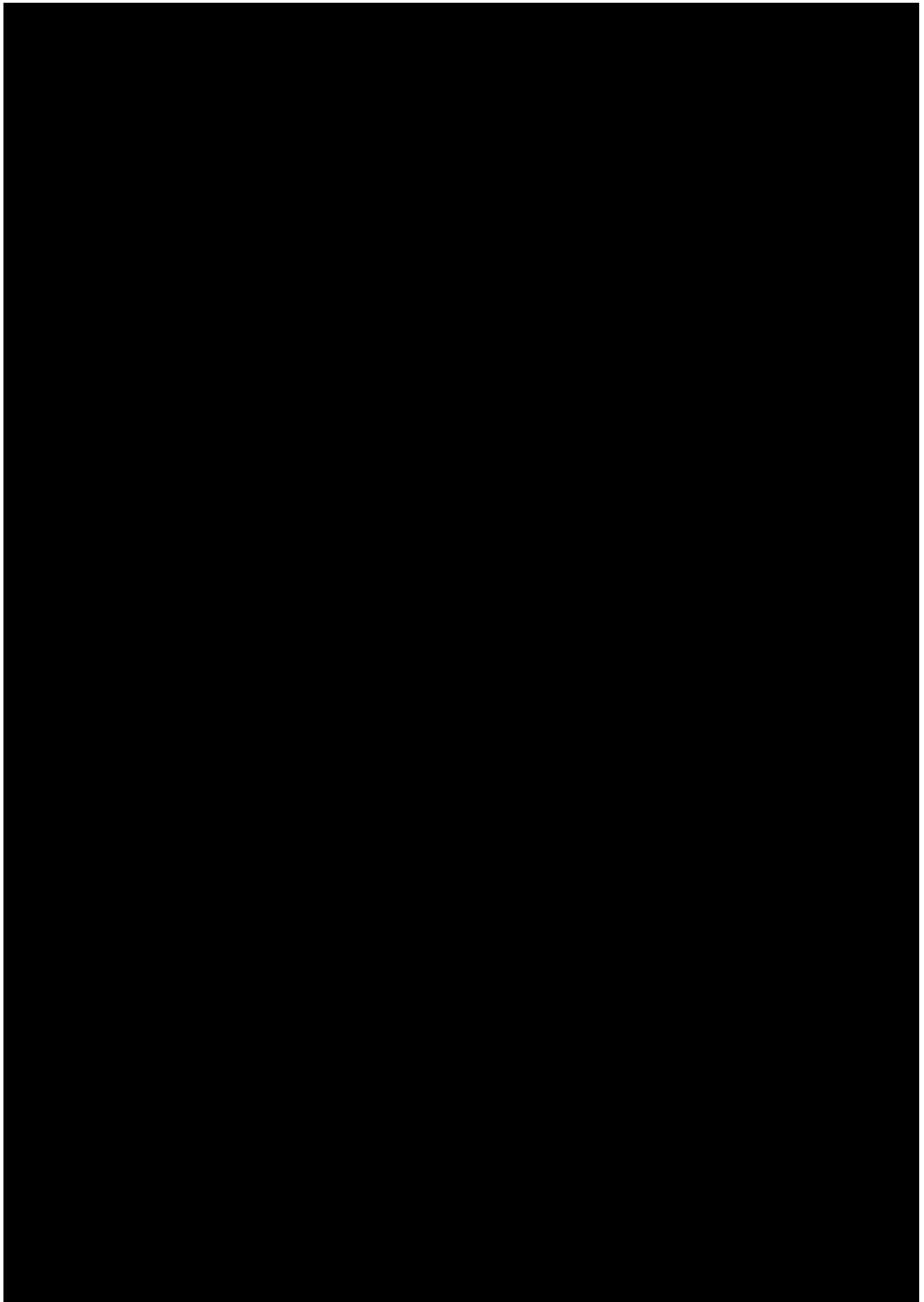


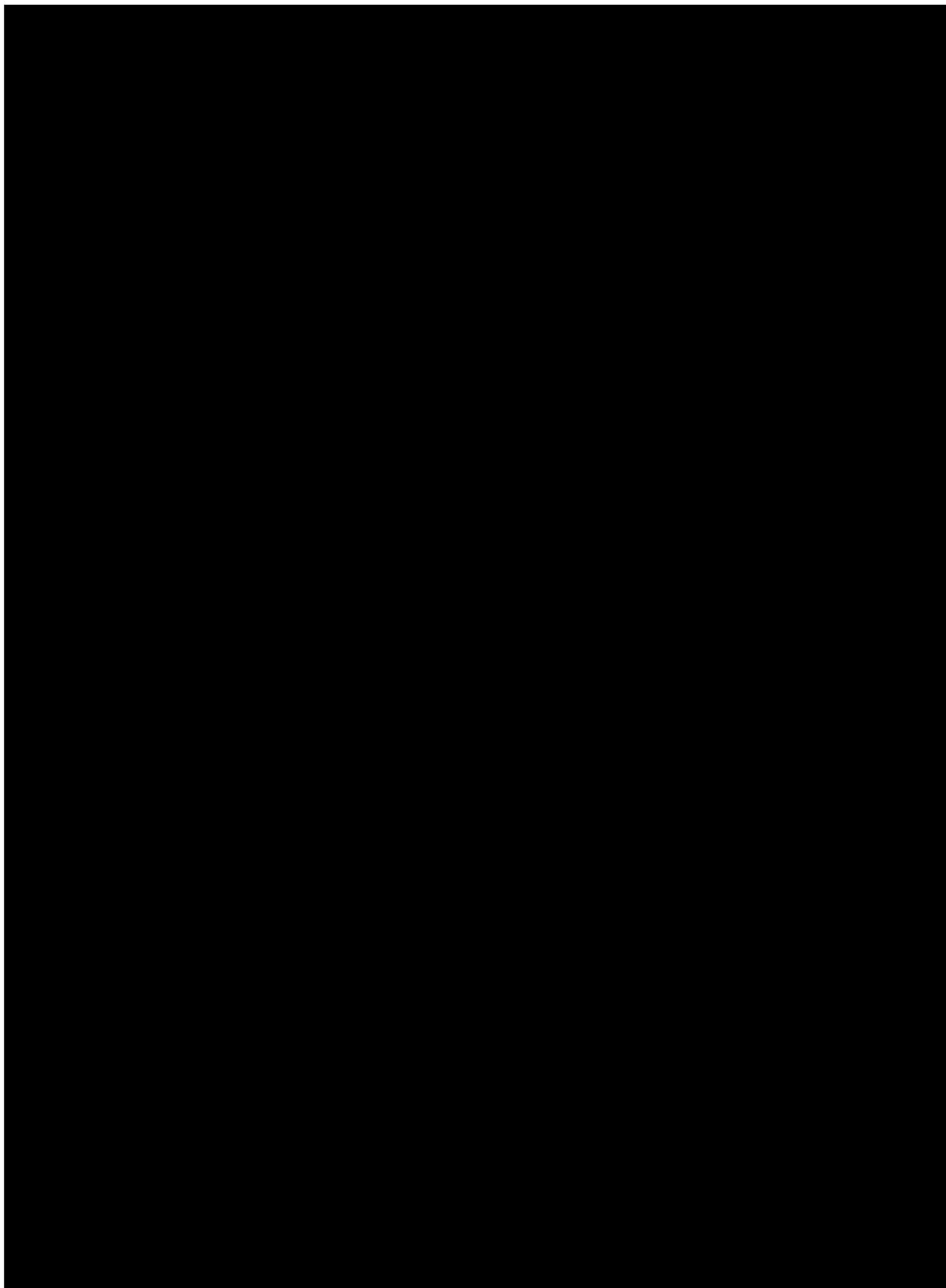


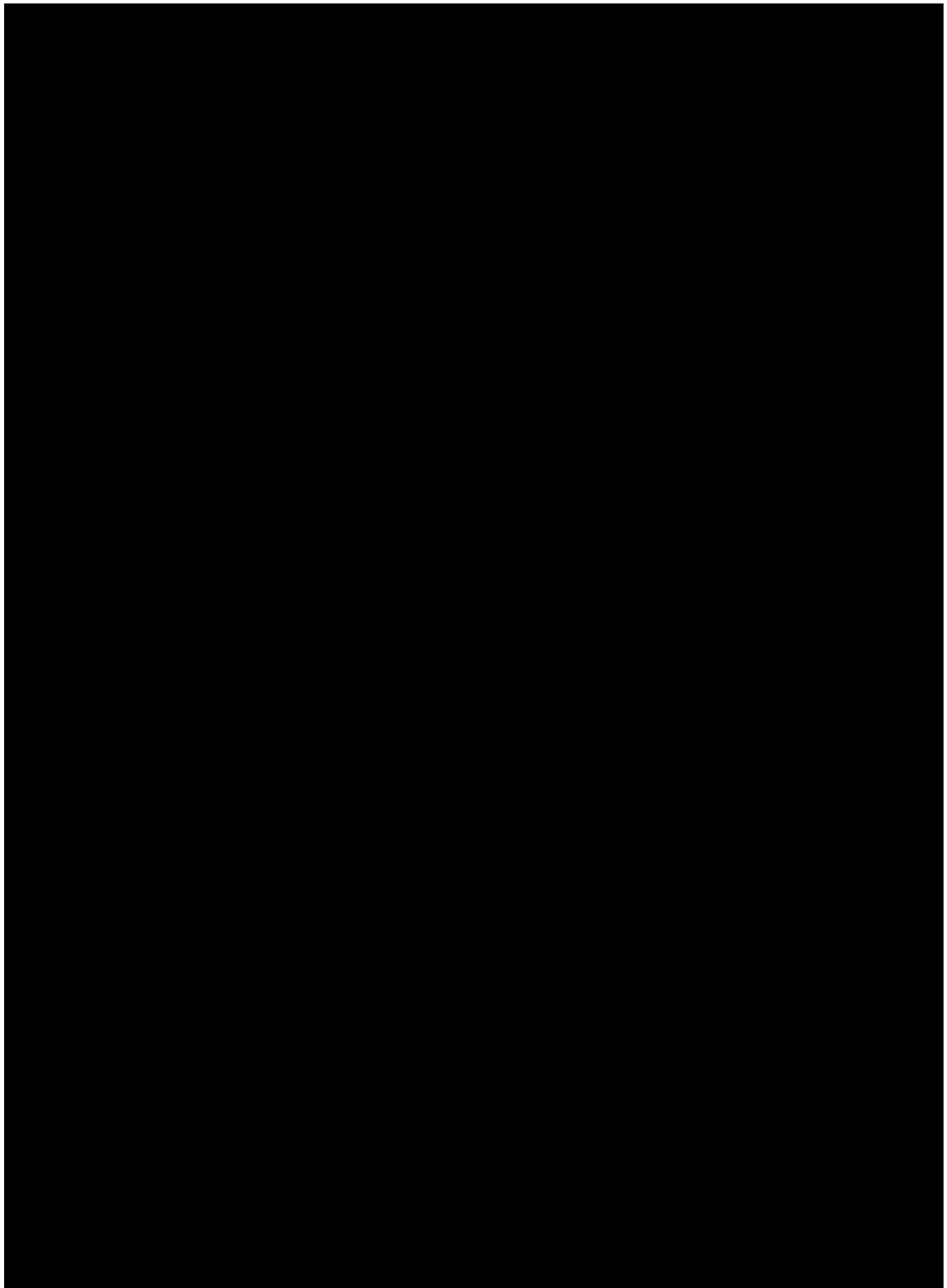


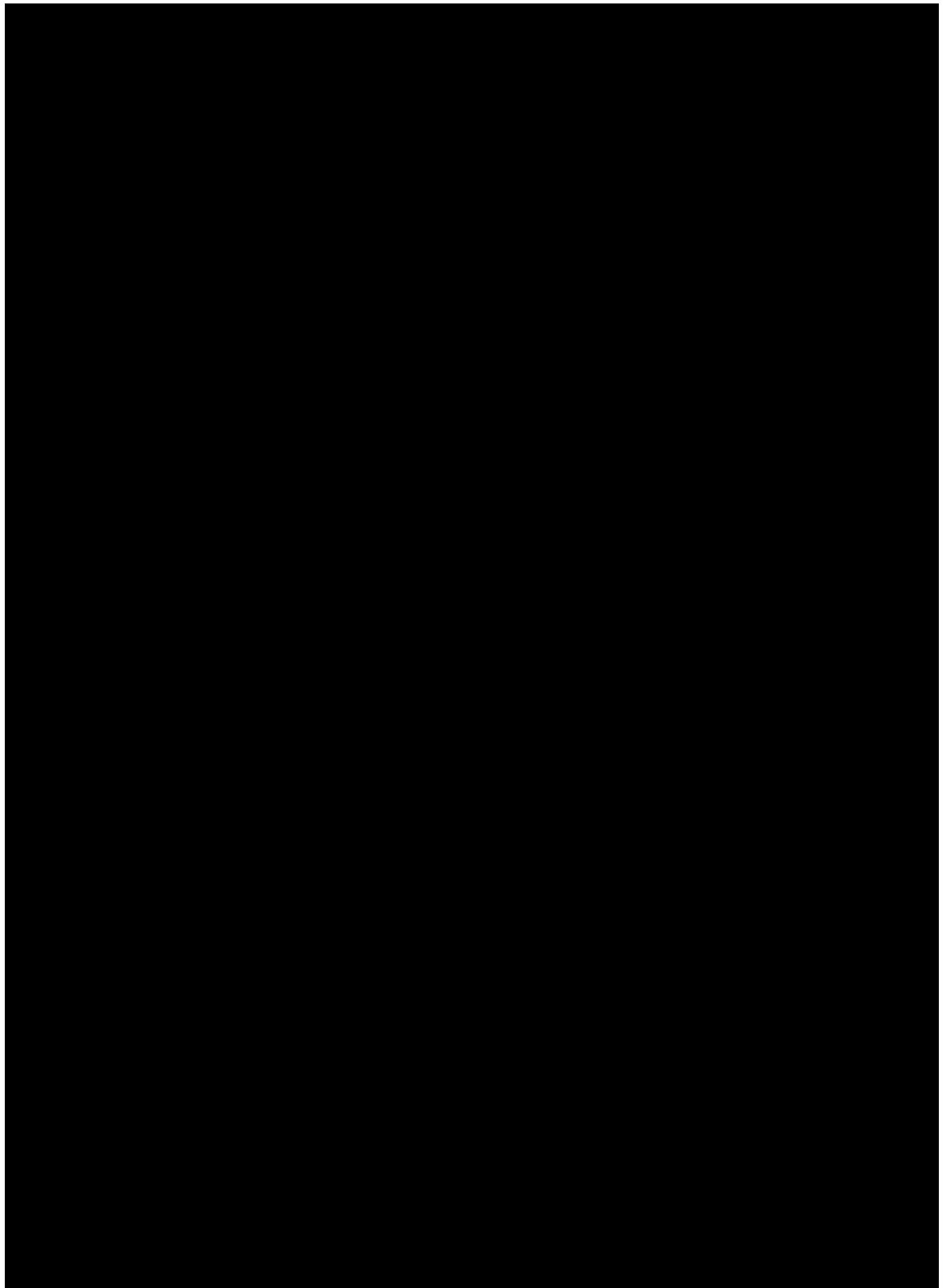


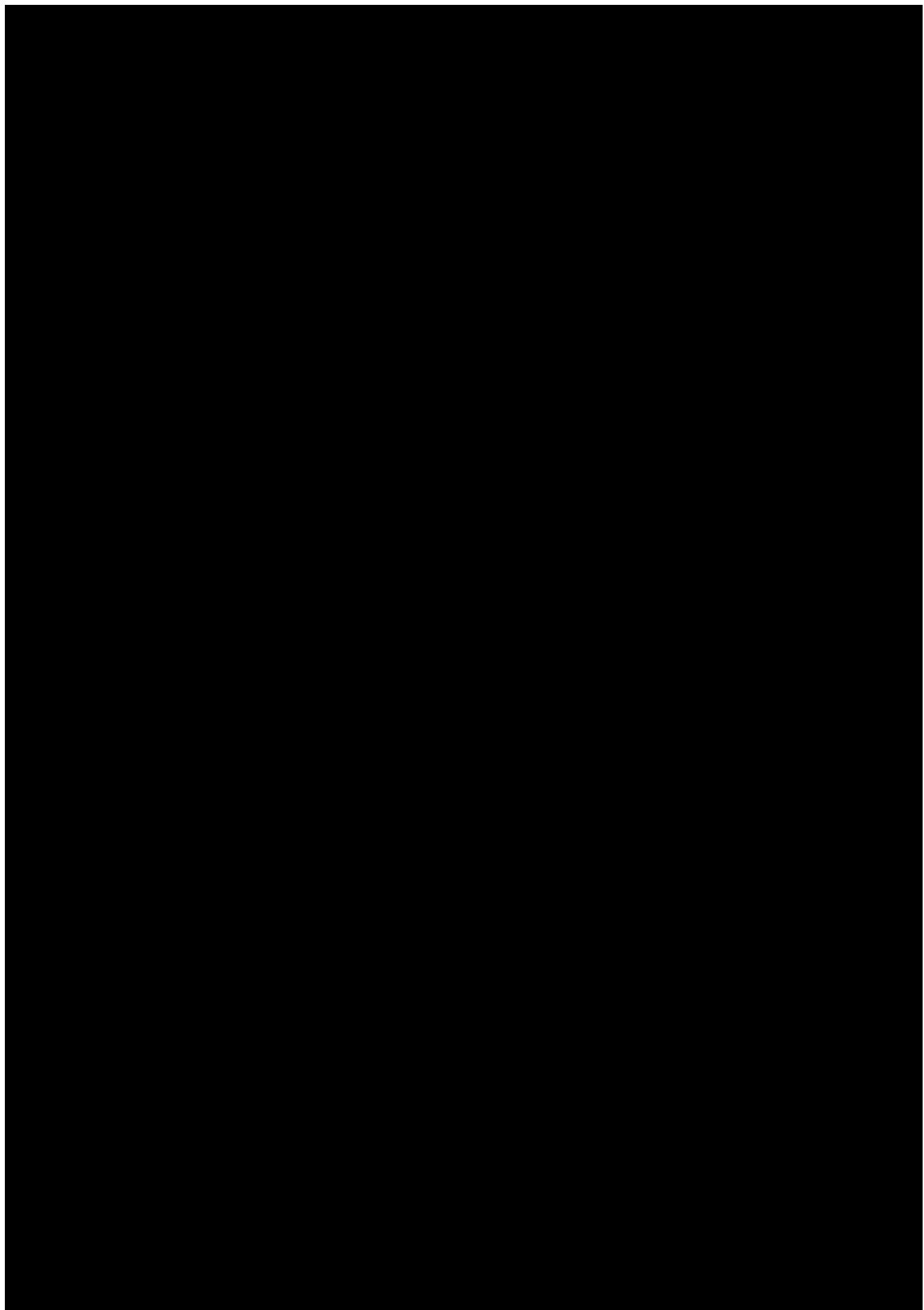


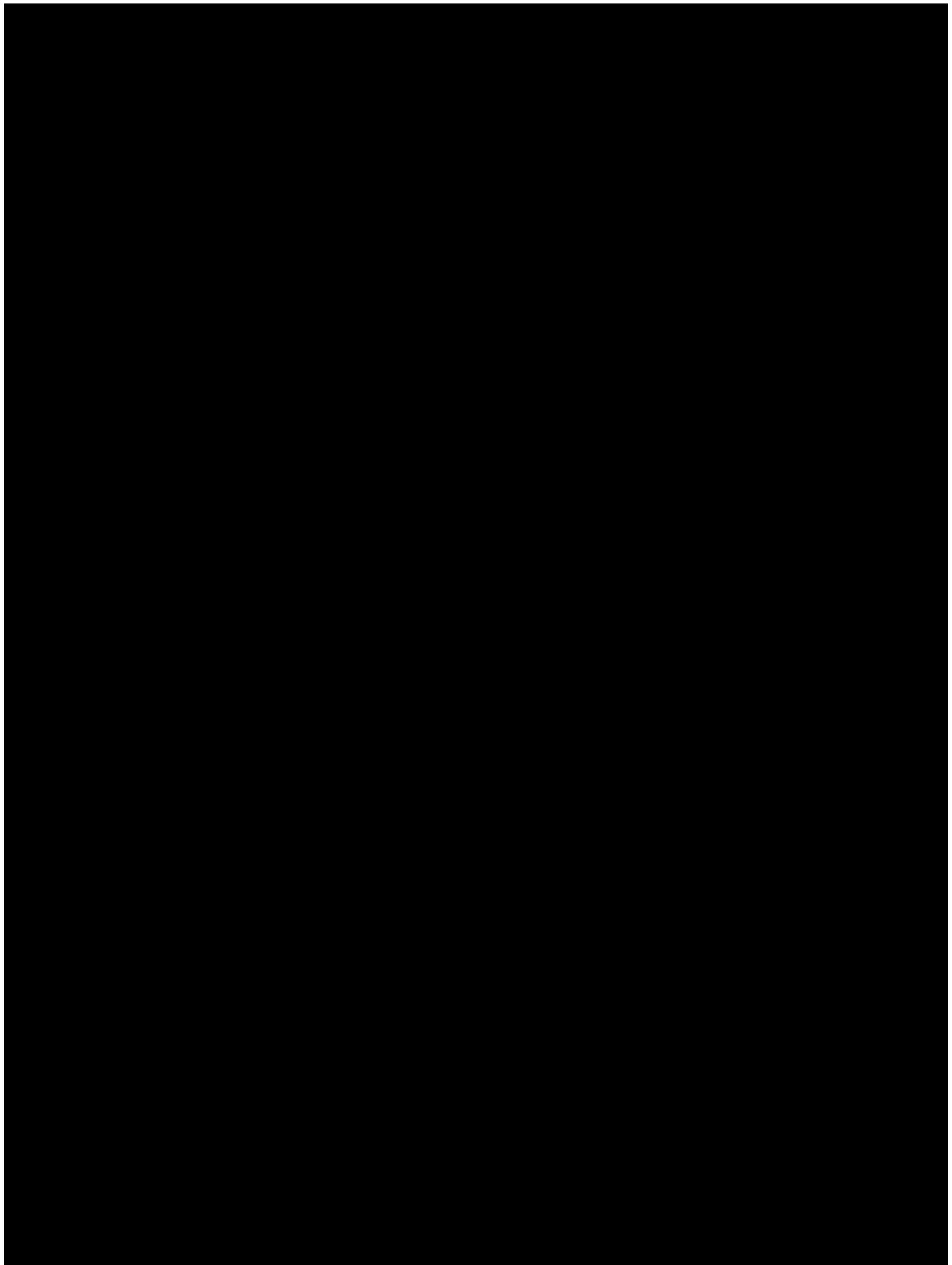


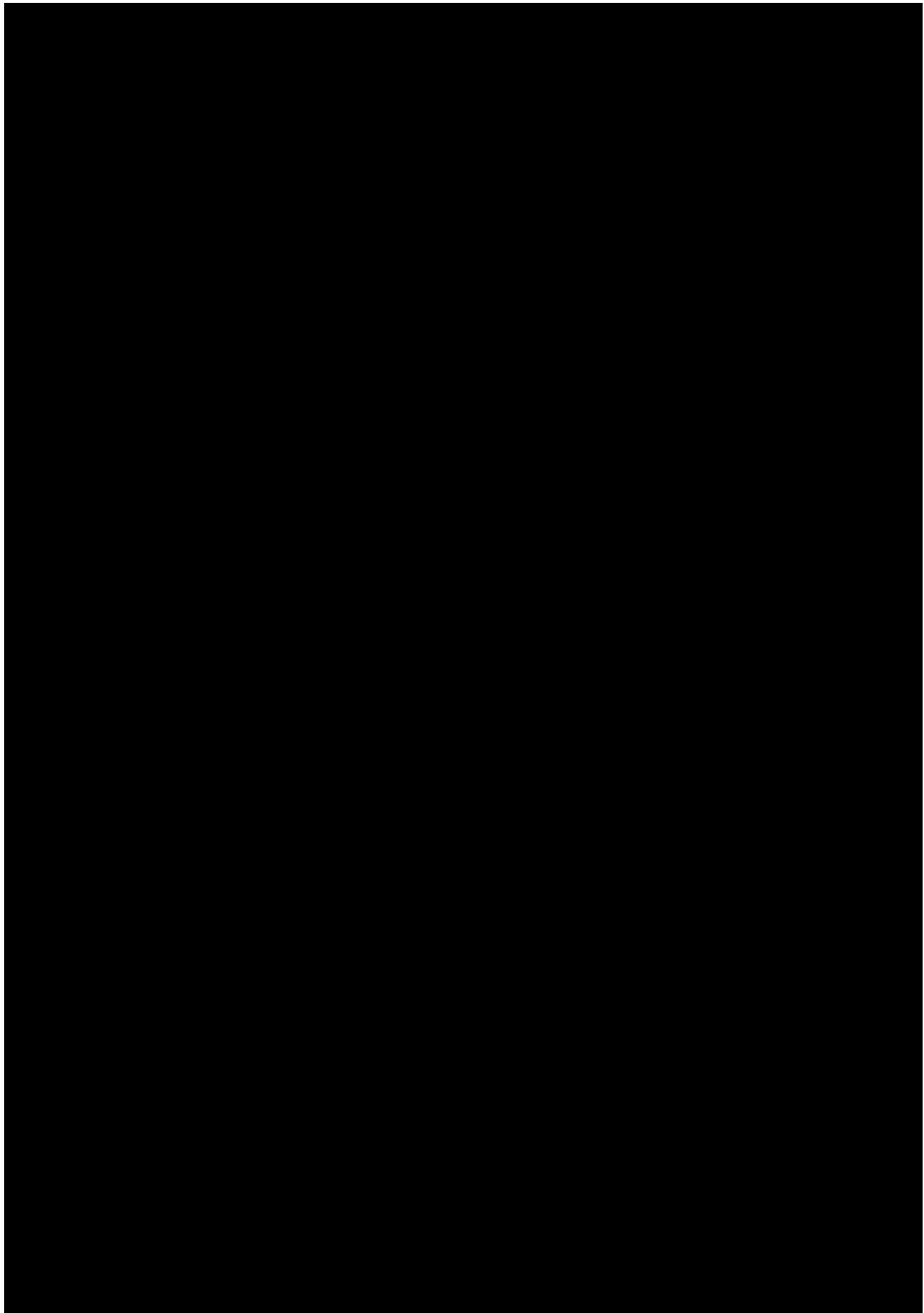


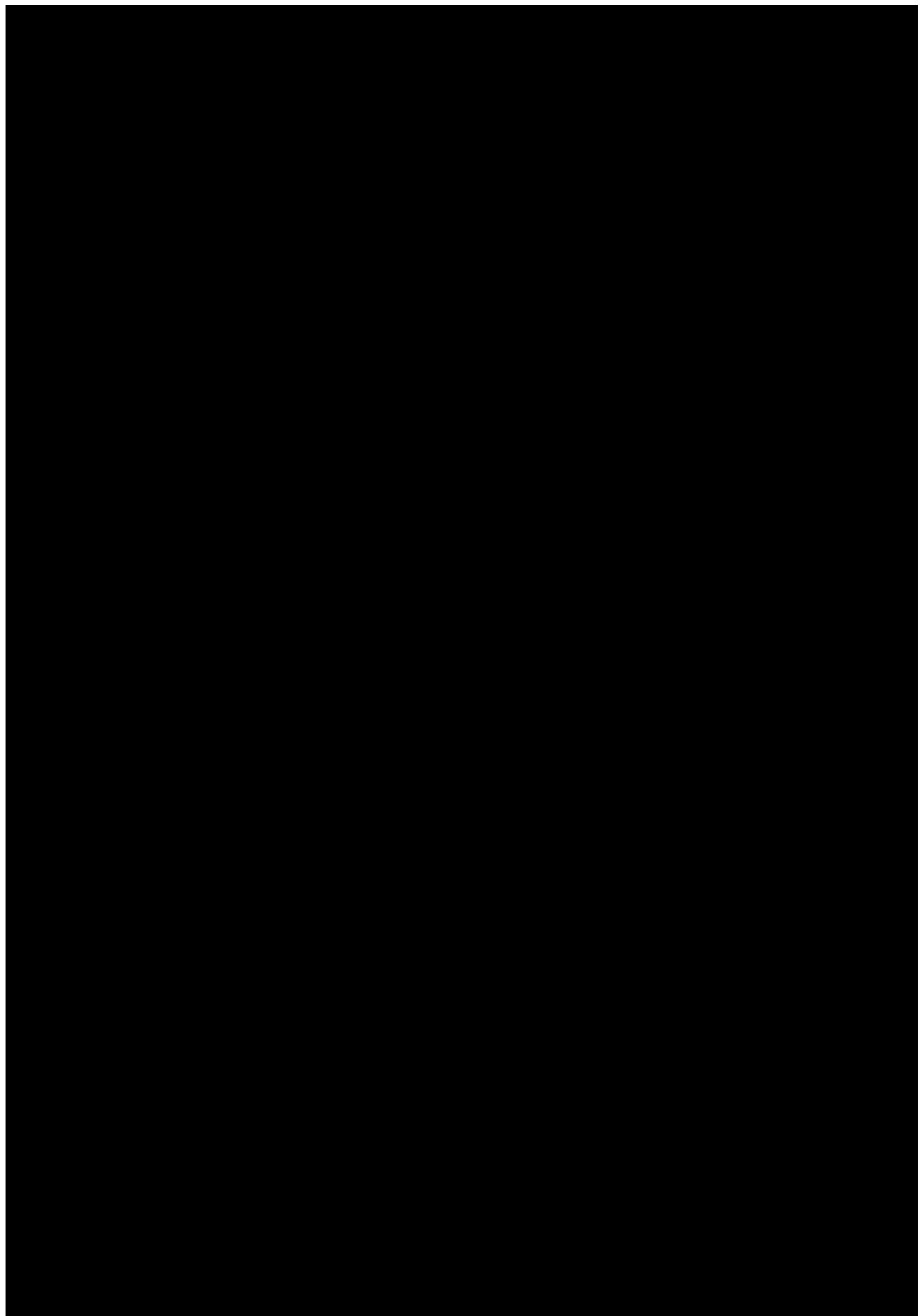


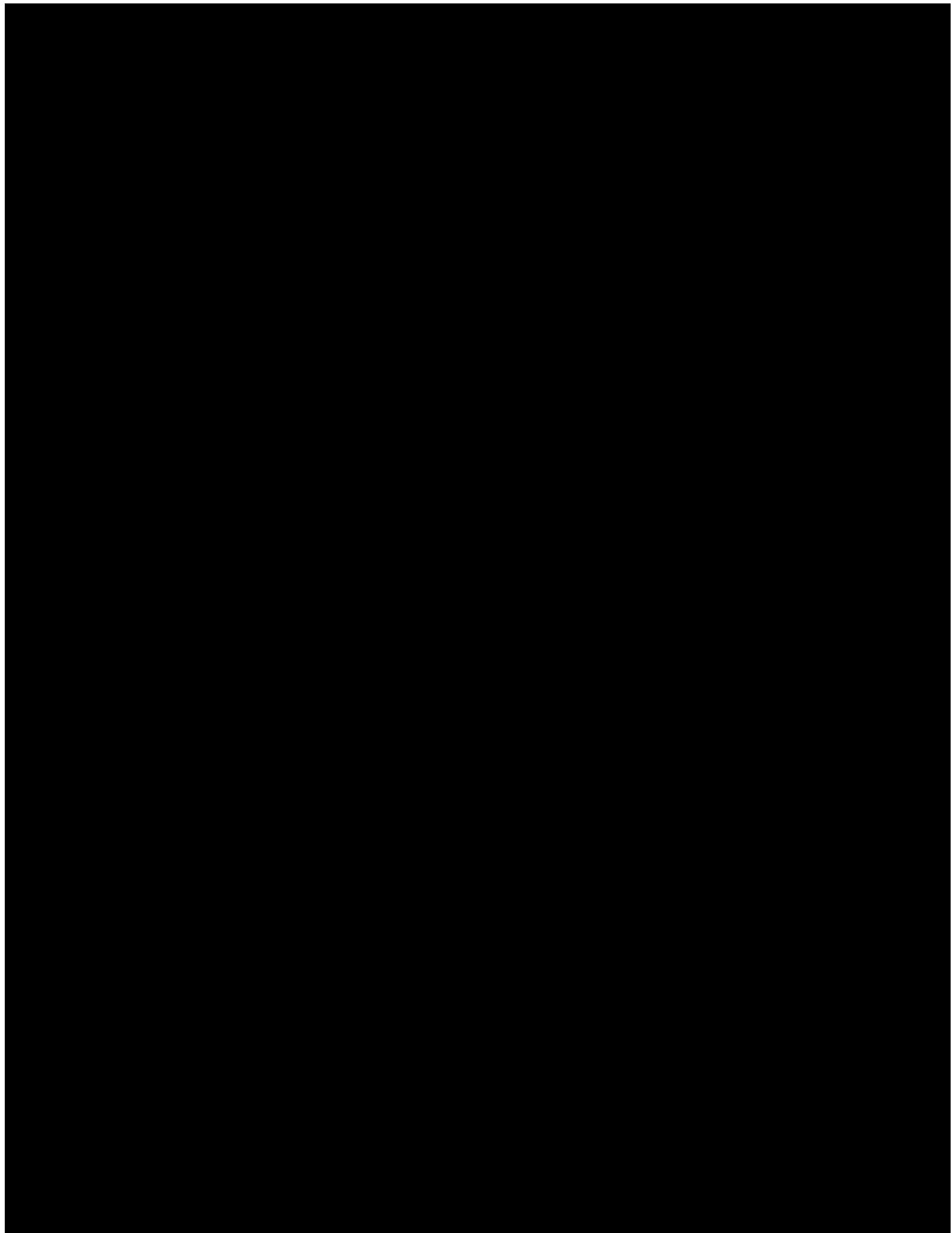


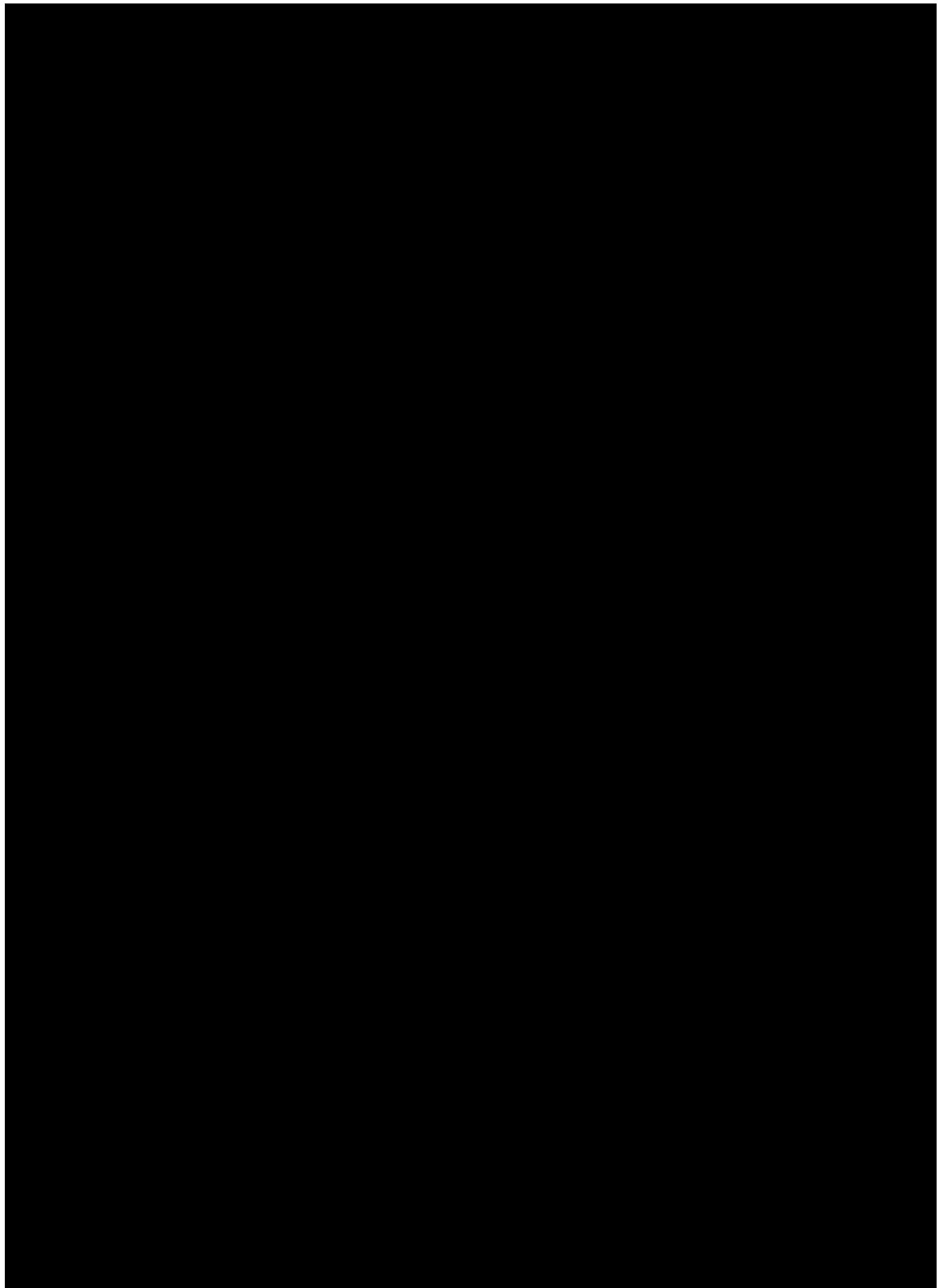


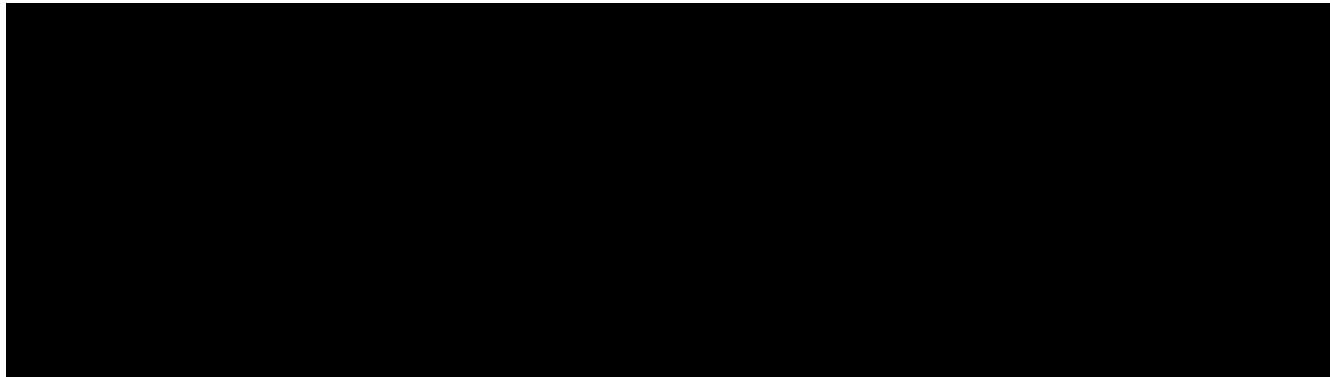


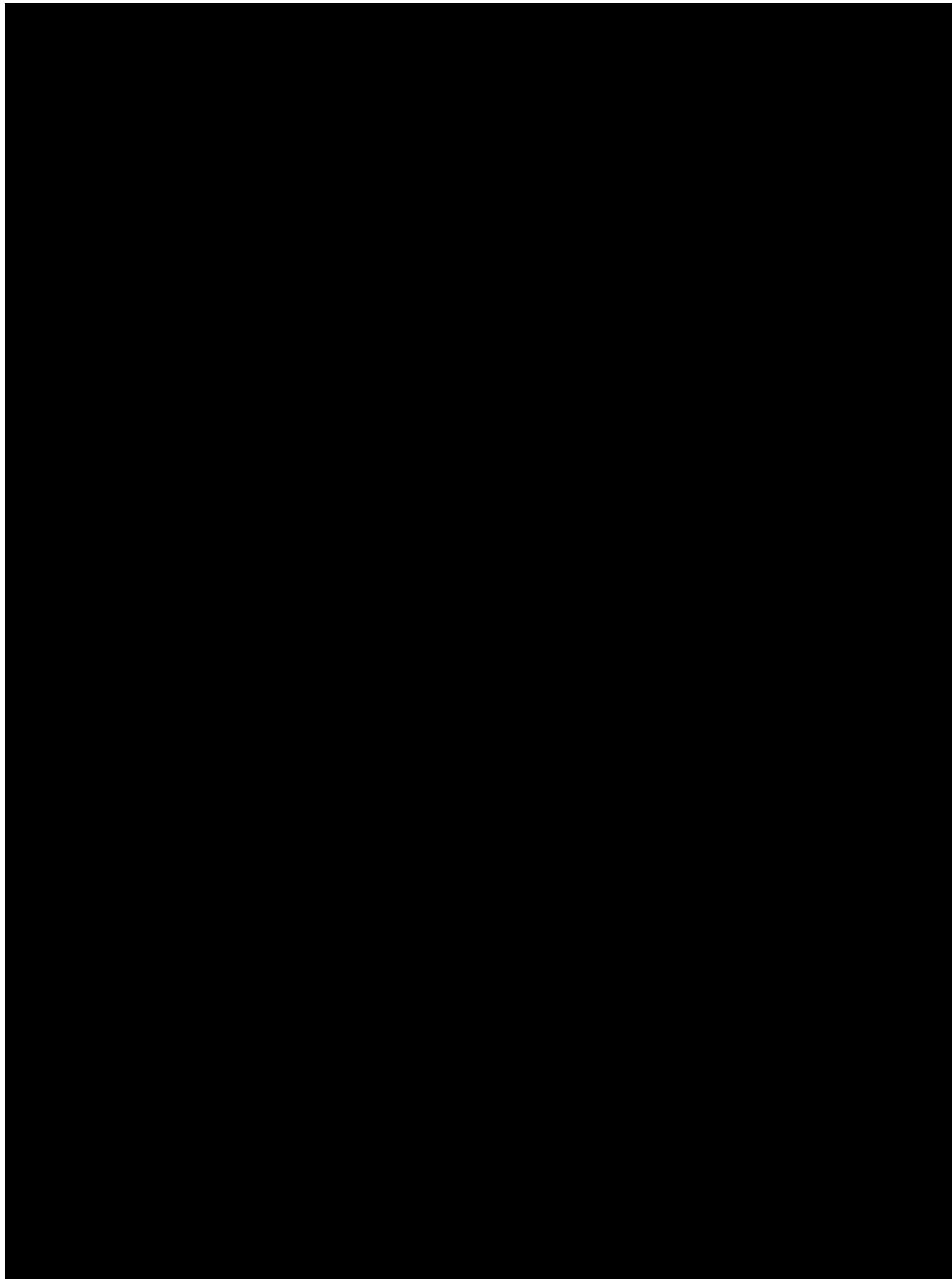


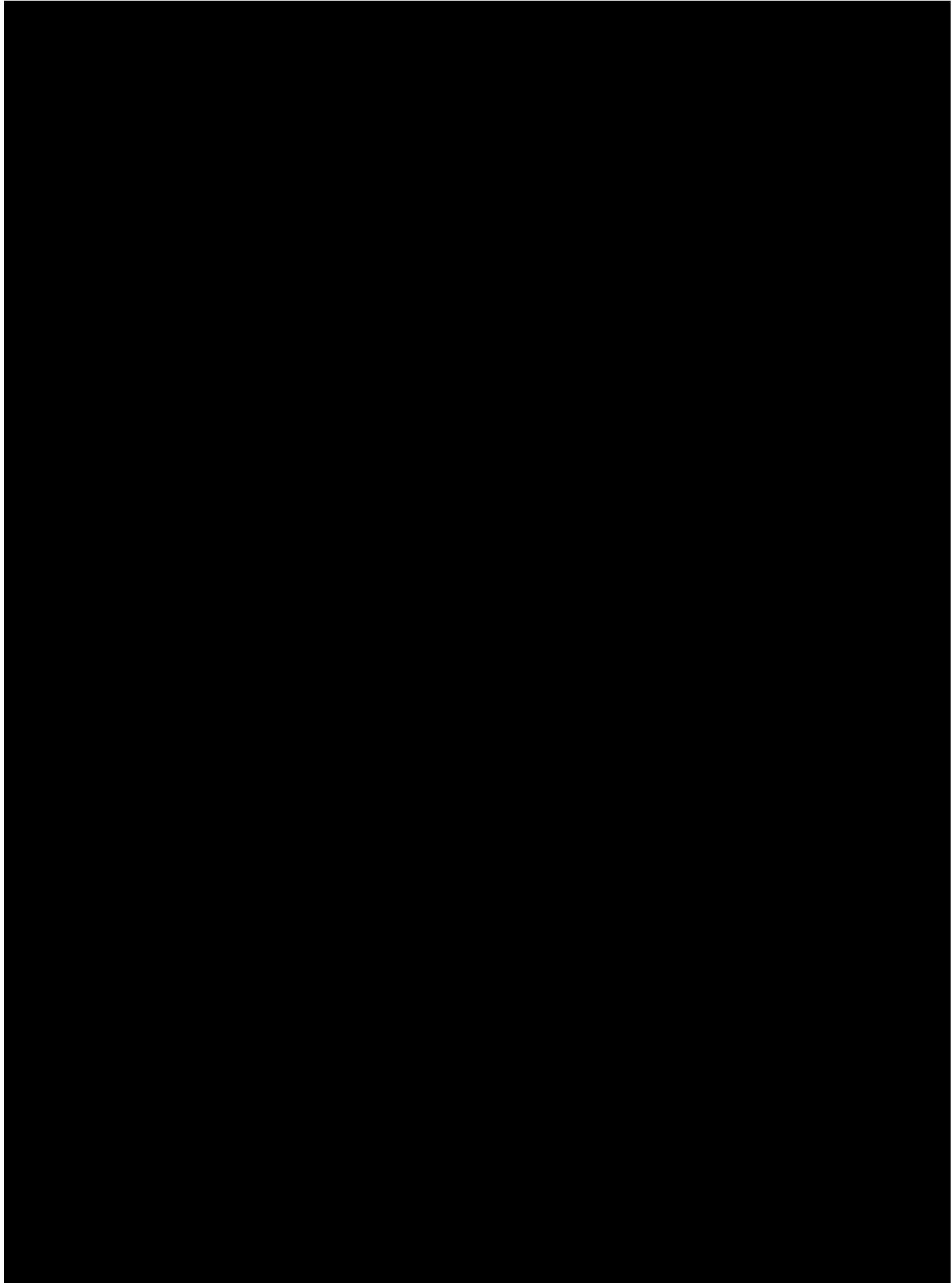


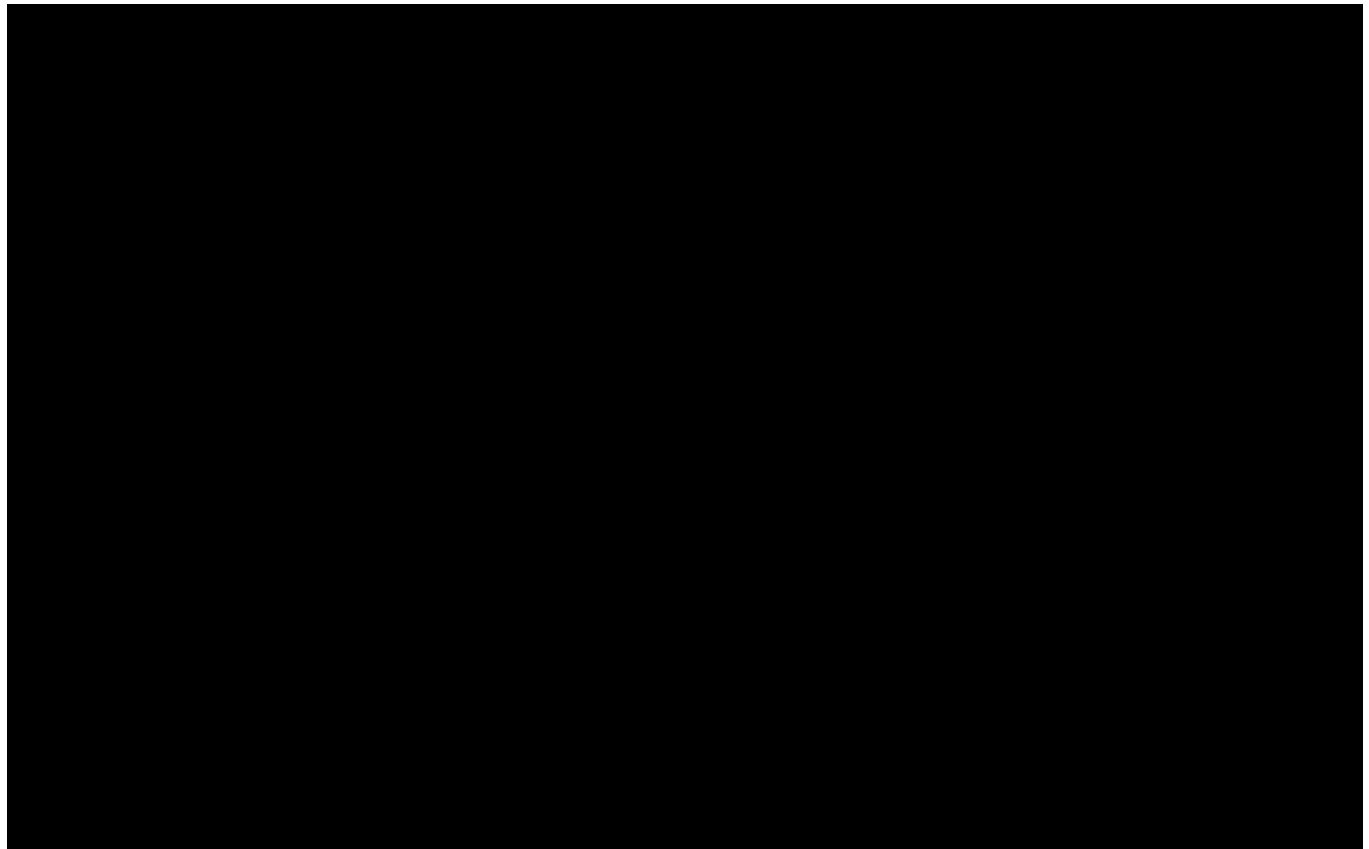


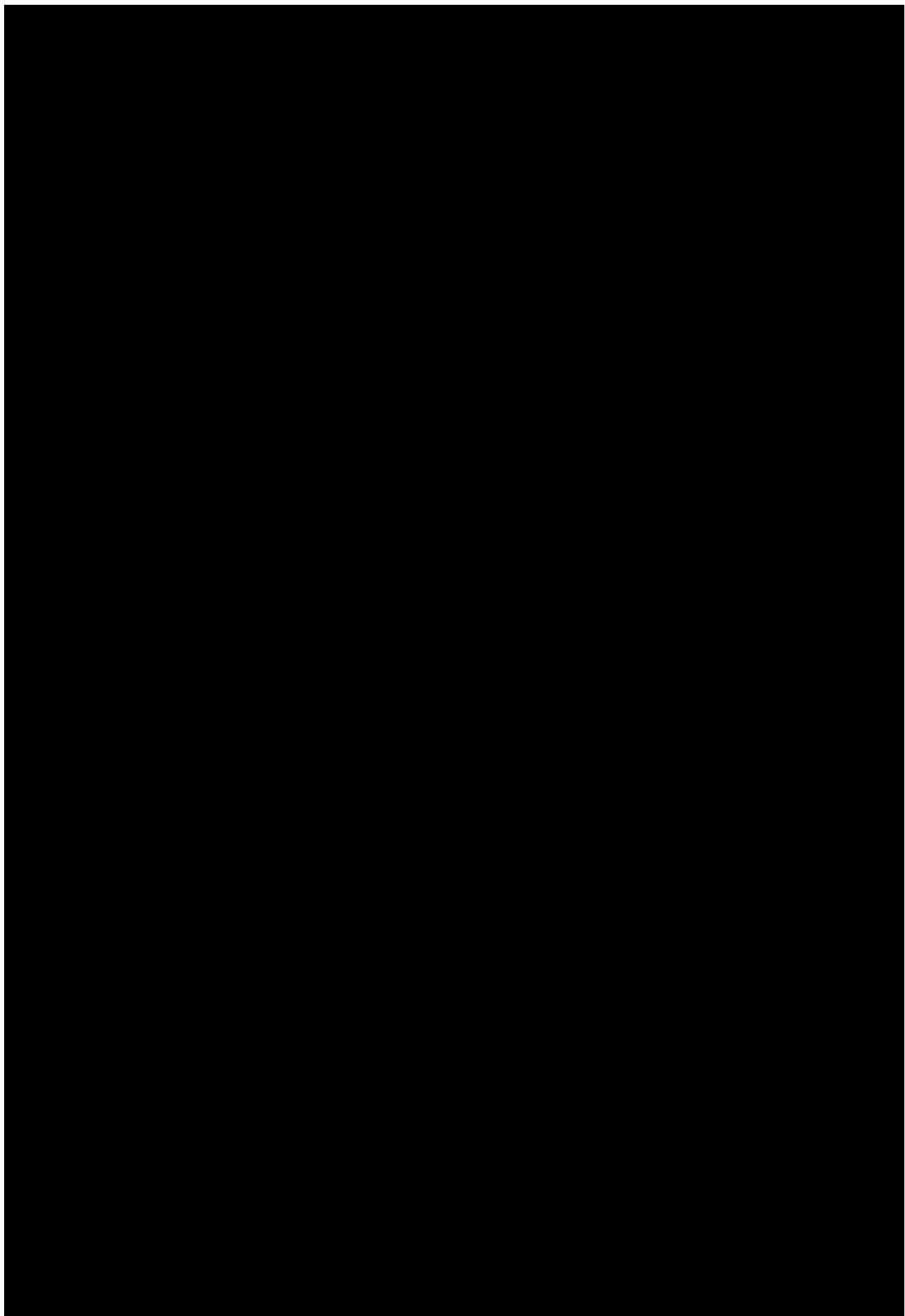


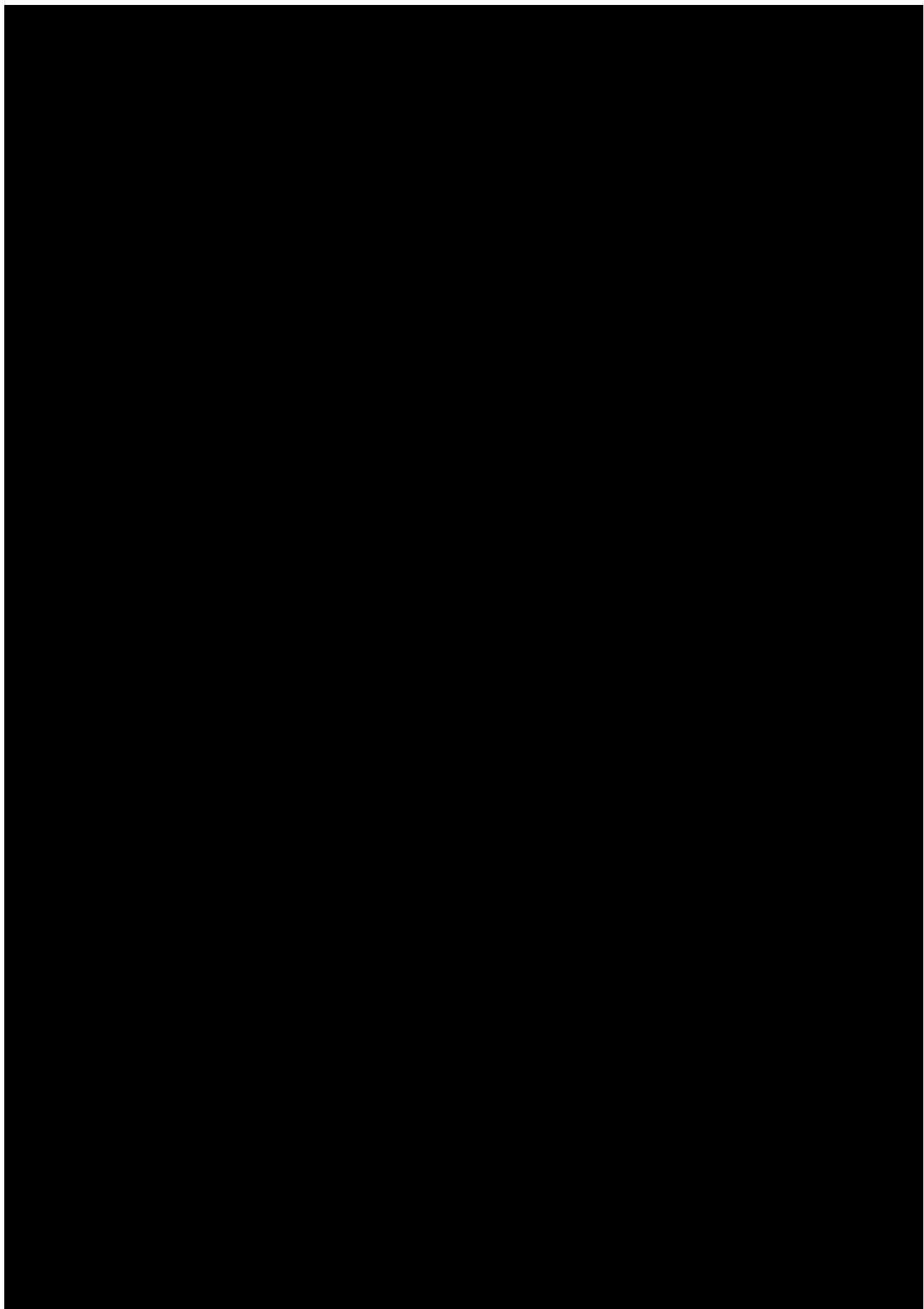


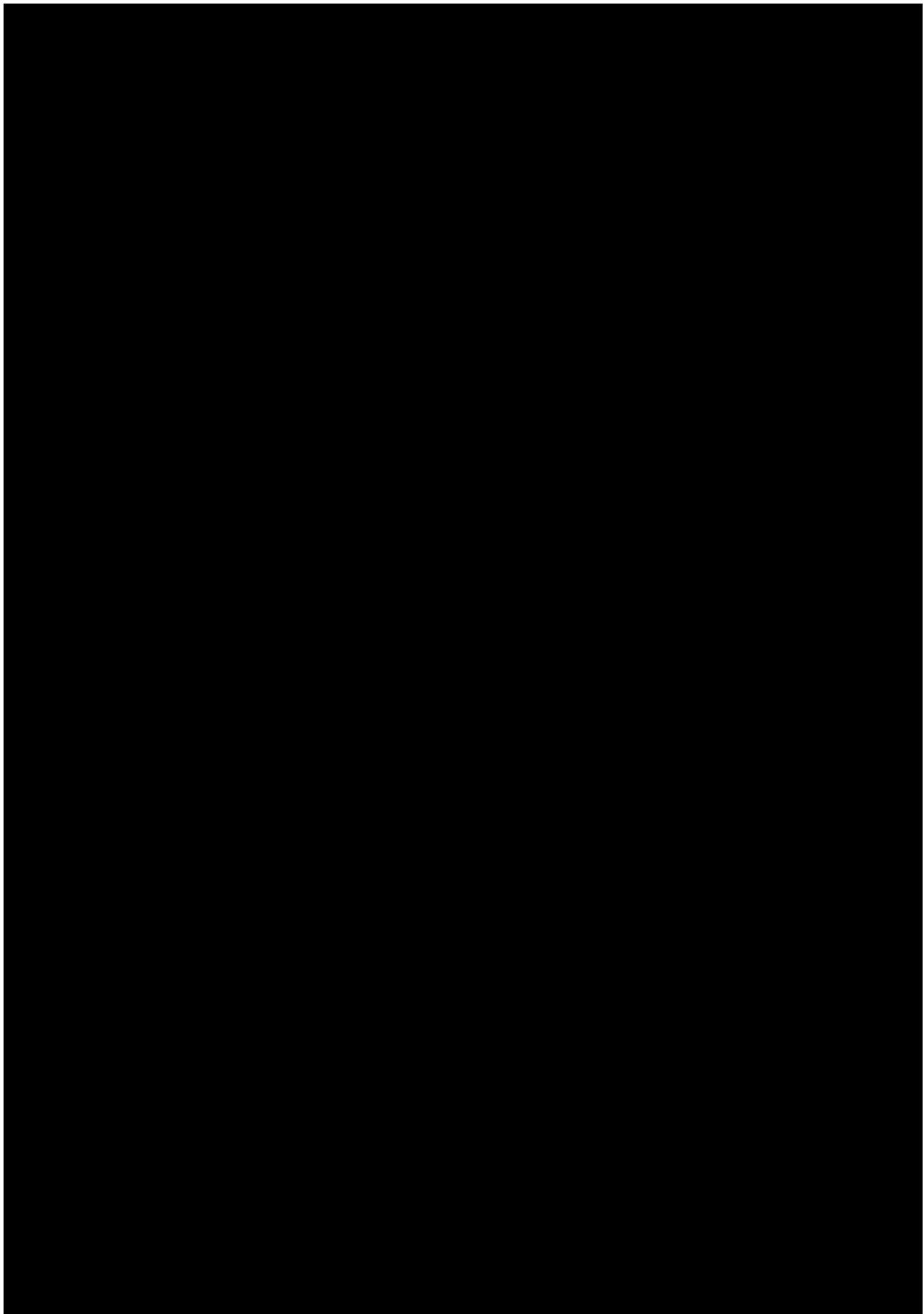


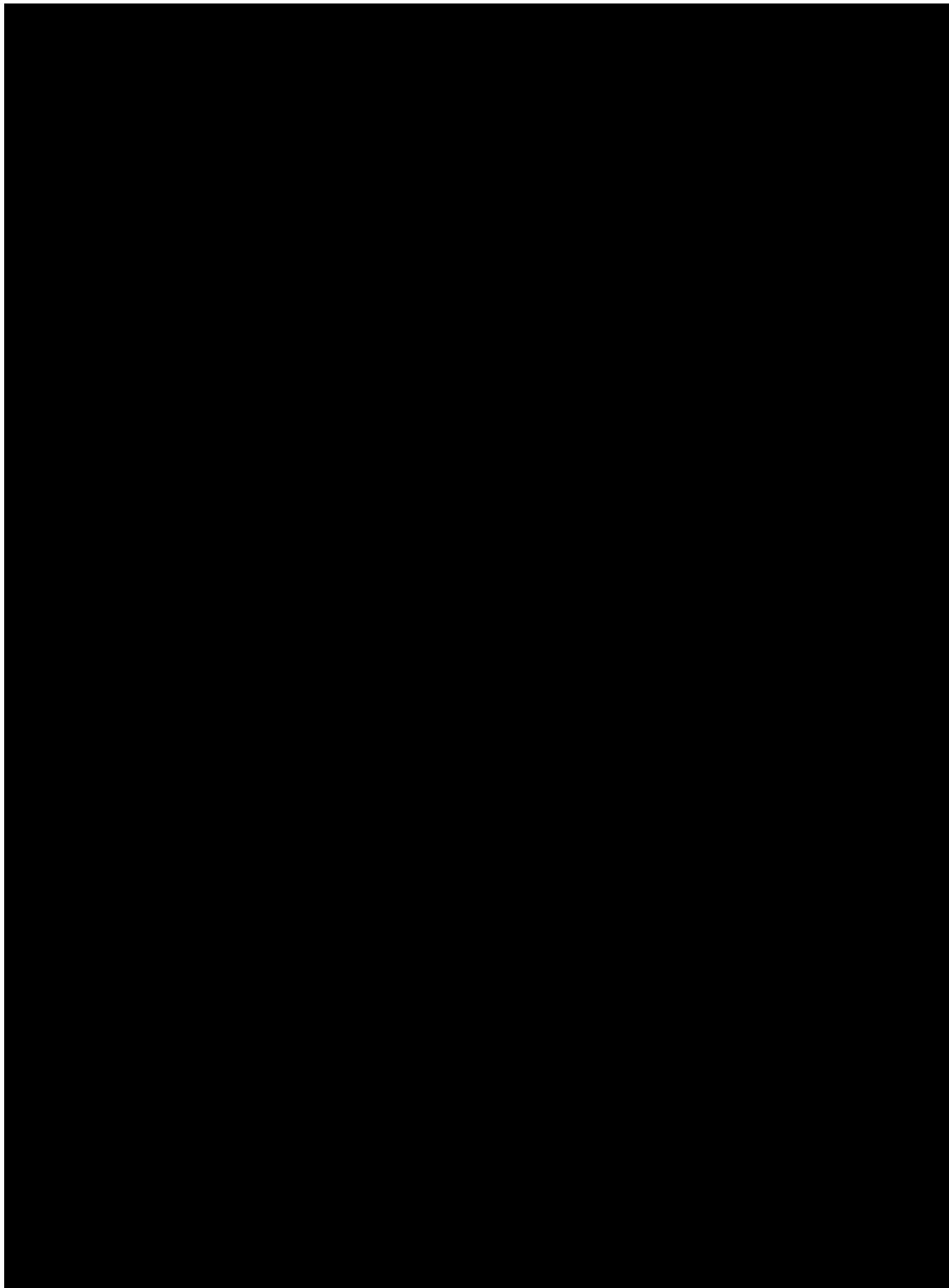


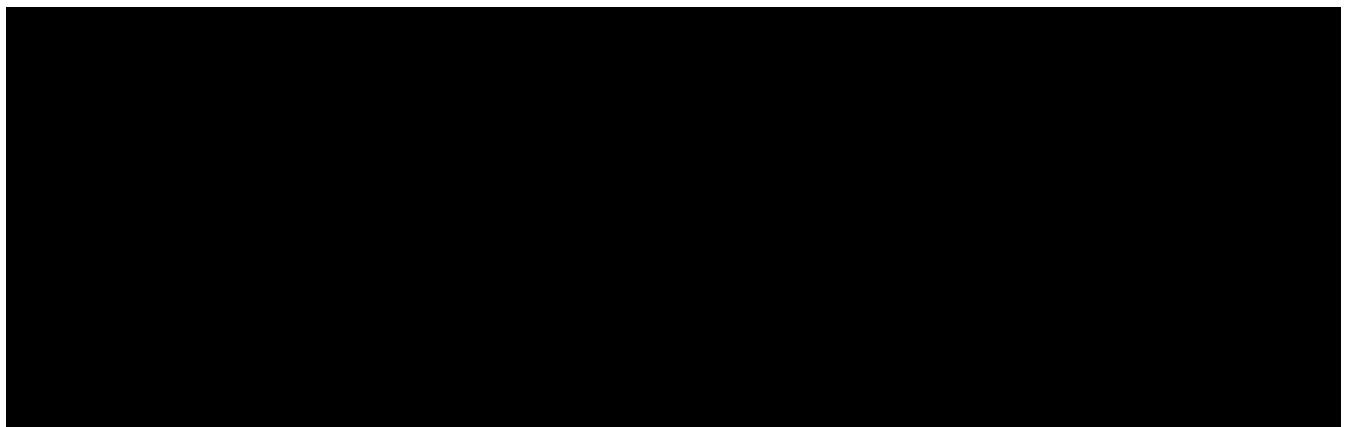


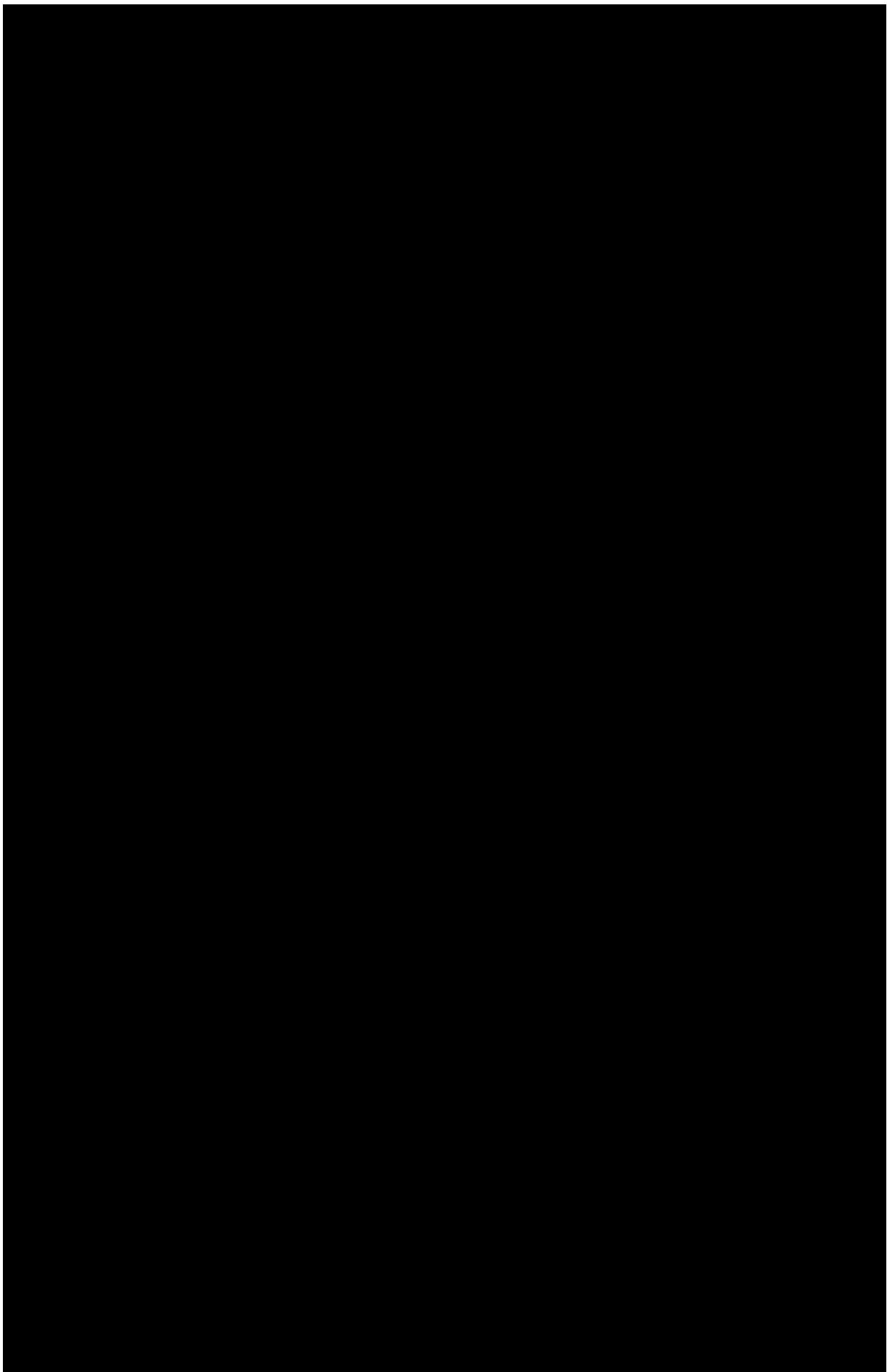


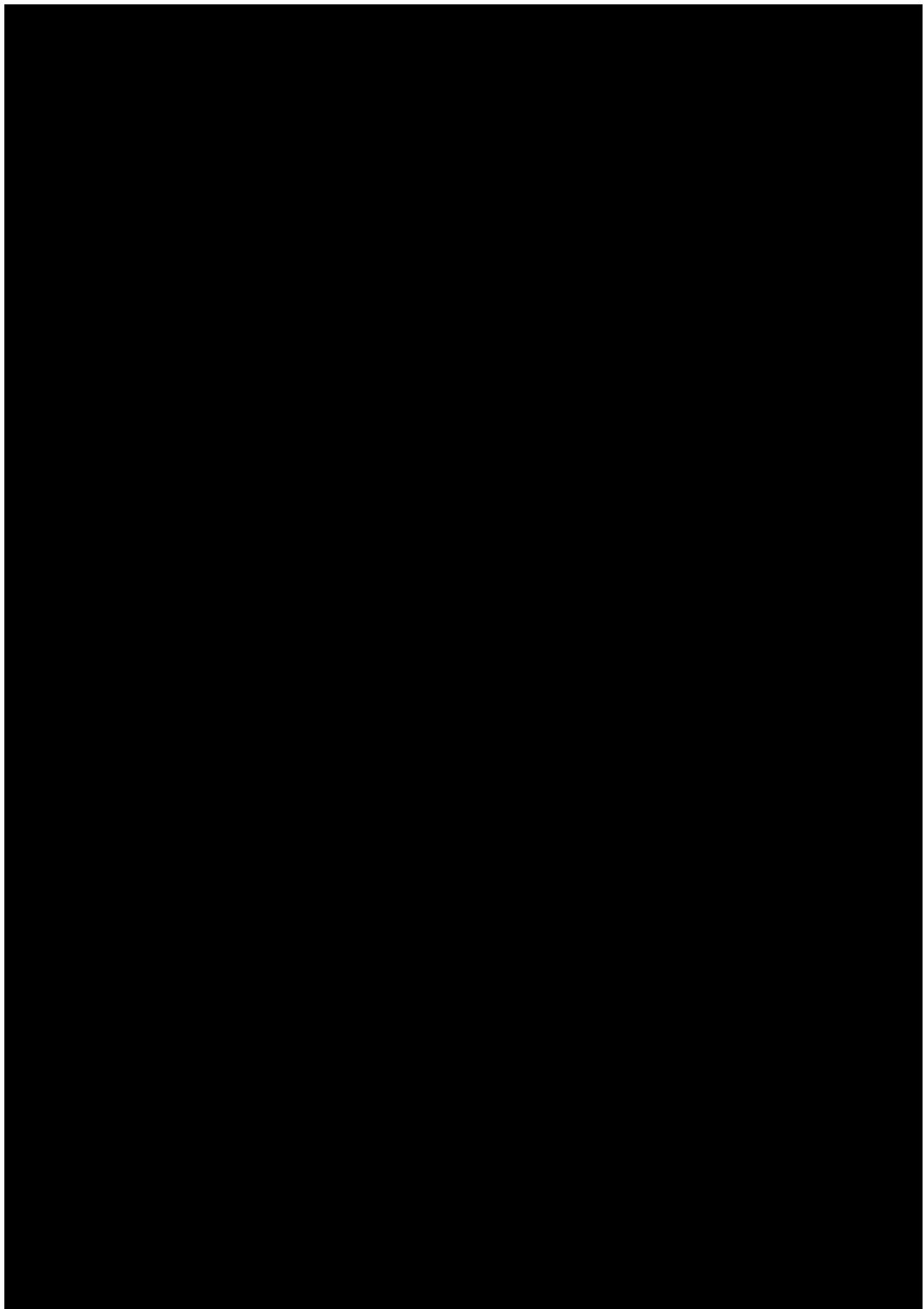


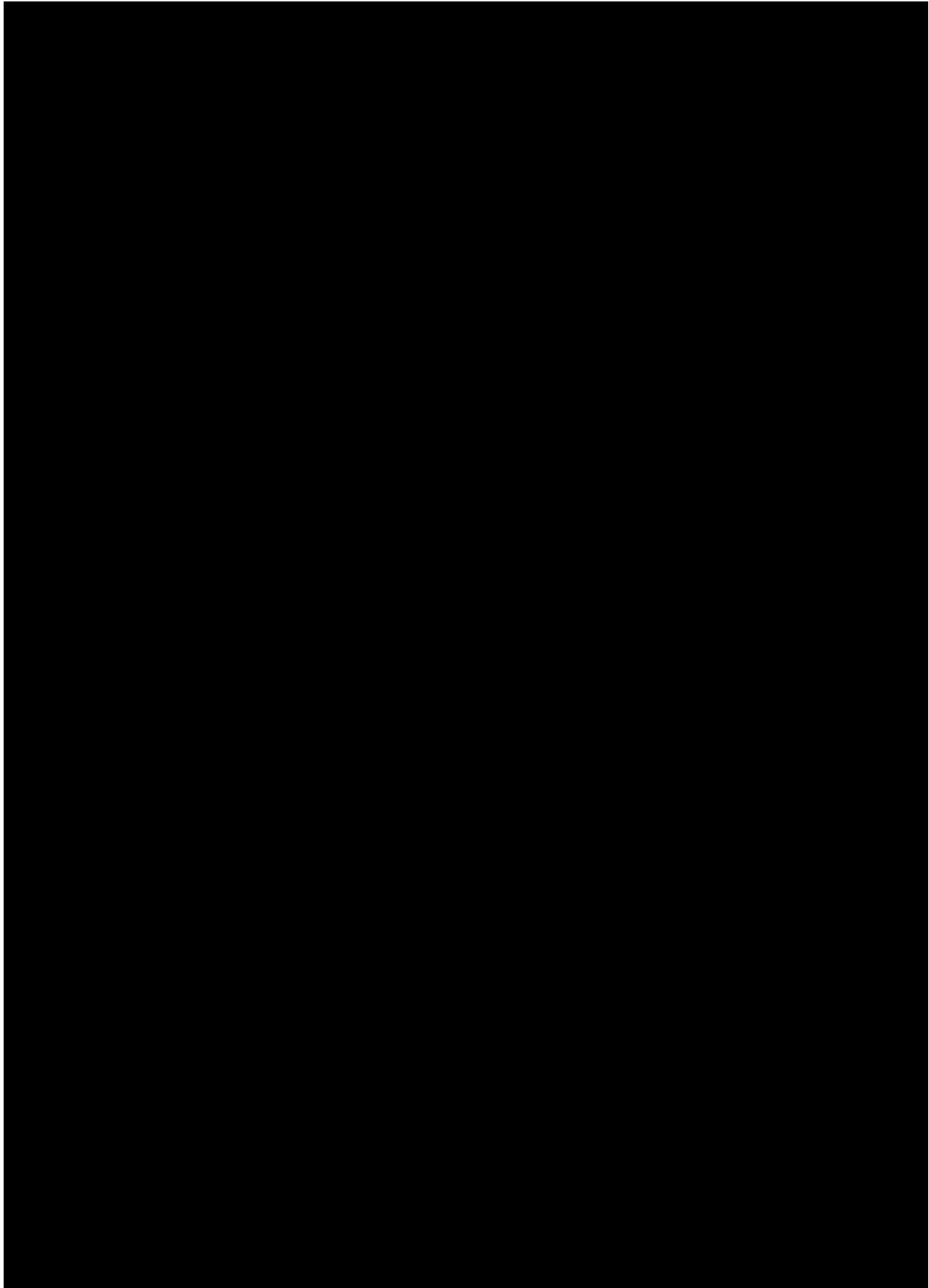


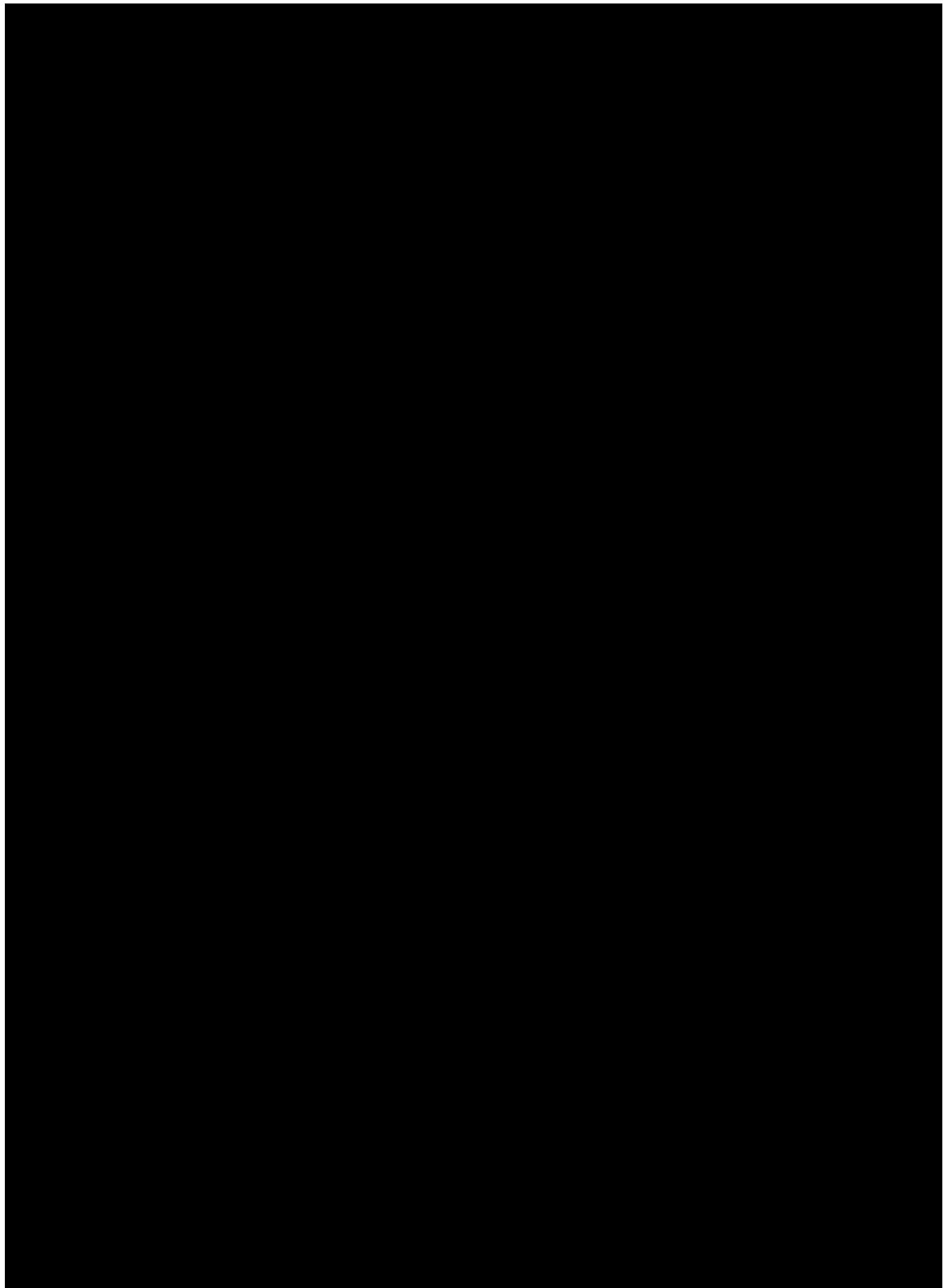


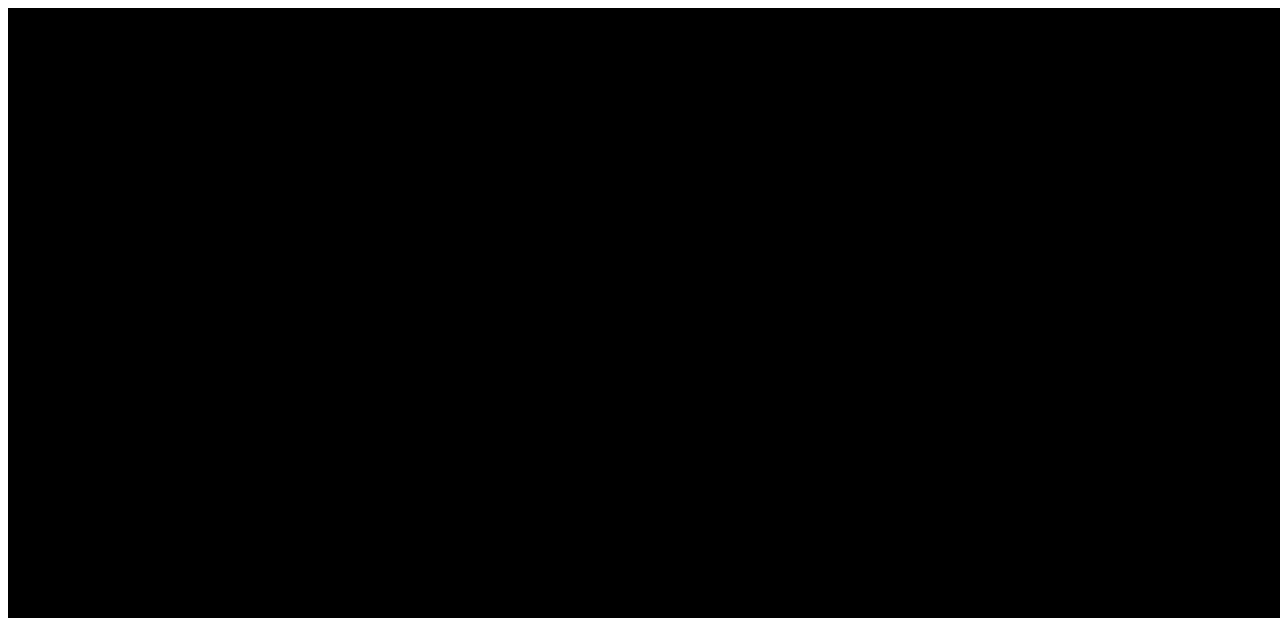


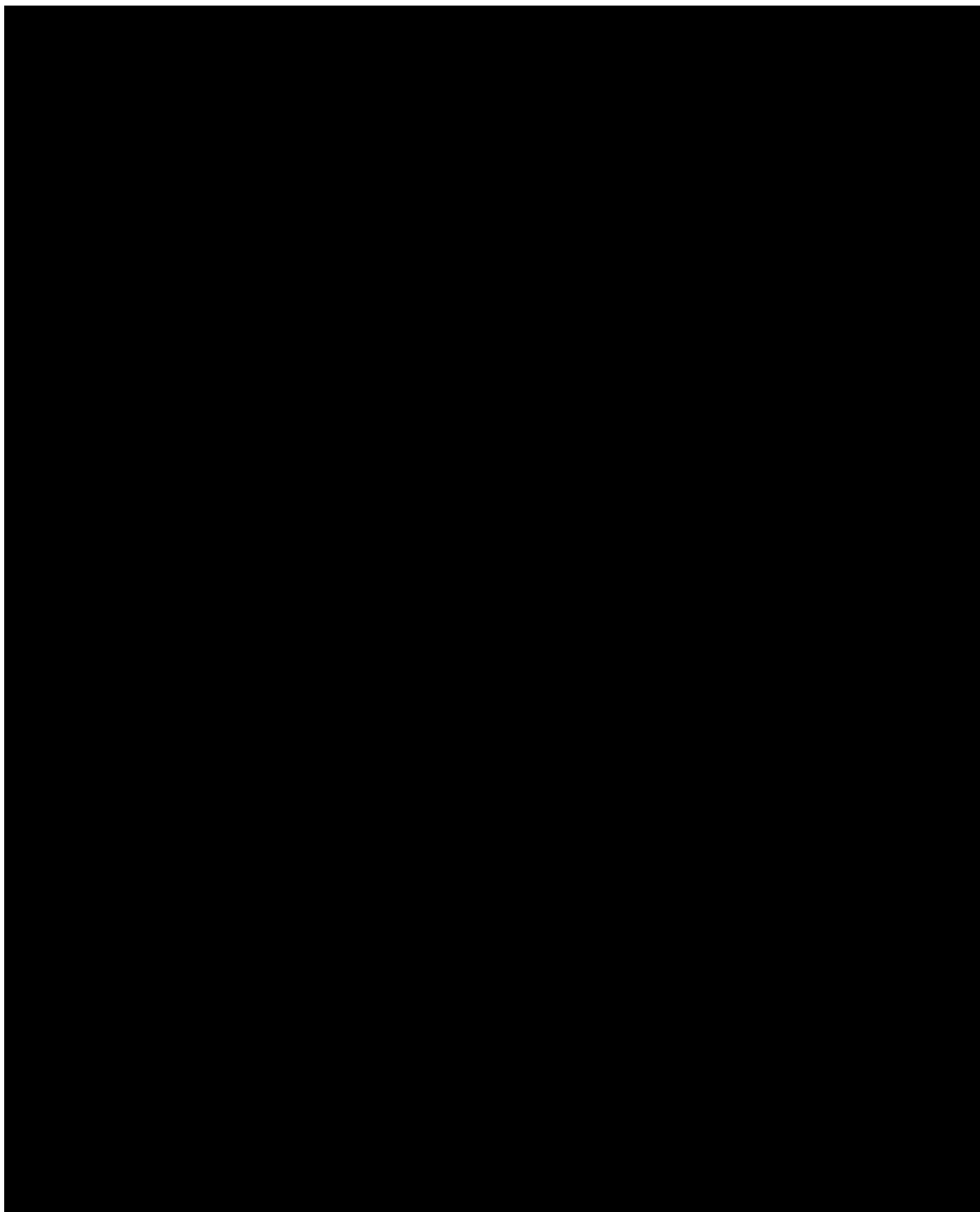


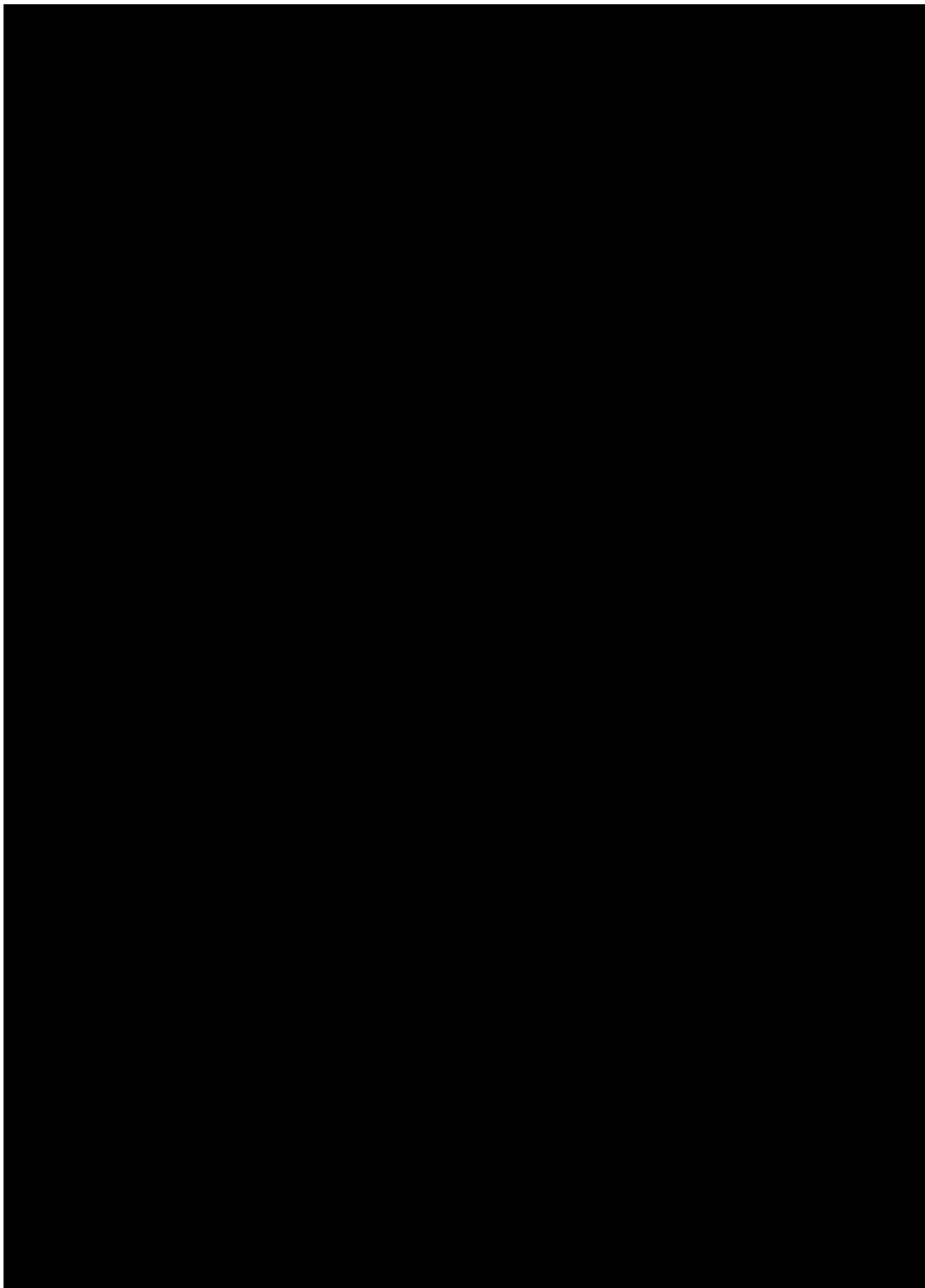


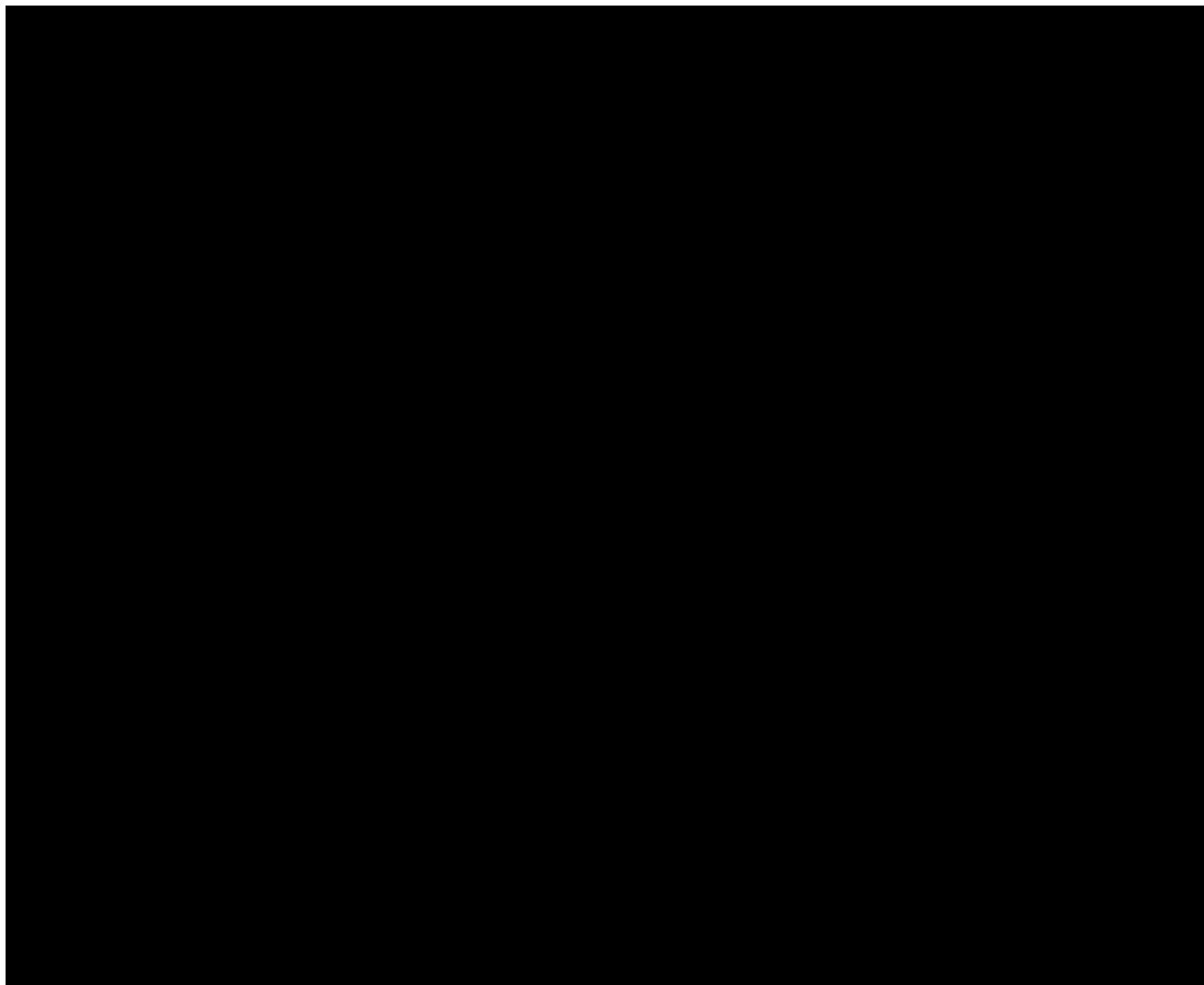


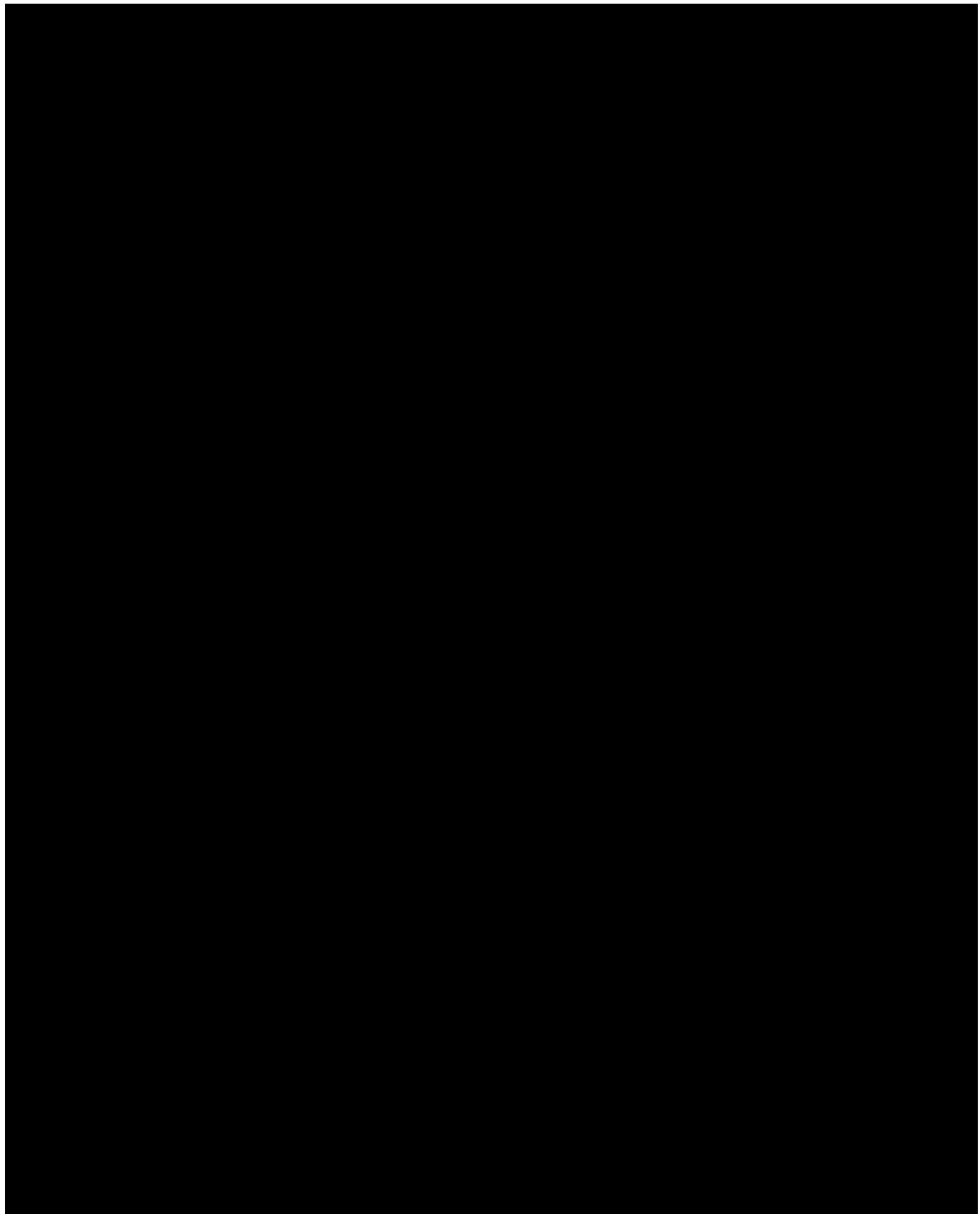


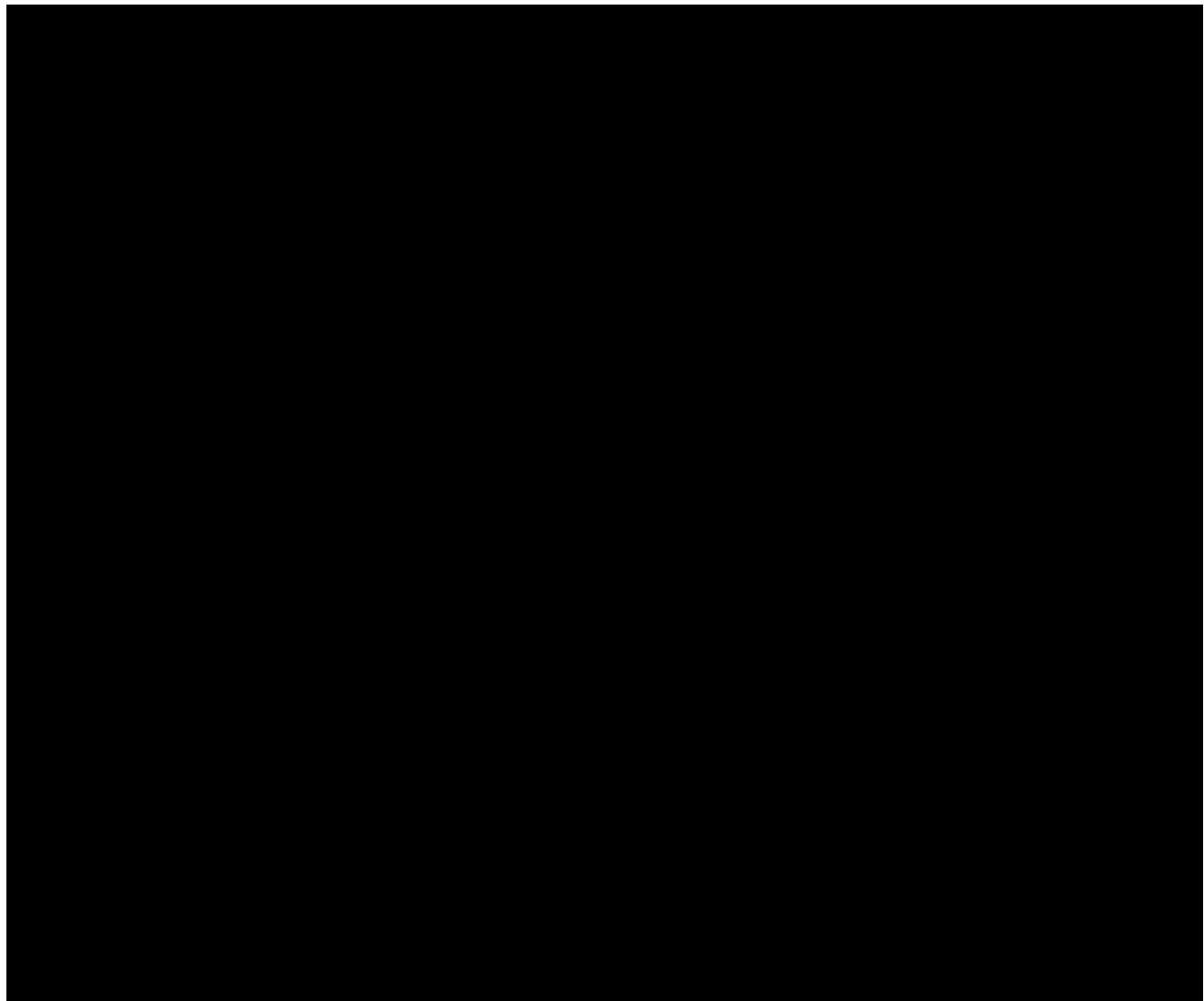




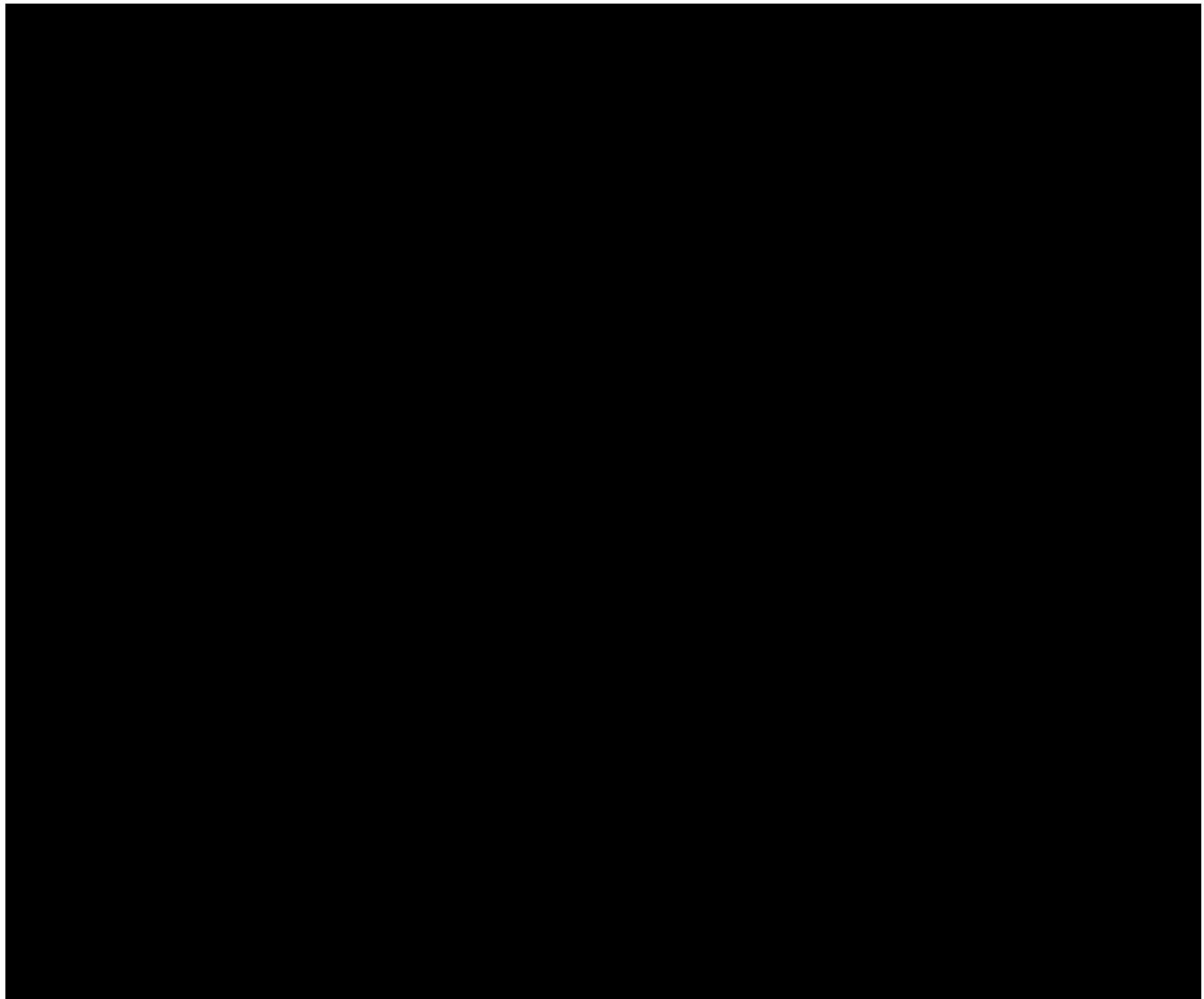


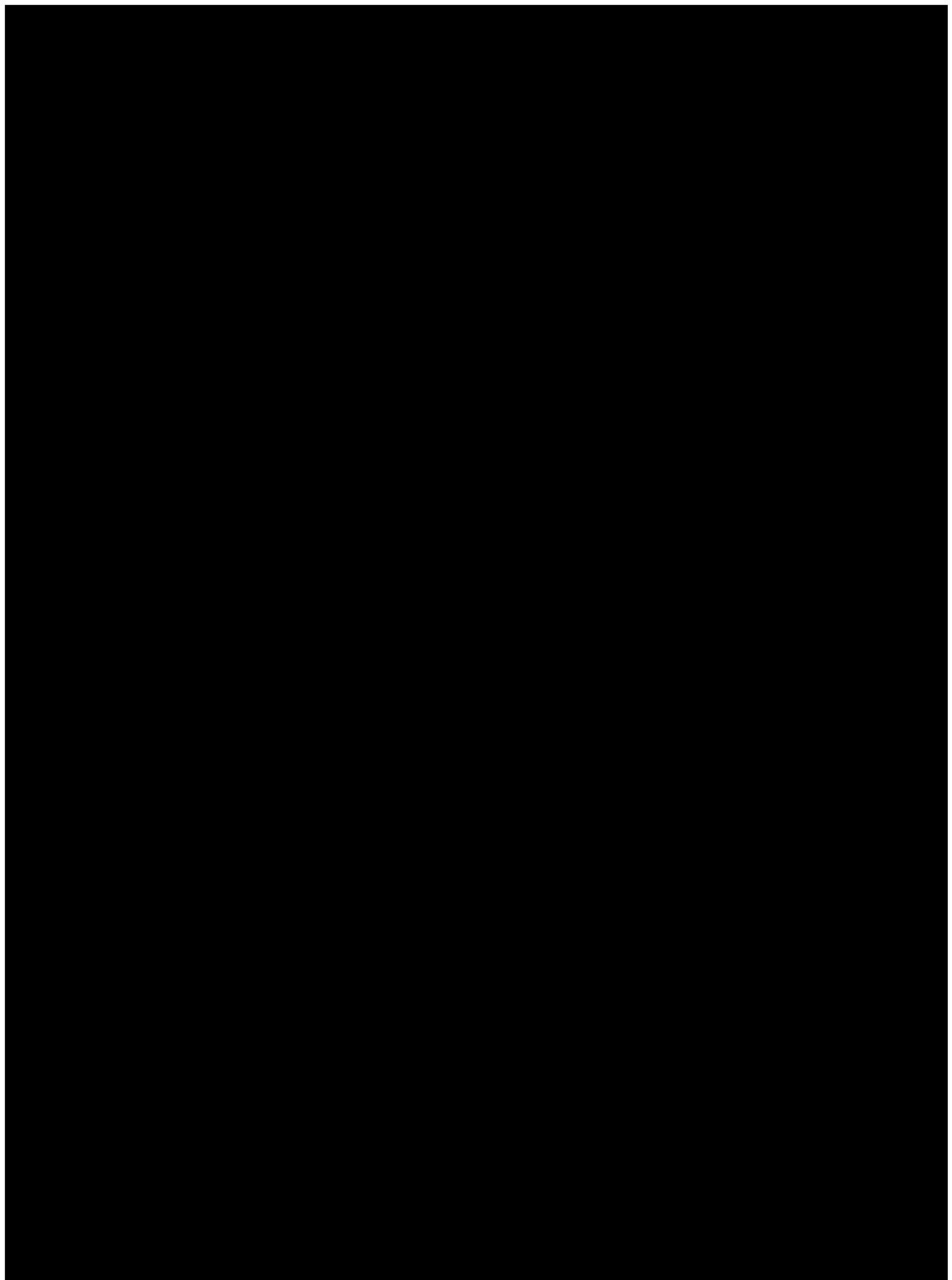


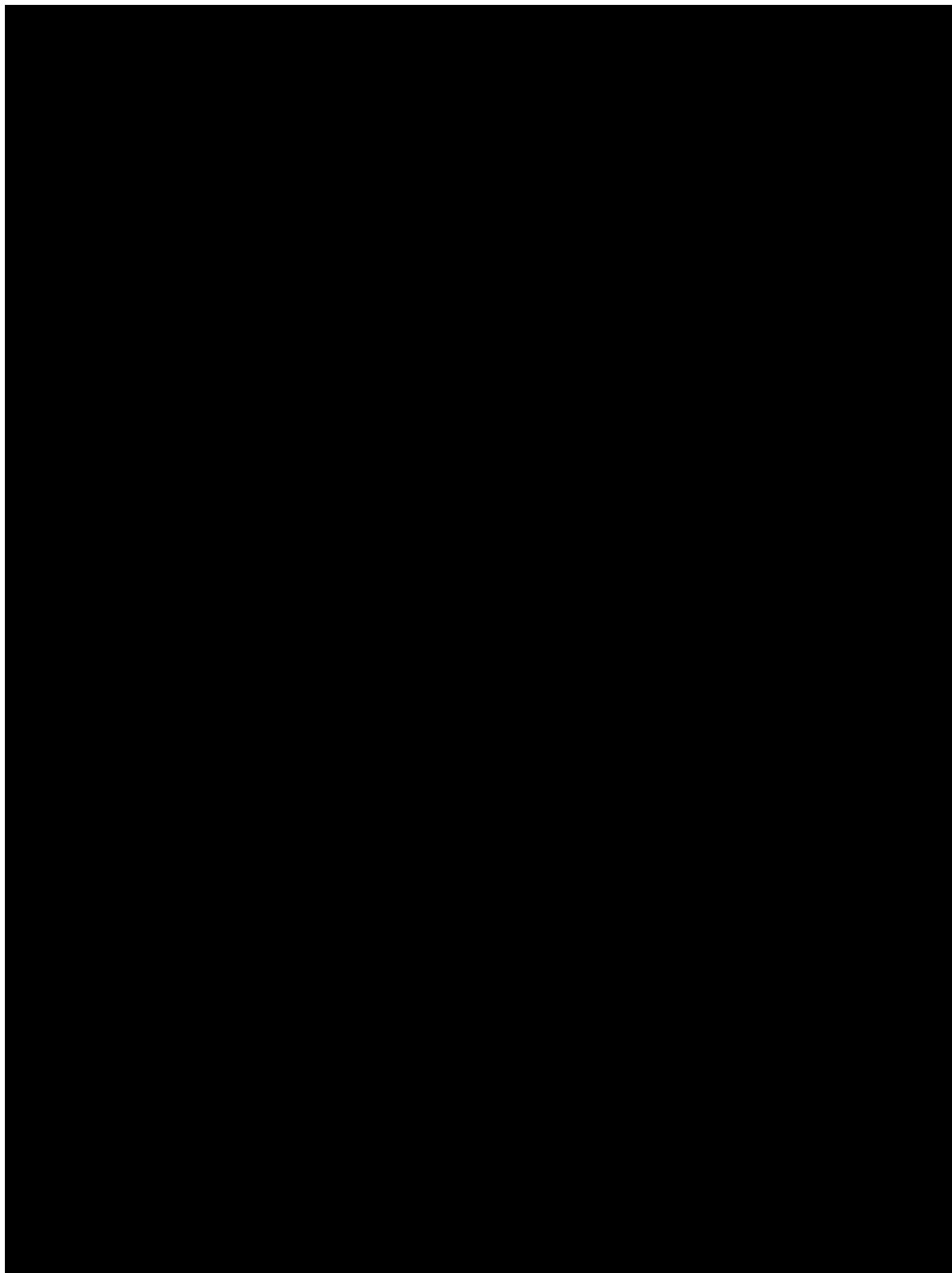


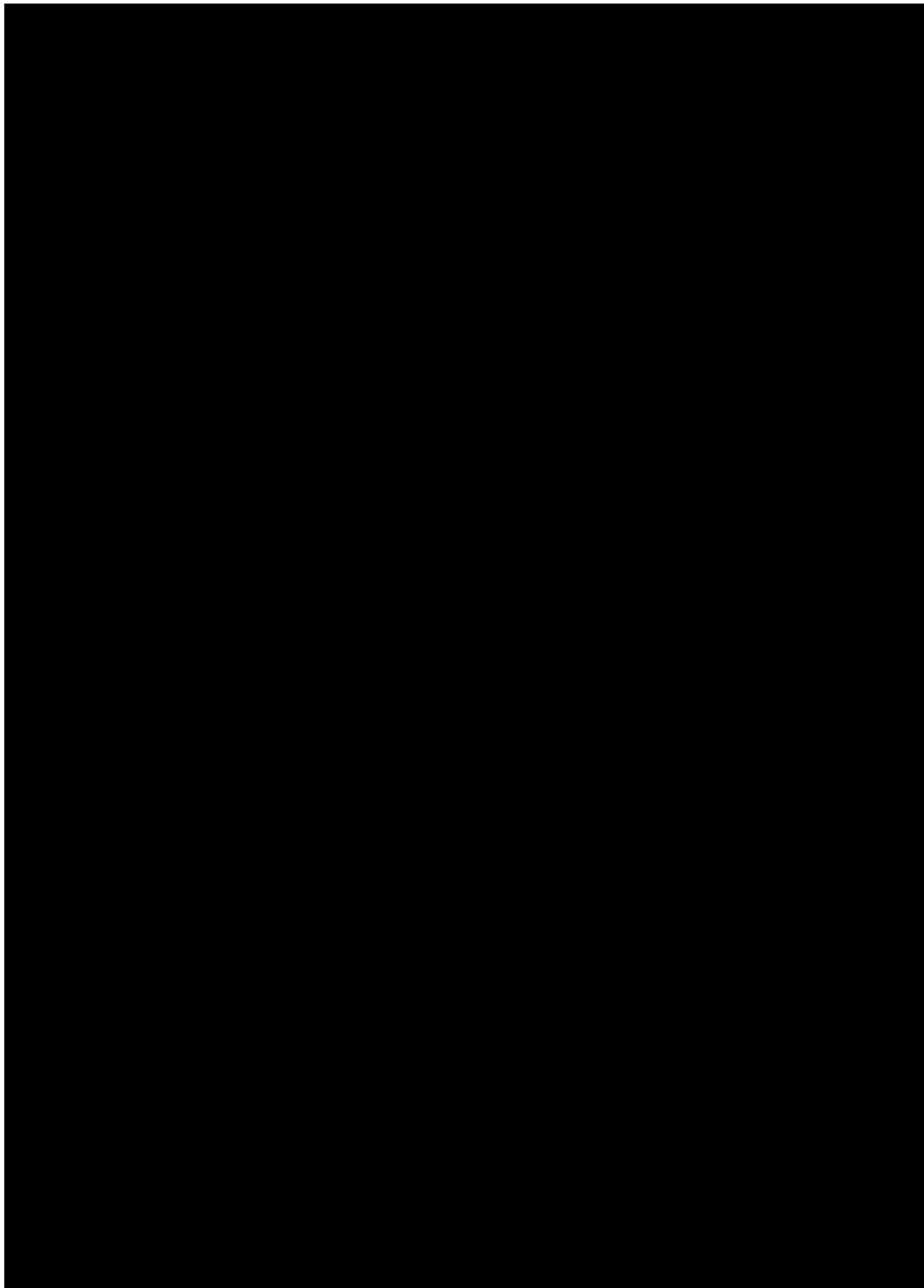


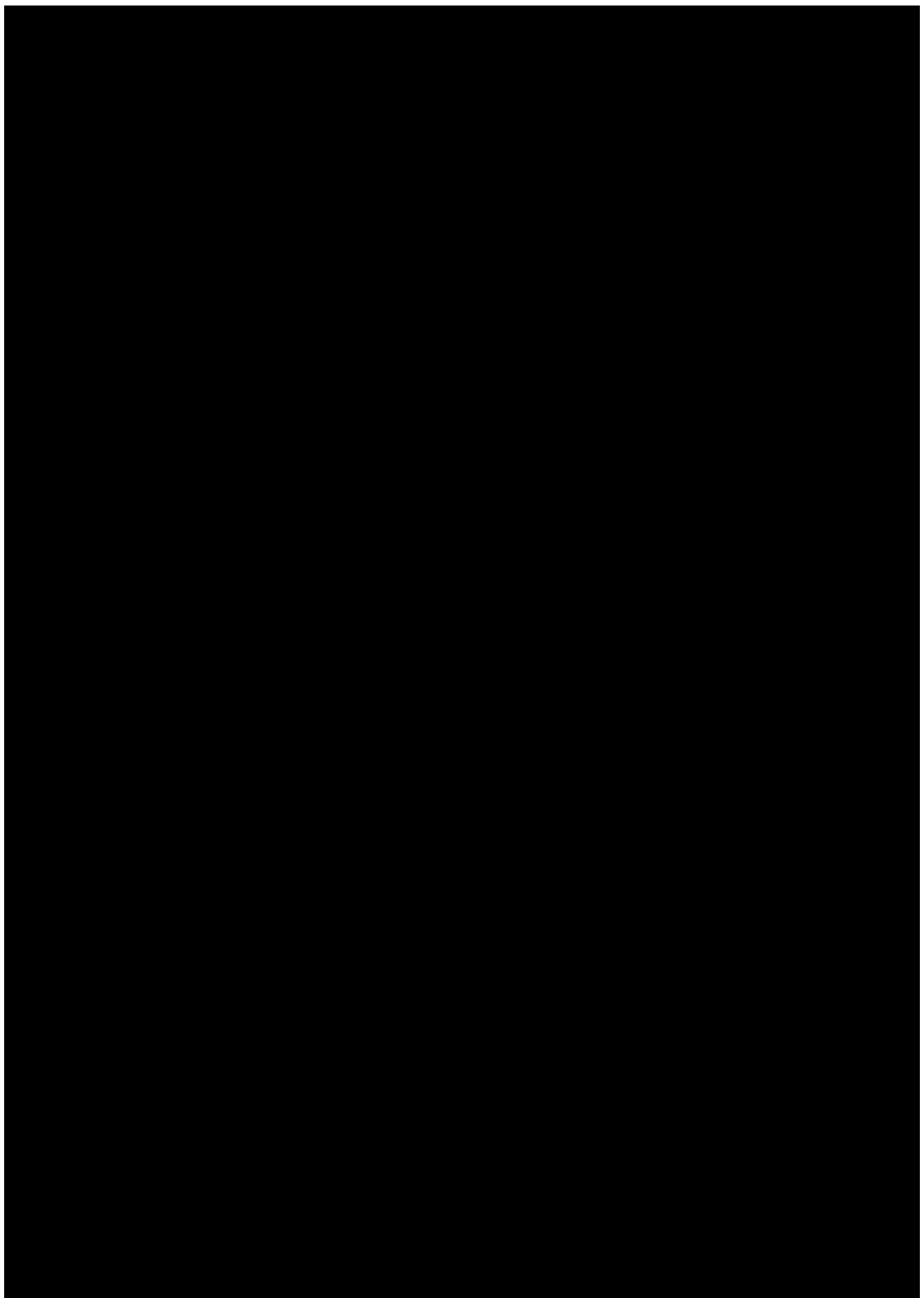


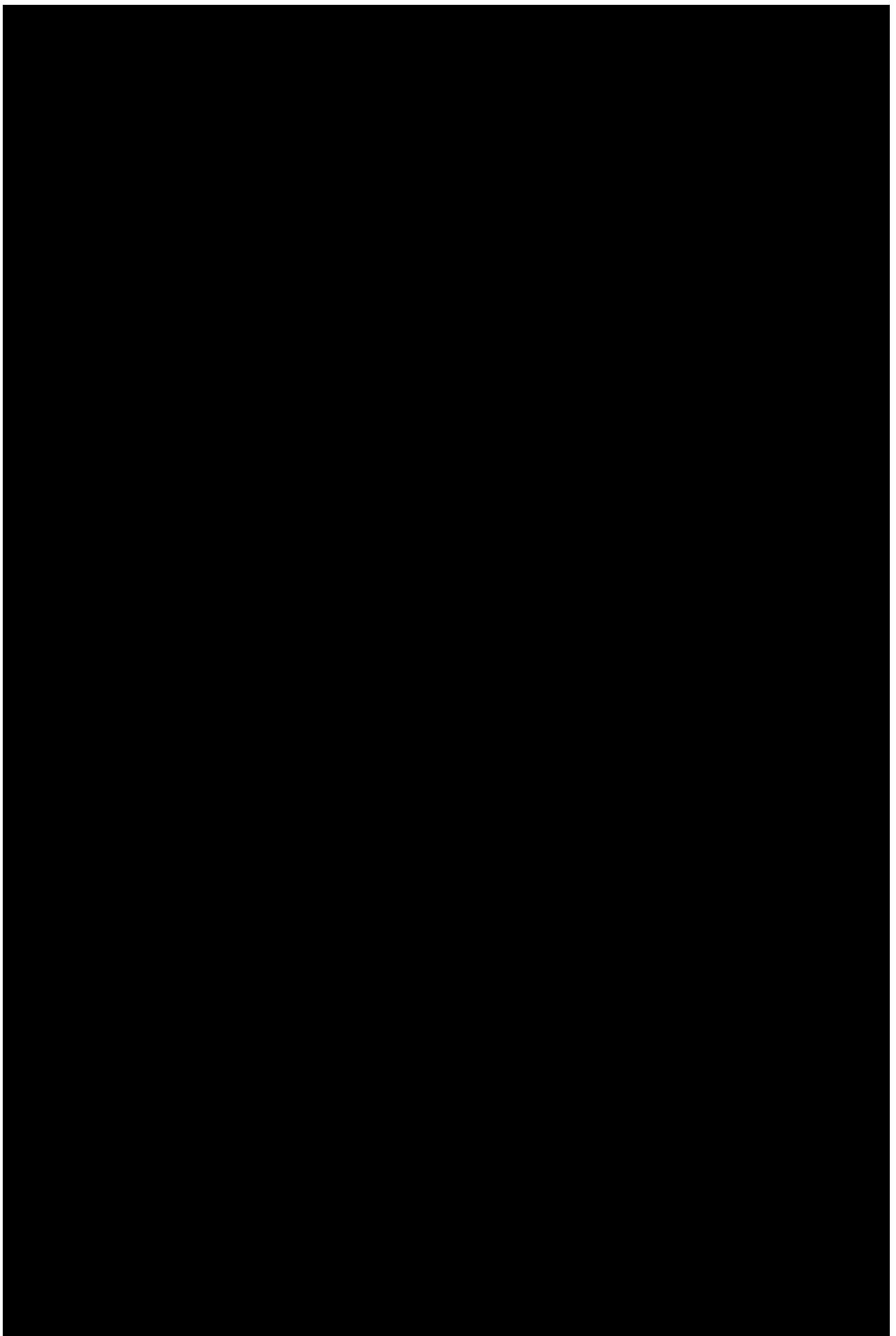


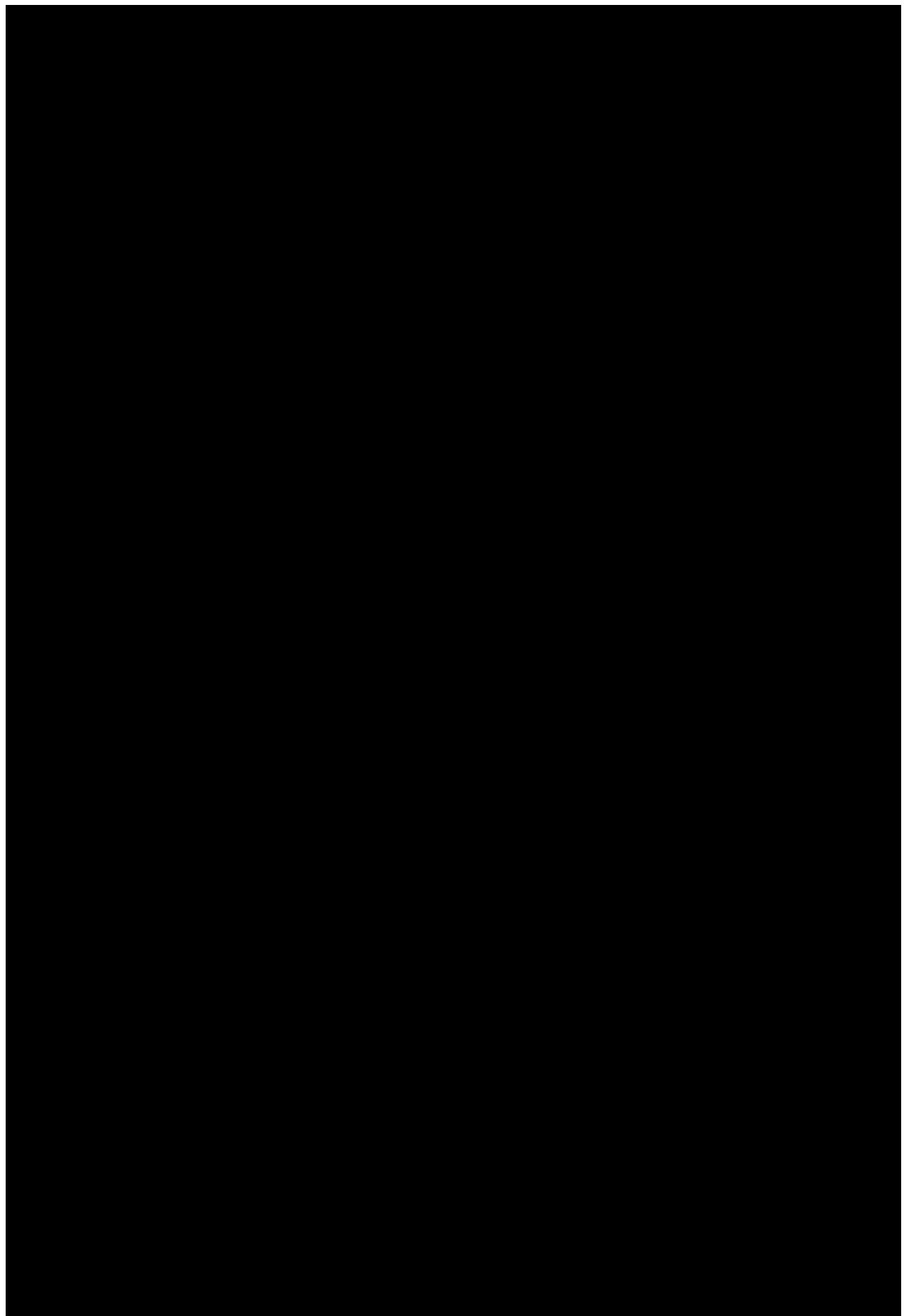




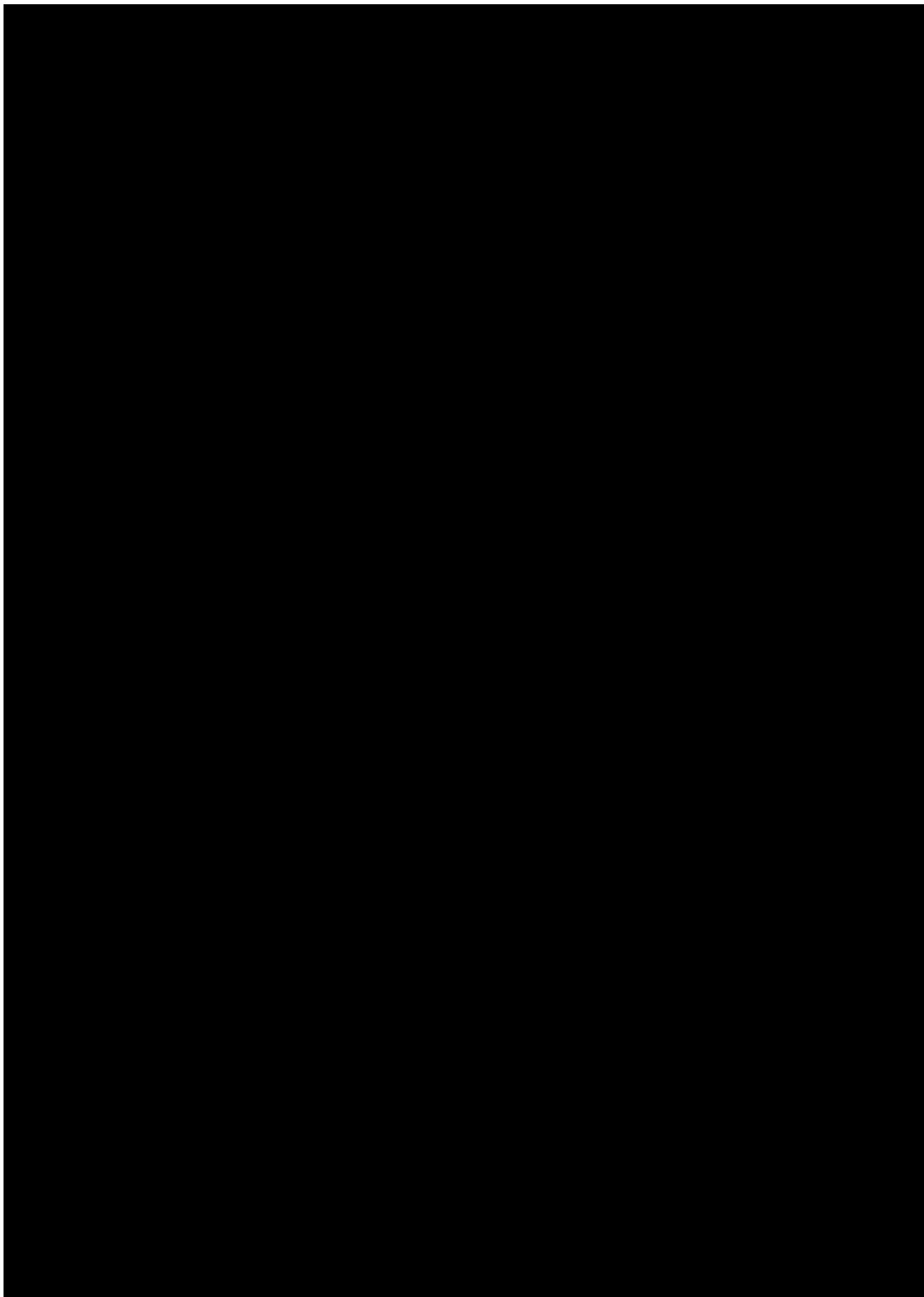


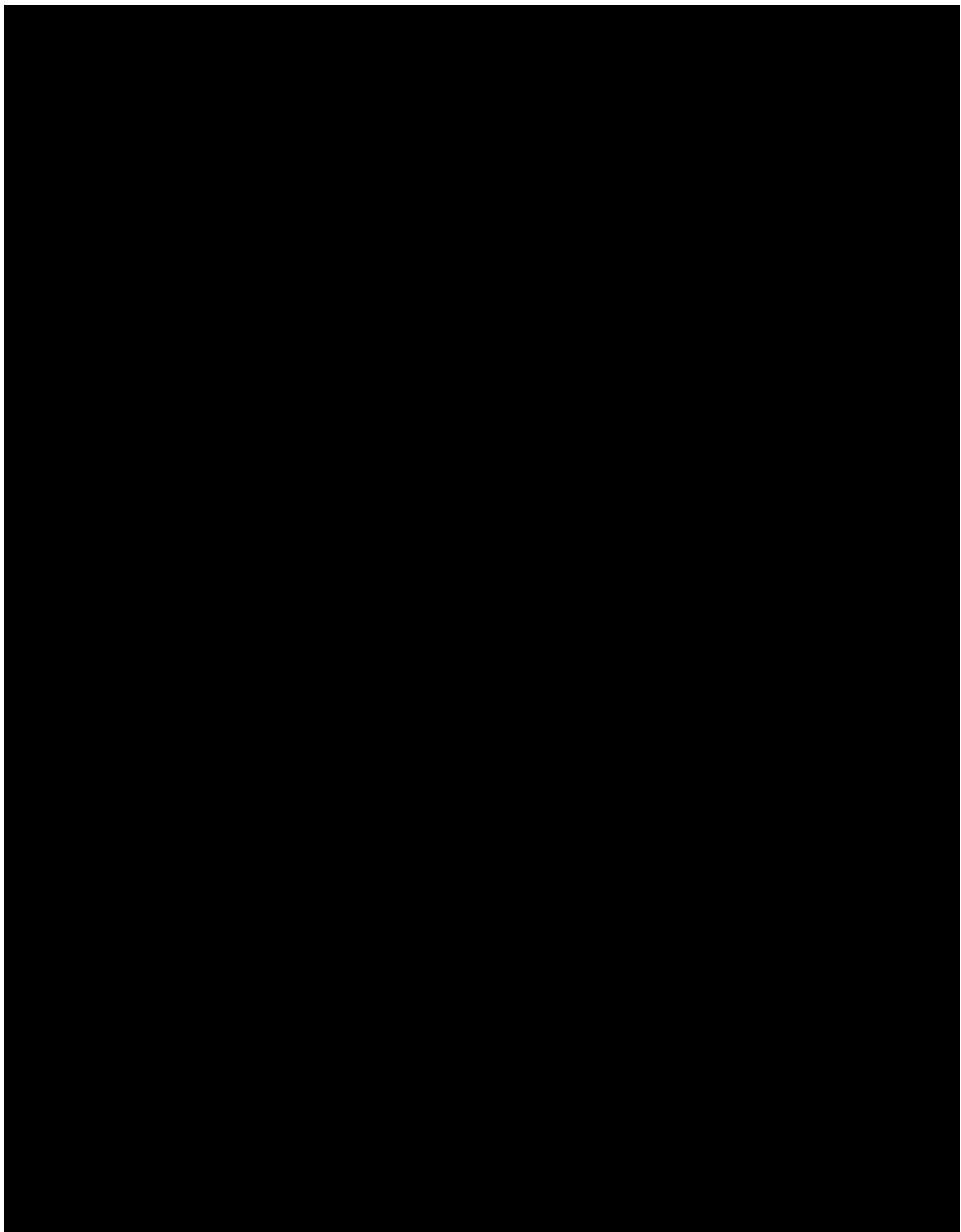


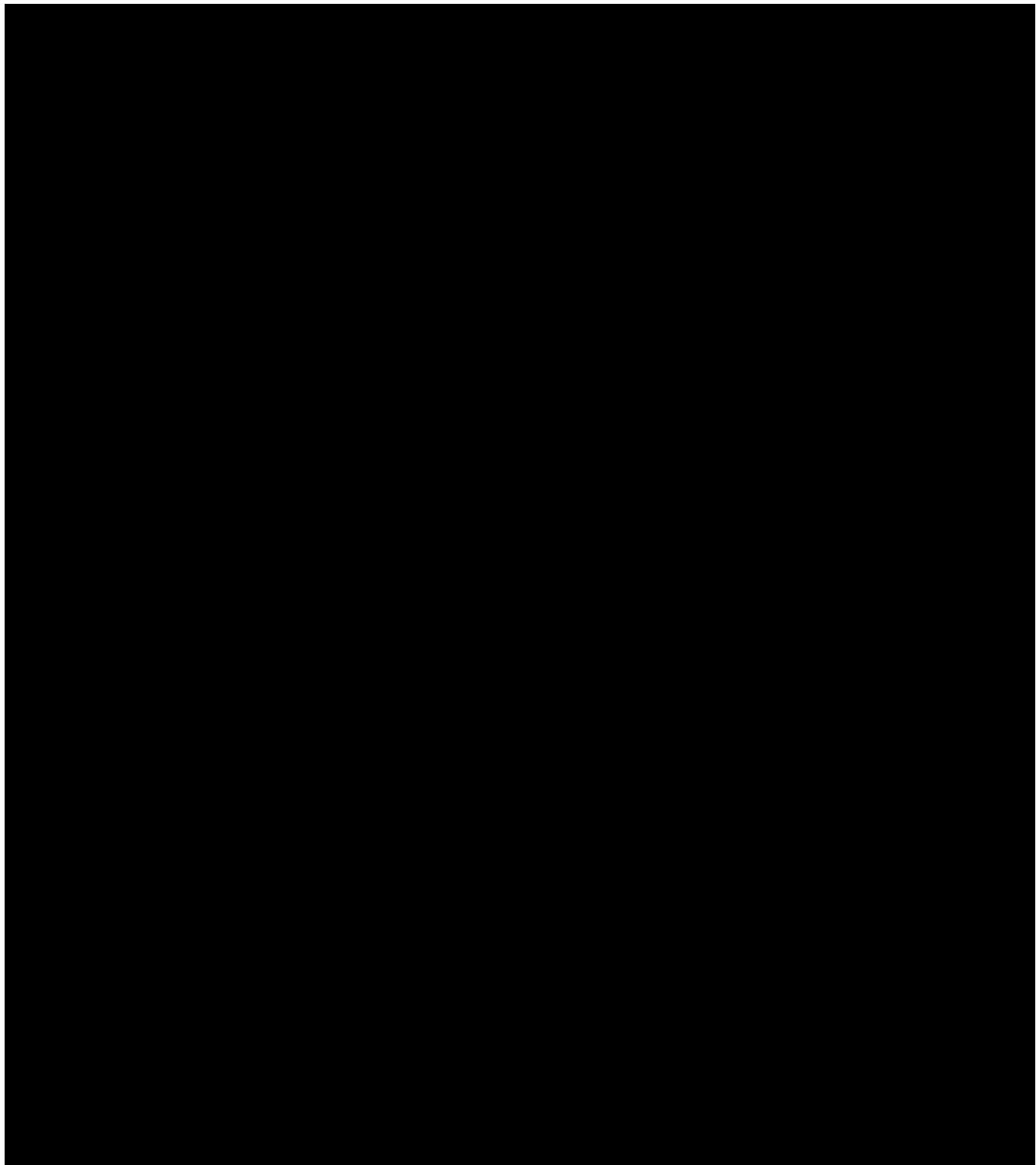












## 社 員 紙 与 規 程

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 第 1 章 総 則             | 2  |
| 第 2 章 紙与改定            | 4  |
| 第 3 章 基本給 ステージ給 固定給   | 4  |
| 第 4 章 成果給             | 6  |
| 第 5 章 年俸月額            | 7  |
| 第 6 章 都市手当            | 7  |
| 第 7 章 家族手当            | 8  |
| 第 8 章 別居手当            | 9  |
| 第 9 章 特別勤務手当          | 10 |
| 第 10 章 課長・主任手当、リーダー手当 | 11 |
| 第 11 章 特定勤務手当         | 12 |
| 第 12 章 特別手当           | 12 |
| 第 13 章 調整手当           | 12 |
| 第 14 章 交通手当           | 13 |
| 第 15 章 賞与             | 14 |
| 第 16 章 退職手当           | 15 |
| 付 則                   | 17 |
| 別 表                   |    |

## 社 員 紹 与 規 程

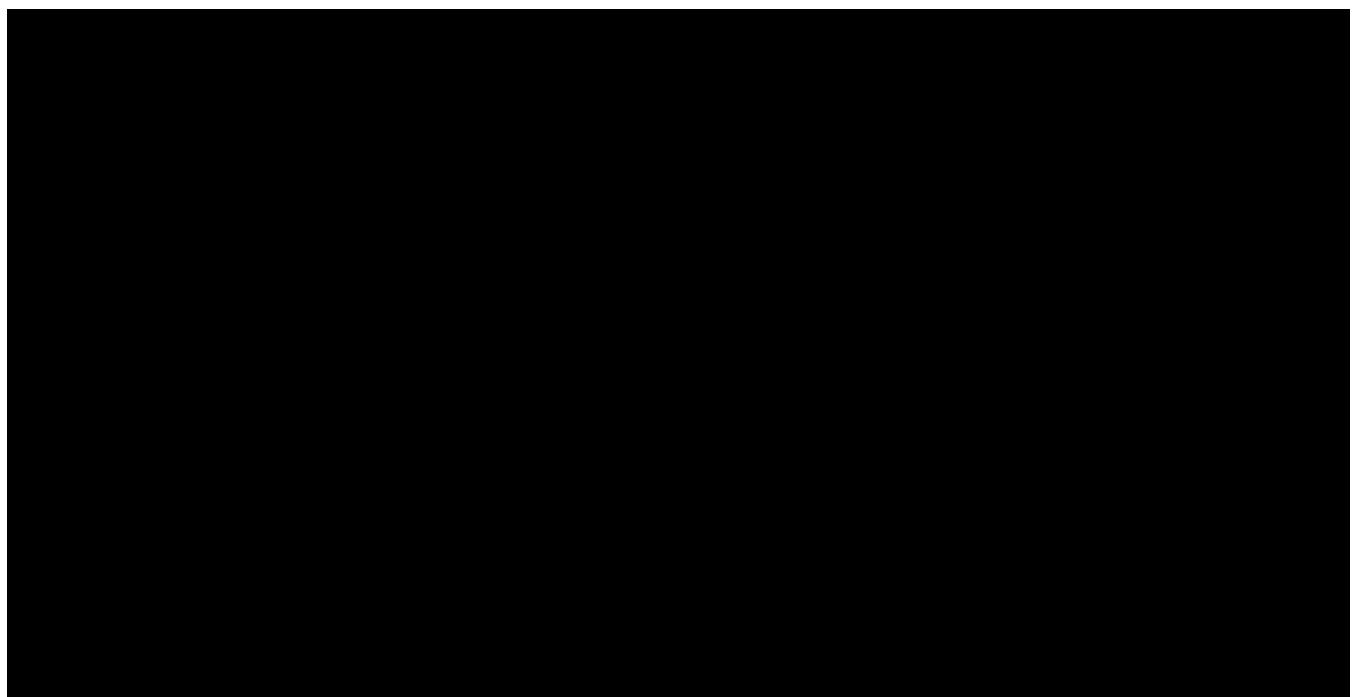
|    |          |
|----|----------|
| 制定 | 1992年1月  |
| 改正 | 1993年3月  |
| 改正 | 1993年4月  |
| 改正 | 1994年4月  |
| 改正 | 2001年1月  |
| 改正 | 2005年4月  |
| 改正 | 2006年9月  |
| 改正 | 2010年4月  |
| 改正 | 2011年11月 |
| 改正 | 2012年4月  |
| 改正 | 2013年4月  |
| 改正 | 2014年4月  |
| 改正 | 2015年4月  |
| 改正 | 2017年4月  |
| 改正 | 2018年1月  |
| 改正 | 2019年10月 |
| 改正 | 2020年4月  |

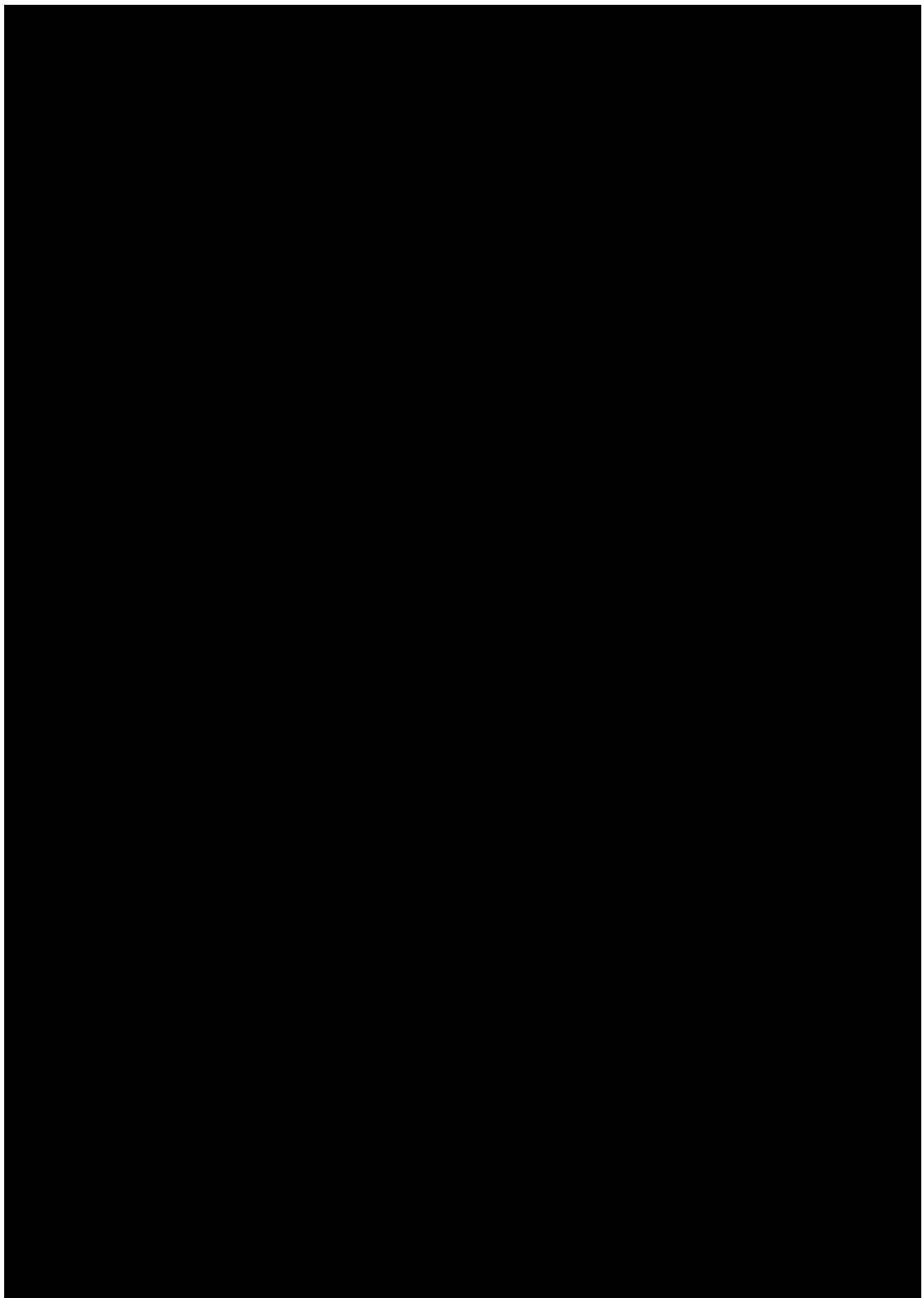
**団体からの要請により  
「第1条」のみを公開とした。  
(JANPIA)**

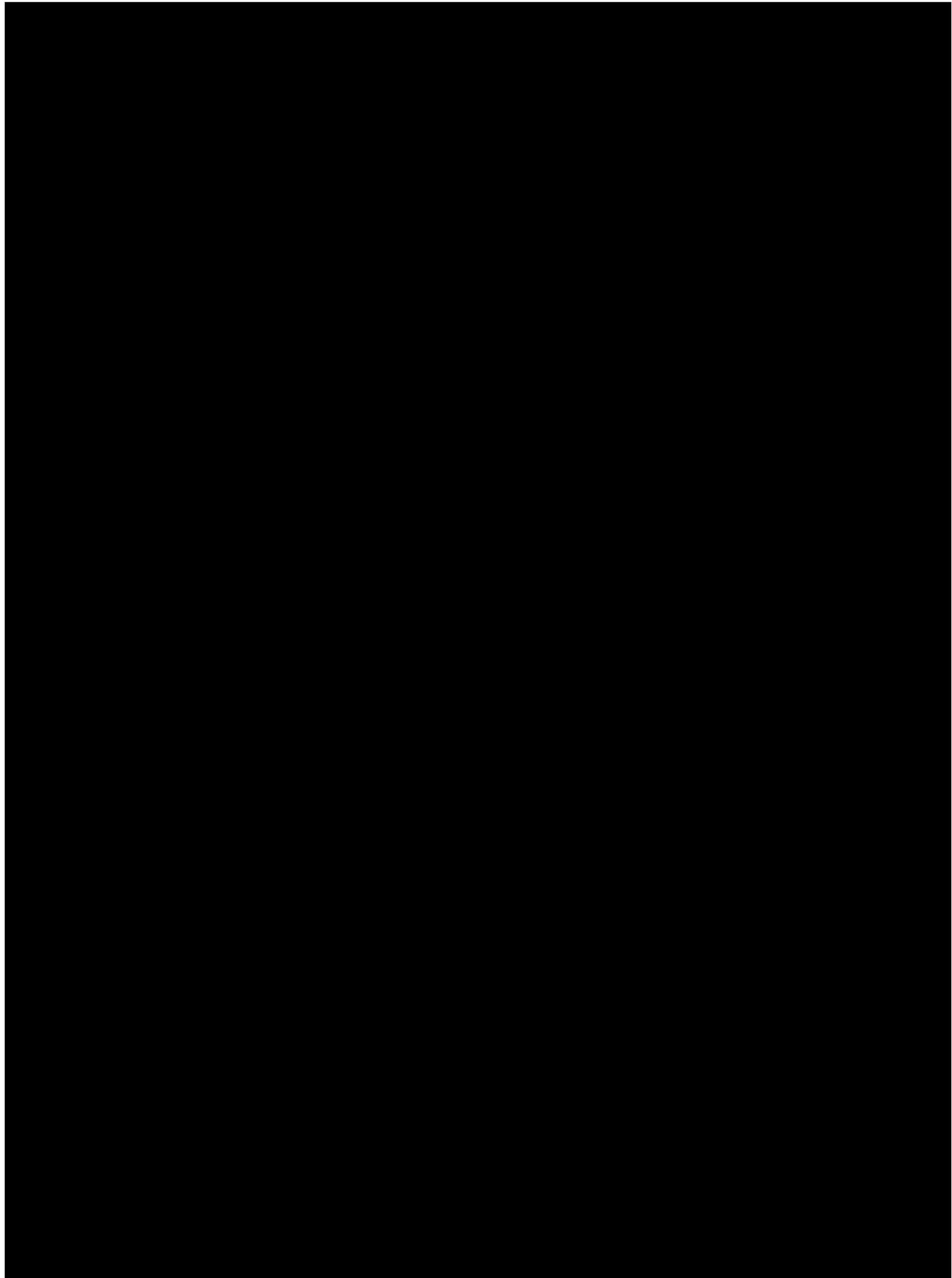
### 第1章 総 則

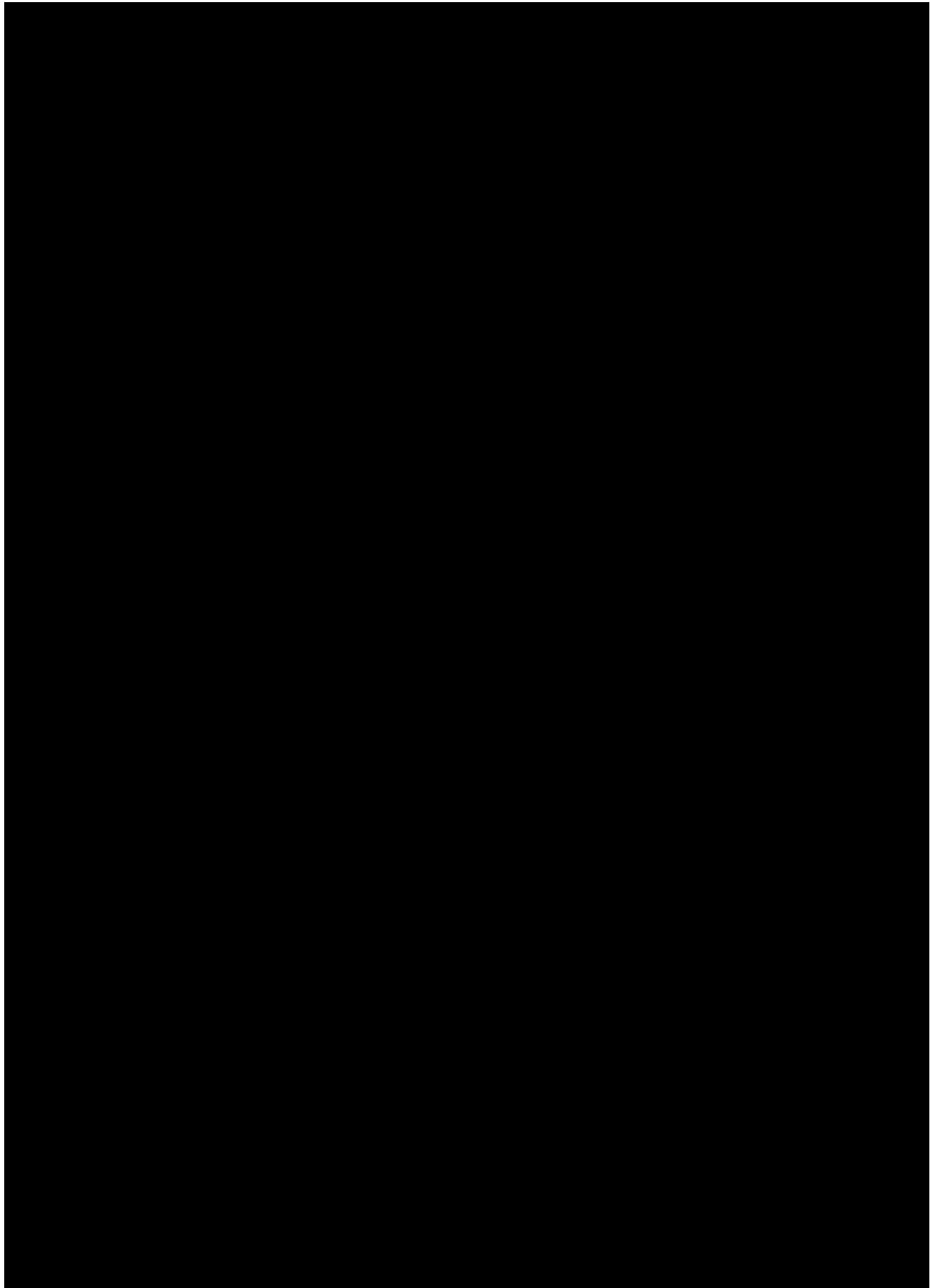
#### (目 的)

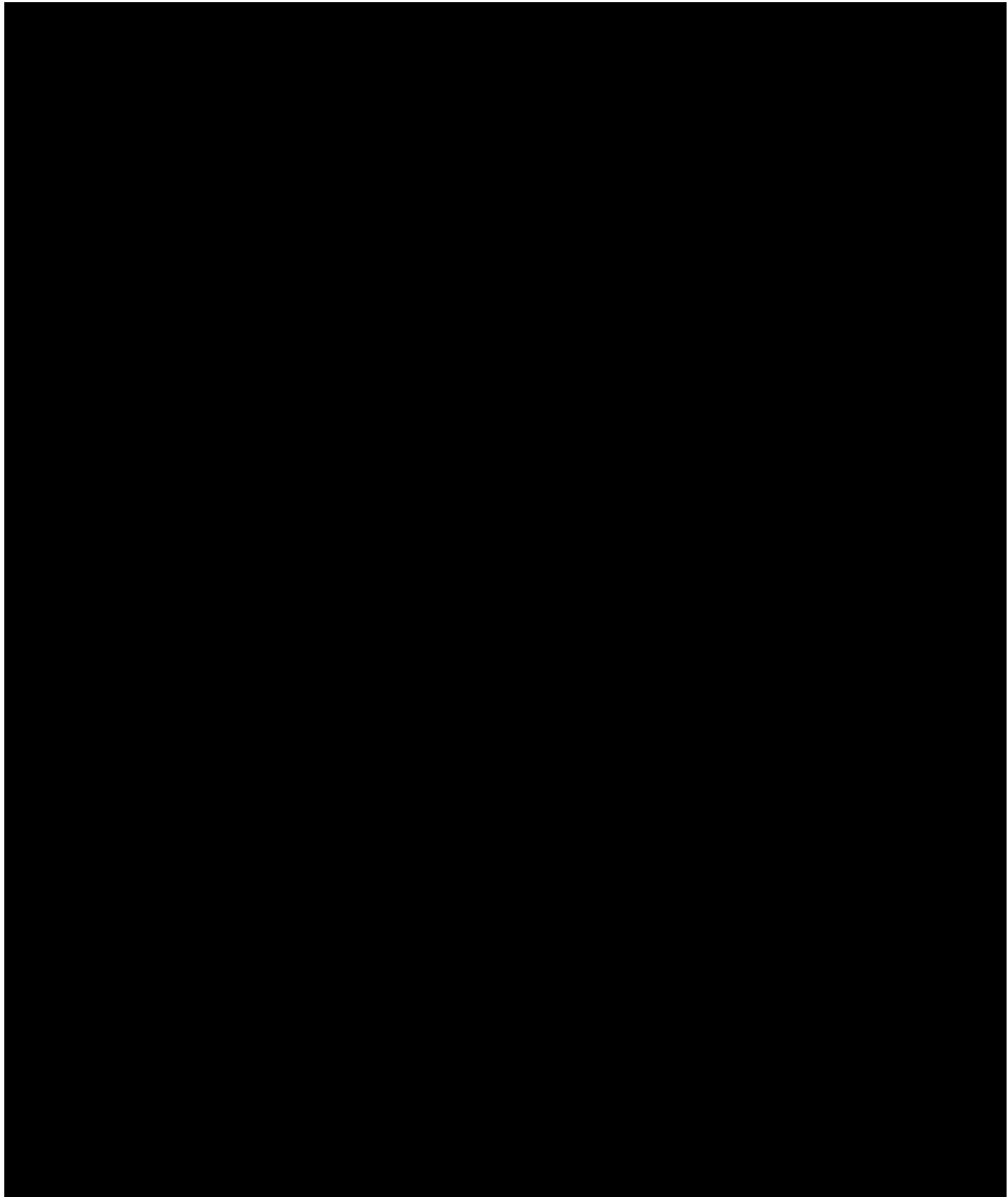
第 1 条 この規程は社員就業規則第87条に基づき、社員の給与に関する事項を定め、給与制度の明確化と合理的な運営を図ることを目的とする。



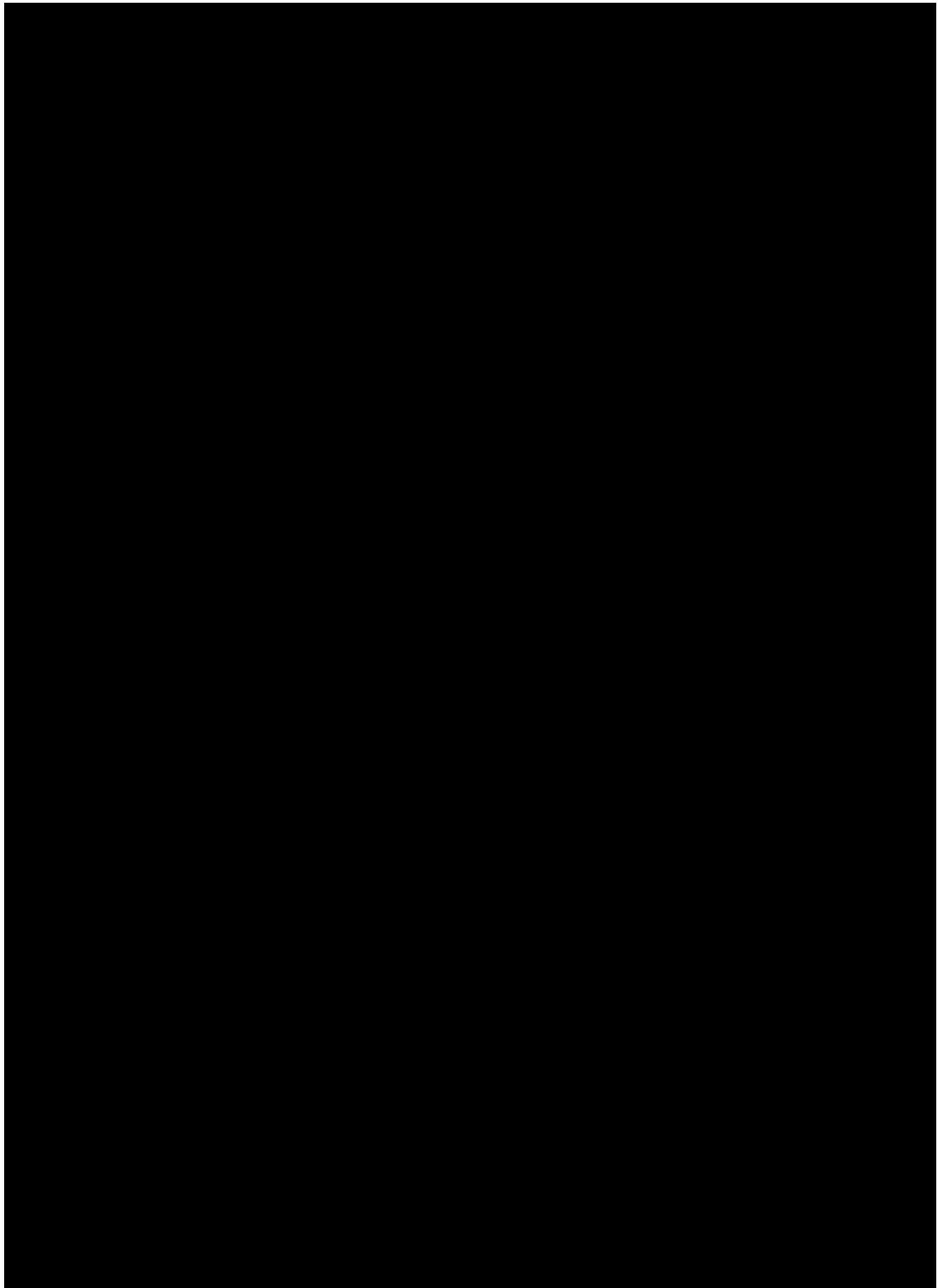


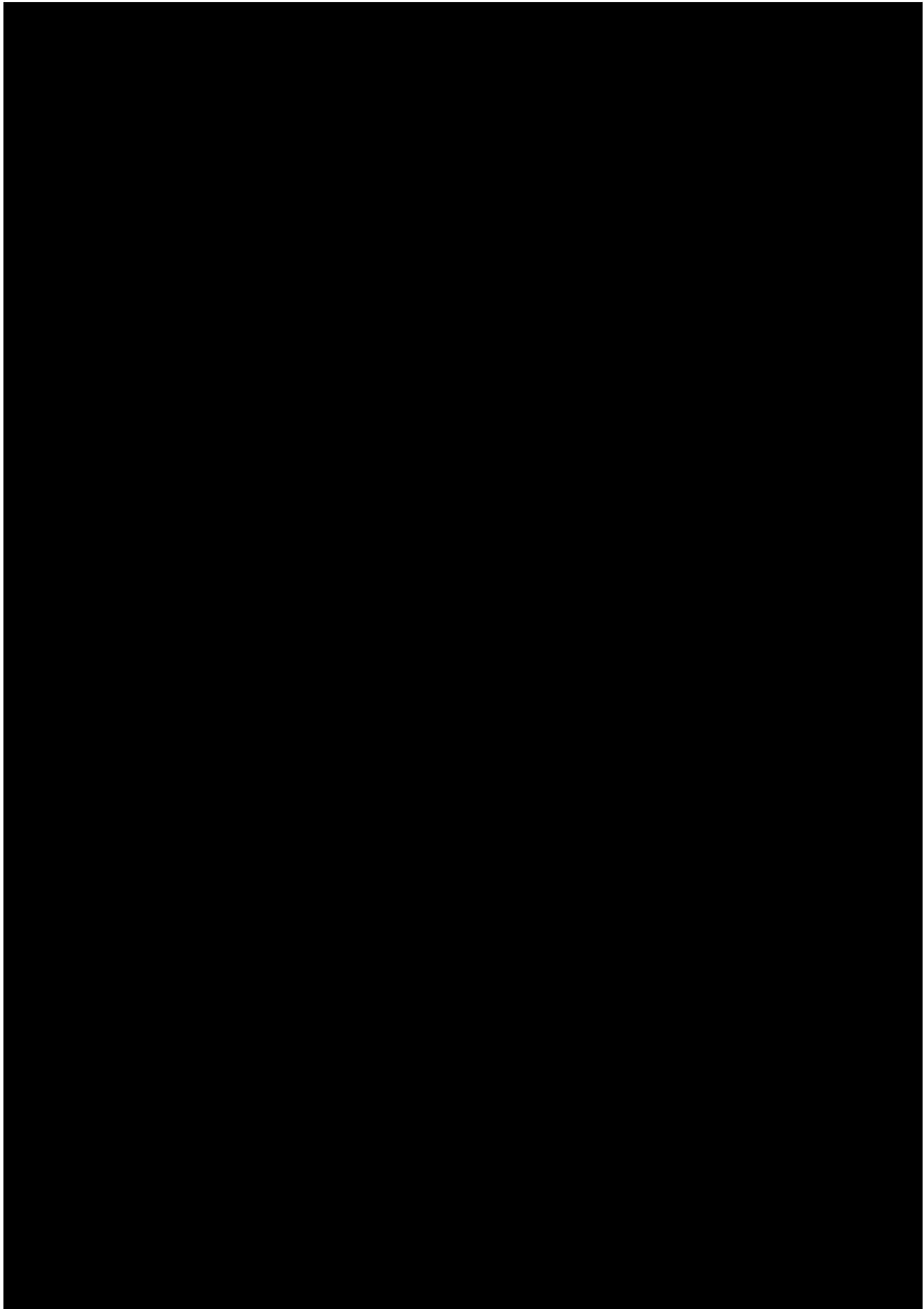


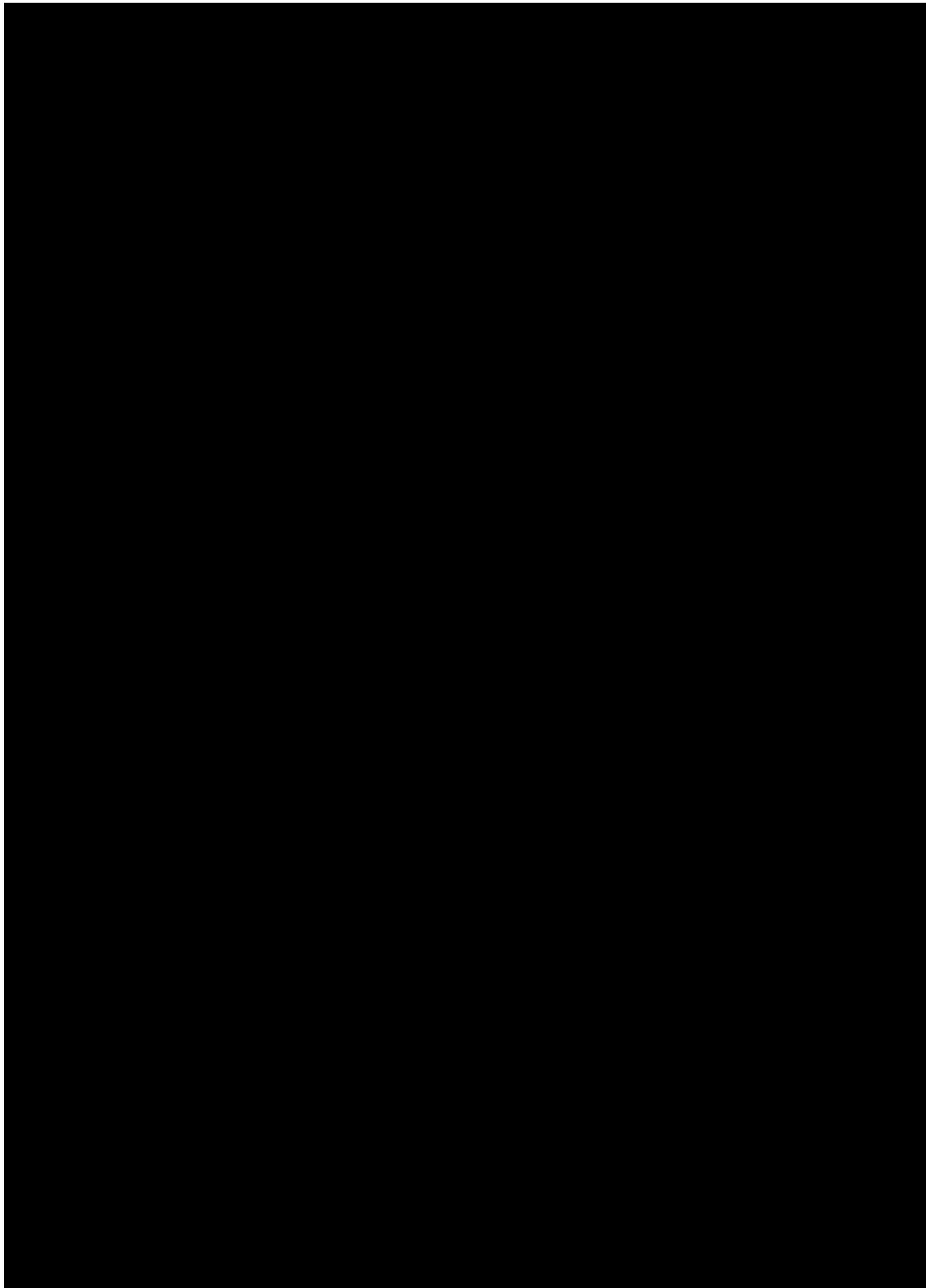


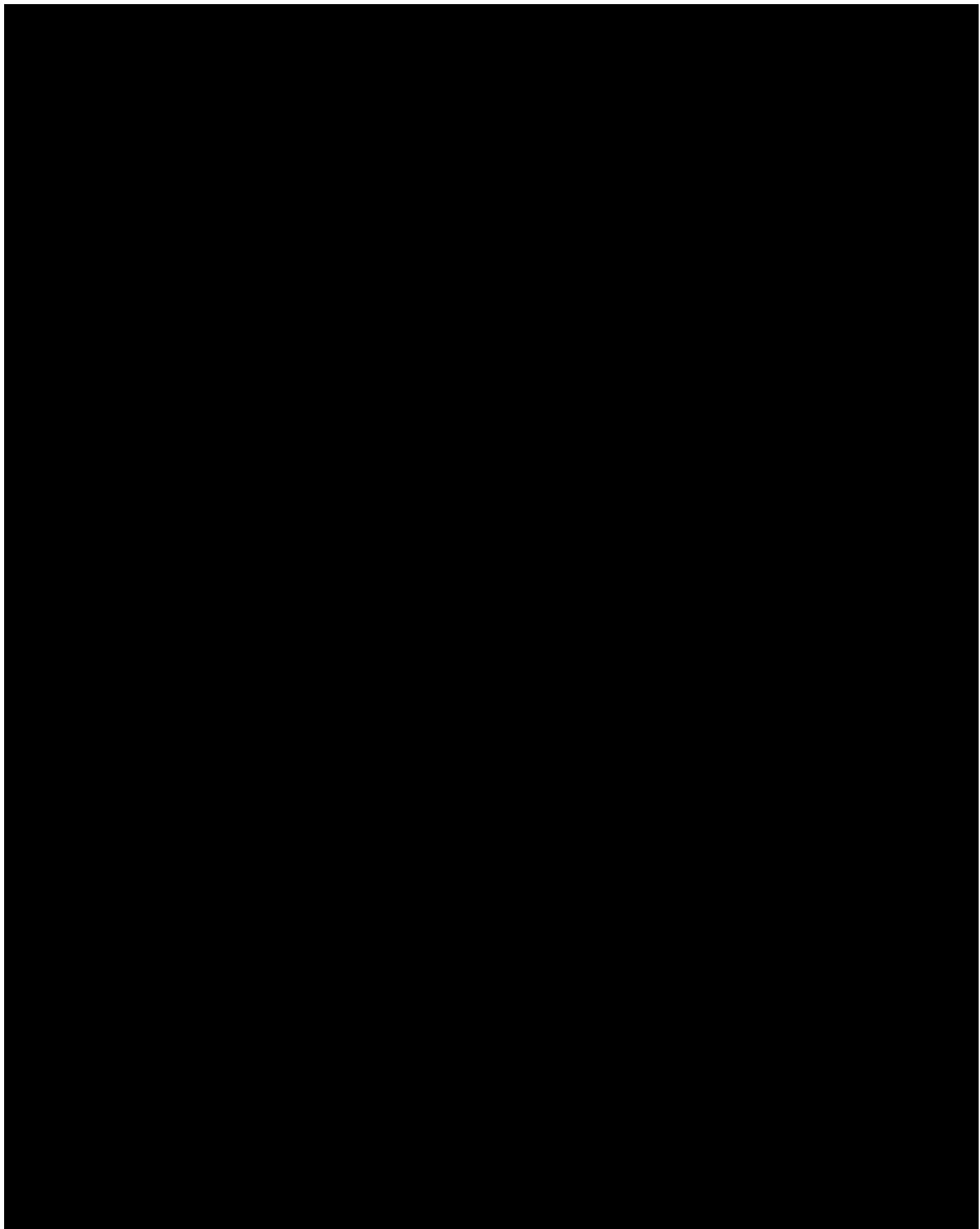


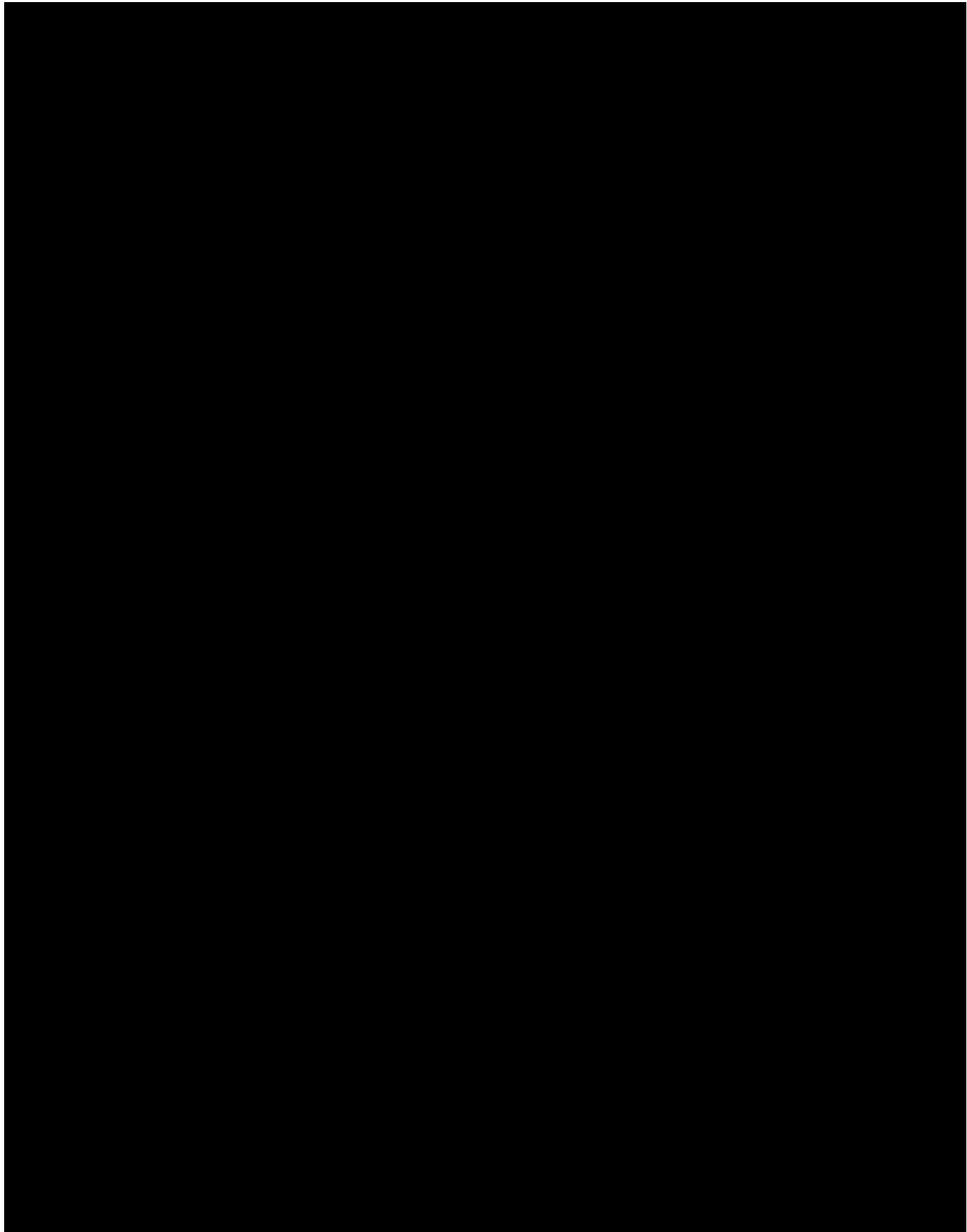




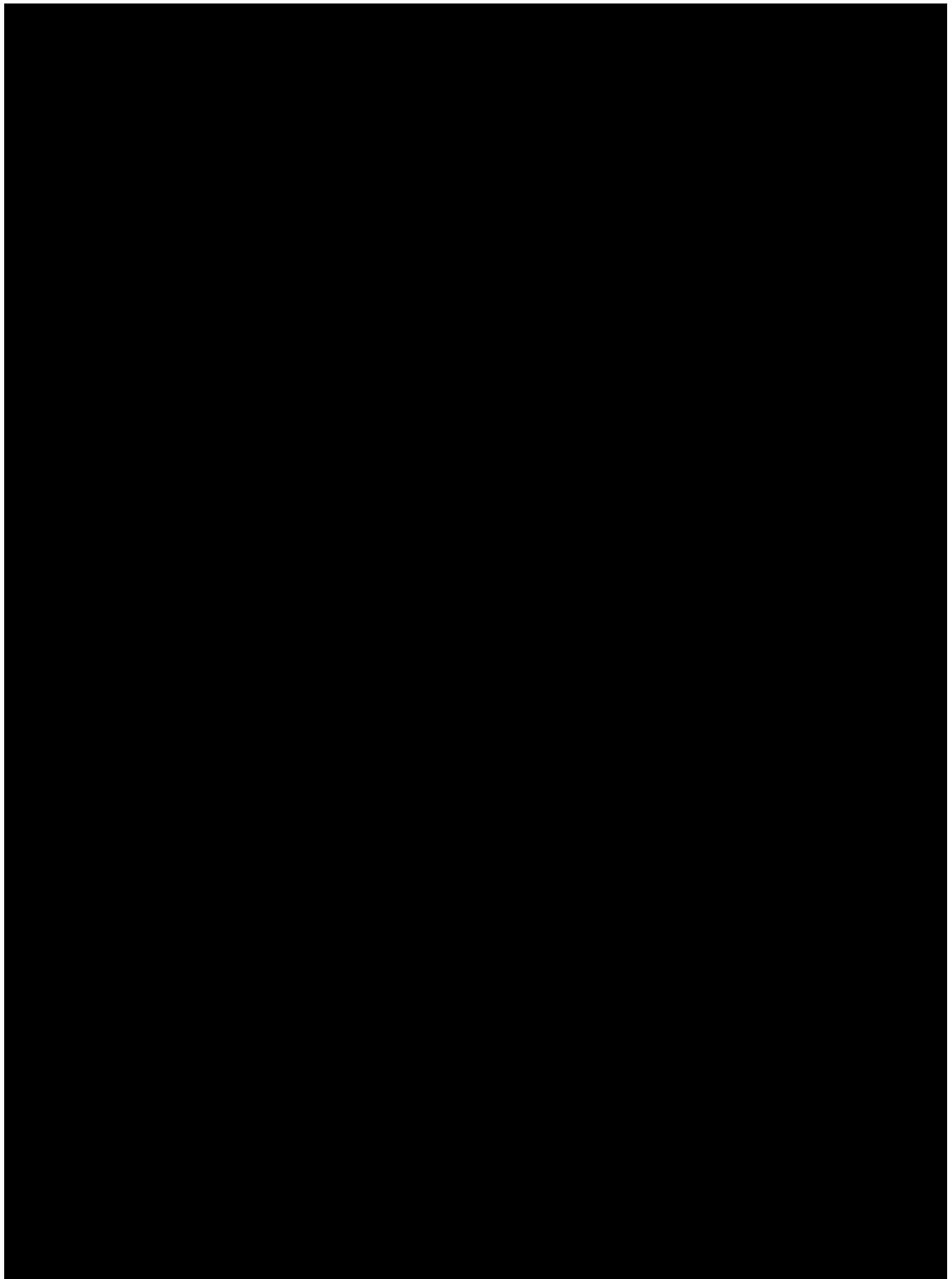


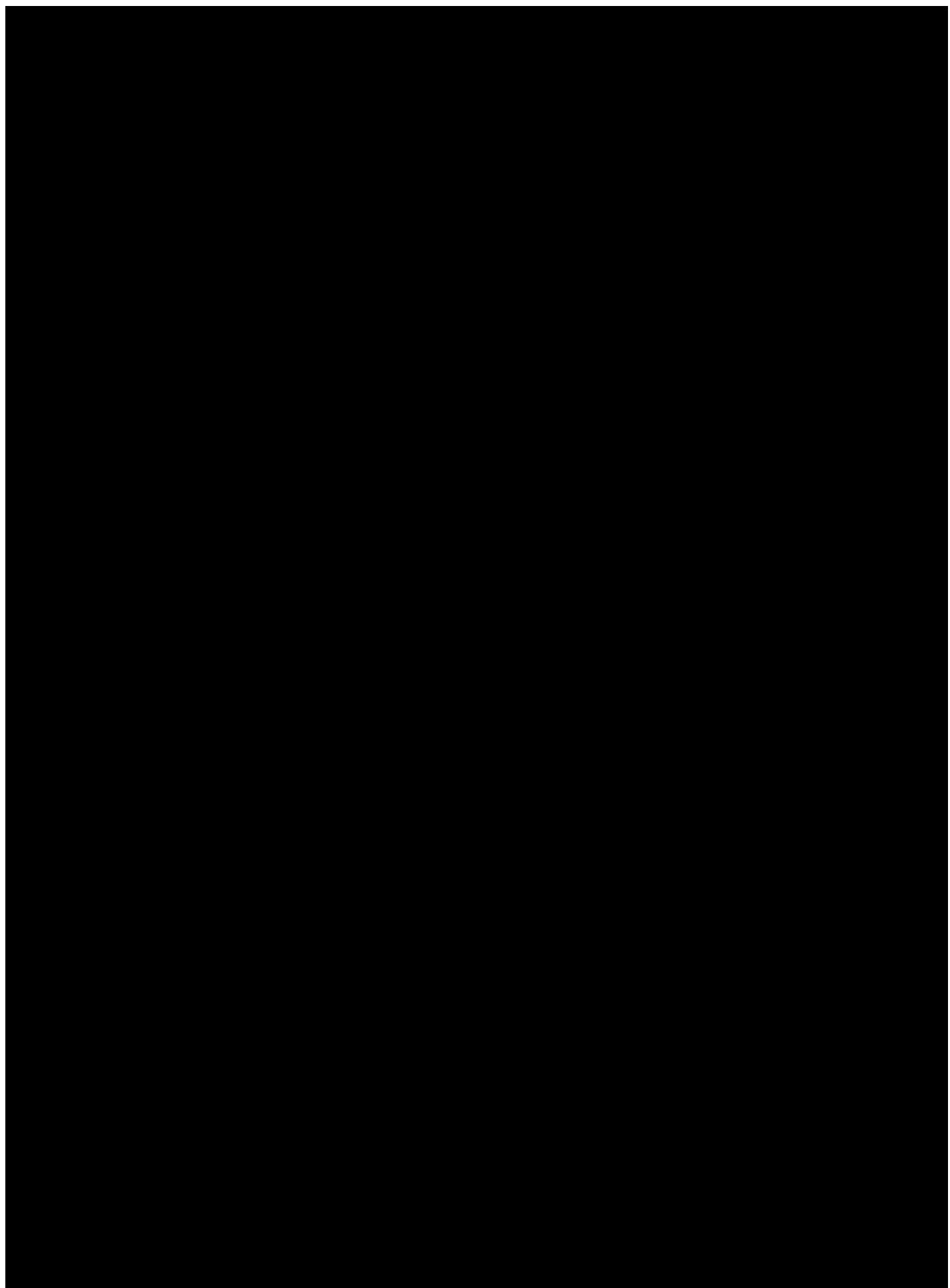


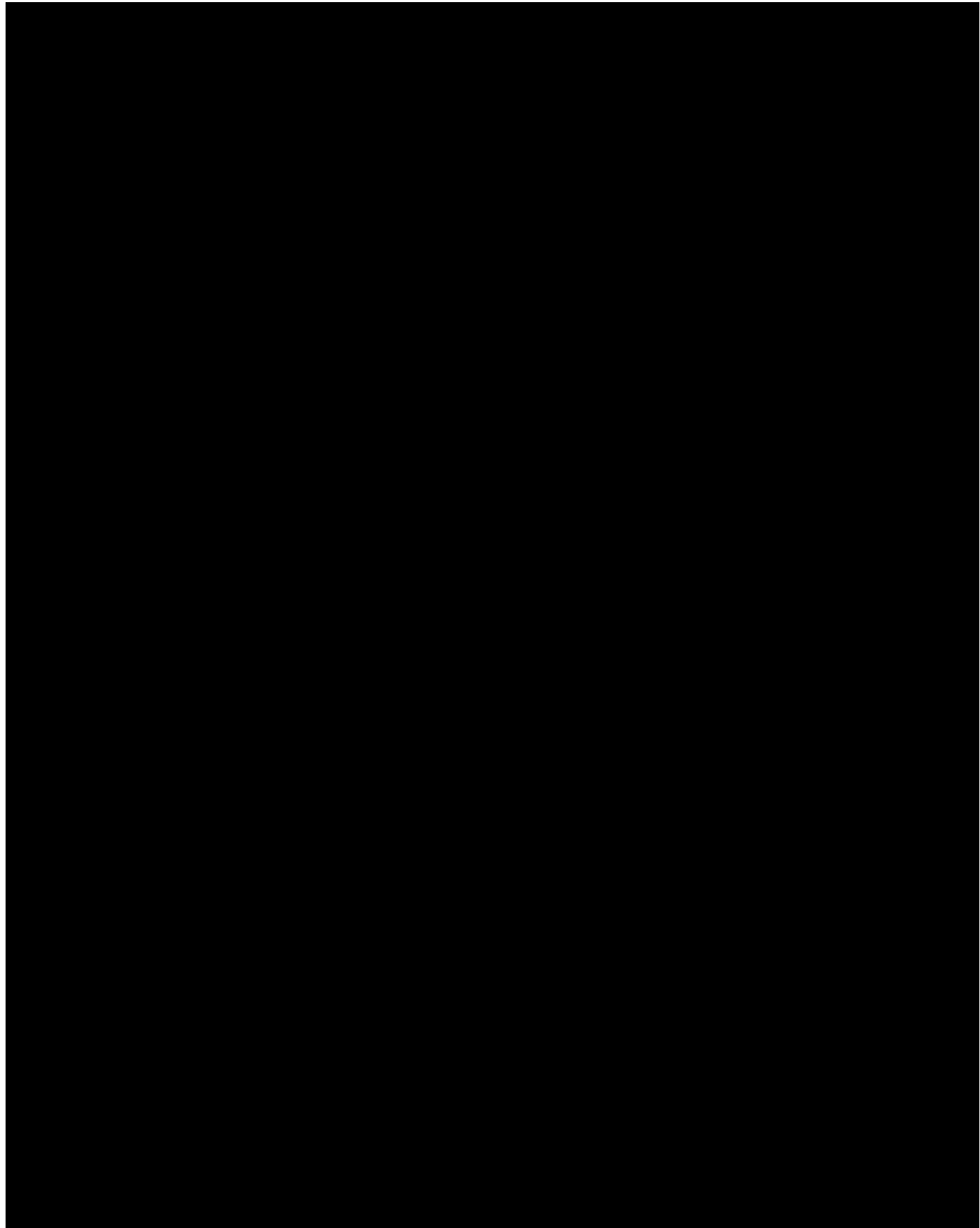


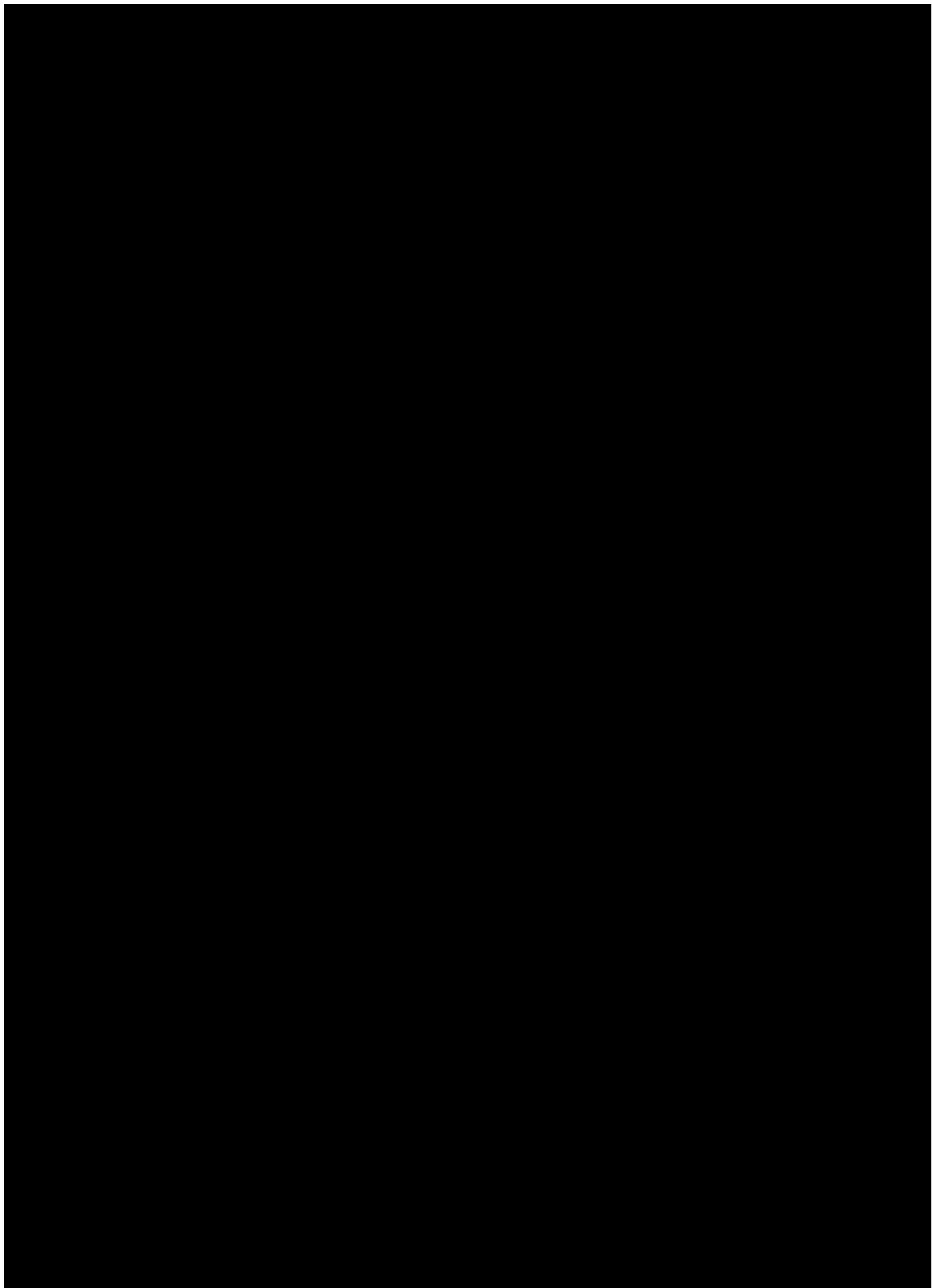


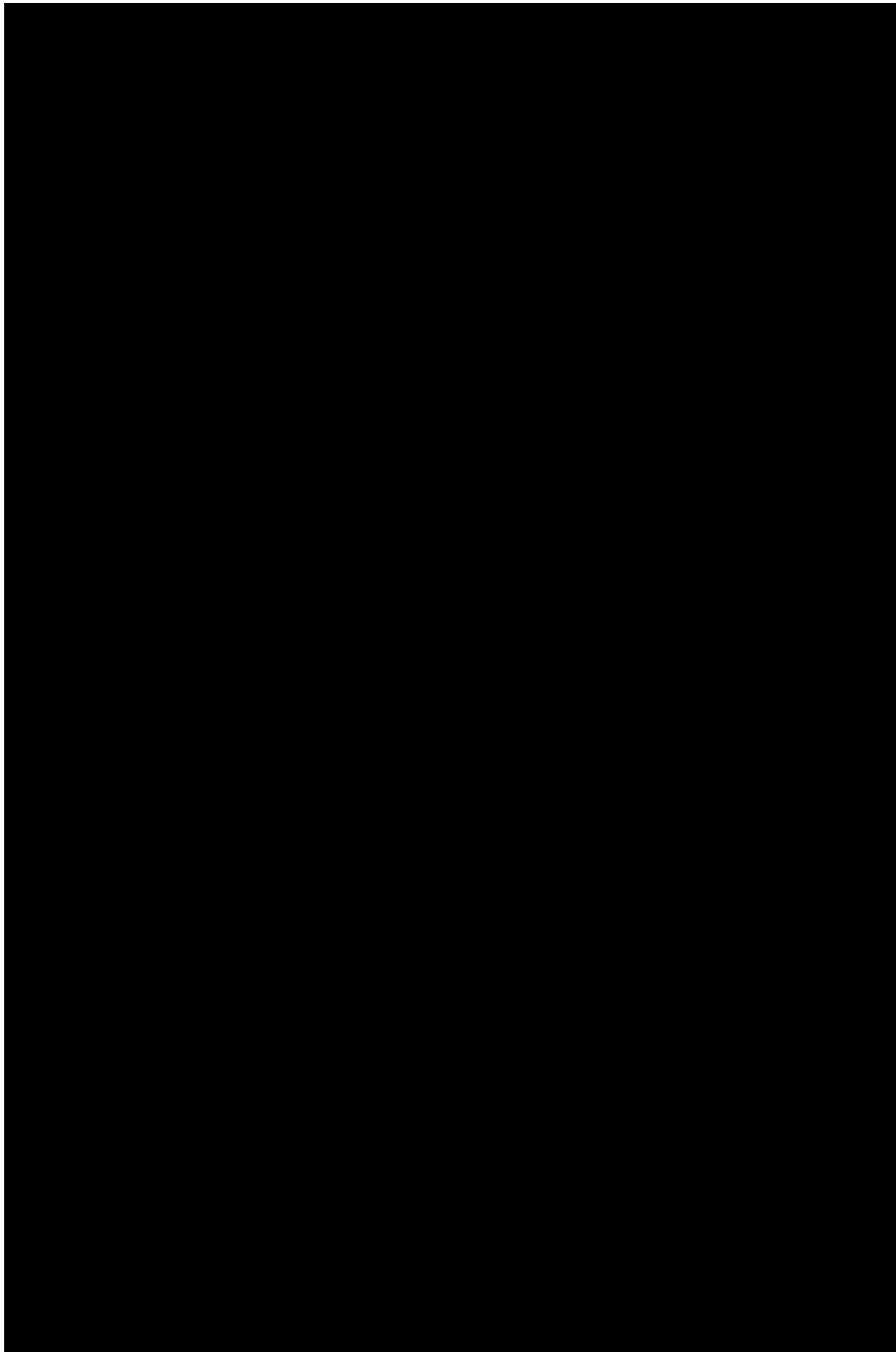




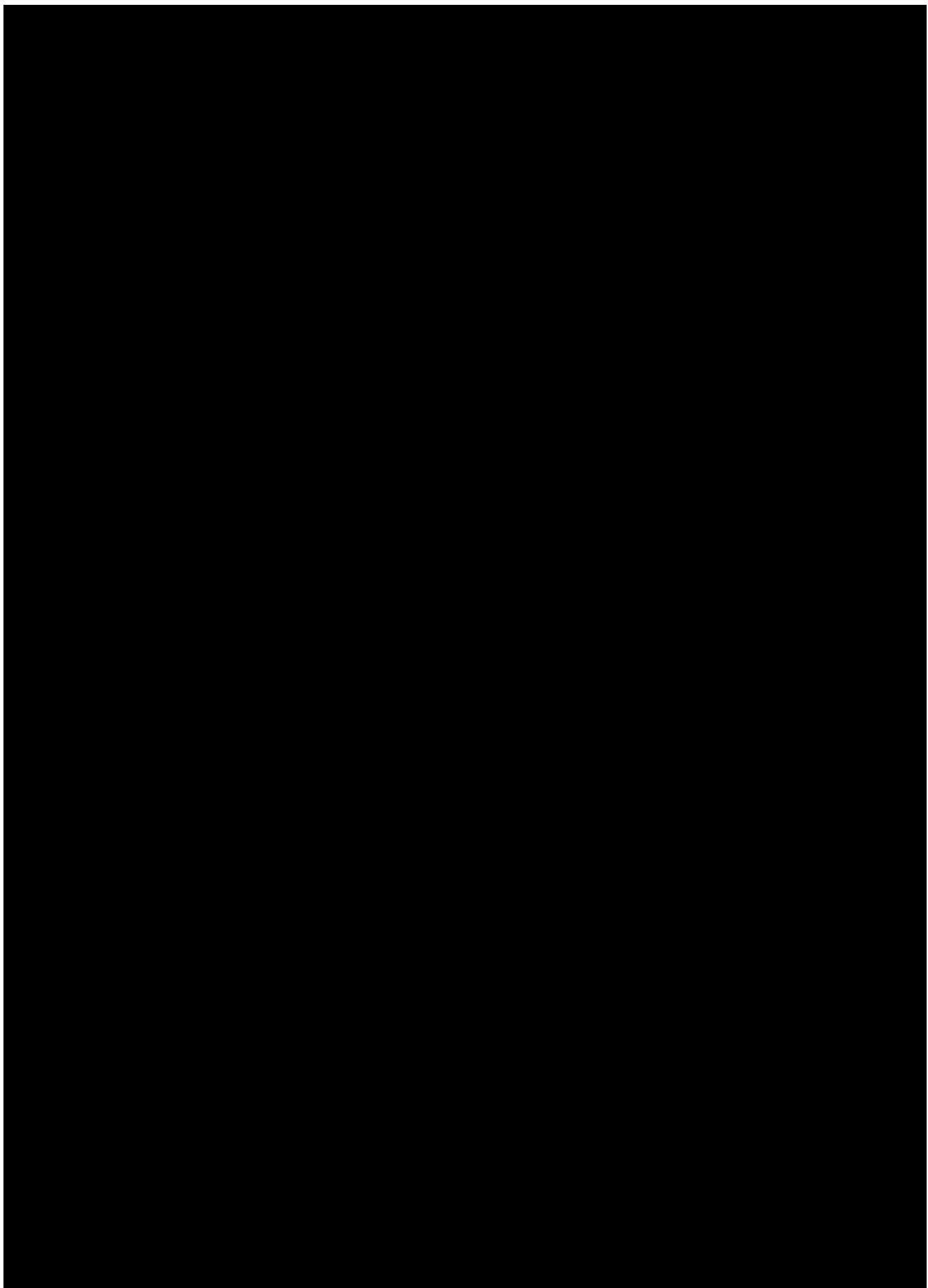












## 社 員 就 業 規 則

|     |             |    |
|-----|-------------|----|
| 第1章 | 総 則         | 2  |
| 第2章 | 服務規律        | 3  |
| 第3章 | 人 事         | 5  |
| 第1節 | 採 用         | 5  |
| 第2節 | 社員コース       | 6  |
| 第3節 | 職 階         | 7  |
| 第4節 | 異動および出向     | 7  |
| 第5節 | 休職および復職     | 8  |
| 第6節 | 定年、再雇用および退職 | 10 |
| 第4章 | 勤 務         | 12 |
| 第1節 | 通 則         | 12 |
| 第2節 | 勤務時間        | 13 |
| 第3節 | 休 日         | 15 |
| 第4節 | 休 暇         | 16 |
| 第5章 | 給与および旅費     | 20 |
| 第6章 | 教 育         | 20 |
| 第7章 | 安全および衛生     | 21 |
| 第8章 | 災害補償        | 22 |
| 第9章 | 賞 罰         | 23 |
| 第1節 | 表 彰         | 23 |
| 第2節 | 懲 戒         | 23 |
| 付 則 |             | 26 |

## 社 員 就 業 規 則

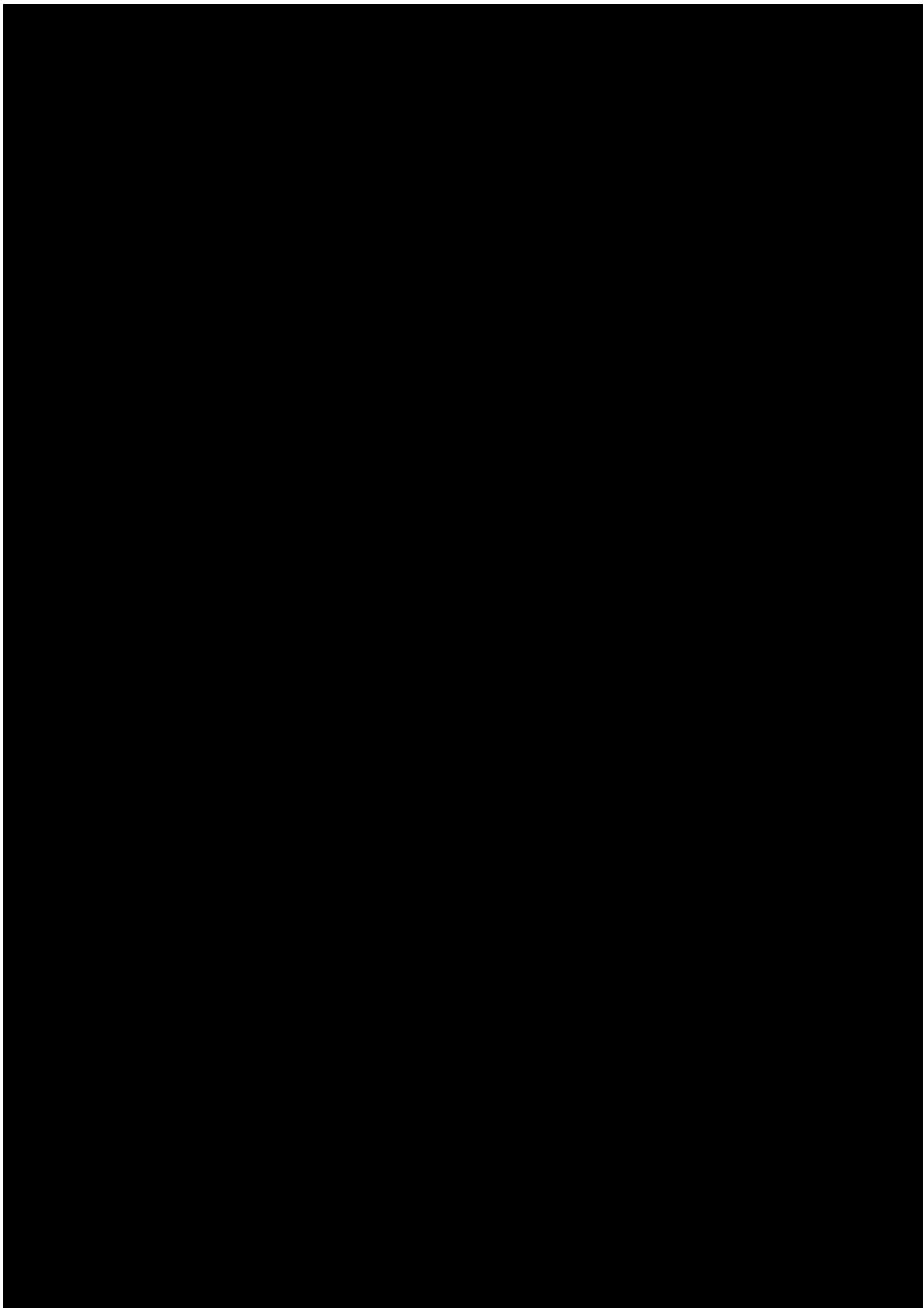
|    |          |
|----|----------|
| 制定 | 1969年10月 |
| 改正 | 1988年 9月 |
| 改正 | 1993年 4月 |
| 改正 | 1994年 4月 |
| 改正 | 2001年 1月 |
| 改正 | 2005年 4月 |
| 改正 | 2006年11月 |
| 改正 | 2007年 4月 |
| 改正 | 2009年 4月 |
| 改正 | 2010年 6月 |
| 改正 | 2012年 4月 |
| 改正 | 2013年 4月 |
| 改正 | 2014年 4月 |
| 改正 | 2015年 4月 |
| 改正 | 2017年 1月 |
| 改正 | 2017年 4月 |
| 改正 | 2018年 1月 |
| 改正 | 2019年 4月 |
| 改正 | 2020年 4月 |
| 改正 | 2021年 1月 |

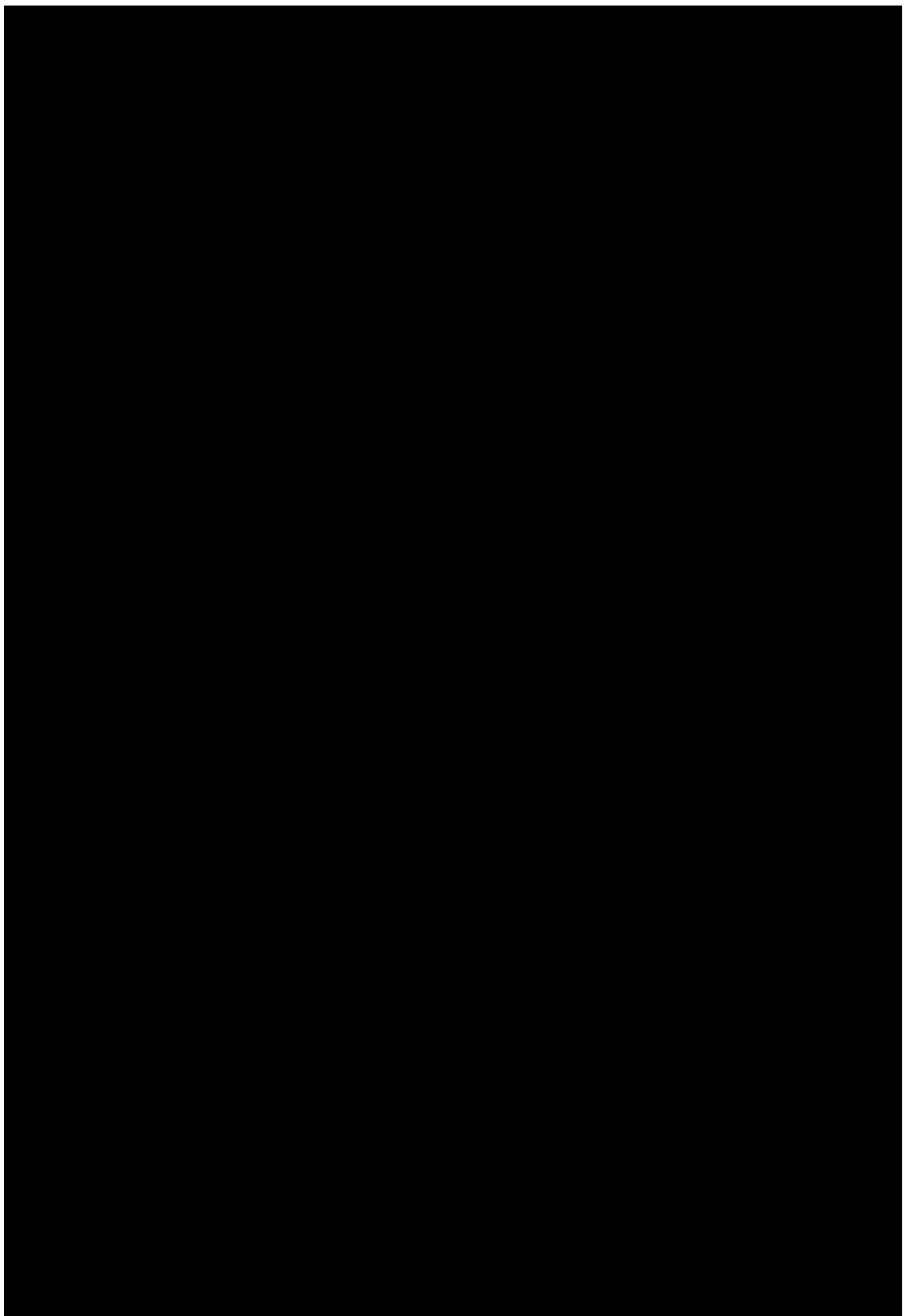
**団体からの要請により  
「第1条」のみを公開とした。  
(JANPIA)**

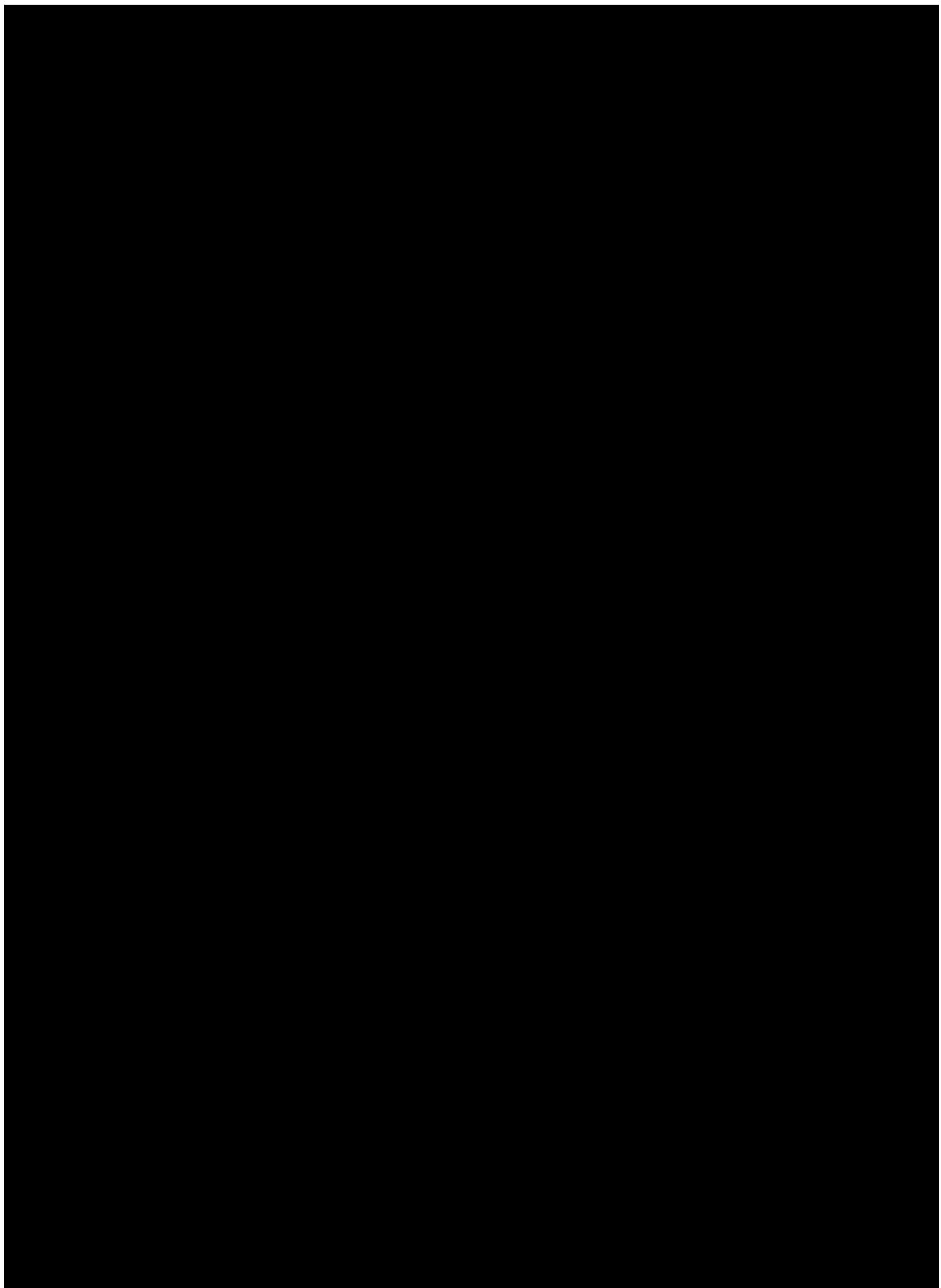
### 第1章 総 則

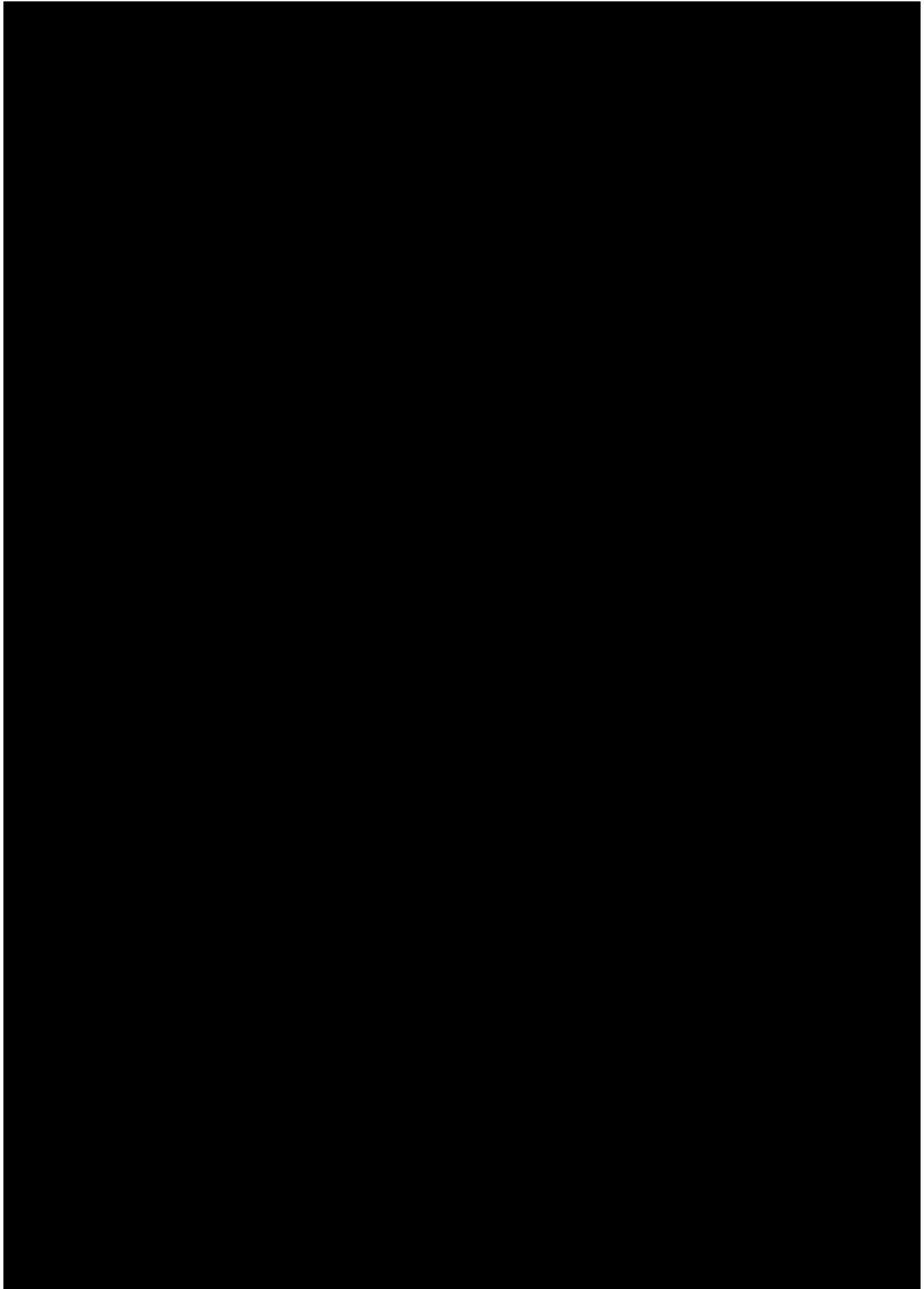
#### (目 的)

- 第 1 条 この規則は、第25条に定める手続きを経て採用された、株式会社日本旅行（以下「会社」という。）の社員の就業に関する事項を規定する。
- 2 会社は、社員と共に旅行文化の向上に努めるとともに、この規則に則って、社員の人格の尊重および福利の向上に努める。
- 3 社員は、会社業務の社会的使命を自覚し、この規則に則って、自己の職務に精励するとともに社業の発展に努める。
- 4 この規則に定めのない事項を、会社が別の規程等に定めるときは、その定めるところによる。
- 5 社員の就業に関することは、法令または労働協約に定められるもののほか、本規則の定めるところによる。

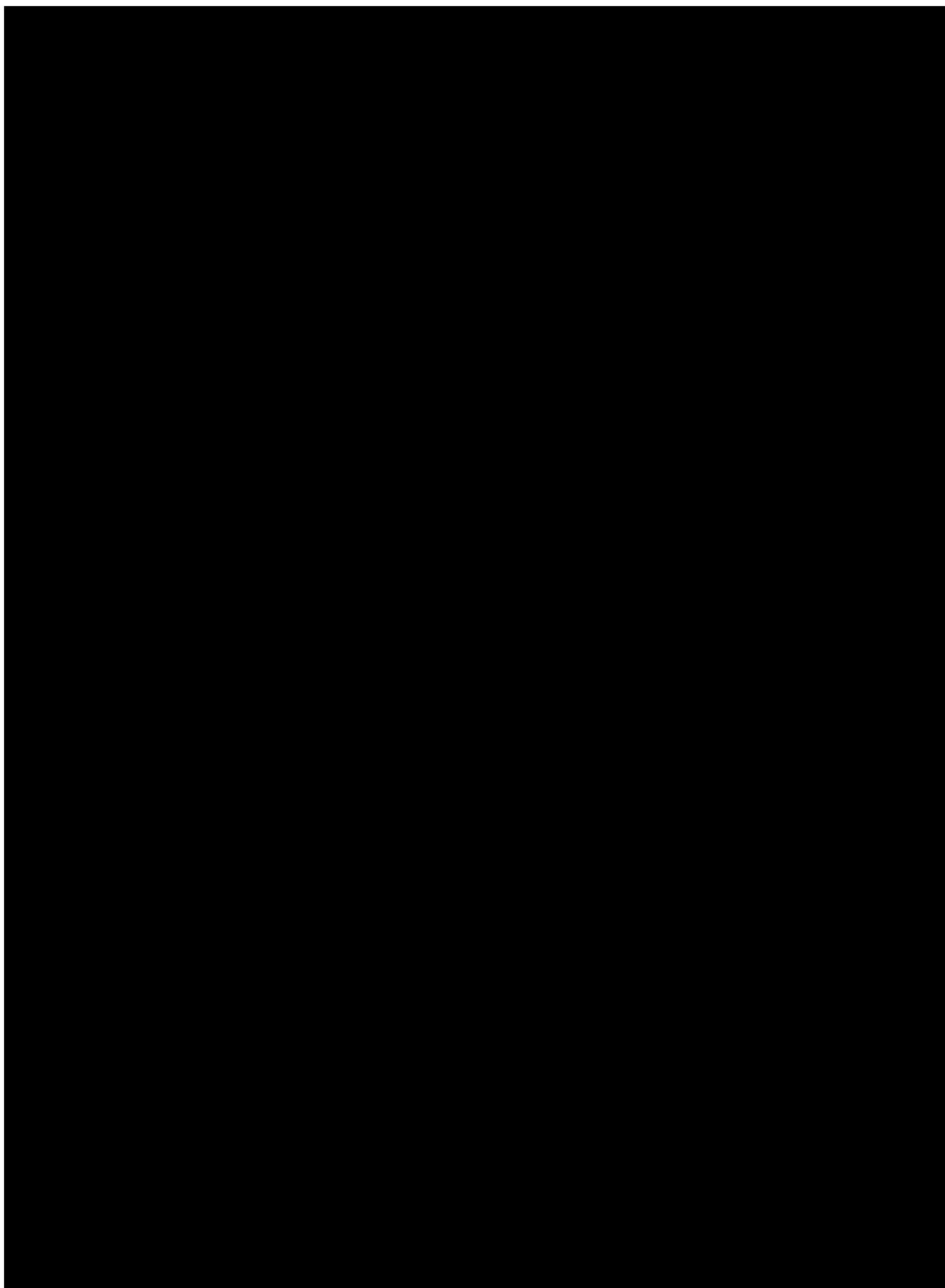






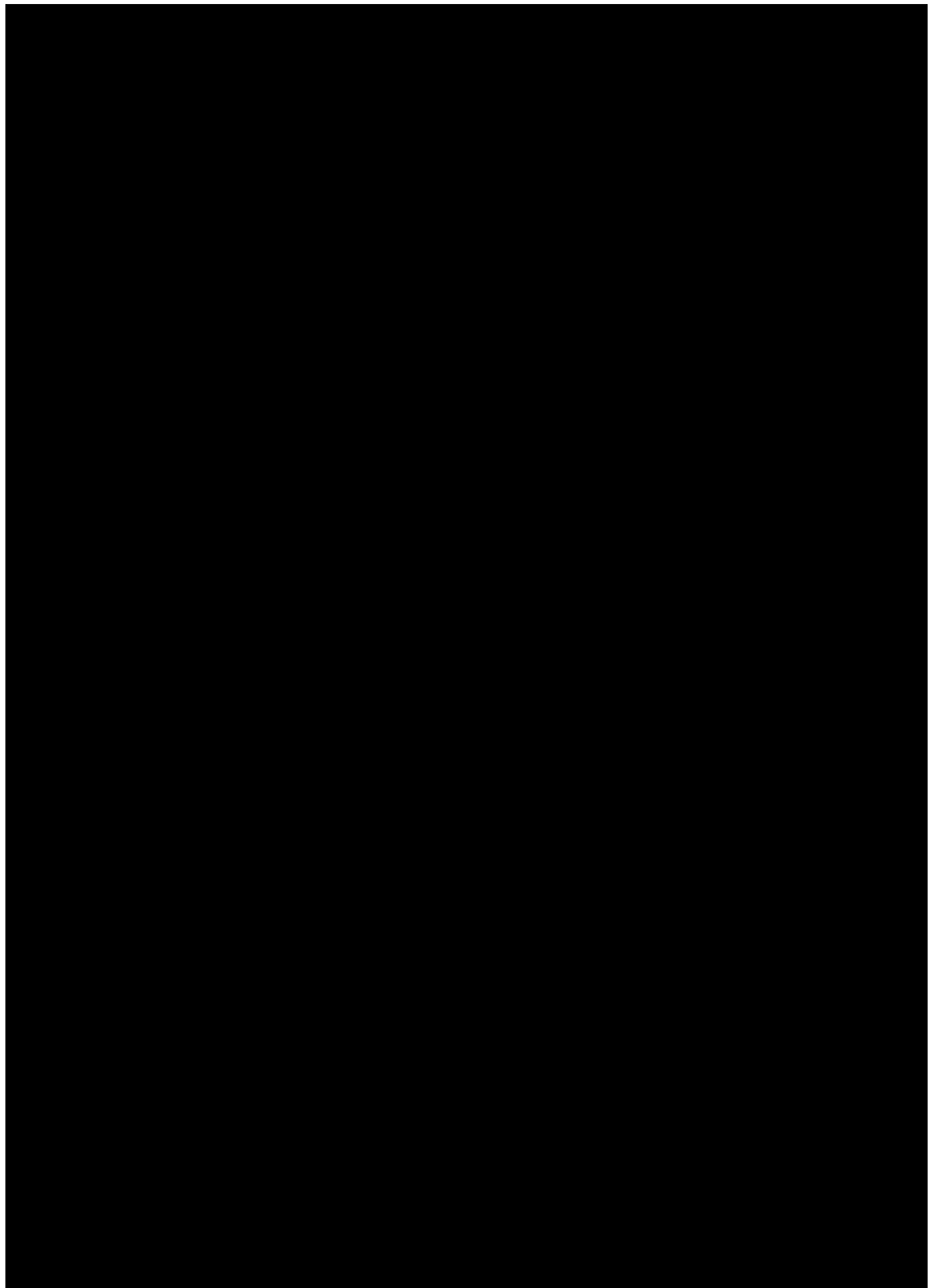


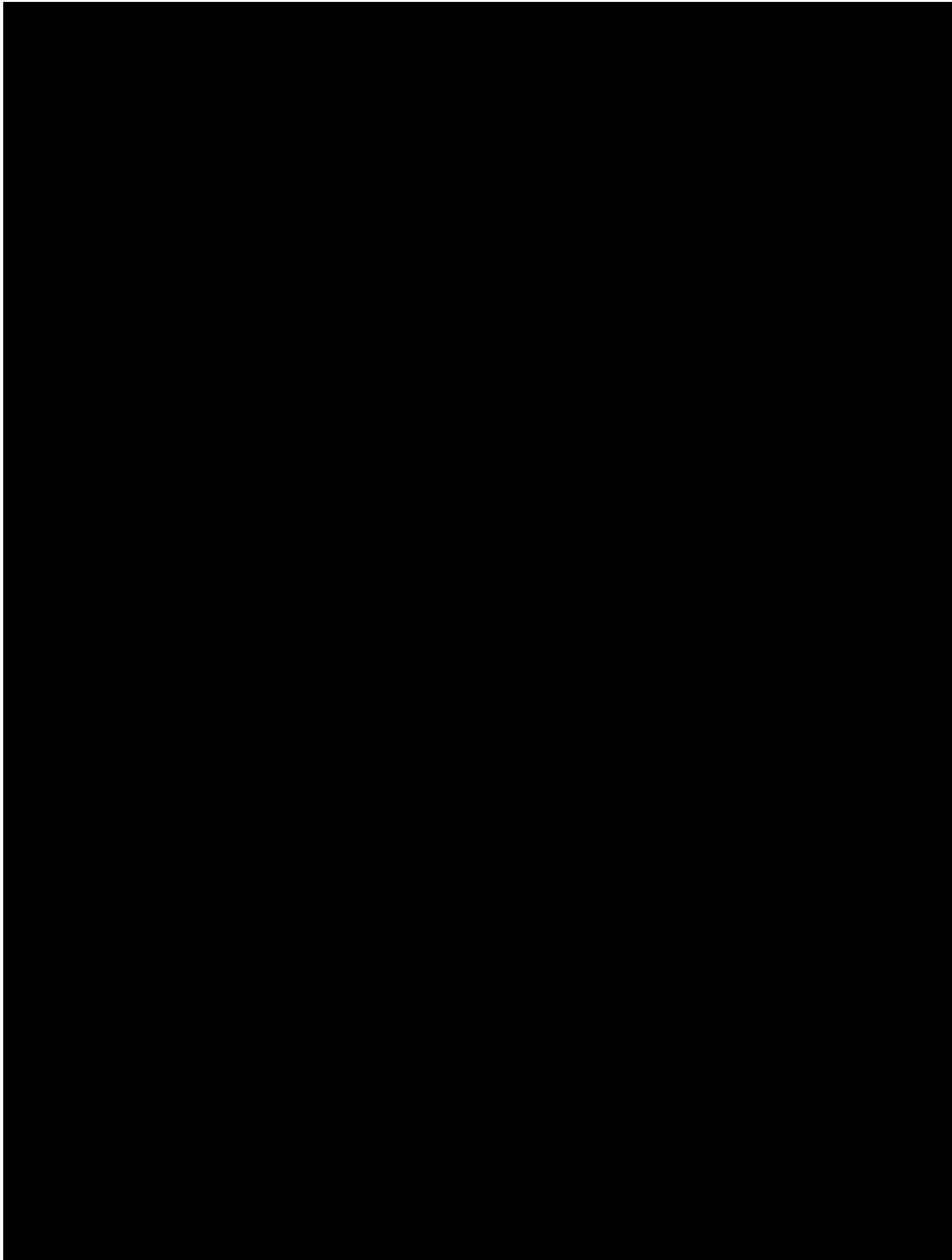


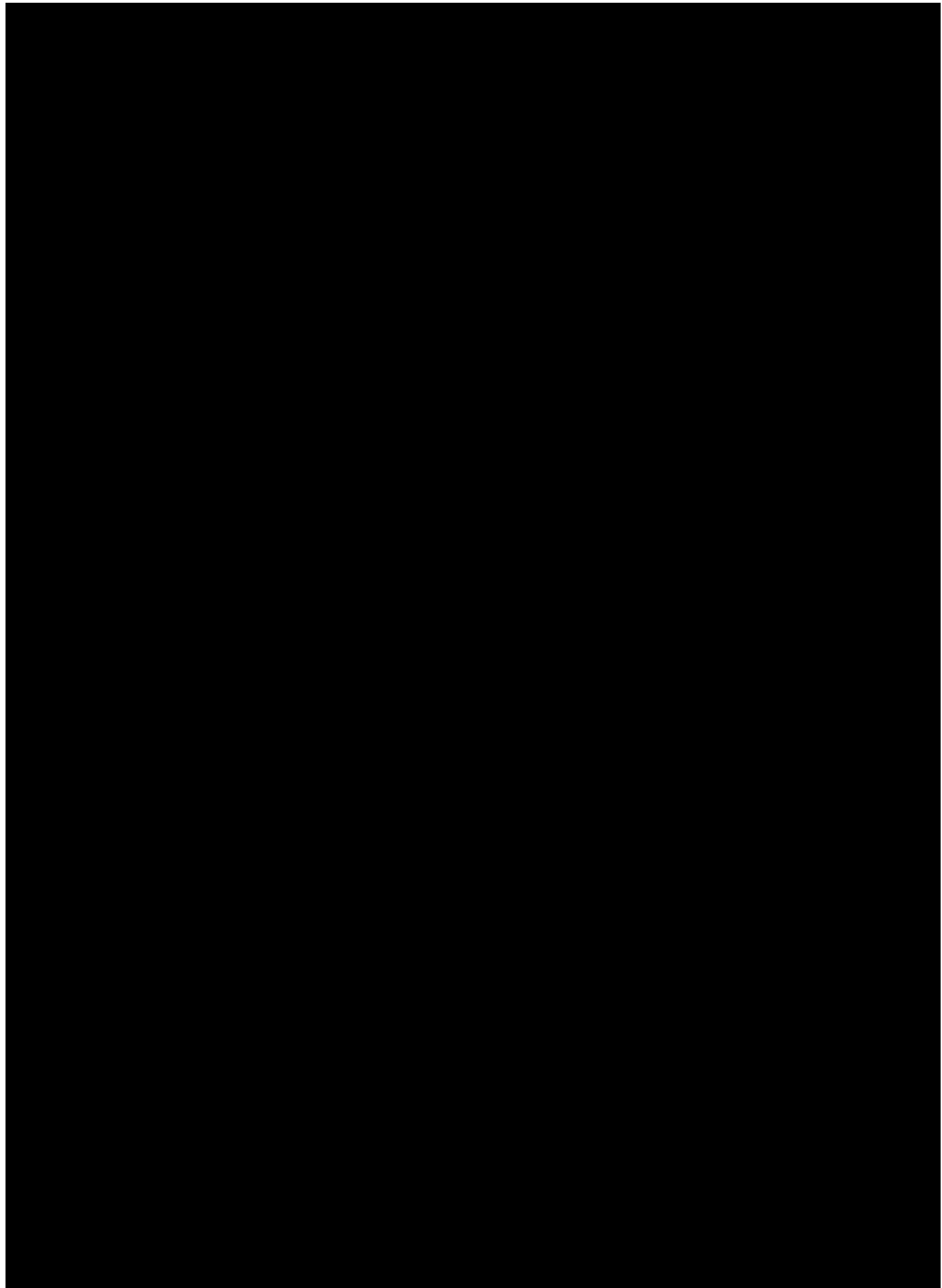


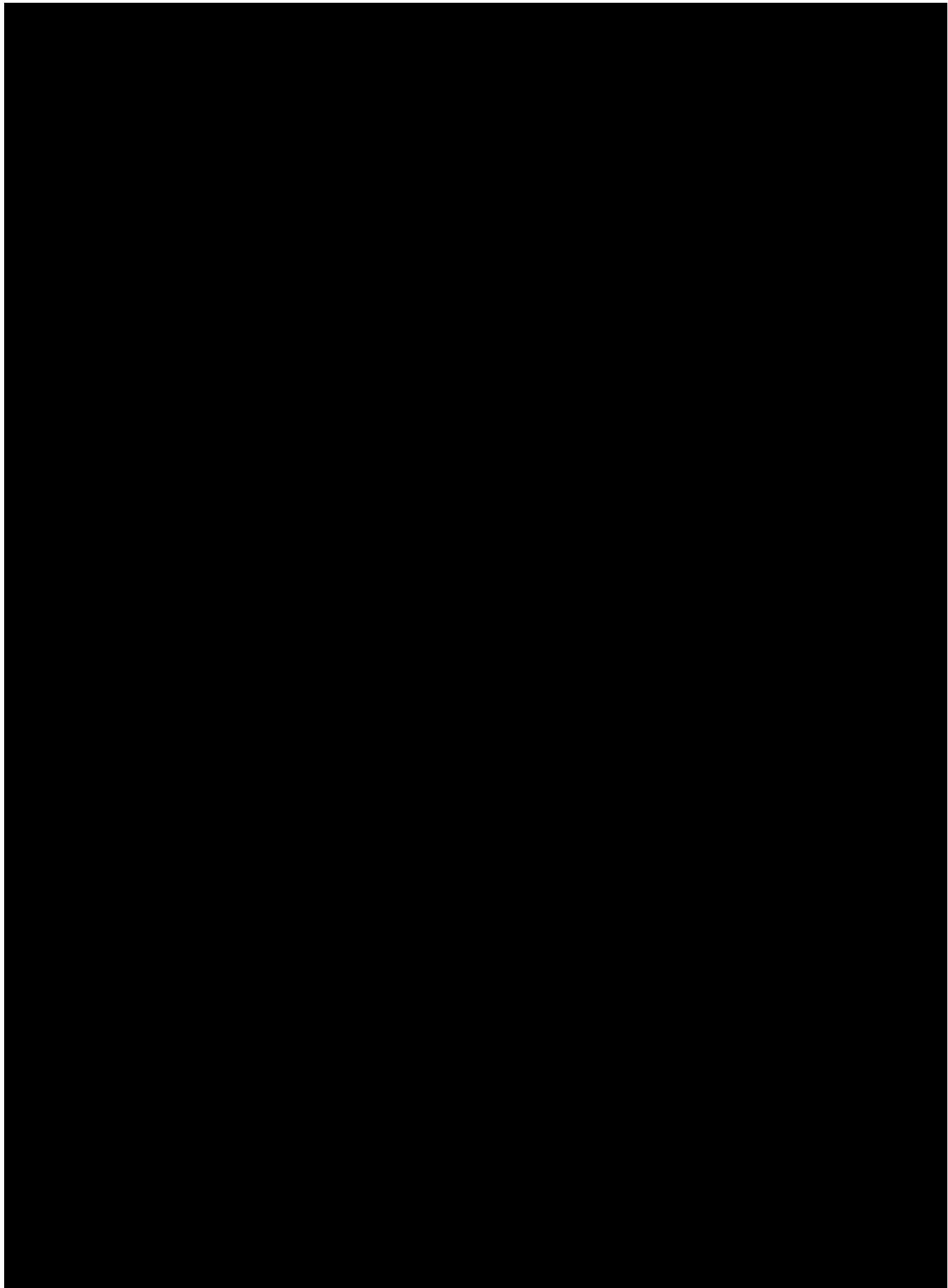


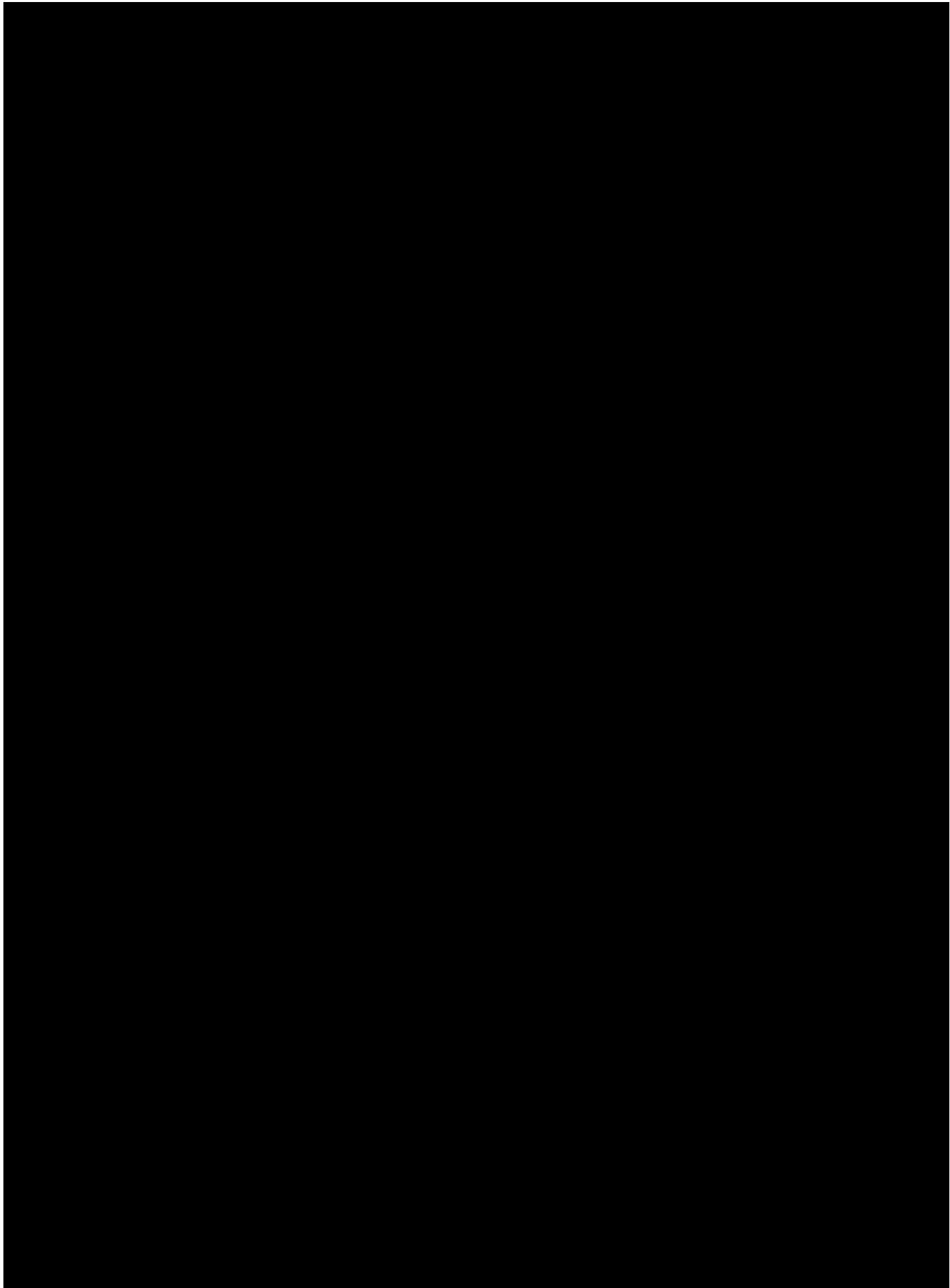


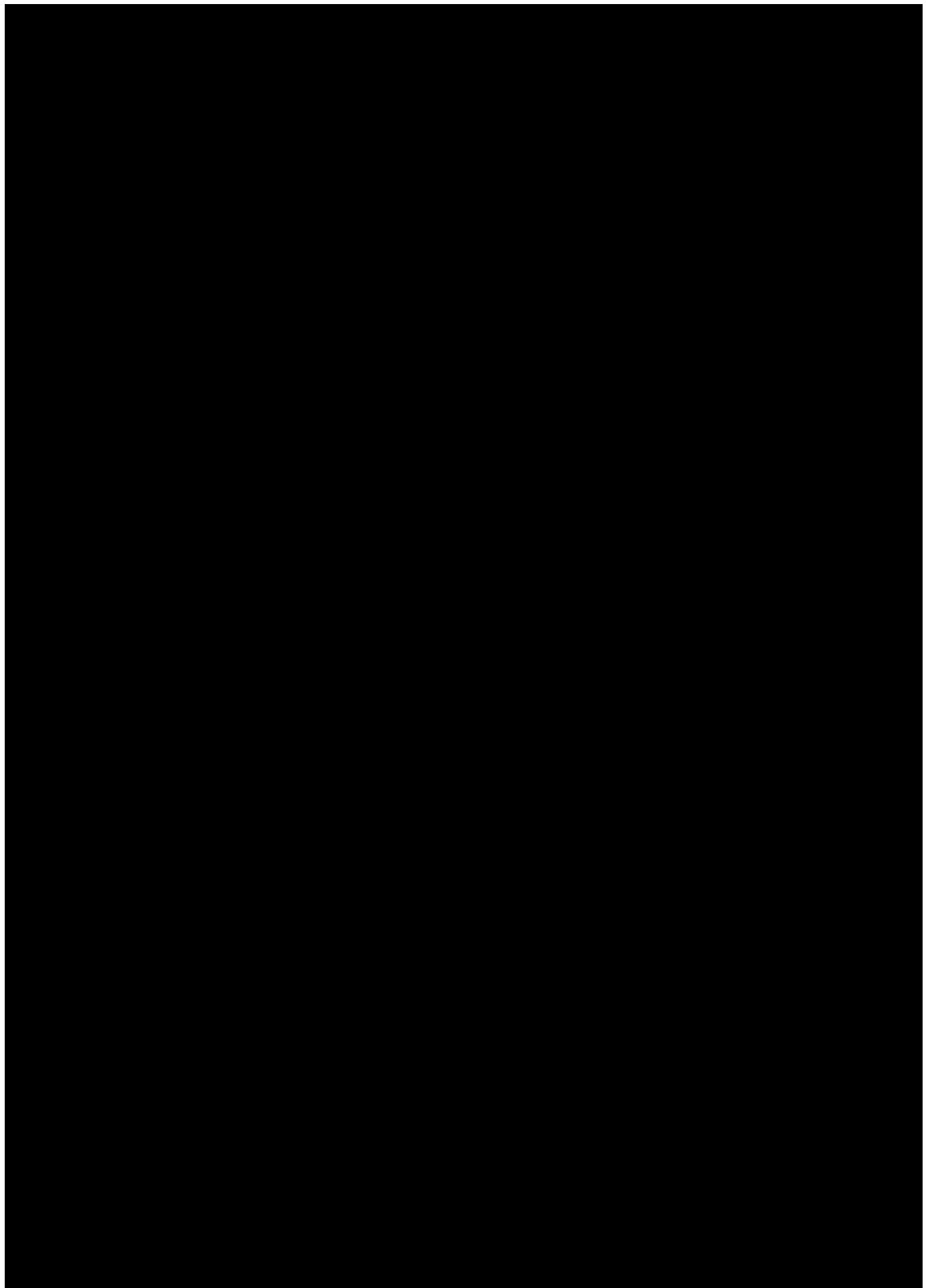


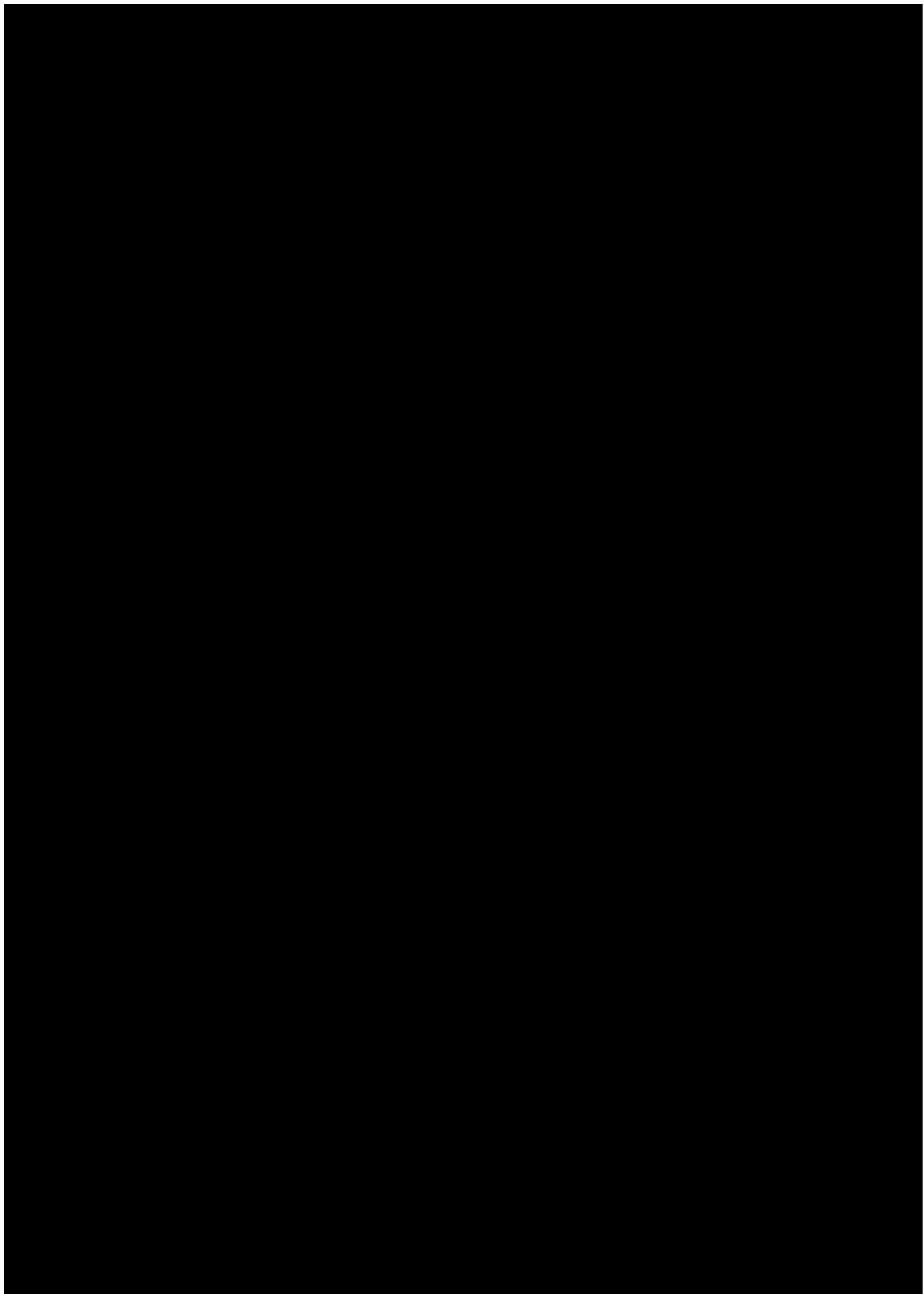


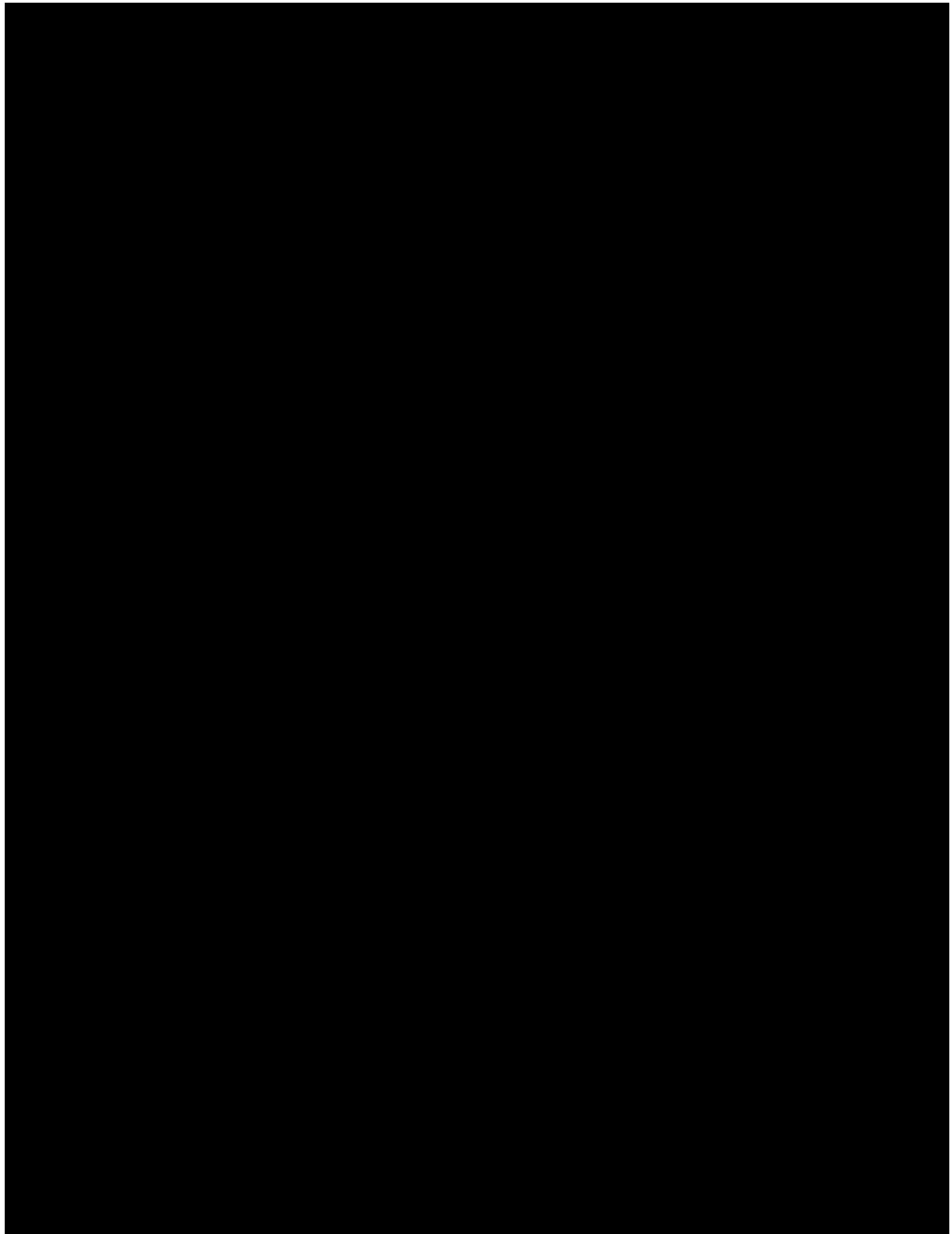






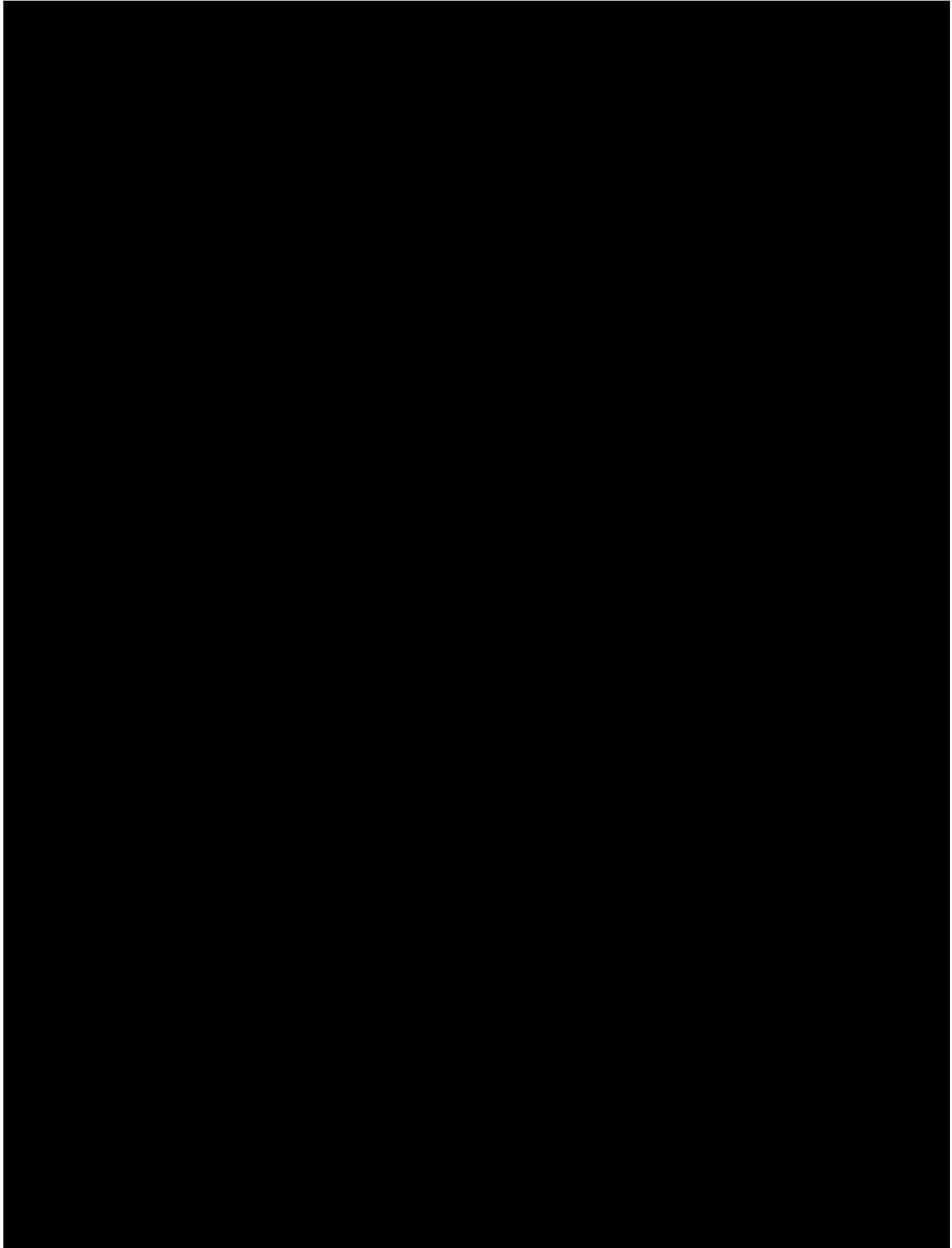


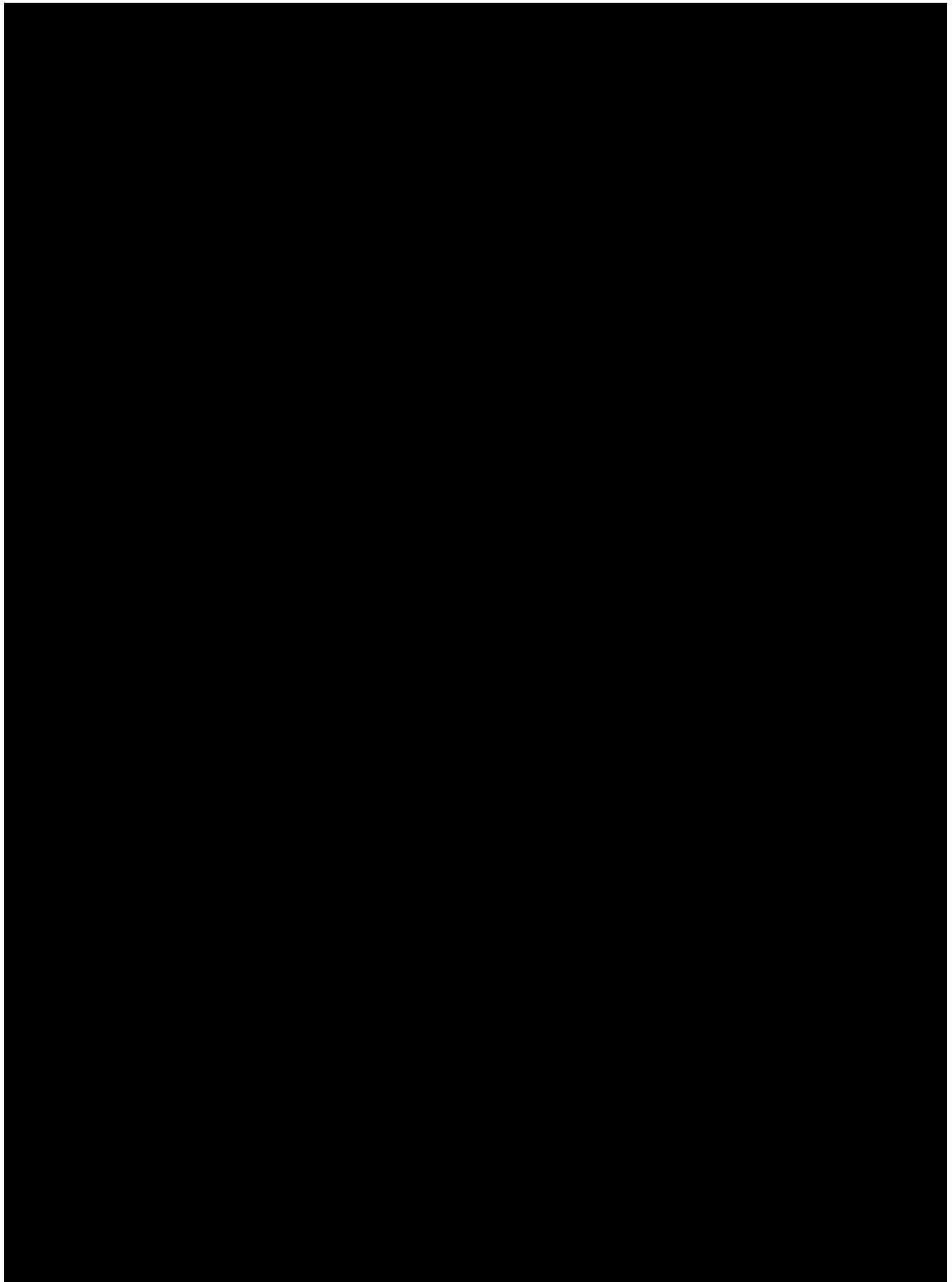


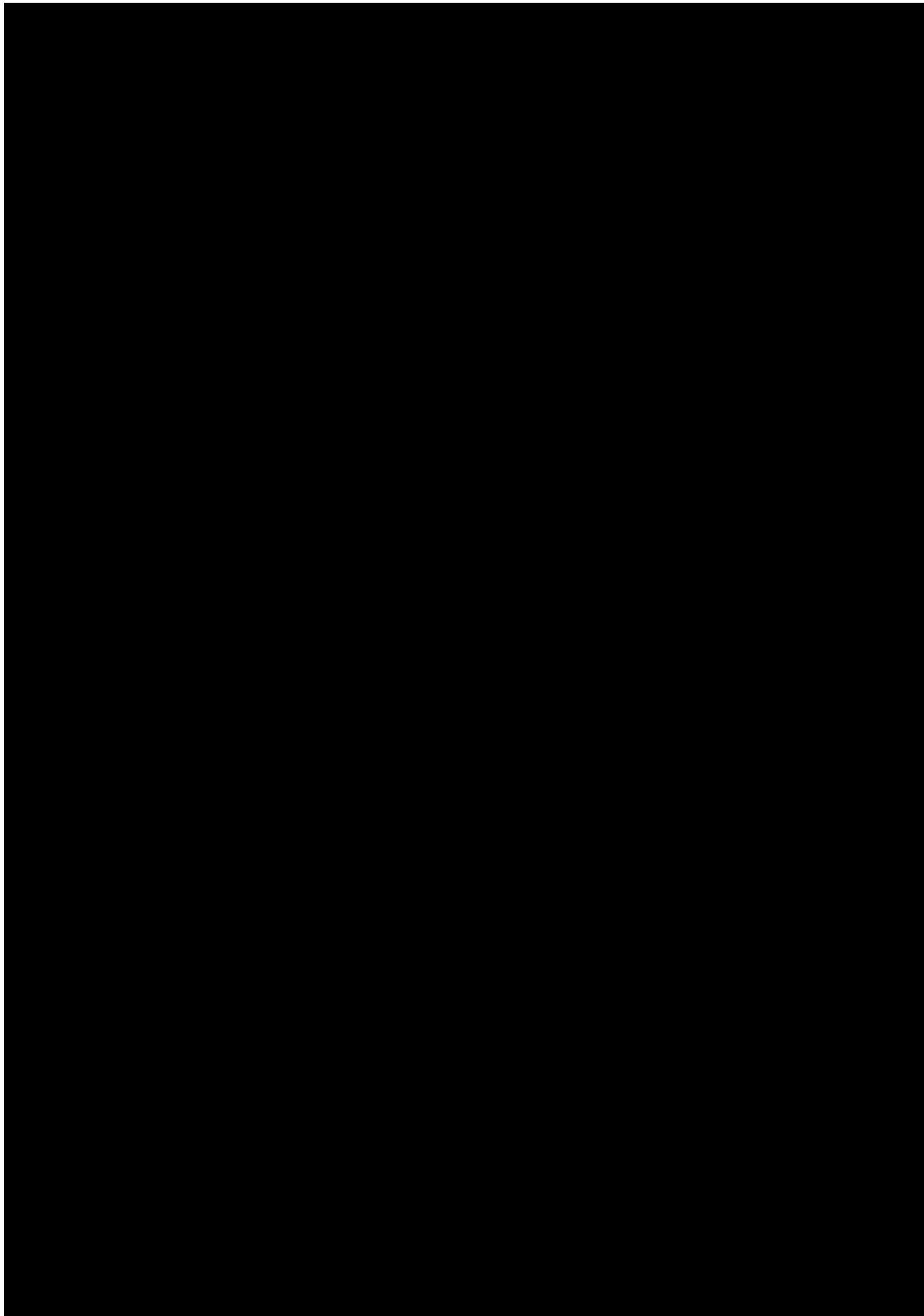


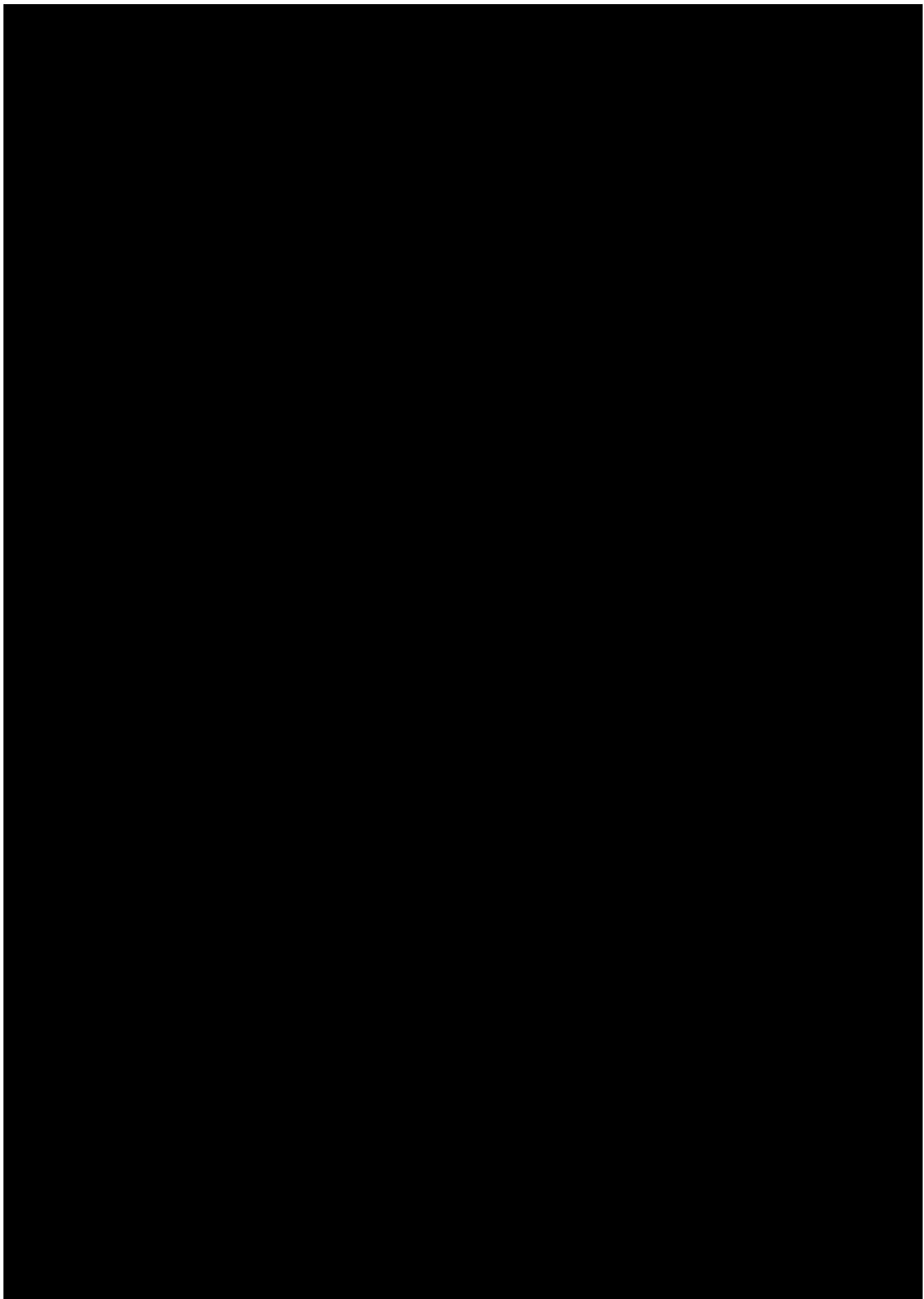


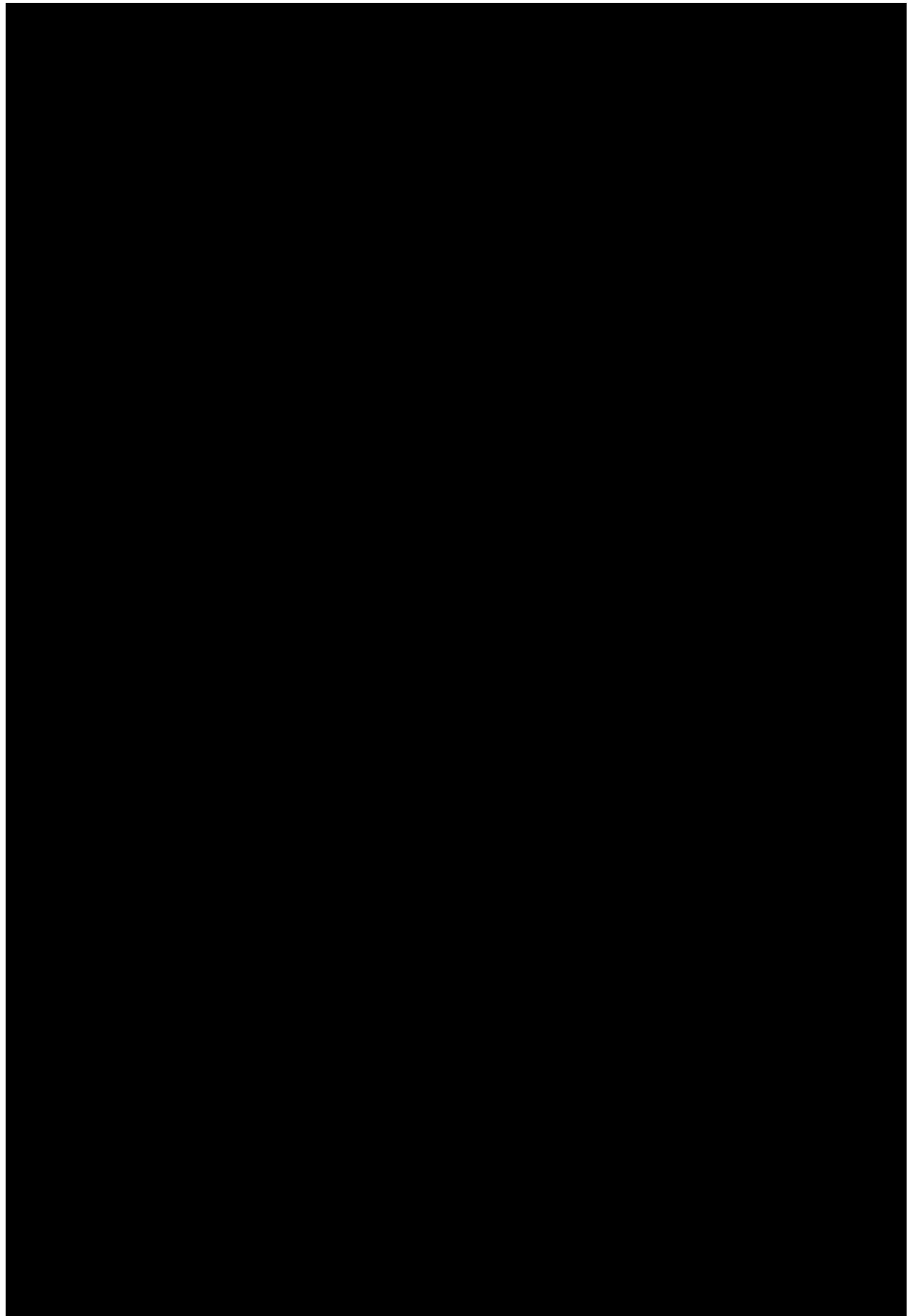






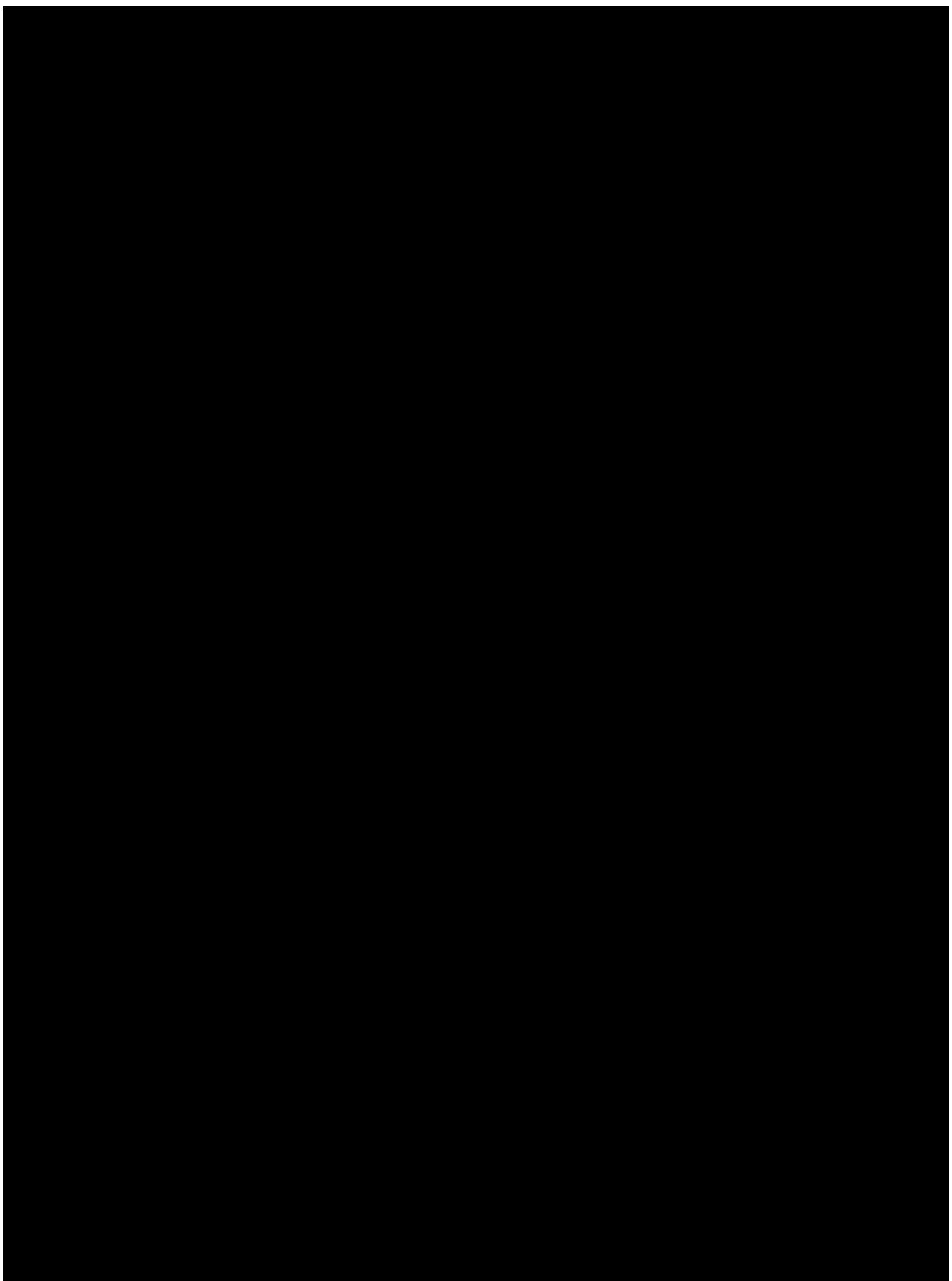












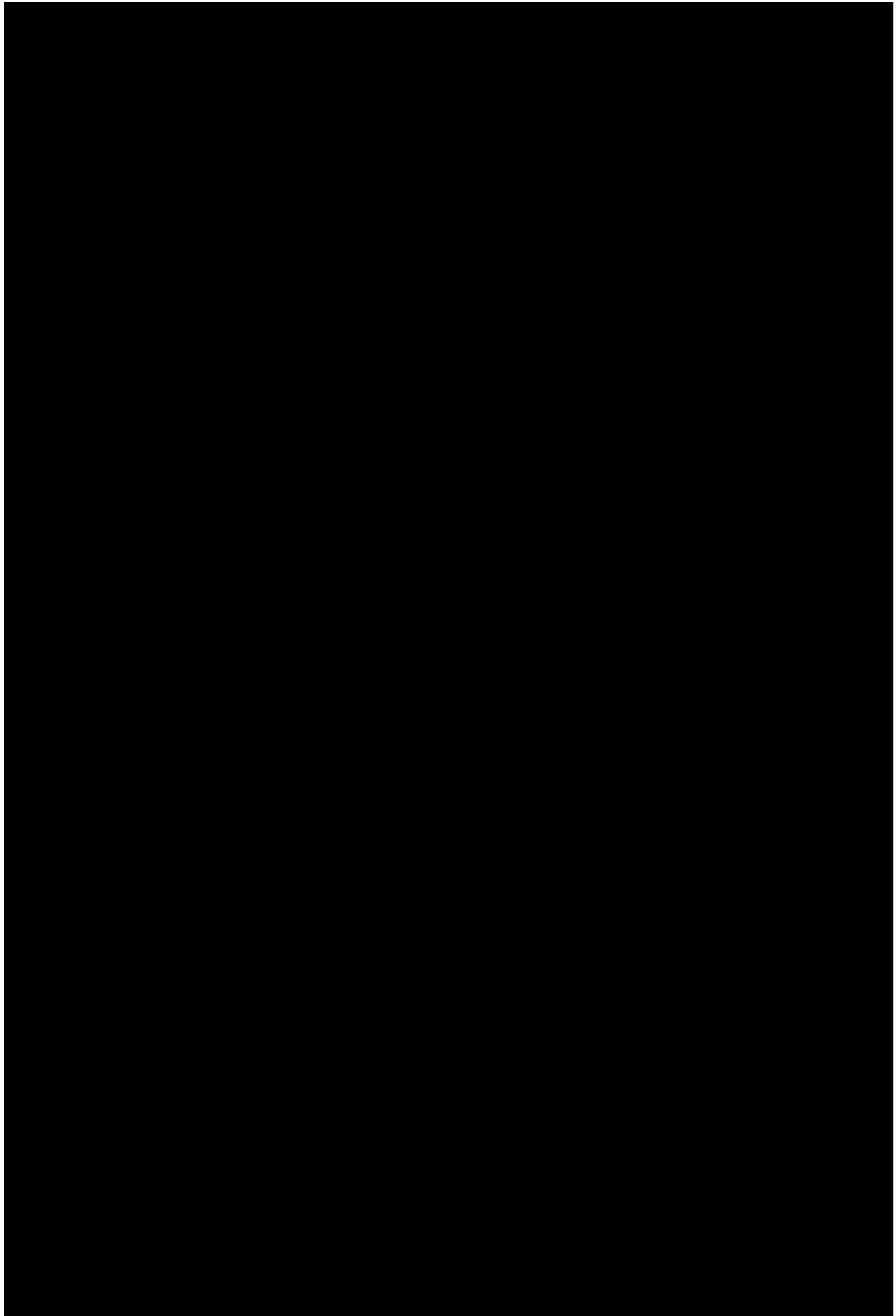
## 取締役会規則

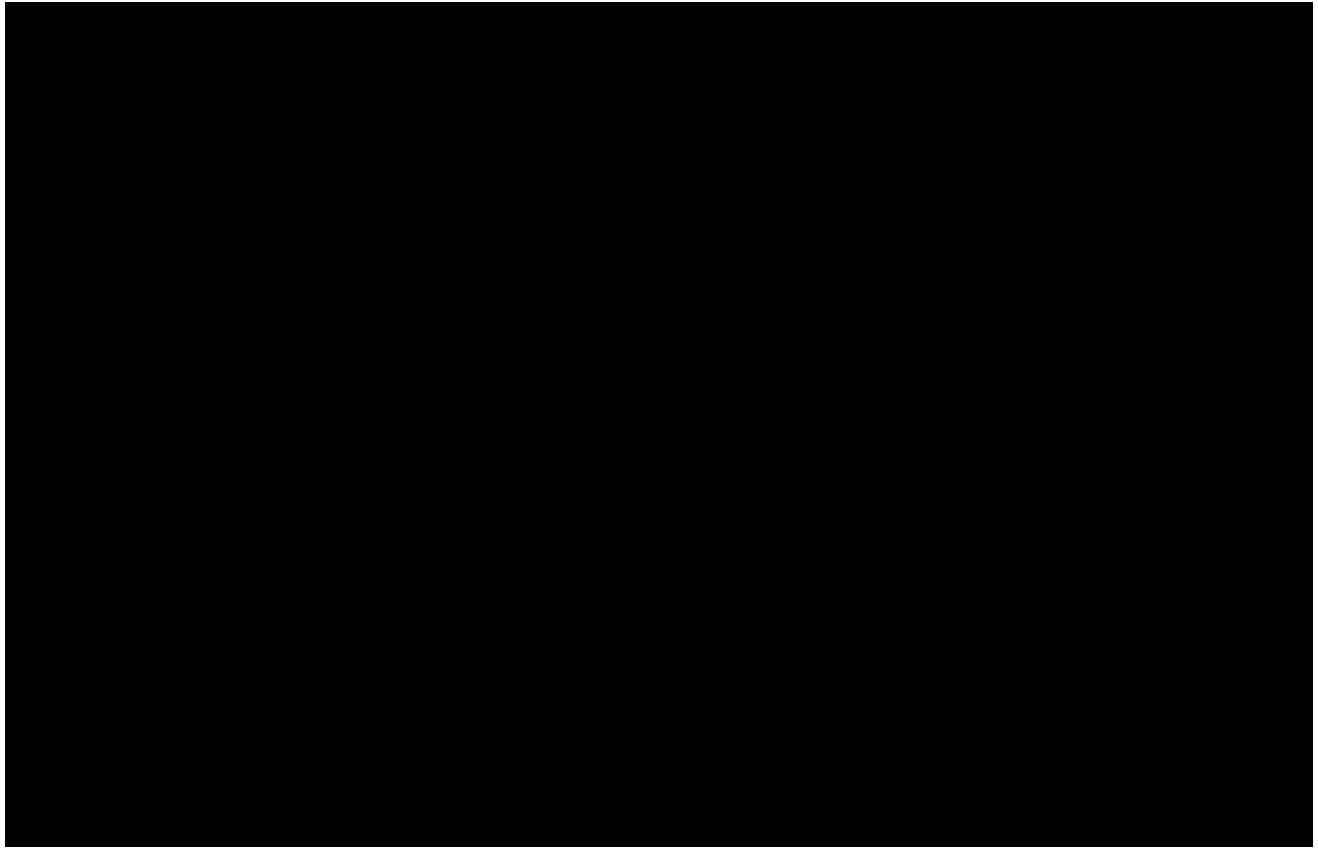
団体からの要請により  
「第1条」のみを公開とした。  
(JANPIA)

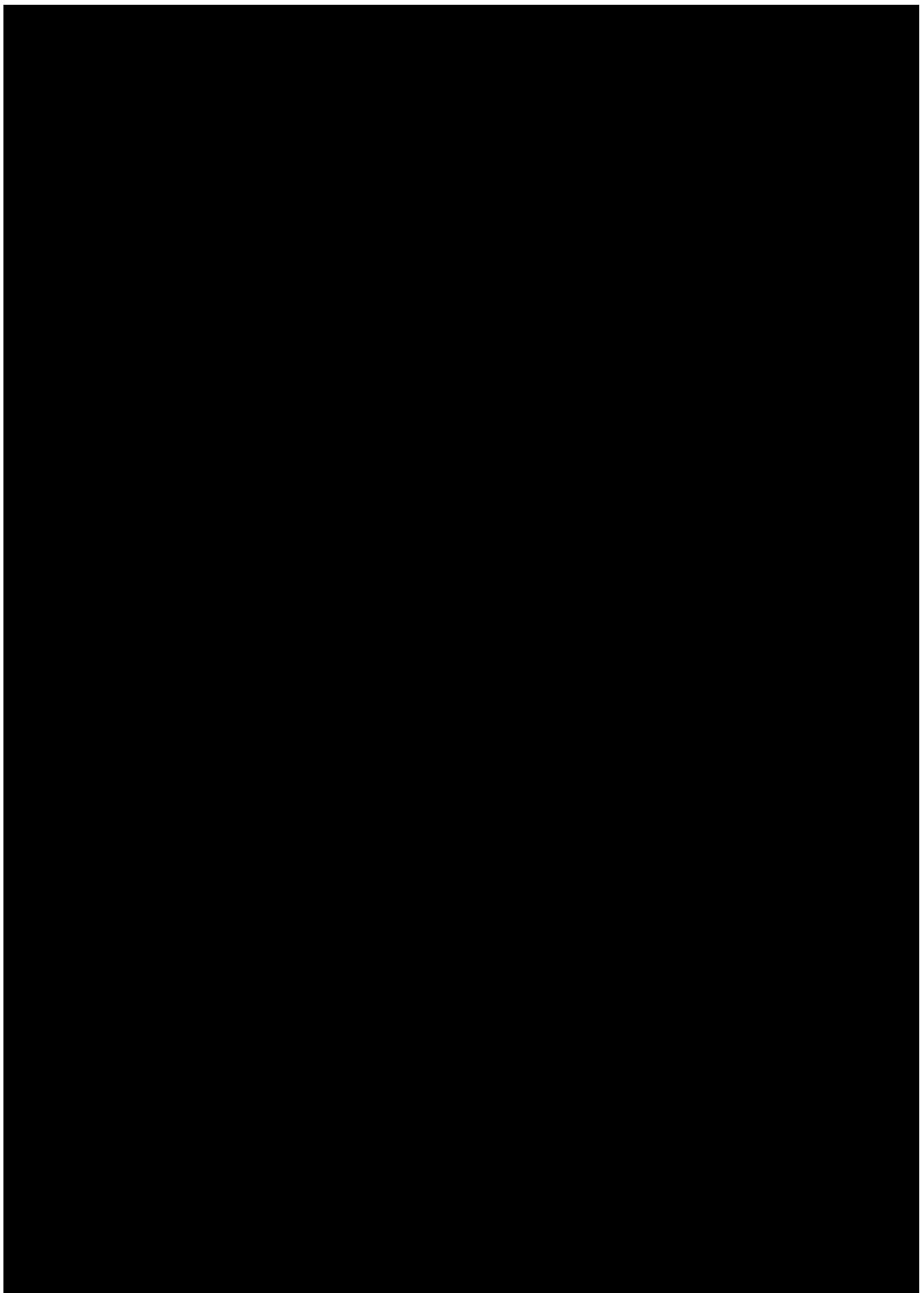
制定 昭和37年12月  
改正 昭和57年 9月 社達 第2号  
改正 平成 4年 1月 総達 第3号  
改正 平成15年 5月 1日 人達 第1号  
改正 平成18年 7月20日人達 第235号

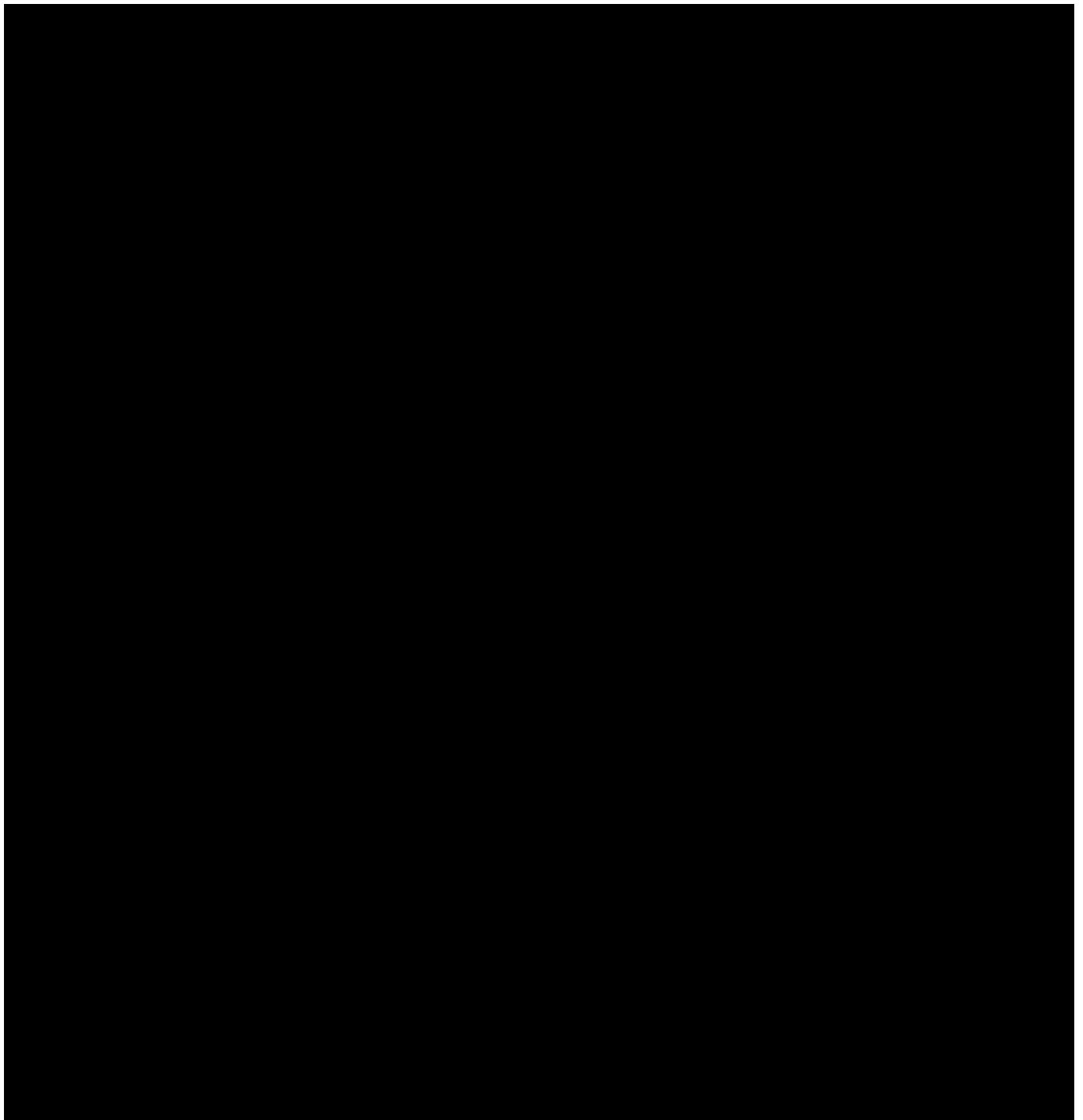
### (目的)

第1条 当会社の取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものほか、本規則の定めると  
ころによる。









# 文 書 取 扱 規 程

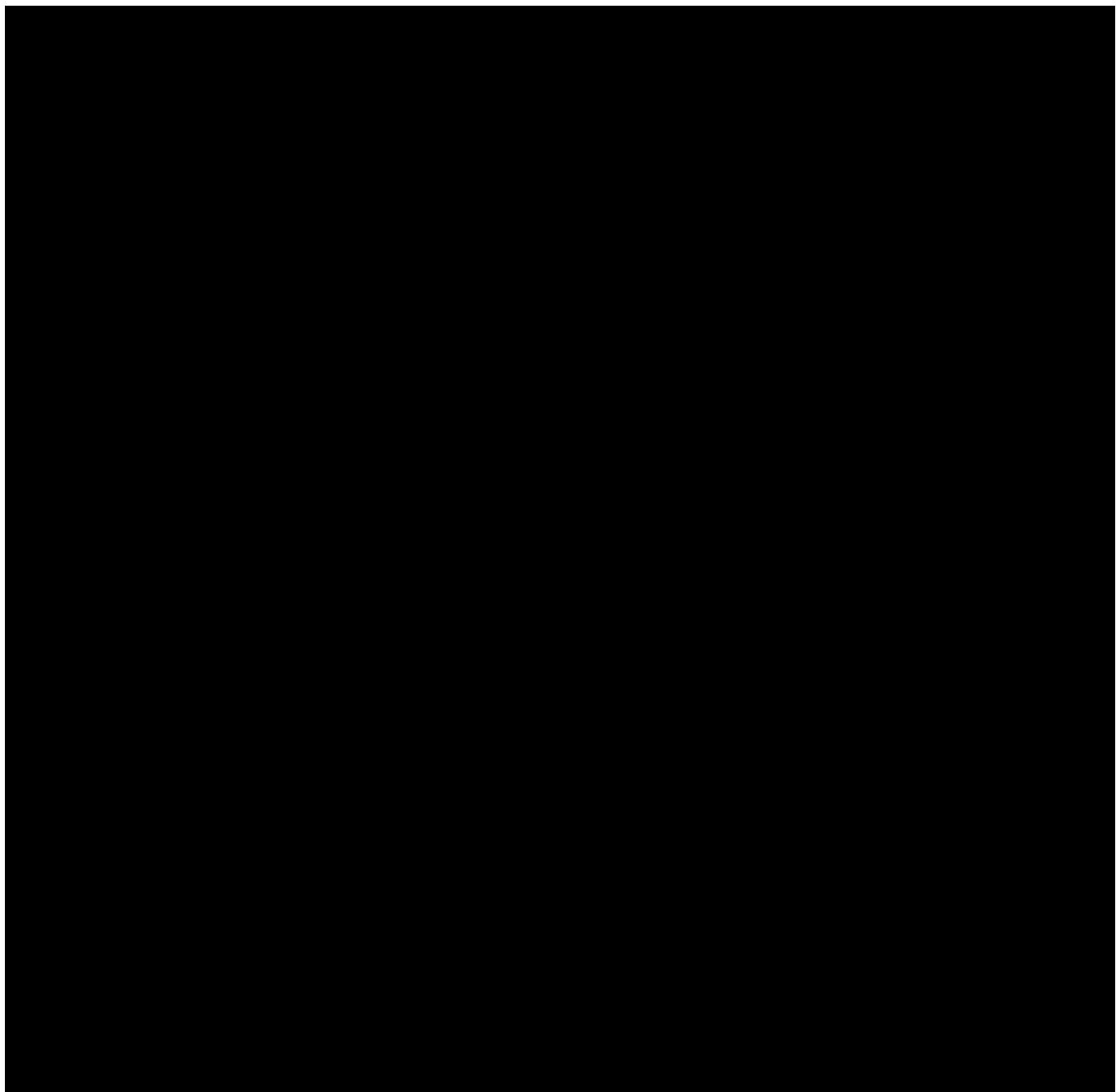
|    |                  |               |
|----|------------------|---------------|
| 制定 | 昭和 46 年 1 月 1 日  | 総甲第 2 号       |
| 改正 | 平成 4 年 3 月 1 日   |               |
| 改正 | 平成 15 年 1 月 1 日  |               |
| 改正 | 平成 15 年 5 月 1 日  |               |
| 改正 | 平成 20 年 9 月 25 日 | 人事 達 第 8216 号 |
| 改正 | 2021 年 11 月 18 日 |               |

**団体からの要請により  
「第1章」の「第1条」のみを  
公開とした。 (JANPIA)**

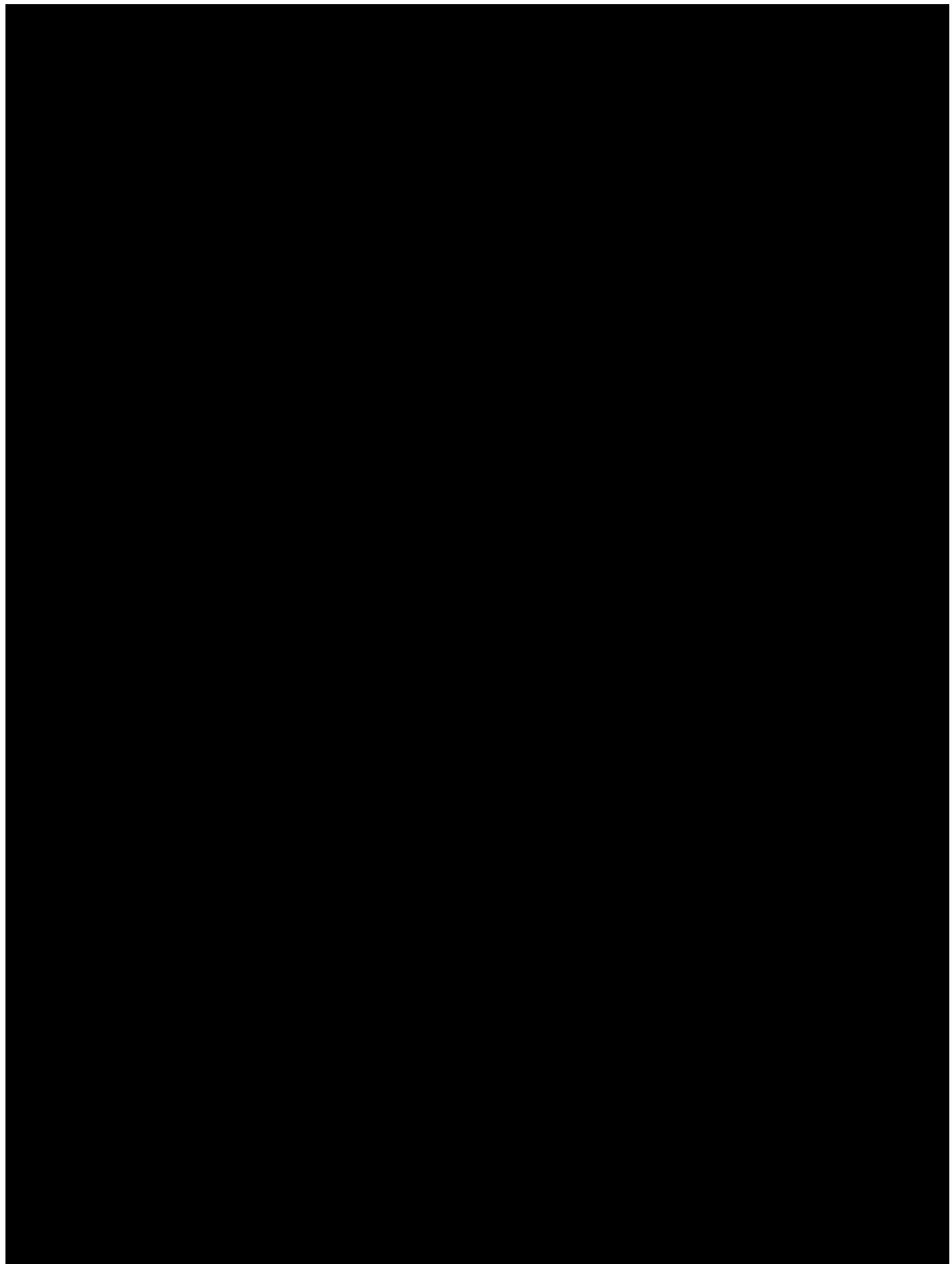
## 第 1 章 総 則

### ( 目 的)

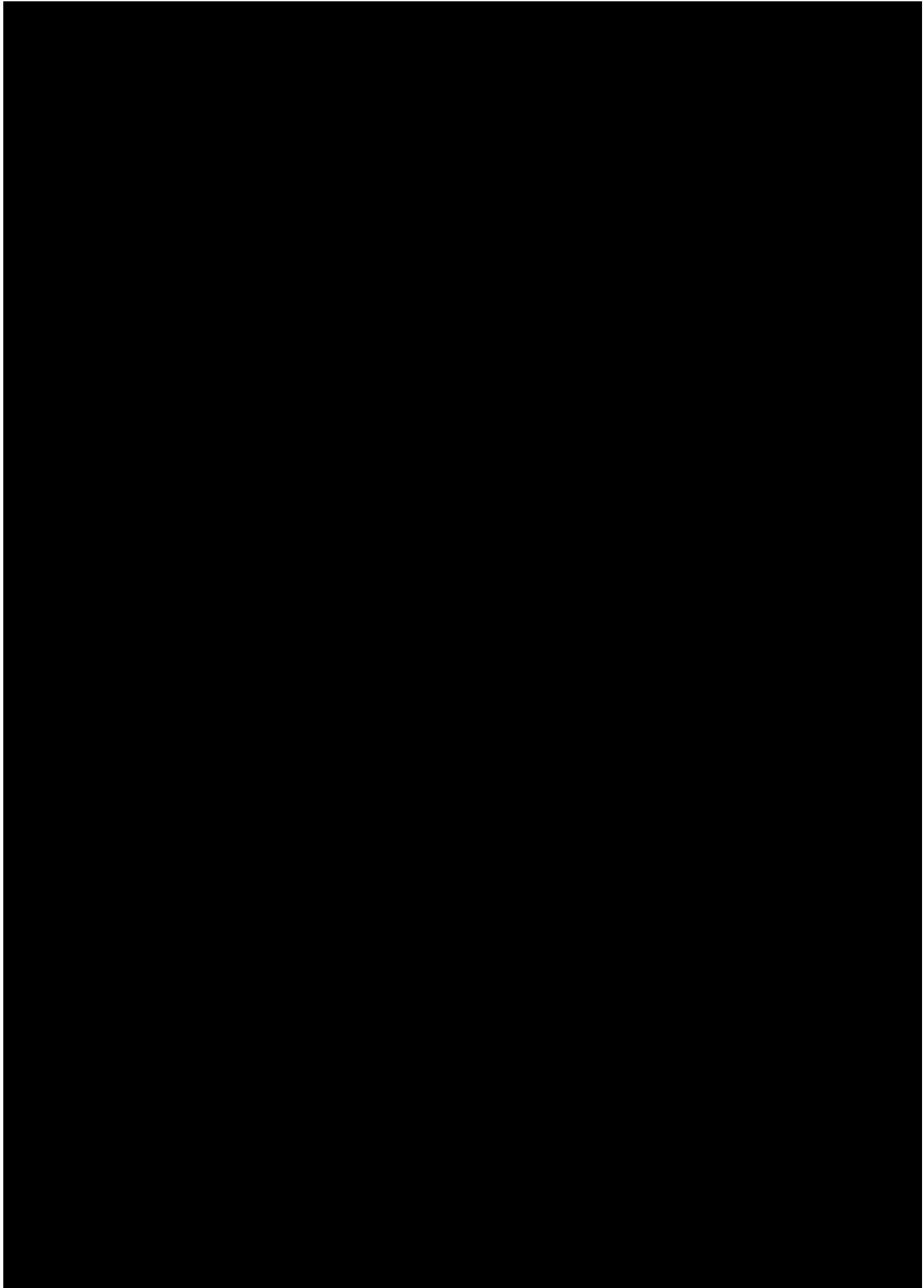
第 1 条 この規程は、文書の作成、処理及び整理保存などの取扱いを定め、文書事務の正確化と円滑化を図り、事務の能率的運営を促進することを目的とする。

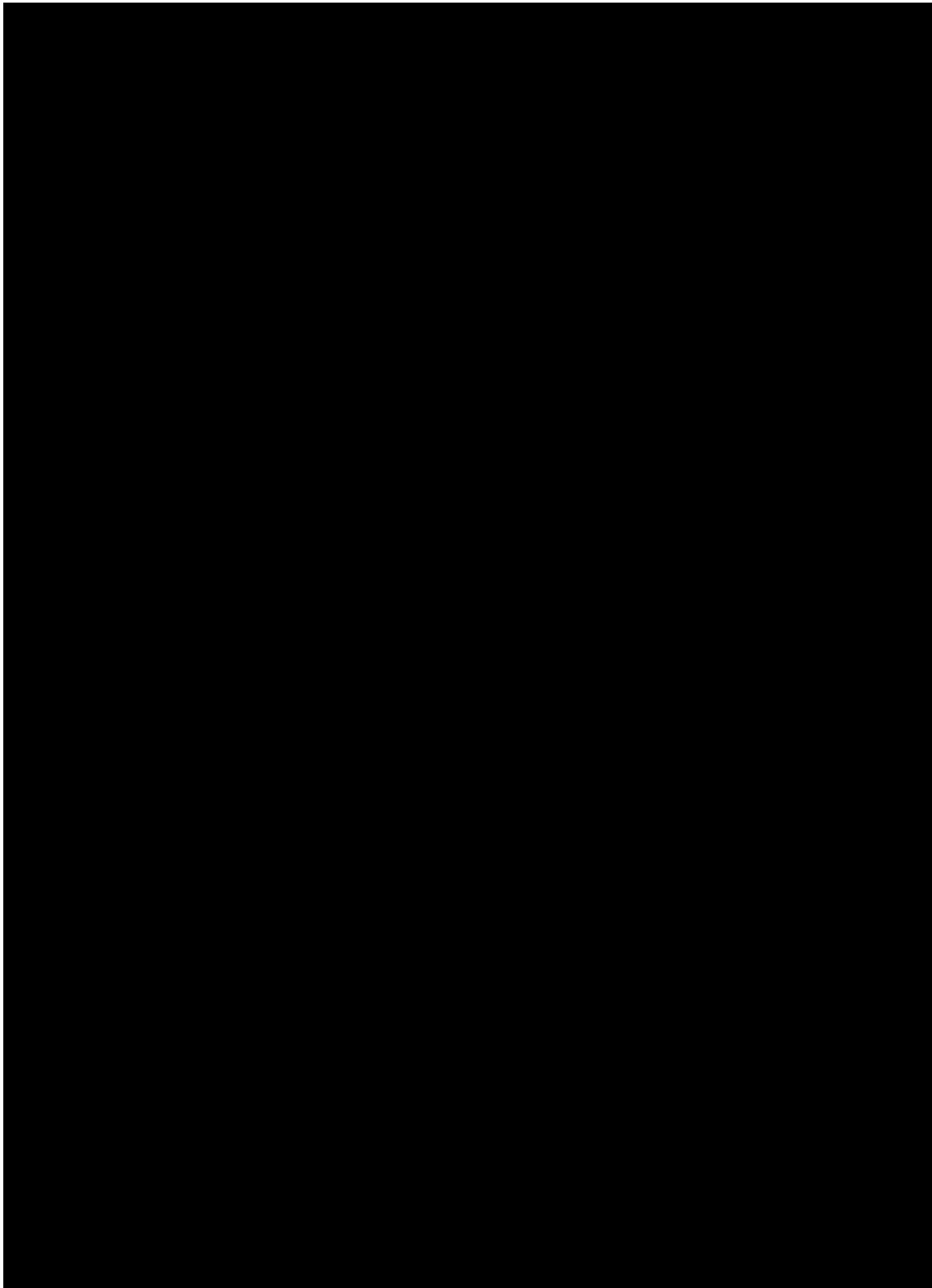






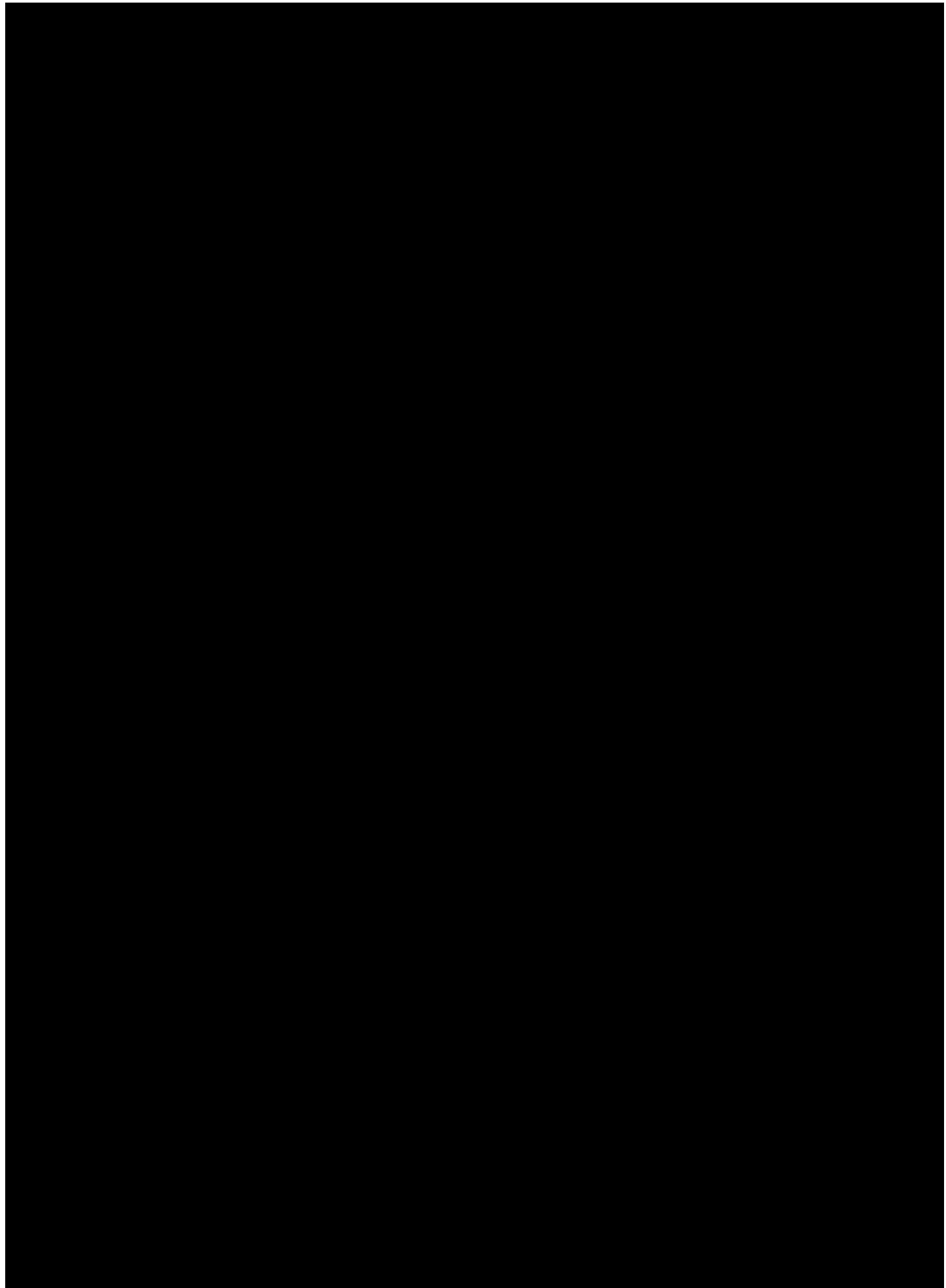


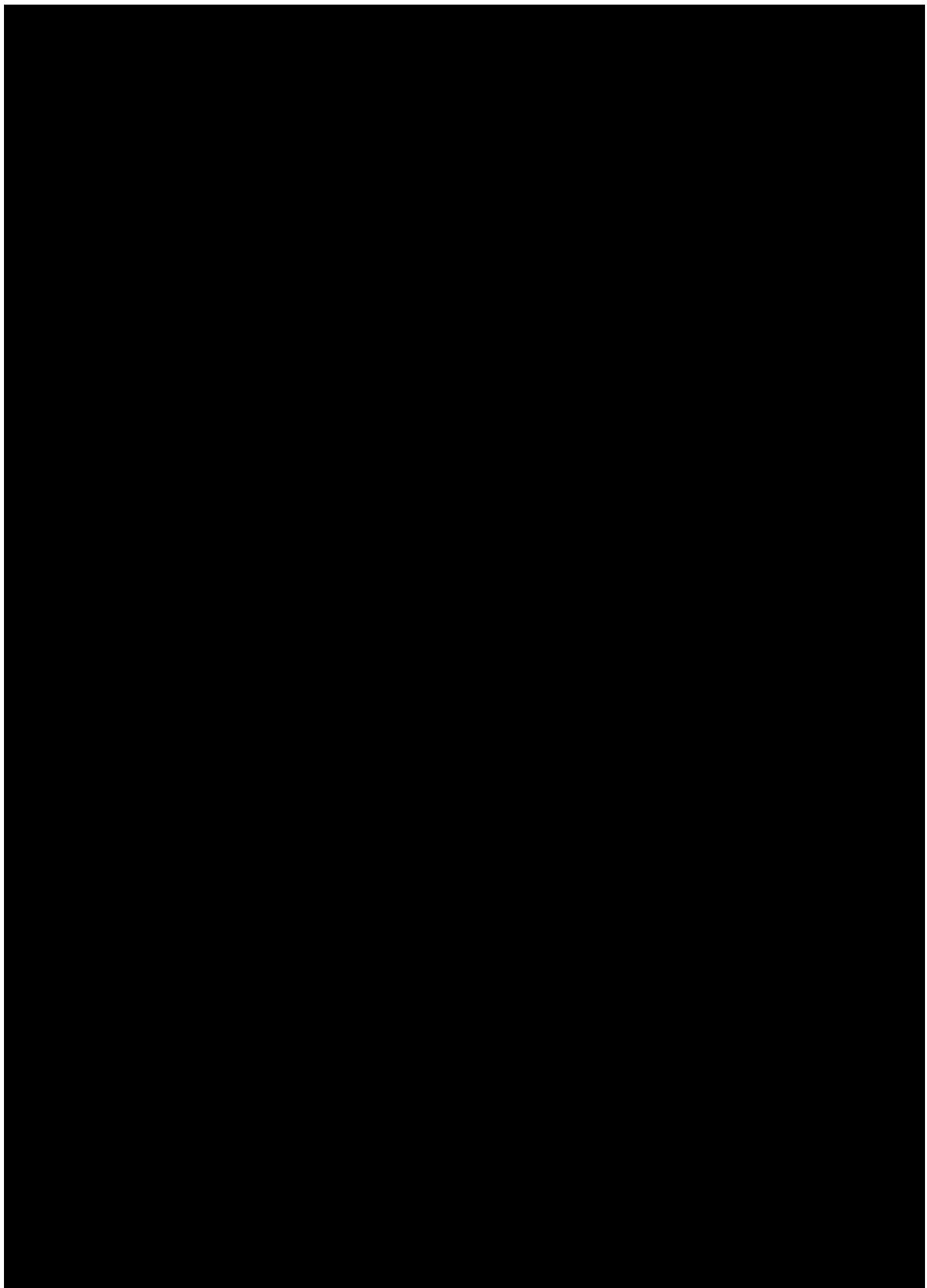


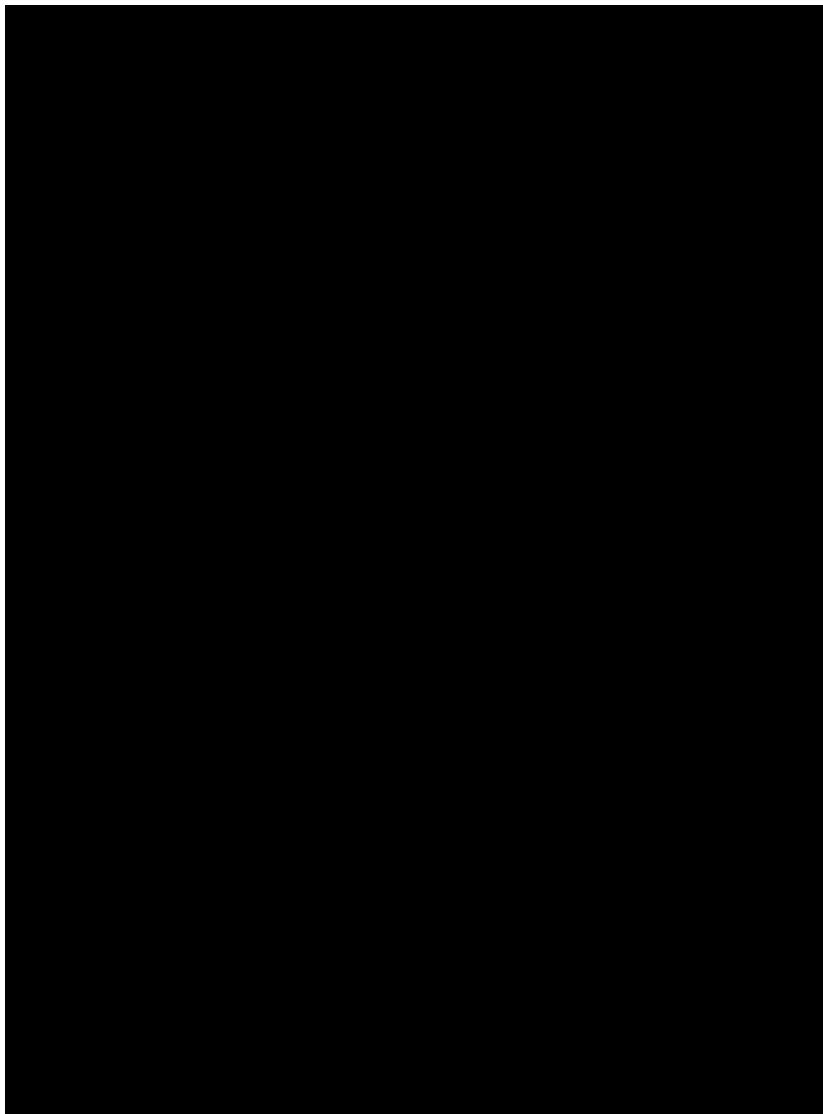


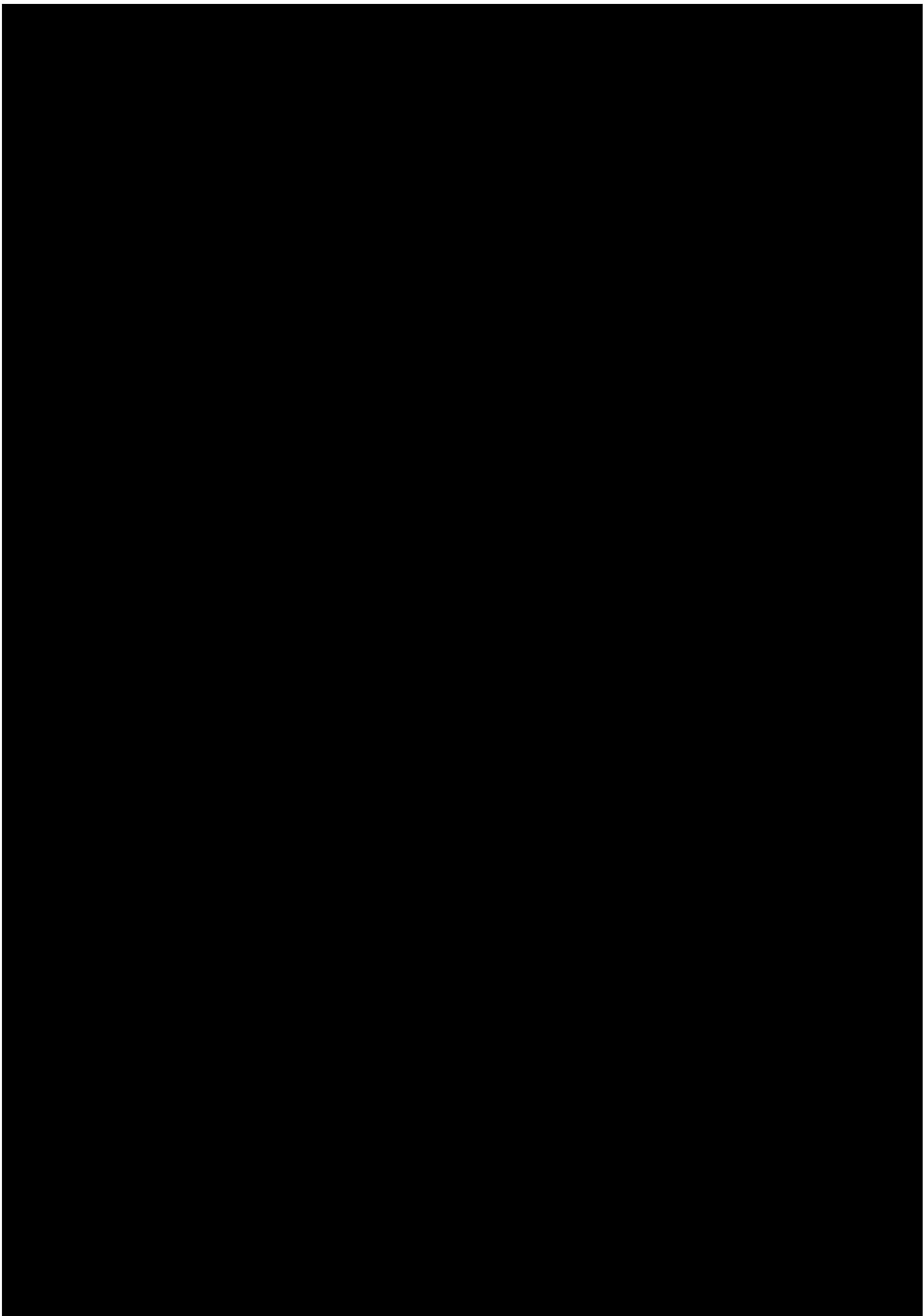


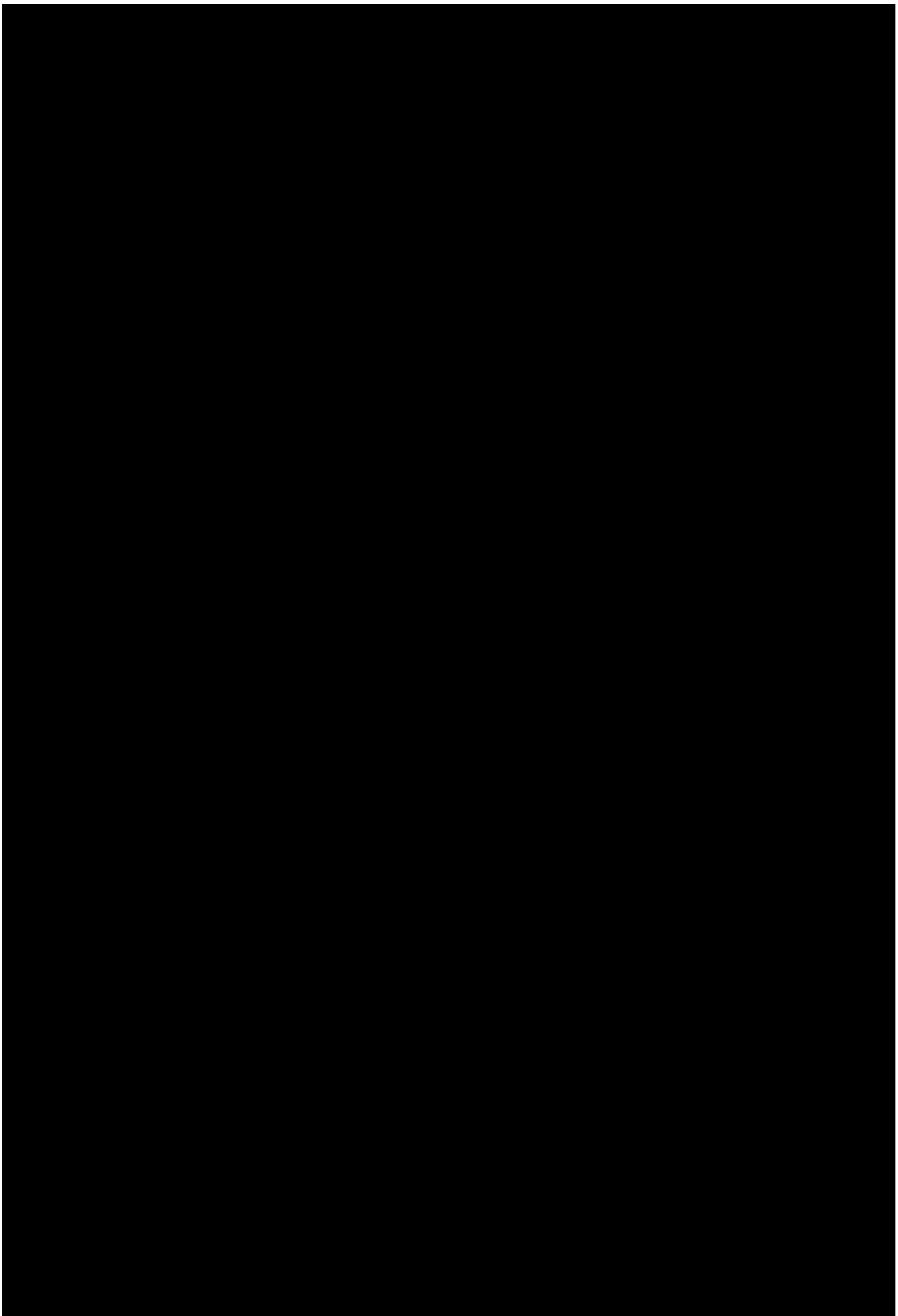


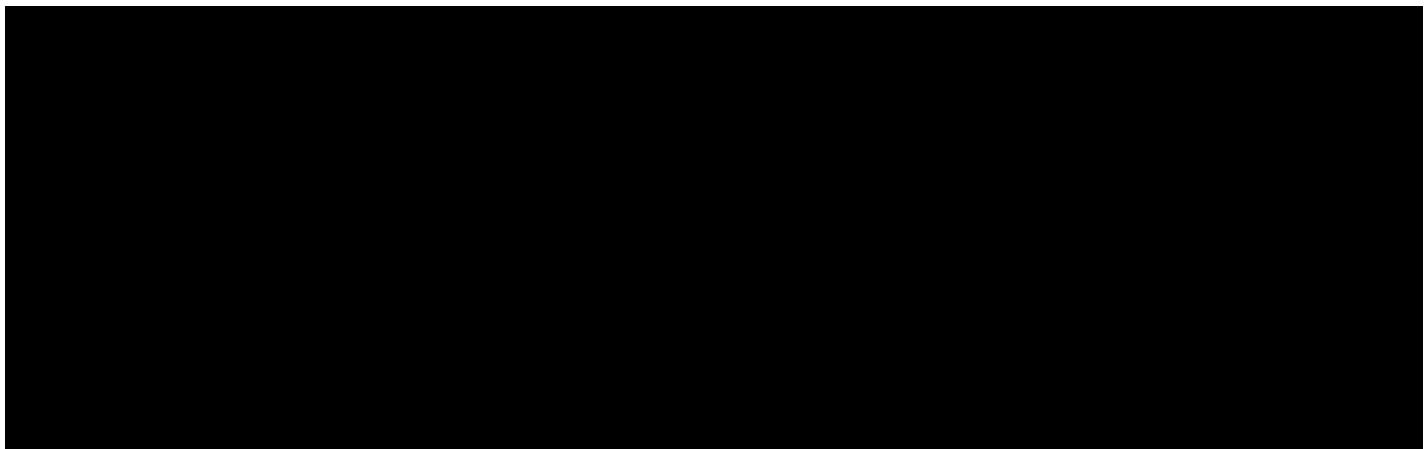




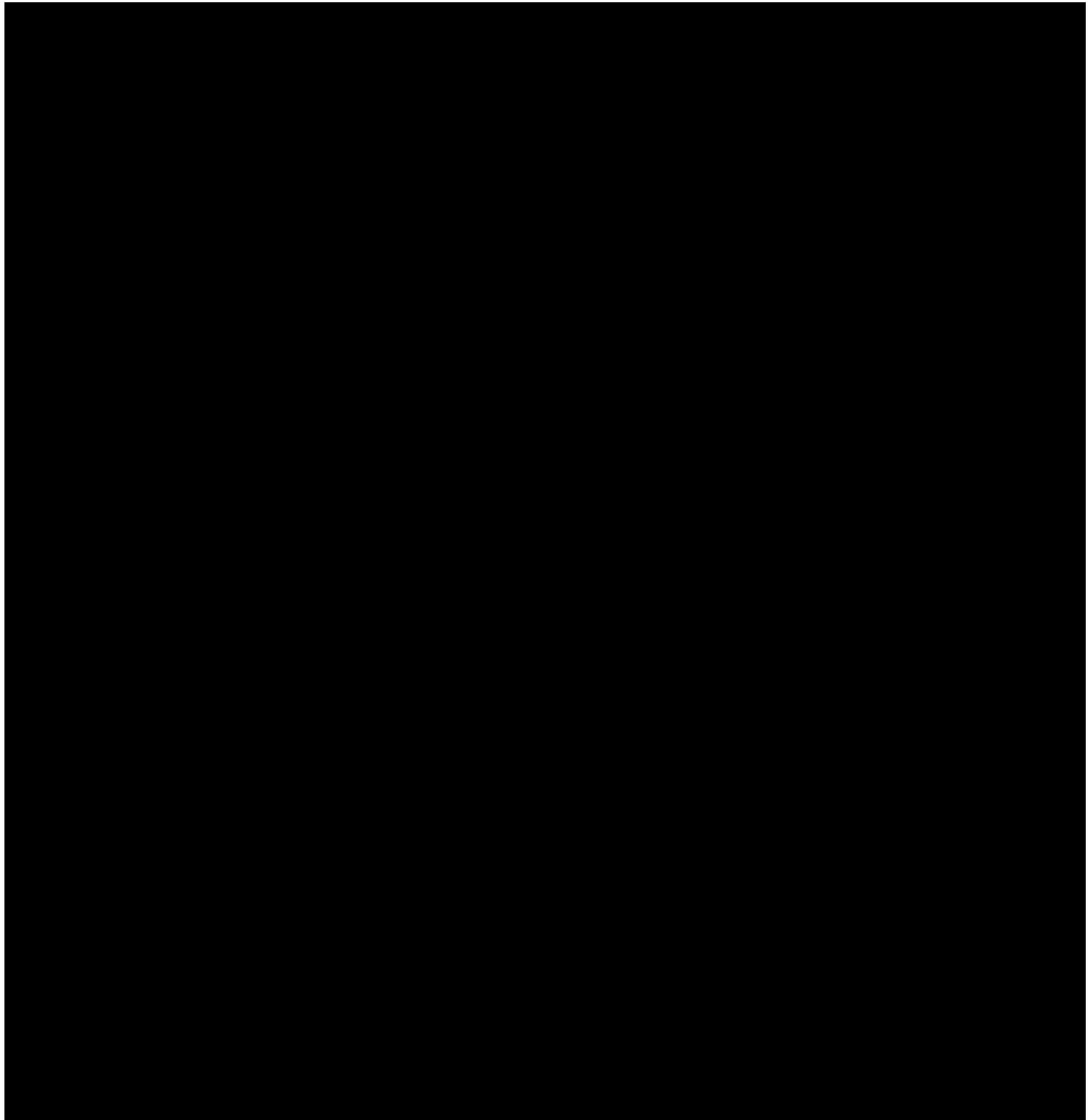














(役員・稟議)

## 稟議書取扱手続

団体からの要請により  
「第1条」のみを公開とした。  
(JANPIA)

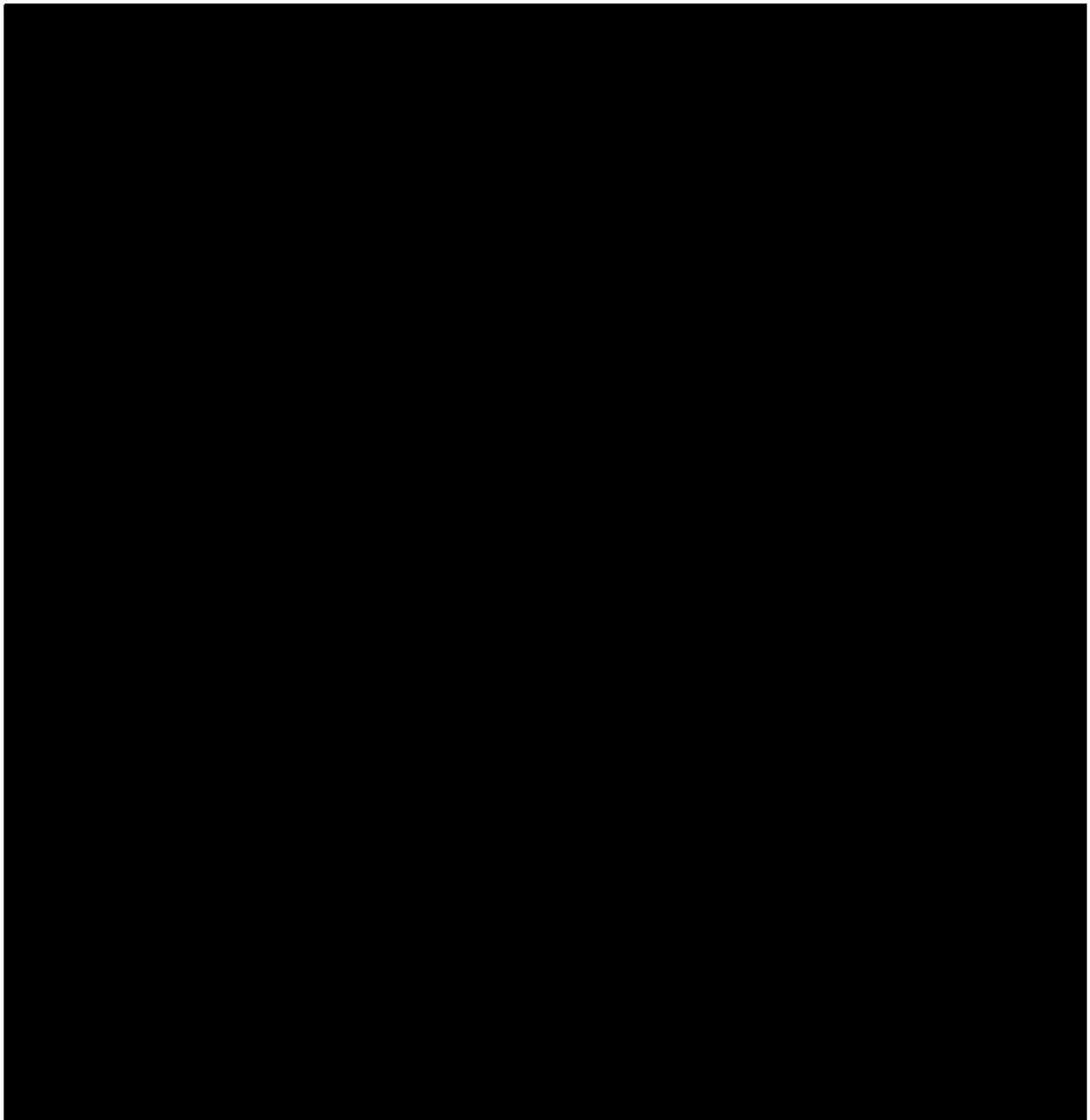
制定 昭和46年 1月 総甲第 3号

改正 昭和51年 6月 総甲第 10号

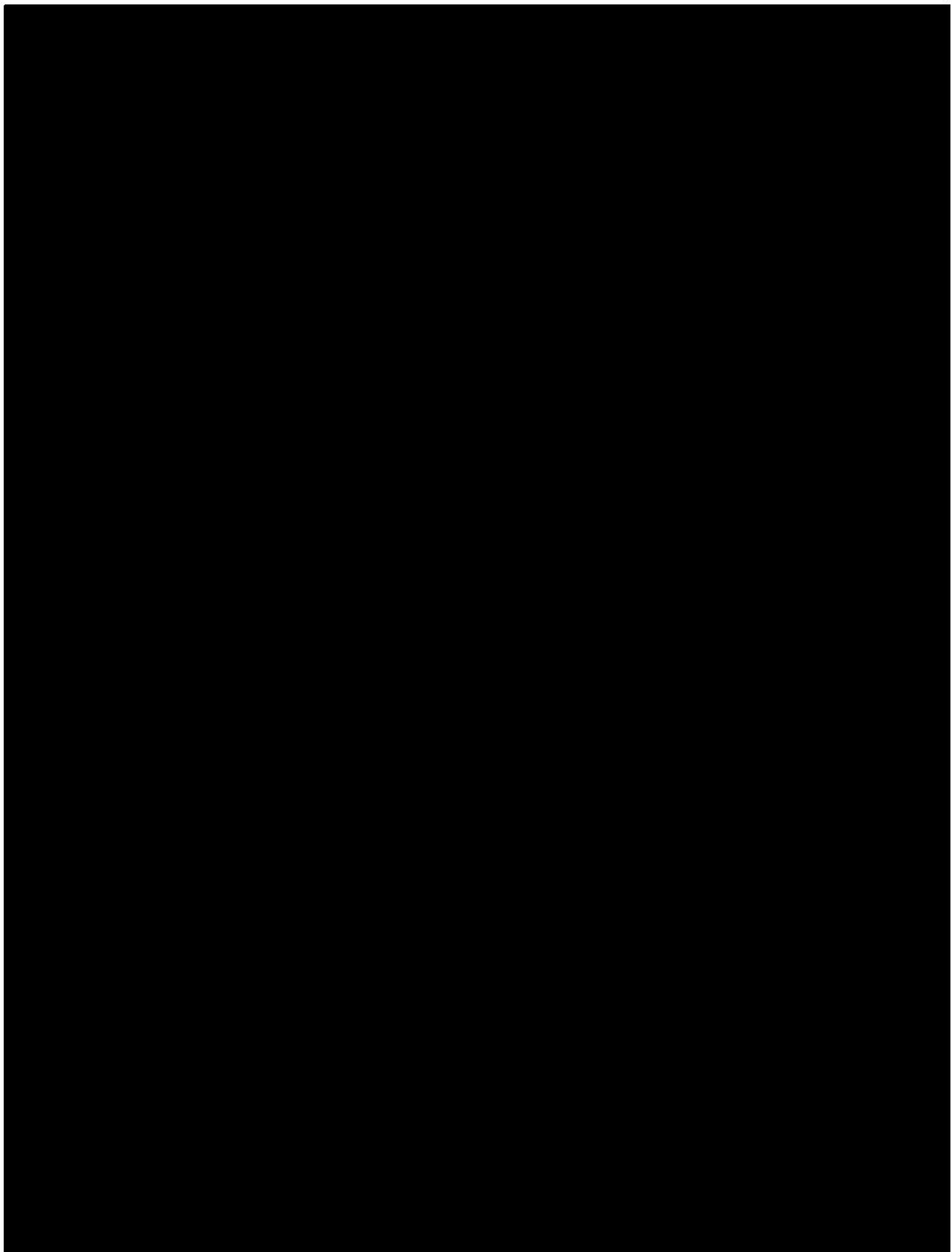
改正 平成 4年 1月 総達第 3号

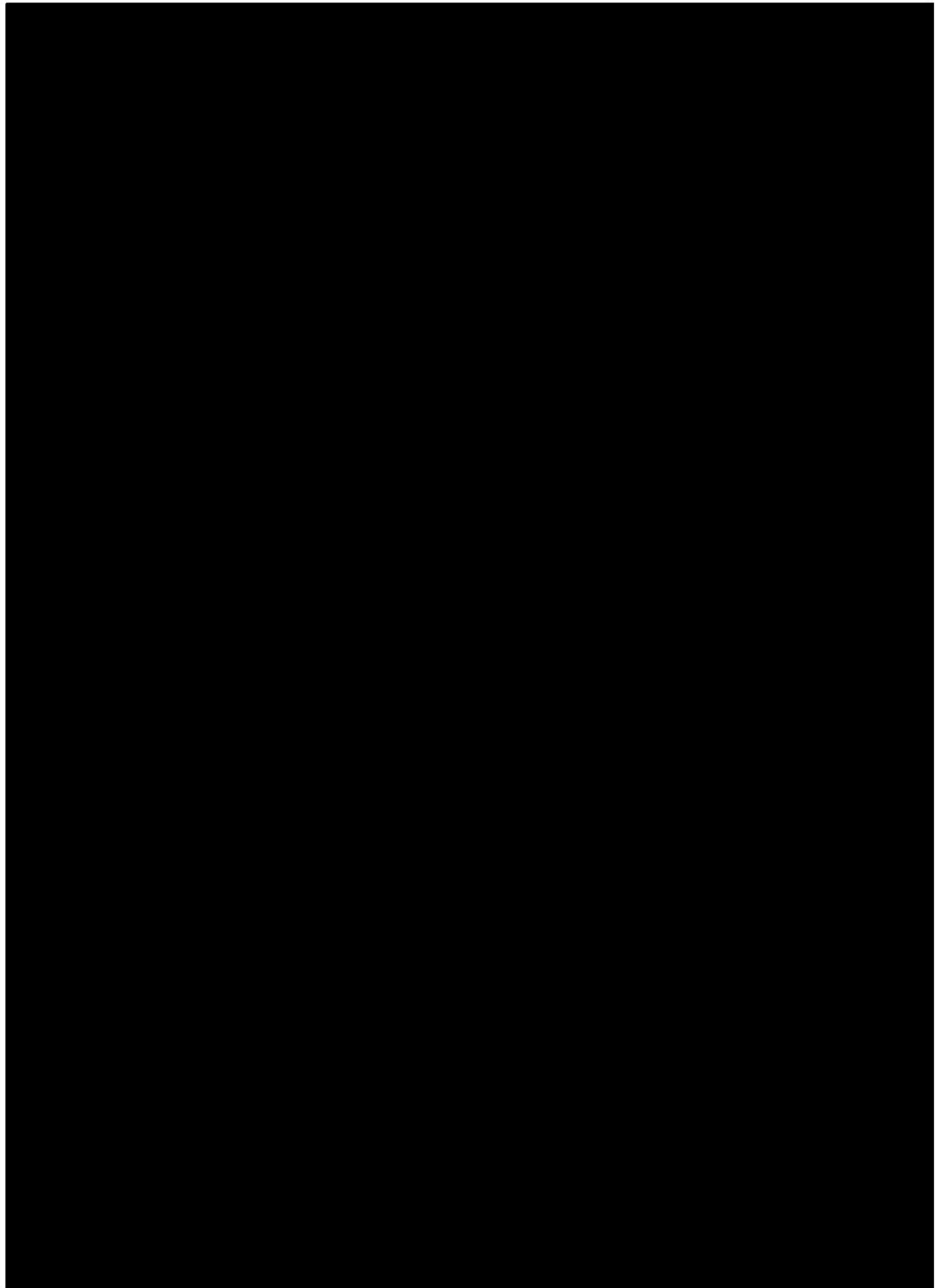
### (目的)

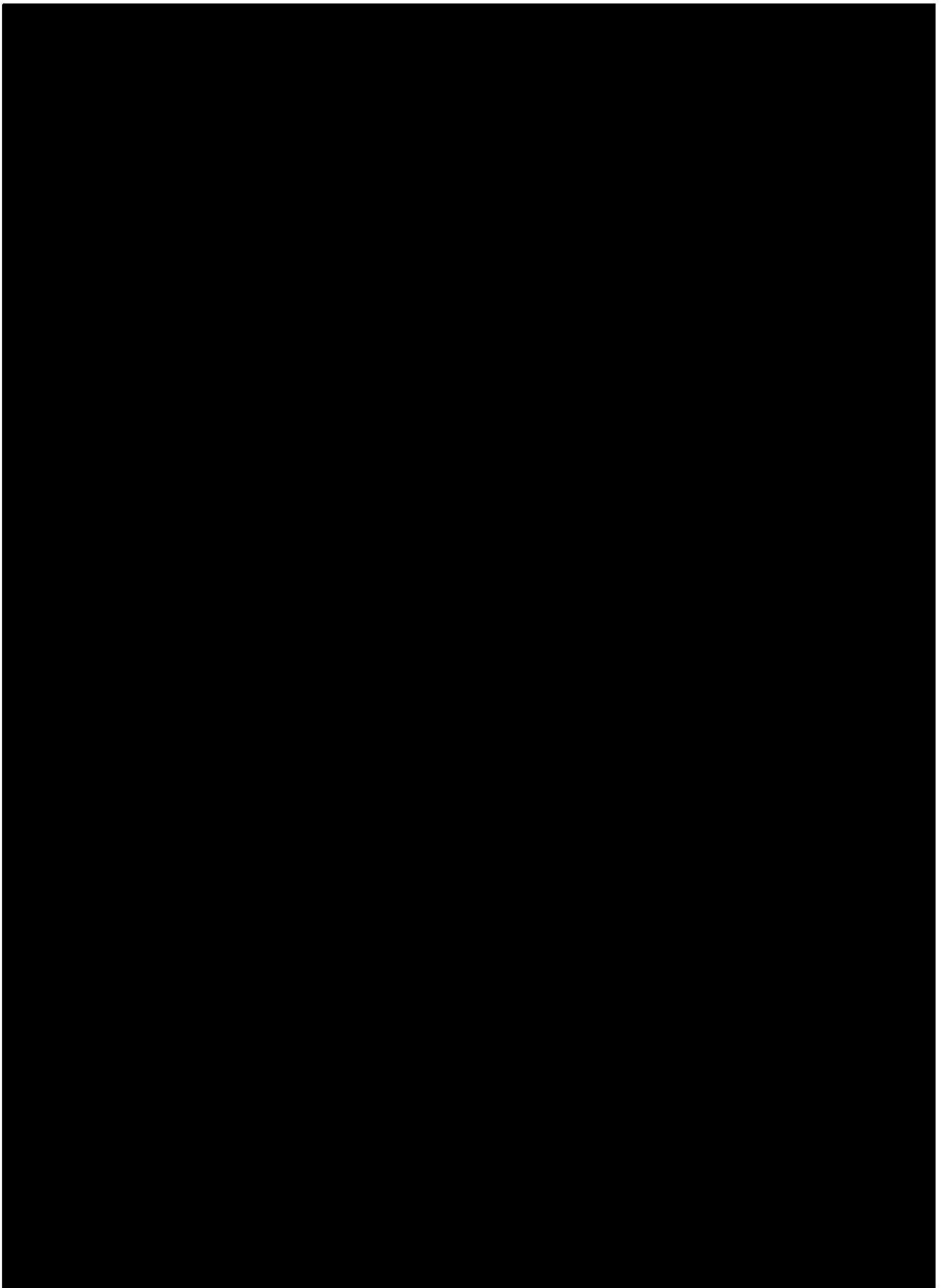
第1条 本手続は、稟議のうえ決裁を要する事項（以下「稟議事項」という）について、各関係箇所が合議のうえ、適正な稟議を行なうことによって、合理的な会社経営を図ることを目的とする。

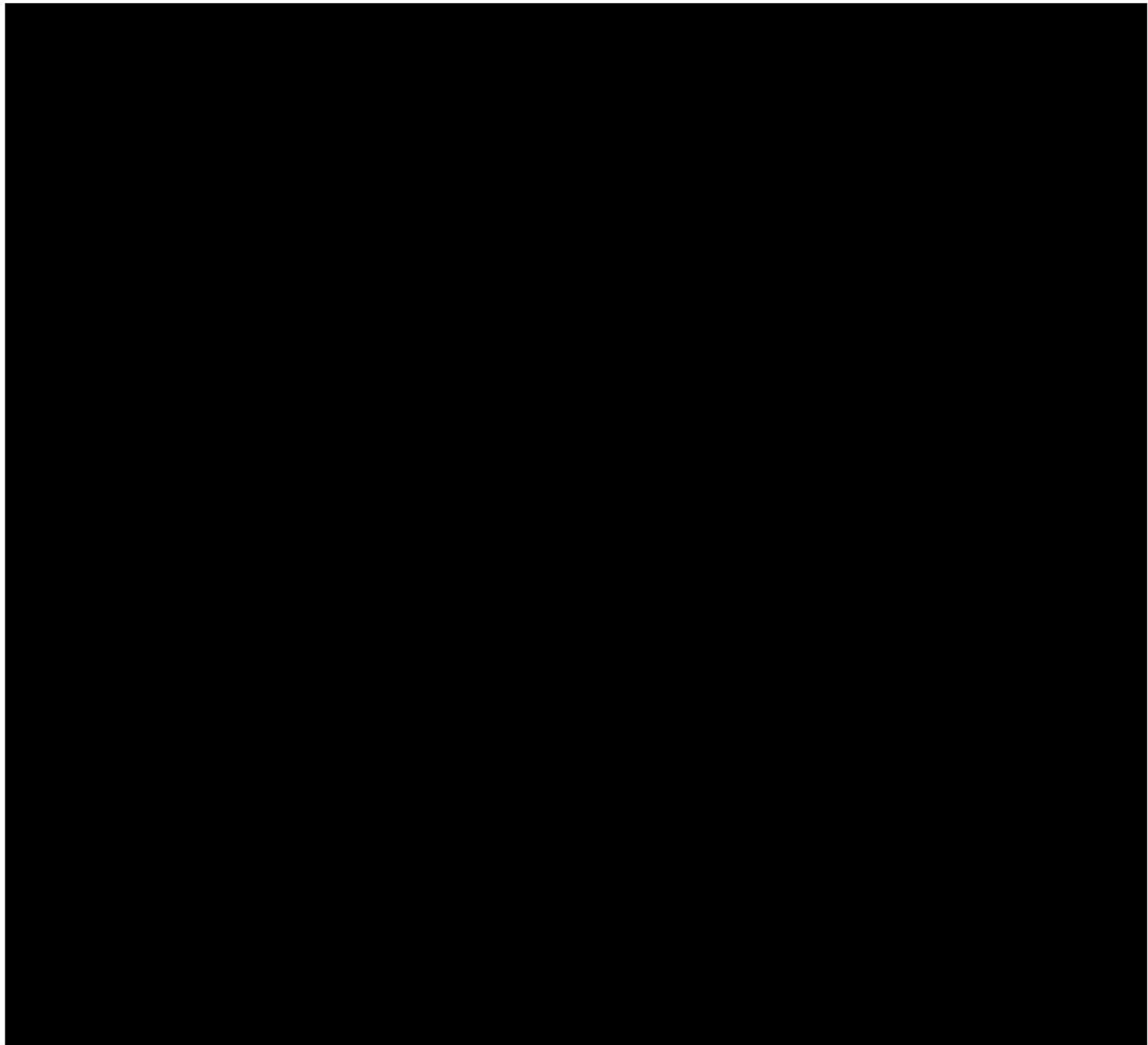












## 履歴事項全部証明書

札幌市中央区北五条西六丁目2番地の2  
公益財団法人はまなす財団

|          |   |                |  |
|----------|---|----------------|--|
| 会社法人等番号  | 4300-05-010380  |                |  |
| 名称       | 公益財団法人はまなす財団  |                |  |
| 主たる事務所   | 札幌市中央区北五条西六丁目2番地の2  |                |  |
| 法人の公告方法  | <p>本財団の公告は、電子公告による。<br/> <a href="http://www.hamanasu.or.jp">http://www.hamanasu.or.jp</a><br/>         やむを得ない事由により、電子公告によること<br/>         ができる場合は、官報に掲載する方法による。</p>  |                |  |
| 法人成立の年月日 | 昭和63年7月1日   |                |  |
| 目的等      | <p>当法人は、北海道各地における地域開発・産業活性化等にかかる人材育成や情報交流を進め、活力ある地域社会の形成を目指すとともに、北海道の有する資源（自然エネルギーや人的・歴史的資産を含む。）を活用した地域開発及び産業活性化に係るプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の発掘、育成並びに支援などを通じて、我が国及び国際社会の安定と発展に寄与することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 政策形成及び人材育成・人的ネットワーク推進事業</li> <li>2 広域プロジェクト推進事業</li> <li>3 地域活性化プロジェクト事業</li> <li>4 情報促進事業</li> <li>5 その他、本財団の目的を達成するために必要な事業</li> </ol> |                |  |
| 役員に関する事項 | <p><u>評議員</u> <u>相馬秋夫</u></p>   | 平成30年 7月30日 重任 |  |
|          |   | 平成30年 8月 2日 登記 |  |
|          |   | 令和 4年 7月29日 退任 |  |
|          |   | 令和 4年 8月 4日 登記 |  |

札幌市中央区北五条西六丁目2番地の2

公益財団法人はまなす財団

|  |     |              |               |
|--|-----|--------------|---------------|
|  | 評議員 | <u>吉田 義一</u> | 平成30年 7月30日重任 |
|  |     |              | 平成30年 8月 2日登記 |
|  | 評議員 | <u>吉田 義一</u> | 令和 4年 7月29日重任 |
|  |     |              | 令和 4年 8月 4日登記 |
|  | 評議員 | <u>土谷 浩昭</u> | 令和 6年 7月31日辞任 |
|  |     |              | 令和 6年 8月 7日登記 |
|  | 評議員 | <u>土谷 浩昭</u> | 平成30年 7月30日重任 |
|  |     |              | 平成30年 8月 2日登記 |
|  | 評議員 | <u>土谷 浩昭</u> | 令和 4年 7月29日重任 |
|  |     |              | 令和 4年 8月 4日登記 |
|  | 評議員 | <u>是川 聰一</u> | 令和 5年 7月26日辞任 |
|  |     |              | 令和 5年 8月10日登記 |
|  | 評議員 | <u>是川 聰一</u> | 平成30年 7月30日重任 |
|  |     |              | 平成30年 8月 2日登記 |
|  | 評議員 | <u>佐藤 謙二</u> | 令和 4年 7月29日退任 |
|  |     |              | 令和 4年 8月 4日登記 |
|  | 評議員 | <u>佐藤 謙二</u> | 平成30年 7月30日重任 |
|  |     |              | 平成30年 8月 2日登記 |
|  | 評議員 | <u>佐藤 謙二</u> | 令和 4年 7月29日重任 |
|  |     |              | 令和 4年 8月 4日登記 |
|  | 評議員 | <u>吉澤 政昭</u> | 令和 6年 7月31日辞任 |
|  |     |              | 令和 6年 8月 7日登記 |
|  | 評議員 | <u>吉澤 政昭</u> | 平成30年 7月30日重任 |
|  |     |              | 平成30年 8月 2日登記 |
|  | 評議員 | <u>吉澤 政昭</u> | 令和 3年 7月29日辞任 |
|  |     |              | 令和 3年 8月 2日登記 |

|  |     |                |               |
|--|-----|----------------|---------------|
|  | 評議員 | <u>大 西 幸 哉</u> | 平成30年 7月30日就任 |
|  | 評議員 | <u>大 西 幸 哉</u> | 平成30年 8月 2日登記 |
|  | 評議員 | <u>上 野 昌 裕</u> | 令和 4年 7月29日重任 |
|  | 評議員 | <u>上 野 昌 裕</u> | 令和 4年 8月 4日登記 |
|  | 評議員 | <u>若 栗 伸 夫</u> | 令和 1年 7月29日就任 |
|  | 評議員 | <u>若 栗 伸 夫</u> | 令和 1年 7月30日登記 |
|  | 評議員 | <u>内 村 雄 介</u> | 令和 3年 7月29日辞任 |
|  | 評議員 | <u>内 村 雄 介</u> | 令和 3年 8月 2日登記 |
|  | 評議員 | <u>内 村 雄 介</u> | 令和 2年 7月28日就任 |
|  | 評議員 | <u>内 村 雄 介</u> | 令和 2年 8月 3日登記 |
|  | 評議員 | <u>関 博 之</u>   | 令和 4年 7月29日重任 |
|  | 評議員 | <u>関 博 之</u>   | 令和 4年 8月 4日登記 |
|  | 評議員 | <u>関 博 之</u>   | 令和 6年 7月31日辞任 |
|  | 評議員 | <u>関 博 之</u>   | 令和 6年 8月 7日登記 |
|  | 評議員 | <u>関 博 之</u>   | 令和 2年 7月28日就任 |
|  | 評議員 | <u>関 博 之</u>   | 令和 2年 8月 3日登記 |
|  | 評議員 | <u>関 博 之</u>   | 令和 4年 7月29日重任 |
|  | 評議員 | <u>関 博 之</u>   | 令和 4年 8月 4日登記 |

札幌市中央区北五条西六丁目2番地の2

公益財団法人はまなす財団

|  |                 |               |
|--|-----------------|---------------|
|  | 評議員 <u>田代博</u>  | 令和 2年 7月28日就任 |
|  |                 | 令和 2年 8月 3日登記 |
|  |                 | 令和 4年 7月29日退任 |
|  |                 | 令和 4年 8月 4日登記 |
|  | 評議員 <u>阿部勝義</u> | 令和 3年 7月29日就任 |
|  |                 | 令和 3年 8月 2日登記 |
|  | 評議員 <u>阿部勝義</u> | 令和 4年 7月29日重任 |
|  |                 | 令和 4年 8月 4日登記 |
|  |                 | 令和 5年 7月26日辞任 |
|  |                 | 令和 5年 8月10日登記 |
|  | 評議員 <u>出井浩義</u> | 令和 3年 7月29日就任 |
|  |                 | 令和 3年 8月 2日登記 |
|  | 評議員 <u>出井浩義</u> | 令和 4年 7月29日重任 |
|  |                 | 令和 4年 8月 4日登記 |
|  | 評議員 <u>立川宏</u>  | 令和 4年 7月29日就任 |
|  |                 | 令和 4年 8月 4日登記 |
|  | 評議員 <u>対馬一修</u> | 令和 4年 7月29日就任 |
|  |                 | 令和 4年 8月 4日登記 |
|  | 評議員 <u>中野真寿</u> | 令和 4年 7月29日就任 |
|  |                 | 令和 4年 8月 4日登記 |
|  | 評議員 <u>八木涉</u>  | 令和 5年 7月26日就任 |
|  |                 | 令和 5年 8月10日登記 |
|  | 評議員 <u>前田尚宏</u> | 令和 5年 7月26日就任 |
|  |                 | 令和 5年 8月10日登記 |
|  | 評議員 <u>米田和志</u> | 令和 5年 7月26日就任 |
|  |                 | 令和 5年 8月10日登記 |

|  |      |         |                |
|--|------|---------|----------------|
|  | 評議員  | 和 泉 晶 裕 | 令和 6年 7月 31日就任 |
|  |      |         | 令和 6年 8月 7日登記  |
|  | 評議員  | 今 日 出 人 | 令和 6年 7月 31日就任 |
|  |      |         | 令和 6年 8月 7日登記  |
|  | 評議員  | 糸 川 裕 樹 | 令和 6年 7月 31日就任 |
|  |      |         | 令和 6年 8月 7日登記  |
|  | 代表理事 | 濱 田 康 行 | 令和 2年 7月 28日重任 |
|  |      |         | 令和 2年 8月 3日登記  |
|  |      |         | 令和 4年 7月 29日退任 |
|  |      |         | 令和 4年 8月 4日登記  |
|  | 代表理事 | 佐 藤 厚   | 令和 2年 7月 28日重任 |
|  |      |         | 令和 2年 8月 3日登記  |
|  |      |         | 令和 3年 4月 30日辞任 |
|  |      |         | 令和 3年 8月 2日登記  |
|  | 代表理事 | 鉢 呂 建 市 | 令和 3年 7月 29日就任 |
|  |      |         | 令和 3年 8月 2日登記  |
|  |      |         | 令和 4年 7月 29日退任 |
|  |      |         | 令和 4年 8月 4日登記  |
|  | 代表理事 | 阿 部 啓 二 | 令和 4年 7月 29日就任 |
|  |      |         | 令和 4年 8月 4日登記  |
|  | 代表理事 | 阿 部 啓 二 | 令和 6年 7月 31日重任 |
|  |      |         | 令和 6年 8月 7日登記  |
|  | 代表理事 | 土 谷 将 人 | 令和 4年 7月 29日就任 |
|  |      |         | 令和 4年 8月 4日登記  |
|  |      |         | 令和 5年 7月 31日辞任 |
|  |      |         | 令和 5年 8月 10日登記 |

|  |                   |                |
|--|-------------------|----------------|
|  | 代表理事 <u>谷 一 之</u> | 令和 5年 8月 1日就任  |
|  |                   | 令和 5年 8月 10日登記 |
|  | 代表理事 <u>谷 一 之</u> | 令和 6年 7月 31日就任 |
|  |                   | 令和 6年 8月 7日登記  |
|  | 理事 <u>青木 次郎</u>   | 令和 2年 7月 28日就任 |
|  |                   | 令和 2年 8月 3日登記  |
|  |                   | 令和 4年 7月 29日退任 |
|  |                   | 令和 4年 8月 4日登記  |
|  | 理事 <u>田村 修二</u>   | 令和 2年 7月 28日就任 |
|  |                   | 令和 2年 8月 3日登記  |
|  |                   | 令和 4年 7月 29日退任 |
|  |                   | 令和 4年 8月 4日登記  |
|  | 理事 <u>谷 一 之</u>   | 令和 2年 7月 28日就任 |
|  |                   | 令和 2年 8月 3日登記  |
|  | 理事 <u>谷 一 之</u>   | 令和 4年 7月 29日就任 |
|  |                   | 令和 4年 8月 4日登記  |
|  | 理事 <u>谷 一 之</u>   | 令和 6年 7月 31日就任 |
|  |                   | 令和 6年 8月 7日登記  |
|  | 理事 <u>濱田 康行</u>   | 令和 2年 7月 28日就任 |
|  |                   | 令和 2年 8月 3日登記  |
|  |                   | 令和 4年 7月 29日退任 |
|  |                   | 令和 4年 8月 4日登記  |

|  |    |                |                |
|--|----|----------------|----------------|
|  | 理事 | <u>林 美 香 子</u> | 令和 2年 7月 28日重任 |
|  | 理事 | <u>林 美 香 子</u> | 令和 2年 8月 3日登記  |
|  | 理事 | <u>林 美 香 子</u> | 令和 4年 7月 29日重任 |
|  | 理事 | <u>林 美 香 子</u> | 令和 4年 8月 4日登記  |
|  | 理事 | <u>山 崎 弘 善</u> | 令和 2年 7月 28日重任 |
|  | 理事 | <u>山 崎 弘 善</u> | 令和 2年 8月 3日登記  |
|  | 理事 | <u>山 崎 弘 善</u> | 令和 4年 7月 29日重任 |
|  | 理事 | <u>山 崎 弘 善</u> | 令和 4年 8月 4日登記  |
|  | 理事 | <u>瀬 尾 英 生</u> | 令和 2年 7月 28日重任 |
|  |    |                | 令和 2年 8月 3日登記  |
|  |    |                | 令和 4年 7月 29日退任 |
|  |    |                | 令和 4年 8月 4日登記  |
|  | 理事 | <u>佐 藤 厚</u>   | 令和 2年 7月 28日重任 |
|  |    |                | 令和 2年 8月 3日登記  |
|  |    |                | 令和 3年 4月 30日辞任 |
|  |    |                | 令和 3年 8月 2日登記  |
|  | 理事 | <u>佐 藤 季 規</u> | 令和 2年 7月 28日重任 |
|  |    |                | 令和 2年 8月 3日登記  |
|  | 理事 | <u>佐 藤 季 規</u> | 令和 4年 7月 29日重任 |
|  |    |                | 令和 4年 8月 4日登記  |
|  | 理事 | <u>佐 藤 季 規</u> | 令和 6年 7月 31日重任 |
|  |    |                | 令和 6年 8月 7日登記  |

札幌市中央区北五条西六丁目2番地の2  
公益財団法人はまなす財団

|  |    |                |                |
|--|----|----------------|----------------|
|  | 理事 | <u>田 村 亨</u>   | 令和 2年 7月 28日重任 |
|  | 理事 | <u>田 村 亨</u>   | 令和 2年 8月 3日登記  |
|  | 理事 | <u>田 村 亨</u>   | 令和 4年 7月 29日重任 |
|  | 理事 | <u>田 村 亨</u>   | 令和 4年 8月 4日登記  |
|  | 理事 | <u>鉢 呂 建 市</u> | 令和 6年 7月 31日重任 |
|  | 理事 | <u>鉢 呂 建 市</u> | 令和 6年 8月 7日登記  |
|  | 理事 | <u>阿 部 啓 二</u> | 令和 3年 7月 29日就任 |
|  | 理事 | <u>阿 部 啓 二</u> | 令和 3年 8月 2日登記  |
|  | 理事 | <u>阿 部 啓 二</u> | 令和 4年 7月 29日退任 |
|  | 理事 | <u>阿 部 啓 二</u> | 令和 4年 8月 4日登記  |
|  | 理事 | <u>阿 部 啓 二</u> | 令和 4年 7月 29日就任 |
|  | 理事 | <u>阿 部 啓 二</u> | 令和 4年 8月 4日登記  |
|  | 理事 | <u>土 谷 将 人</u> | 令和 4年 7月 29日就任 |
|  | 理事 | <u>土 谷 将 人</u> | 令和 4年 8月 4日登記  |
|  | 理事 | <u>土 谷 将 人</u> | 令和 5年 7月 31日辞任 |
|  | 理事 | <u>土 谷 将 人</u> | 令和 5年 8月 10日登記 |
|  | 理事 | <u>東 川 敏 文</u> | 令和 4年 7月 29日就任 |
|  | 理事 | <u>東 川 敏 文</u> | 令和 4年 8月 4日登記  |
|  | 理事 | <u>水 野 治</u>   | 令和 4年 7月 29日就任 |
|  | 理事 | <u>水 野 治</u>   | 令和 4年 8月 4日登記  |
|  | 理事 | <u>水 野 治</u>   | 令和 6年 7月 31日退任 |
|  | 理事 | <u>水 野 治</u>   | 令和 6年 8月 7日登記  |
|  | 理事 | <u>水 野 治</u>   | 令和 6年 8月 7日登記  |
|  | 理事 | <u>水 野 治</u>   | 令和 6年 8月 7日登記  |

|            |  |              |               |
|------------|--|--------------|---------------|
|            | 理事   | <u>小貫秀治</u>  | 令和5年 7月26日就任  |
|            | 理事   | <u>小貫秀治</u>  | 令和5年 8月10日登記  |
|            | 理事   | <u>小貫秀治</u>  | 令和6年 7月31日重任  |
|            | 理事   | <u>小貫秀治</u>  | 令和6年 8月7日登記   |
|            | 理事   | <u>鈴木英一</u>  | 令和5年 7月26日就任  |
|            | 理事   | <u>鈴木英一</u>  | 令和5年 8月10日登記  |
|            | 理事   | <u>鈴木英一</u>  | 令和6年 7月31日重任  |
|            | 理事   | <u>鈴木英一</u>  | 令和6年 8月7日登記   |
|            | 理事   | <u>高田聰</u>   | 令和6年 7月31日就任  |
|            | 理事   | <u>高田聰</u>   | 令和6年 8月7日登記   |
|            | 監事   | <u>末永仁宏</u>  | 平成30年 7月30日重任 |
|            | 監事   | <u>末永仁宏</u>  | 平成30年 8月2日登記  |
|            | 監事   | <u>末永仁宏</u>  | 令和4年 7月29日重任  |
|            | 監事   | <u>末永仁宏</u>  | 令和4年 8月4日登記   |
|            | 監事   | <u>山本眞樹夫</u> | 平成30年 7月30日重任 |
|            | 監事   | <u>山本眞樹夫</u> | 平成30年 8月2日登記  |
| 登記記録に関する事項 | 平成23年4月1日財団法人北海道地域総合振興機構を名称変更し、移行したことにより設立 |              |               |
|            | 平成23年4月1日登記                                |              |               |



札幌市中央区北五条西六丁目2番地の2  
公益財団法人はまなす財団

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。  
(札幌法務局管轄)

令和 6年11月11日

札幌法務局  
登記官

佐 藤 智 尚



2021年度

事業報告書

(自) 2021年5月 1日

(至) 2022年4月30日

公益財団法人 はまなす財団

# 事業報告書目次

## I 概 要

## II 事業別実施状況

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 1 政策形成及び人材育成・人的ネットワーク推進事業        | 1 |
| 2 広域プロジェクト推進事業                   | 3 |
| 3 地域活性化プロジェクト事業                  | 3 |
| 4 情報交流促進事業                       | 4 |
| III 庶務事項                         | 4 |
| 別紙 2021年度 地域づくり活動発掘・支援事業採択一覧(7件) | 6 |

## I 概要

本年度は、新型コロナウイルスの影響を受け在宅勤務、オンライン会議などを活用し従来とは異なる制約条件の中で試行錯誤を繰り返しつつ事業計画に基づき着実に事業を進めてきた。

このような状況下において、「北海道地域経営塾」、「地域の持続的発展を牽引する新たな観光協会のあり方に関する研究会（新観協研）」、「地域づくり活動発掘・支援事業」など財団の中核となる自主事業については、オンライン会議を活用するなど「新北海道スタイル」や「働き方改革」も念頭におき実施した。

また、財団職員の人材育成強化については、業務の進展状況が不透明な中、外部派遣研修は想定していた社外研修が中止されるなどの影響もあり、当初計画の変更を余儀なくされたが、講師役やファシリテーター業務などを通じてOJTによる人材の育成に努めた。

2020年5月に制度を創設した寄附金については、ホームページやメールマガジンなどでの周知に努めているが特段の成果にはいたっていない。特に本年度は、「地域づくり活動発掘・支援事業」に充てるための特別寄附金についてクラウドファンディングの活用を検討していたが各種の制約があり、今後の検討課題とした。

なお、収支については、基本財産の運用益や受託事業収益が予算を上回ったことに加え、オンライン会議の活用による旅費などの減により事業費が予算を下回ったことから、経常収支は大幅な黒字となった。

## II 事業別実施状況

### 1. 政策形成及び人材育成・人的ネットワーク推進事業

#### （1）2050年を見据えた持続可能な地域社会づくり

##### a. 北海道地域経営塾

今回で3年目となり以下の日程で開催した。本年度も昨年度と同様に連携協定を締結した東京大学地域未来社会連携研究機構などの協力を得て実施した。東大の講師からは、RESASを活用した政策立案事例の紹介などがあり、それを受けた受講者は、自地域の経済分析をより多面的に行う重要性を再認識し、最終的には、各自の地域に応じたアクションプランの作成・発表を行った。

なお、コロナ禍における開催のため第1回、2回、4回は、オンライン形式となったが、第3回は沼田町の協力を得て対面で実施した。

第1回 2021年10月2日（オンライン形式で開催）

第2回 2021年11月6日（オンライン形式で開催）

第3回 2021年12月11～12日（沼田町にてコンパクトシティ視察を兼ねて対面形式で開催）

第4回 2022年3月19日 アクションプラン発表会（オンライン形式で開催）

b. 地域の持続的発展を牽引する新たな観光協会のあり方に関する研究会（新観協研）

「地域づくり活動発掘・支援事業」に採択された観光地域づくりに関するプロジェクトの共通課題を解決するために2014年11月に設置した研究会である（座長：北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院 石黒侑介准教授）。

構成メンバーは、今年度から新たに3団体が加わり合計18団体となった。

第1回（通算第23回）2021年6月14日（オンラインと対面の混在形式）

第2回（通算第24回）2021年10月27日（対面形式で開催）

第3回（通算第25回）2021年11月24日（対面形式で開催）

第1回は、アフターコロナを見据えた観光に関する「情報発信と活用事例」などの紹介を遠隔地のメンバーの意見なども考慮し、オンラインと対面の混在開催とした。

第2回は、昨年同様、日本能率協会が主催する「観光・ホテル・外食産業展2021」におけるメタ観光推進機構代表理事牧野友衛氏のセミナーを実施し、北海道の観光地に新たな価値を加える「メタ観光」について対面での開催とした。

\*メタ観光とは、スマホの地図（位置情報）上にある観光スポットなどが本来有していた歴史的・文化的文脈（一般的に広く知られている情報）に加え、未知の多様な情報（地元人のみが知るマニアックな情報・伝承秘話など）を付加することで、観光地の情報に厚みを加え魅力アップを図るもの。

第3回は、「会員限定マーケットを活用したワーケーション等の地域振興プロモーション事例の紹介」、「Googleサービスを利用した無料情報発信方法の実践例紹介」について対面での開催とした。

また、事業計画に記載した研究成果を集約する等の取組みについては、「北海道経済連合会・北海道大学・はまなす財団」の三者連携により「DMOのその先へ 量から質への転換を牽引する観光推進組織の現状と展望」として報告書にまとめた。

なお、北大とのデスティネーション・マネージャー育成に関する協定に基づき、なかとんべつ観光まちづくりビューロー蓮尾氏、小樽観光協会永岡氏の2名へ支援を実施し、2022年2月22日にオンラインにて履修修了報告会を開催した。

## （2）北海道の技術・経験の海外への普及

JICA北海道における当初想定した研修計画などは、昨年度からの繰り越しを含めて以下の5コースを実施した。

- ① 2020年度「観光振興とマーケティング（C）」コース（昨年度からの繰り越し）
- ② 2020年度「参加型地域開発のための地方行政強化（A）」コース（昨年度からの繰り越し）
- ③ 2021年度「持続可能な観光資源管理開発（自然資源）」コース
- ④ 2021年度「参加型地域開発のための地方行政強化（A）」コース
- ⑤ 2021年度「バングラデシュ/情報通信技術政策」コース（当初計画外）

いずれの研修も新型コロナウイルスの感染拡大を受け、オンラインでの開催となった。

対象国も中南米諸国、東南アジア諸国など様々で時差などの課題もあったが、オンライン講義と録画視聴を活用し研修を実施した。

当財団は、1993年よりJICA北海道から開発途上国の行政官などを対象とした研修事業を受託してきたところであり、いずれの研修においても北海道内各地域の協力のもと地域の国際化・人材育成といった事業目的に合致するものと位置付け受託しているが、今後も、事業目的との整合性を図りながら必要に応じて研修事業を受託する。

## 2. 広域プロジェクト推進事業

### (1) 広域情報誌の発行支援

「3 地域活性化プロジェクト事業(1)地域づくり活動発掘・支援事業」で財団が支援しているドット道東が発行する道東のアンオフィシャルガイドブック「.doto」に関する情報発信などを行った。

### (2) 地域ベンチャー企業の育成

全道各自治体で活躍している地域おこし協力隊の事業化支援ということで「3 地域活性化プロジェクト事業(1)地域づくり活動発掘・支援事業」で応募があった案件から1件を採択し、支援に取り組んだ。

## 3. 地域活性化プロジェクト事業

### (1) 地域ネットワーク支援事業

地域からの具体的な支援要請はなかった。

### (2) 地域づくり活動発掘・支援事業

本年度は例年より少し遅れて「通常枠」の公募を7月に開始し、コロナ禍にあって申請者へのヒアリングなどに時間を要したが、10月に審査委員会を開催し、5件を採択し支援に取り組んだ。（一覧表のとおり）。

また、本年度から北海道の強みである農業を核とした地域づくりを推進することを目的に、一般財団法人HAL財団（磯田憲一理事長）と連携し、「地域農業連携枠」を創設し、「通常枠」と同時に公募し、10月に2件を採択し支援に取り組んだ。（一覧表のとおり）。

「通常枠」公募における条件は以下の2区分とした。

- ① 事業型・事業（ビジネス）による地域づくりの活動を継続し、収益性を重視する取組み
- ② 活動型・地域おこし活動（イベント等）の持続化のための仕組みづくりを行っている取組み

なお、選定に当たっては、事業者の意欲、地域での事業の将来の位置付け、地域特性や地元資源を活かした事業内容となっているか、資金計画の具体性などを重視した。

### （3） その他のプロジェクトの相談助言

#### ① 地域活性化雇用創造プロジェクト事業（根室振興局受託事業）

平成30年度から北海道根室振興局より受託している「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」を本年度も受託した。

本年度は、根室管内企業の採用力・育成力向上に資するとともに雇用の安定・創出の確保を図るため、これらに関する採用力向上や人材育成力向上をテーマとしたセミナー・合同企業説明会などを根室、中標津の2会場でオンラインと対面の混在形式で実施した。

#### ② その他事業

昨年度に引き続き新型コロナウイルスで影響を受けた札幌市内の中小飲食店を支援する目的で、当財団を含めて三社で「札幌市飲食店未来応援クラウドファンディング」を共同実施した。

また、釧路総合振興局や地方自治体の依頼に基づく人材育成事業などについて、当財団の事業目的に照らし妥当と判断する事業については、都度講師・コーディネーター派遣などを実施した。

## 4. 情報交流促進事業

### （1） 広報誌の発行

本年度も引き続き、当財団広報誌である「はまなす」（通巻54号）を発行し事業PRを行った。

### （2） 財団ホームページ運営事業

財団の事業状況や組織体制を紹介するなど適切に情報開示を行った。

2016年から始めたメールマガジンについては、職員が受領した名刺をもとに送付リストを作成し、4月末現在では昨年同様約3,500件となっている。

また、当財団の情報以外にも道、経済産業局などが発信する地域にとって有益と思われる情報についても適宜発信しており、今年度は、昨年度より4回増え30回の情報発信を行った。

## III 庶務事項

### 1. 理事会及び評議員会の開催

#### （1） 理事会

〈第35回〉

2021年7月7日（水）京王プラザホテル札幌

2020年度 事業報告（案）、決算報告（案）、定款変更（案）の承認

第14回 評議員会の開催日について決定

〈第36回〉

2021年7月29日（木）札幌センタービル

専務理事の選定

〈第37回〉

2022年1月25日（火）札幌センタービル

2021年度 事業中間報告（案）及び決算見込み（案）の報告

就業規程の改正について決定

〈第38回〉

2022年4月12日（火）京王プラザホテル札幌

2022年度 事業計画（案）の承認

2022年度 収支予算（案）について附帯事項付きで承認

（2）評議員会

〈第14回〉

2021年7月29日（木）札幌センタービル

2020年度 事業報告（案）、決算報告（案）の承認

理事及び評議員の選任

定款の変更について決定

2021度事業計画及び収支予算の報告

## 2. 参与会

〈第6回〉

2022年3月2日（水）札幌センタービル

2021年度はまなす財団の取組状況説明

参与からの2022年度重点施策などの説明、意見交換

参与 北海道経済産業局産業部長 辻 純朗氏

北海道開発局開発監理部次長 竹内正信氏

北海道総合政策部地域創生局長 工藤公仁氏

以上

2021年度 地域づくり活動発掘・支援事業採択一覧表（通常枠5件）

| 採択団体名                               | 事業概要   |
|-------------------------------------|--|
| 株式会社 ciokay<br>／浦幌町<br>(事業型)        | <p>浦幌町の地域資源である「はまなす」を活用した化粧品の企画と販売を行うことを目的に、地域おこし協力隊が創業した法人である。</p> <p>現時点では、需要が供給を上回っており、新たな製造設備の投資に向けて支援を実施する計画となっている。</p>   |
| 羽幌町観光協会<br>／羽幌町<br>(事業型)            | <p>羽幌町観光協会は、新観協研にも参加し、観光協会自らが実施する観光地域づくりの手本として、サイクルツーリズムによる地域連携、地域消費額増加を目指して取り組んでいる。</p> <p>具体的には、天売島と焼尻島の2つの離島を軸にレンタサイクル事業の創出とサイクルツーリズムの普及を行うことで、旅行者の満足度向上および地域内消費の増加を目指す取り組みとなっている。</p>  |
| 特定非営利活動法人芽室まちなか応援隊<br>／芽室町<br>(事業型) | <p>本法人は、芽室町の中心市街地にぎわいを取り戻す目的に、町内の農業者や飲食業者、商工業者によって発足した組織である。</p> <p>本事業では、地域資源を使った新たな加工品の製造と販売や地域イベントの主催などを行うとともにマイクロブルワリーの設立に向けて検討を行っている。</p>   |
| にじたべプロジェクト／<br>函館市<br>(事業型)         | <p>本プロジェクトは、農業者や飲食店、宅配会社など多様な業種が連携した組織である</p> <p>地域の農業者から規格外品の野菜を購入し、高付加価値化させ、地域の家庭や飲食店へ利用しやすい様々な加工野菜を提供する事業内容である。</p> <p>支援事業の内容としては、野菜の加工を高度化する設備の投資の他、販路拡大に資する活動を計画している。</p>  |
| 小樽ワインスクエア推進協議会<br>／小樽市<br>(事業型)     | <p>後志地区は、24軒のワイナリーが集結する地区であり、その中核都市である小樽にワインの文化が根付きつつある。</p> <p>本事業は、北海道のワイン産地として注目される後志地方の中核都市である小樽市をお寿司と日本酒だけではなく「ワインの街 小樽」に向けて、地域の飲食店が集まり小樽の食とワインの魅力を発信する事業を始めた。</p> <p>ネーミングの由来は、小樽には「お寿司通り」があるので、通りからさらに広げた「ワインスクエア」を目指すということである。</p> <p>支援事業としては、団体設立からWebページ作成や情報発信の手段についてハズズオン支援を行う計画となっている。</p> |

2021年度 地域づくり活動発掘・支援事業採択一覧表 (地域農業連携枠2件)

| 採択団体名                          | 事業概要   |
|--------------------------------|--|
| 株式会社けんぶち<br>VIVA マルシェ<br>/ 剣淵町 | <p>剣淵町の若手生産者 15名で作られた法人であり、少量多品種農産物の栽培と直接生活者やレストランへの販売など、先進的な取り組みを行っている。</p> <p>本支援事業では、長年の試験栽培を経て生産体制が確立したスーパー フードと呼ばれるキヌアについて、認知度向上と流通体制構築のためのイベント等、また、作業効率向上や生産コスト削減に向けた設備投資を計画している。</p> <p>キヌアを剣淵町の新たな特産品とすることや、HACCP 対応の工場の設備投資など、ハンズオン支援を行いながら実施することとしている。</p> |
| NPO法人まおい学び<br>のさと/長沼町          | <p>私立の認可学校を目指している本法人は、設立方針である体験的学習としての「学校ごはん事業」の推進を軸に、地域の農業者と連携した食育事業を進める計画となっている。</p> <p>「学校ごはん事業」の推進に向けて、調理場の施設整備や衛生管理に関するノウハウ提供および地域の農業者との連携等に関してハンズオン支援を行っている。</p> <p>また、当法人と同様の食育理念を有している認定こども園への視察等を通じて、より具体的な計画を見据えて事業を進めている。</p>                             |

2022年度

事業報告書

(自) 2022年5月 1日

(至) 2023年4月30日

公益財団法人 はまなす財団

# 事業報告書目次

## I 概 要

## II 事業別実施状況

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 1 政策形成及び人材育成・人的ネットワーク推進事業    | 1 |
| 2 広域プロジェクト推進事業               | 3 |
| 3 地域活性化プロジェクト事業              | 4 |
| 4 情報促進事業                     | 5 |
| III 庶務事項                     | 5 |
| 別紙 2022年度 地域づくり活動発掘・支援事業採択一覧 | 7 |

## I 概要

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、感染予防対策を徹底し、事業計画に沿って着実に事業を実施した。

自主事業の「北海道地域経営塾」、「地域の持続的発展を牽引する新たな観光協会のあり方に関する研究会（新観協研）」では、『カーボンニュートラル』を講義や研究テーマに据え、国の目標や具体的な取り組みなどを紹介した。

受託事業では、北海道経済産業局の「令和4年度地域ブランド確立促進支援事業」をはじめ、新規に4件の事業を受託した。

また、当財団を取り巻く環境変化を踏まえ、今後の財団のあり方を検討する会議を設置し、2023年7月を目指して最終報告を取りまとめる予定で検討を進めている。

決算については、基本財産運用益や事業収益などの経常収入が予算を上回ったことに加え、事務所の移転保留による引越費用や人件費の減少により経常費用が予算を下回ったことから、経常収支は黒字となった。

寄附金については、ホームページやメールマガジンなどで周知に努めているが特段の成果には至っていない。

## II 事業別実施状況

### 1. 政策形成及び人材育成・人的ネットワーク推進事業

#### (1) 2050年を見据えた持続可能な地域社会づくり

##### a. 北海道地域経営塾

本年度で4期目を迎える地域づくりを担う行政職員や民間人を対象に、12地域から13名が参加し、以下の内容で開催した。講義とワークショップ形式により、連携協定を締結している東京大学地域未来社会連携研究機構や北海道経済産業局の協力を得て、参加者がそれぞれ設定したテーマに沿ってRESASを活用した自地域の経済分析を行いながら、地域経営という視点でアクションプランを立案し、最終回に各自から発表を行った。

|     | 開催日                      | 内容・講師等   |
|-----|--------------------------|--|
| 第1回 | 2022年10月1日（土）～10月2日（日）   | 「地方創生と地域経営／脱炭素と地域経営」<br>講師：総務省自治大学校 教授 荒川氏<br>一般社団法人集落自立化支援センター 代表理事 仲埜氏 |
| 第2回 | 2022年10月29日（土）～10月30日（日） | 「RESAS活用による地域経済分析」<br>講師：北海道経済産業局 総務企画部企画調査課 小玉氏                         |
| 第3回 | 2022年12月17日（土）～12月18日（日） | 「芽室町における地域経営の取り組み」<br>講師：芽室町長 手島氏<br>芽室町 魅力創造課長 西田氏                      |
| 第4回 | 2023年3月5日（日）             | 「アクションプラン発表会」<br>講評：東京大学地域未来社会連携研究機構 研究顧問 松原氏<br>講師：総務省自治大学校 教授 荒川氏      |

また、これまで4期にわたり卒塾生が40名を超えたことや、コロナ禍の影響で2期生と3期生の講義がリアルでの開催がほとんどできなかったという事情もあることから、これまでの卒塾生が一堂に会してネットワークを構築する機会の提供を目的に特別回を開催した。

特別回 2023年3月4日（土）「卒塾生によるアクションプランの進捗発表と交流会」

**b. 地域の持続的発展を牽引する新たな観光協会のあり方に関する研究会（新観協研）**

新観協研は、「地域づくり活動発掘・支援事業」に採択された観光地域づくりに関するプロジェクトの共通課題を解決するために2014年11月に設置した研究会である（座長：北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院 石黒侑介准教授）。本年度は16の観光推進組織等が参加し、以下の内容で研究会を開催した。

|                | 開催日                     | テーマ・講師等  |
|----------------|-------------------------|--|
| 第1回<br>(通算26回) | 2022年9月27日（火）           | テーマ：「ゼロカーボンと観光地域づくり」<br>講 師：公益財団法人北海道環境財団 事務局次長 久保田氏<br>活動支援課長 谷村氏                                 |
| 第2回<br>(通算27回) | 2022年10月19日（水）          | 観光・ホテル・外食産業展2022（日本能率協会主催）と共に<br>て公開型のセミナーを開催<br>テーマ：「過疎地・鉄道沿線における滞在型観光」<br>講 師：株式会社さとゆめ 代表取締役 嶋田氏 |
| 第3回<br>(通算28回) | 2023年1月19日（木）           | テーマ：「SNSに向けた情報発信手法」<br>講 師：一般社団法人ドット道東 代表理事 中西氏<br>株式会社Earth Friends Camp 代表取締役 絹張氏                |
| 第4回<br>(通算29回) | 2023年4月9日（日）<br>～11日（火） | 鶴居村観光協会が行なうワーケーションの取組や観光DX事<br>業などを視察<br>コーディネート：NPO法人美しい村・鶴居村観光協会<br>事務局長 服部氏                     |

**c. 道内の観光協会等の人材育成支援**

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院との「デスティネーション・マネージャー育成に関する協定（2018年締結）」に基づき、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会に対して助成を行い、2023年3月8日にオンラインで履修修了報告会を開催した。

**（2）北海道の技術・経験の海外への普及**

当財団では、1993年よりJICA北海道から開発途上国の行政官などを対象とした研修事業を受託している。本事業では、北海道各地域の国際化に資する事業として、JICA北海道と連携してプログラムの企画立案、準備、研修を実施した。

＜研修①＞

|        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 研修コース名 | 課題別研修「持続可能な観光資源管理・開発(自然資源)」コース（オンライン） |
|--------|---------------------------------------|

|      |   |
|------|---|
| 研修期間 | 2022年8月19日～9月22日  |
| 参加国  | ブータン、キルギス（2名）、モルディブ（2名）、タジキスタン、ケニア<br>ボツワナ（2名）、レソト、ボスニア・ヘルツェゴビナ（2名）                                     |
| 研修内容 | ・日本における多種多様な観光資源、特に自然資源において管理と資源を活用した開発の実践例（成功・失敗例）を通して、地域の社会・文化を尊重した自然観光資源における持続・発展可能な観光開発のための課題と取組を学ぶ |

#### ＜研修②＞

|        |   |
|--------|---|
| 研修コース名 | 課題別研修「参加型地域開発のための地方行政強化(A)」コース                                    |
| 研修期間   | 2022年9月21日～10月19日   |
| 参加国    | ニカラグア、コロンビア、ホンジュラス、ブラジル（2名）、グアテマラ<br>ドミニカ共和国（2名）、キューバ、エルサルバドル（2名） |
| 研修内容   | ・日本の地域行政、住民参加型での地域開発に関する経験・アプローチ手法を学ぶ<br>・道内視察先（沼田町、東川町、下川町）      |

#### ＜研修③＞

|        |  |
|--------|--|
| 研修コース名 | 課題別研修「持続可能な観光資源管理・開発(自然資源)」コース（来日補完研修）                   |
| 研修期間   | 2023年2月6日～2月22日  |
| 参加国    | ブータン、キルギス、モルディブ（2名）、ケニア、ボツワナ（2名）<br>レソト、ボスニア・ヘルツェゴビナ（2名） |
| 研修内容   | ・研修①の補完研修、道内視察先（札幌市、小樽市、網走市、白老町、ニセコ町、斜里町ウトロ）             |

## 2. 広域プロジェクト推進事業

### （1）広域情報誌の発行支援

「地域づくり活動発掘・支援事業（3. 地域活性化プロジェクト事業（1））」で財団が支援している一般社団法人ドット道東が発行する道東のアンオフィシャルガイドブック「.doto」に関する情報発信などを行った。

### （2）地域ベンチャー企業の育成

「地域づくり活動発掘・支援事業（3. 地域活性化プロジェクト事業（1））」で応募があった案件を軸に、地域おこし協力隊の事業化支援を実施した。また、受託事業と絡めて、地域の事業者に対する事業承継のアドバイスや北海道事業承継・引継ぎ支援センターへのつなぎ役を担い、地域への定住促進を目指した支援を実施した。

### （3）RESASを活用した政策立案支援

北海道経済産業局が地方創生の一環として取り組む、EBPM\*視点に基づくRESASを活用した政策立案支援に対し、2023年2月から職員を派遣して協力した。

※EBPM(Evidence Based Policy Making) は、証拠に基づく政策立案のこと

### 3. 地域活性化プロジェクト事業

#### (1) 地域づくり活動発掘・支援事業

本年度も民間団体等による地域づくりに関する事業・活動を対象とした「通常枠」と、一般財団法人HAL財団との連携により、農業者などが組織する団体を核とした地域づくり活動を対象とする「地域農業連携枠」を設け、道内各地の様々な事業・活動を支援した。

2022年6月1日～6月30日に公募を実施し、8月25日に審査委員会を開催して、「通常枠」3件、「地域農業連携枠」2件のプロジェクトを採択した。（採択先は一覧表のとおり）

また、2022年8月23日には、韓国市道生涯教育振興院協議会からの視察があり、当財団の「地域づくり活動発掘・支援事業」に関する考え方やハンズオン支援の内容について説明を行った。

#### (2) その他のプロジェクト事業

受託事業については、当財団の公益目的に合致する案件で、かつ当財団の持つ知見・ネットワークが発揮できる分野について行った。

##### a. 企業を支える人材確保・育成支援事業委託業務（根室振興局受託事業）

根室管内の人手不足の状況および新型コロナウイルス感染症の拡大による採用方法や事業活動の変化を踏まえ、管内企業の人材確保や定着率向上を支援し、雇用創出および確保を図るため、これらに係わる企業向けのセミナー（根室、中標津の2会場）や高校生向けの合同企業説明会（中標津）を開催するとともに、管内企業に対する伴走型の専門家派遣を管内自治体や経済団体等とも連携して実施した。

##### b. 農村地域等に係る農泊コンテンツの情報発信及び開発・発展支援セミナー事業【新規】

（北海道農政部受託事業）

農村ツーリズム推進に向けて有意義なセミナーを企画し、岩見沢、北見の2会場で「対面型とオンライン」によるハイブリット方式のセミナーを実施した。

##### c. 知床しやりサスティナブルな観光コンテンツ強化モデル事業【新規】

（一般社団法人知床しやり受託事業）

知床の海岸線に漂着する海岸ゴミ問題を旅行者が地域と一体となって解決するための「知床型環境復元観光／ゴミ拾い海岸トレッキング」の実証事業を実施するとともに、回収した廃棄物のリサイクルやアップサイクルについて調査を行い報告書にまとめた。

##### d. 令和4年度地域ブランド確立促進支援事業【新規】（北海道経済産業局受託事業）

北海道の地域資源を活かした商品等のブランド力向上と地域ブランド化の実現を目的に、①一般社団法人蘭越町観光物産協会（らんこし米）、②おとべ創生株式会社（おとべ黒千石／大莢白乙女）を対象に、課題に応じて専門家（支援人材）を派遣する支援会合を実施し、地域ブランド戦略（アクションプラン）を策定した。

**e. 道内自治体の共通課題実態調査【新規】（北海道経済産業局受託事業）**

生産から加工・販売に至る食関連産業のサプライチェーン上の北海道内の複数地域が抱える人的資源・物的資源の共通した課題について、文献調査と現地調査を実施し、調査結果から導き出された課題とそれらの課題解決のためのプロジェクト案を検討して報告書にまとめた。

**f. 講師・コーディネーターの派遣**

北海道開発局や地方自治体等の依頼に基づき、講師・コーディネーターとして職員を派遣した。

## 4. 情報促進事業

### （1）広報誌の発行

当財団の事業活動を多くの方々に知っていただくため、広報誌「はまなす（通巻 55 号）」を発行した。また、当財団では、北海道内の地域づくりに向けた活動を行っている各種団体や地域おこし協力隊などに対して支援してきたことから、その成果を「地域活性化支援事例集」として取りまとめ、2022 年 6 月に冊子を発行した。

### （2）財団ホームページ運営事業

当財団が取り組む地域づくりに関する様々な情報を広く一般に提供するため、インターネット上においてホームページを運営した。また、地域に有益な情報をメールマガジンにて発信した。メールマガジンの登録数は、2023 年 4 月現在で約 3,500 件、本年度の発信数は、26 件となった。

## III 庶務事項

### 1. 理事会及び評議員会の開催

#### （1）理事会

〈第 39 回〉

2022 年 6 月 2 日（木）札幌センタービル

2022 年度 収支予算の承認

〈第 40 回〉

2022 年 7 月 7 日（木）札幌センタービル

2021 年度 事業報告（案）、決算報告（案）の承認

理事長の任期に関する規程の制定

第 15 回評議員会の開催日について決定

〈第 41 回〉

2022 年 7 月 29 日（金）ホテルニューオータニイン札幌

理事長、専務理事の選定

〈第 42 回〉

2023 年 1 月 27 日（金）札幌センタービル

## 2022 年度 事業実施状況（中間）及び決算見込みの報告

〈第 43 回〉

2023 年 4 月 27 日（木）札幌センタービル

2023 年度 事業計画（案）、収支予算（案）の承認

### （2）評議員会

〈第 15 回〉

2022 年 7 月 29 日（金）ホテルニューオータニイン札幌

2021 年度 事業報告（案）、決算報告（案）の承認

理事、監事、評議員、評議員長の選任

2022 度事業計画及び収支予算の報告

## 2. 参与会

〈第 7 回〉

2023 年 3 月 15 日（水）札幌センタービル

はまなす財団の 2022 年度活動状況の説明

参与からの 2023 年度重点施策などの説明、意見交換

参与 北海道経済産業局産業部長 菅原知彦氏

北海道開発局開発監理部次長 石川 信氏

北海道総合政策部地域創生局長 和田弘之氏

以上

## 2022年度 地域づくり活動発掘・支援事業採択一覧表

### 【通常枠3件】

| 採択団体名               | 事業概要  |
|---------------------|---|
| 一般社団法人ステイびいは<br>美唄市 | 一般社団法人ステイびいは、重要な戦略を立案・検討する「戦略企画会議」には商工会議所や農協、美唄市内の有力企業のほか、観光協会なども参画し、官民一体となった取り組みが期待される。また、地域の利益を生み出す「稼がせる団体」になるという目的のもと、市内の他の組織が稼ぐための地域マネジメントを行う組織というスタンスをとっている。申請の中心となる「デジタルアート事業」は、単に新たな観光資源としてだけでなく、地方都市ではなかなか味わうことのできない体験を住民へ提供することにより、住民の満足度向上、地域の魅力向上を図り、昼間滞在人口の増加や移住・定住促進など、地域の活性化にもつながる事業となっている。 |
| ミナイカシ合同会社<br>/幕別町   | 留学生や技能実習生などの外国人、農業インターンシップを希望する大学生、児童養護施設等の出身者の各サポート団体が集まって設立した合同会社で、幕別町の農家から提供された約1haの農地を耕作している。農作業を通じて多様な人材の可能性を引き出し、それぞれの「居場所を作る」ことを設立目的としており、新規就農や交流の促進、最終的には移住・定住促進にも繋がることから、地域の活性化に貢献することが期待される。帶広市内の自然農法に取り組む農家より技術指導を受け、自然農法を実践していることや、耕作面積が1haと小さいことから、自立に向けた収益性向上のため、規格外野菜を使った加工品の商品化を目指している。   |
| hug*café<br>札幌市     | 10年ほど前からママ友コミュニティづくりを行ってきたが、コロナ禍を契機に、周囲の状況に影響されずに仲間が集まることのできる場所を作ろうと、2022年5月、札幌市西区にhug*cafeを開設。イベント企画・実施のほか、メンバーが作った雑貨の委託販売、レンタルスペースやコワーキングスペースとしての貸し出し、オンラインコミュニティの運営などを行っている。オンラインコミュニティには約80名が在籍しており、将来的には子育て世代女性たちの「やりたいことを実現できる場所」として、スマールビジネス立ち上げを支援するインキュベーション機能を強化し、起業支援などのビジネスモデル構築を目指している。      |

### 【地域農業連携枠2件】

| 採択団体名                          | 事業概要   |
|--------------------------------|--|
| 十勝有機・カバークロップ環境保全促進グループ/幕別町     | 有機食材の普及のため、消費者の理解と消費拡大につなげる取り組みとして、学校給食への有機農産物の導入を目指している。子どもたちやその保護者に有機農産物を身近なものに感じてもらうため、まずは月1回、地域の有機野菜を使った100%有機食材のみの学校給食（オーガニック給食）を実現させることができが、自治体の予算や保護者負担の増大などから学校給食への導入は容易ではないため、マルシェや食育イベントなどの小さな取り組みを積み重ねることからスタートし、行政、学校関係者、保護者などの理解を得ながら、有機農産物の活用に向けた機運醸成を図っていく計画である。                    |
| 縁の畑（えんのはた）<br>共同販売グループ<br>/長沼町 | 地場スーパーと連携して地元野菜の常設販売コーナー設置や、メンバー農家のマルシェイベントなどを通じて地産地消を拡大させる取り組みのほか、近郊の飲食店・一般消費者へ向けた野菜の宅配などを行っている。<br>農家や加工会社等からなる正組合員と、一般消費者や飲食店等からなる準組合員から構成され、消費者が直接農家等を支援するしくみが取られており、地域CSA（地域支援型農業）の実現を目標に、まずは販路拡大のほか、自然農法に取り組むメンバー農家の農産物のブランド化や、年間を通じて安定した収益を確保するための加工品開発、農家・消費者双方の環境保全型農業への理解促進などに取り組む予定である。 |

2023年度

事業報告書

(自) 2023年5月 1日

(至) 2024年4月30日

公益財団法人 はまなす財団

# 事業報告書目次

|     |                           |   |
|-----|---------------------------|---|
| I   | 概要                        | 1 |
| II  | 事業別実施状況                   |   |
| 1   | 政策形成及び人材育成・人的ネットワーク推進事業   | 2 |
| 2   | 広域プロジェクト推進事業              | 4 |
| 3   | 地域活性化プロジェクト事業             | 4 |
| 4   | 情報促進事業                    | 5 |
| III | 庶務事項                      | 6 |
| 別紙  | 2023年度 地域づくり活動発掘・支援事業採択一覧 | 8 |

## I 概要

本年度は、2020年から続いた新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが5類感染症になり、企業の業績改善に伴う貨上げの実現やデフレ社会からの脱却など新たなステージに移行した中で、当初の事業計画に沿って『ビヨンドコロナ』という姿勢のもと、着実に事業を実施した。

自主事業である「地域経営はまなす塾（旧北海道地域経営塾）」、「地域の持続的発展を牽引する新たな観光協会のあり方に関する研究会（新観協研）」では、コロナ下でのオンラインを活用した運営から、対面形式を主とした運営にシフトしたことにより、北海道内の行政職員や観光人材のネットワーク強化に繋げることができた。

また、自主事業の柱となる「地域づくり活動発掘・支援事業」については、地域づくりを進めるうえでの最良のパートナーと受け止められることを意識し、はまなす財団ならではの役割を果しながら伴走支援を実施した。

受託事業では、北海道開発局の「北海道価値創造パートナーシップ交流活性化検討業務」、北海道経済産業局の「令和5年度地域ブランド確立促進支援事業」をはじめ、合計7件の事業を受託した。

決算については、円安基調に伴う基本財産運用益や新規の事業収益などの経常収入が予算を上回ったことを要因に、経常収支は黒字となった。

また、賛助会員については、新たに5団体に入会頂くなど、今後の財団運営にとって力強い応援を得ることができた。

こうした中、2024年2月には、当財団を取り巻く環境変化を踏まえ、「はまなす財団の再構築に向けた3年間のアクションプラン」を策定したところであり、2024年度からの3年間を集中改革期間とし、これまで財団が守り育ててきた「地域づくりの芽を丁寧に伸ばす」という基本的使命を改めて認識しつつ、今後は北海道の強みである「食と観光を生かした地域づくり」に、総力を挙げて取り組むこととした。

## II 事業別実施状況

### 1. 政策形成及び人材育成・人的ネットワーク推進事業

#### （1）2050年を見据えた持続可能な地域社会づくり

##### a. 地域経営はまなす塾（旧 北海道地域経営塾）

本年度で5期目を迎え、地域づくりを担う行政職員や民間人を対象に、10地域から11名が参加し、以下の内容で開催した。また、今期から「北海道地域経営塾」を「地域経営はまなす塾」としてカリキュラムを含め一部リニューアルし、塾長として谷専務理事を据え、さらにオンライン塾生の募集などを行った。

内容は、講義およびワークショップ形式により、連携協定を締結している東京大学地域未来社会連携研究機構等の協力を得て、参加者がそれぞれ設定したテーマに沿ってRESASを活用した自地域の経済分析を行いながら、地域経営という視点でアクションプランを立案し、第5回となる最終回に塾生から発表を行った。

|     | 開催日                          | 講演タイトル・講師等  |
|-----|------------------------------|---|
| 第1回 | 2023年9月23日（土）<br>～9月24日（日）   | 「これから求められる地域経営人材について」<br>公益財団法人はまなす財団 専務理事 谷 一之<br>「地域経営の考え方と今後の地域政策」<br>総務省 荒川 溪 氏   |
| 第2回 | 2023年10月28日（土）<br>～10月29日（日） | 「RESAS を用いた地域の分析手法と地域経済循環について」<br>北海道経済産業局 総務企画部 企画調査課 大関 太一  |
| 第3回 | 2023年11月23日（木）<br>(オンライン開催)  | 「コミュニティデザインの手法を活用した<br>住民参加型まちづくり」<br>studio-L プロジェクトリーダー 山本 洋一郎 氏<br>「ホテルヌプカが取り組む十勝での関係人口づくり」<br>十勝シティデザイン株式会社 創業者 柏尾 哲哉 氏               |
| 第4回 | 2023年12月16日（土）<br>～12月17日（日） | テーマ：対話型自治体経営シミュレーションゲーム<br>「SIMULATION 北海道栗山町 2035」<br>北海道大学公共政策大学院 准教授 武藤 俊雄 氏<br>北海道総合政策部地域行政局 財政係長 宮腰 和明 氏<br>栗山町教育委員会学校教育課 主幹 金丸 大輔 氏 |
| 第5回 | 2024年2月17日（土）<br>～2月18日（日）   | テーマ：アクションプラン発表会<br>全体講評<br>東京大学地域未来社会連携研究機構 研究顧問 松原 宏 氏   |

#### b. 地域の持続的発展を牽引する新たな観光協会のあり方に関する研究会（新観協研）

新観協研は、「地域づくり活動発掘・支援事業」に採択された観光地域づくりに関するプロジェクトの共通課題を解決するために2014年11月に設置した研究会である（座長：北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院 石黒侑介准教授）。本年度は18の観光推進組織等とネットワークを組み、以下の内容で研究会を開催した。

なお、本年度第3回（通算32回）の研究会を最終回と位置付け、これまでの新観協研の取りまとめと、今後の北海道観光が目指す方向性について、ディスカッションを行った。

|                | 開催日                | テーマ・講師等   |
|----------------|--------------------|---|
| 第1回<br>(通算30回) | 2023年10月<br>19日（火） | 観光・ホテル・外食産業展2023（日本能率協会主催）と共に開催<br>「醸造所・蒸留所から考えるツーリズムの新たな形」<br>THE OLD GREY BREWERY 菊地 辰徳 氏<br>上川大雪酒造 副社長 総社氏 川端 慎治 氏 |
| 第2回<br>(通算31回) | 2024年1月18<br>日（木）  | 「観光協会が知っておくべき法知識」<br>札幌クリア法律事務所 所長弁護士 南 知里 氏  |
| 第3回<br>(通算32回) | 2024年4月12<br>日（金）  | 「北海道に求められる世界水準の観光地域づくり」<br>北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院<br>准教授 石黒 侑介 氏   |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>「北海道観光のこれまでの10年、これからの10年」</p> <p>【聞き手】<br/>公益財団法人はまなす財団 地域経営アドバイザー 千葉 俊輔</p> <p>【語り手】<br/>北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院<br/>准教授 石黒 侑介 氏<br/>一般社団法人北海道リージョナルリサーチ 理事 吉田 和彦 氏</p> |
|--|--|---|

### c. 道内の観光協会等の人材育成支援

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院との「デスティネーション・マネージャー育成に関する協定（2018年締結）」にもとづき、一般社団法人釧路観光コンベンション協会、一般社団法人北海道三笠観光協会に対して助成を行い、2024年3月29日にオンラインで履修修了報告会を開催した。

### （2）北海道の技術・経験の海外への普及

当財団では、1993年よりJICA北海道から開発途上国の行政官などを対象とした研修事業を受託している。本事業では、北海道各地域の国際化に資する事業として、JICA北海道と連携して、2件のプログラムの企画立案、準備、研修を実施した。

#### <研修①>

|        |   |
|--------|---|
| 研修コース名 | 課題別研修「参加型地域開発のための地方行政強化(A)」コース  |
| 研修期間   | 2023年5月9日～5月30日   |
| 参加国    | アルゼンチン、ブラジル（2名）、コロンビア、キューバ、ドミニカ共和国、エルサルバドル（3名）、グアテマラ、ホンジュラス（2名）、ニカラグア、パラグアイ、ペルー |
| 研修内容   | ・日本の地域行政、住民参加型での地域開発に関する経験・アプローチ手法を学ぶ<br>・道内視察先（沼田町、東川町、下川町）                    |

#### <研修②>

|        |   |
|--------|---|
| 研修コース名 | 持続可能な観光資源管理・開発（自然資源）（A）   |
| 研修期間   | 2024年2月1日～2月28日   |
| 参加国    | ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、エリトリア、モンゴル、サモア、サントメ・プリンシペ、バヌアツ  |
| 研修内容   | ・日本における多種多様な観光資源、特に自然資源において管理と資源を活用した開発の実践例（成功・失敗例）を通して、地域の社会・文化を尊重した自然観光資源における持続・発展可能な観光開発のための課題と取り組みを学ぶ |

## 2. 広域プロジェクト推進事業

### (1) RESAS を活用した政策立案支援

北海道経済産業局が地方創生の一環として取り組む、EBPM (Evidence Based Policy Making) 視点に基づく RESAS を活用した政策立案支援に対し、職員 1 名を北海道経済産業局へ派遣して協力するとともに、「地域経営はまなす塾」では、そこで得た知見等を塾生に伝えた。

### (2) 多様化する地域や社会の課題解決に向けた連携

多様化する地域や社会の課題解決に向けて、「環境・経済・社会」の 3 つのセクターに関わる支援組織（公益財団法人北海道環境財団、当財団、NPO 法人北海道 NPO サポートセンター）が連携して「コレクティブインパクト※の創出」に向け、三者による定期的な情報交換や、当財団の支援先に対し連携機関の有する知見の提供などを行った。

また、北海道の新たな価値創造を生み出す交流の場「NoMaps」において、社会課題解決をテーマとする「NoMaps SOCIAL(ソーシャル)」の立ち上げに参画するとともに、2023 年 9 月 11 日から 15 日までの開催期間において、合計 21 のセッション等の企画、運営に参画し、ソーシャルインパクトの創出に貢献した。

※異なるセクターにおける様々な主体（行政、企業、非営利団体、財団等）が、共通のゴールを掲げ、互いの強みを出し合いながら社会課題の解決を目指すアプローチのこと

## 3. 地域活性化プロジェクト事業

### (1) 地域づくり活動発掘・支援事業

本年度も民間団体等による地域づくりに関する事業・活動を対象とした「通常枠」と、一般財団法人 HAL 財団との連携により、農業者などが組織する団体を核とした地域づくり活動を対象とする「地域農業連携枠」を設け、道内各地の様々な事業・活動を支援した。

2023 年 5 月 15 日～6 月 20 日に公募を実施し、8 月 7 日に審査委員会を開催して、「通常枠」4 件、「地域農業連携枠」2 件のプロジェクトを採択した。（採択先は一覧表のとおり）

### (2) その他のプロジェクト事業

受託事業については、当財団の公益目的に合致する案件で、かつ当財団の持つ知見・ネットワークが発揮できる分野について行った。

#### a. 北海道価値創造パートナーシップ交流活性化検討業務【新規】（北海道開発局受託事業）

北海道開発局では、第 8 期北海道総合開発計画の主要施策の一つとして位置づけられた「人が輝く地域社会の形成」を推進するため、令和 4 年度に多様な人材の「つながり」とコミュニケーションの「ひろがり」を促進する場として、アプリを使用したコミュニケーショングループ「つどひ・ば」を構築した。この「つどひ・ば」の交流を活性化させ、長期的に運用していくために、参加メンバー同士がお互いの取り組みや考え方を共有し、新たな地域づくりに関する視点を持つきっかけとなるよう、デジタル技術を活用した情報交換を行うことを目的とした地域づくりプレーヤー同士の交流会を開催した。

**b. 令和5年度地域ブランド確立促進支援事業（北海道経済産業局受託事業）**

北海道の地域資源を活かした商品等のブランド力向上と地域ブランド化の実現を目的に、①JAあさひかわさつまいもブランド化プロジェクトチーム（旭川産さつまいも）、②美瑛小麦推進協議会（美瑛小麦）、③厚真産ハスカップブランド化推進協議会（厚真産ハスカップ）を対象に、課題に応じて専門家（支援人材）を派遣する支援会合を実施し、地域ブランド戦略（アクションプラン）を策定した。

**c. 農村ツーリズム人材育成セミナー事業委託業務（北海道農政部受託事業）**

コロナ禍からの回復により旅行需要が増加傾向にある中、農村地域における弱体化した受入組織の体制強化を目的に、他業種間を調整する地域コーディネーターや取組実践者の育成・確保に向けたワークショップの開催および農村ツーリズムの実践的な内容に関するセミナーを開催し、合計120名（うちオンラインが75名）の参加を得た。

また、ワークショップについては、道南エリア（八雲開催：12名参加）と道北エリア（旭川開催：11名参加）の2箇所にて実施した。

**d. 企業を支える人材確保・育成支援事業委託業務（根室振興局受託事業）**

根室管内の企業に対して、採用方法や労働条件の見直し、人事評価制度や人材育成手法の充実などを促し、必要な人材の確保や定着率の向上を支援することで、良質な雇用による正社員就職者等の創出及び確保を図ること目的とした事業を実施した。人材不足となっている根室管内の企業向けのセミナー（根室、中標津の2会場）や高校生向けの合同企業説明会（中標津）を開催するとともに、管内企業に対する伴走型の専門家派遣を管内自治体や経済団体等とも連携して実施した。

**e. 観光再始動事業（民間企業等支援事業）【新規】（一般社団法人ステイびばい）**

地域づくり活動発掘・支援事業の支援先である、一般社団法人ステイびばいが採択となった、観光庁の観光再始動事業の事業推進に向けたサポートを行った。

事業においては「北海道・雪の国から世界へ！日本一のスノーアクティビティエリア」と題し、主なターゲットをインバウンドに設定した冬期のアクティビティの開発に向けた伴走支援を行った。

**f. 講師・コーディネーターの派遣**

北海道開発局や地方自治体等の依頼にもとづき、講師やワークショップのファシリテーター役として職員を派遣した。

## 4. 情報促進事業

### （1）広報誌の発行

当財団の事業活動を多くの方々に知っていただくため、広報誌「はまなす（通巻56号）」を発行した。また、当財団の新たなアクションプランを取りまとめたことから、「公益財団法人はまなす財団アクションプラン2024-2026」と題したパンフレットを作成し、広く周知した。

また、今年度においては、財団の役員が全道各地を訪問し、市町村や国及び道の出先機関の長と意見交換を行うなど、財団事業の積極的な理解促進に努めた。

## (2) 財団ホームページ運営事業

当財団が取り組む地域づくりに関する様々な情報を広く一般に提供するため、インターネット上においてホームページを運営した。また、地域に有益な情報をメールマガジンにて発信した。メールマガジンの登録数は、2024年4月現在で約4,000件、本年度の発信数は、29件となった。

## III 庶務事項

### 1. 理事会及び評議員会の開催

#### (1) 理事会

〈第44回〉

2023年7月11日（火） 札幌センタービル5階

2022年度 事業報告（案）、決算報告（案）の承認

専務理事の選定、定款の変更、各種規定の変更、常勤役員の報酬

2023年度補正予算、第16回評議員会の開催日について決定

〈第45回〉

2024年2月7日（水） 札幌センタービル5階

2023年度 事業実施状況（中間）及び決算見込みの報告

はまなす財団再構築に向けた3年間のアクションプランについて決定

〈第46回〉

2024年4月24日（水） 札幌センタービル5階

2024年度 事業計画（案）、収支予算（案）の承認

#### (2) 評議員会

〈第16回〉

2023年7月26日（水） ホテルニューオータニイン札幌

2022年度 事業報告（案）、決算報告（案）の承認

評議員、理事、の選任、役員等報酬規定の承認

はまなす財団あり方検討会議、2023年度事業計画及び予算（補正）の報告

〈第17回〉

2024年2月7日（水） ホテルニューオータニイン札幌

2023年度 事業実施状況（中間）及び決算見込みについて報告

はまなす財団再構築に向けた3年間のアクションプランについて報告

## 2. 参与会

〈第8回〉

2024年1月19日（金） 札幌センタービル5階

はまなす財団における2023年度活動状況の説明及び意見交換

参与 北海道経済産業局産業部長 渡邊 泰弘 氏

北海道開発局開発監理部次長 遠藤 達哉 氏

北海道総合政策部地域創生局長 大野 哲弘 氏

以上

## 2023年度 地域づくり活動発掘・支援事業採択一覧表

### 【通常枠4件】

| 採択団体名                       | 事業概要  |
|-----------------------------|---|
| 一般社団法人 SHIRAOI PROJECTS/白老町 | <p><b>【事業名：白老港魅力化プロジェクト】</b><br/>         白老の「海」「港」「漁船」などを町の重要な地域資源ととらえ、観光客や町民が集う新たな交流拠点として活用しようとする事業。<br/>         漁船を活用した遊漁船や漁港ガイド、有料釣り場などのコンテンツを整備することによって、漁師等の漁業関係者やガイド事業者の所得向上につなげると同時に、予約サイトや受付オペレーションを整備し、申請者である（一社）SHIRAOI PROJECTS がそれを担うことで、組織の収益性を高め、持続性のある事業として展開することを目指している。<br/>         新たなコンテンツによる町内外からの集客のほか、従来、他地域に流れていたウポポイへの来訪者を町内に回遊させることによって、漁業関係者らの所得向上や地域経済の活性化、さらには町民同士、町民と観光客との交流頻度が高まり、地域社会に好影響を与えることが期待されている。</p> |
| 美幌観光物産協会 /美幌町               | <p><b>【事業名：美幌町マチガヤドプロジェクト】</b><br/>         美幌町内の観光事業者との連携体制を構築し、町民が楽しんでいることを旅行者にも楽しんでもらうきっかけを作るとともに、町の魅力を伝えるガイドの自立化を中心とした事業。<br/>         今年10月、町内にビジネスホテルが新規開業することから新たな旅行者の受け入れが可能となるため、そうした旅行者のニーズ獲得を狙ってJR・空港からのアクセスの良さを活かしたアクティビティ商品の開発を行い、アウトドガイド、サイクルガイドの育成とガイドメニューの商品化を実施する。<br/>         地域おこし協力隊員と協力隊卒業者の2名がガイド役を担い、サイクルガイドとしての自立化や町内の新たなガイド育成役としての役割を果たすことも期待されている。同時に、美幌峠までのサイクリングルートや屈斜路湖のトレイルルート開発など、地域に根ざしたアクティビティ商品の開発も行う。</p> |
| 一般社団法人岩見沢市観光協会/岩見沢市         | <p><b>【事業名：岩見沢お土産推進プロジェクト】</b><br/>         原材料から加工まで、「オール岩見沢産」の定番お土産を新規開発しようとするプロジェクトで、地元産の米や大豆、市内で加工できる米粉などを原材料とするお菓子の開発を目指している。<br/>         実は岩見沢市が米どころであるということ知らない若年層の市民も増えており、この新商品を通じて岩見沢の特産品についての認知が進むことも狙いとしている。<br/>         現在、岩見沢市観光協会が独自に開発したドレッシングなどのオリジナル商品は、岩見沢市内の宿泊施設やイベントでの物販、インターネット販売など、販売チャネルが限定されているため、商品開発と並行して新たな販路の開拓が課題となっている。支援開始後はその後の販路開拓や情報発信・PR、マーケティング等の出口戦略の策定に主眼を置いた支援を実施している。</p>                          |
| 道南地域おこし協力隊ネットワーク/八雲町        | <p><b>【事業名：地域おこし協力隊、行政、協力隊を支援したい方をつなぐ、ネットワーク事業】</b><br/>         地域おこし協力隊として活動を続ける中で、将来の定住への不安を抱いていた同団体の代表が、道南の地域おこし協力隊の多くが同じ不安を抱えていることを知り、同じ目線、悩みを持つ仲間のネットワークを構築することで一人でも多くの定住につながればと考え、「道南地域おこし協力隊ネットワーク」を組織した。</p>   |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>参画メンバーは八雲町のほか、厚沢部町、木古内町、乙部町、森町など、檜山および渡島管内の協力隊が中心となっている。</p> <p>交流会などを通じた協力隊同士のコミュニティづくりや、協力隊同士のスキルアップ研修、先進地視察などを中心に活動していく予定だが、ネットワークの持続に向けて、他地域における協力隊ネットワーク構築の失敗事例から、活動原資の確保、参加メンバーの意識付けと熱量を高めることを重視している点も特徴となっている。</p> |
|--|--|

### 【地域農業連携枠2件】

| 採択団体名            | 事業概要  |
|------------------|---|
| やさいバス北海道協議会/札幌市  | <p><b>【事業名：北欧・伊スタートアップとの商談および北海道野菜を活用した循環型食開発に向けたマーケティング事業】</b></p> <p>「やさいバス」は、野菜を売る農家とそれを購入する小売店や飲食店等が、最寄りの「バス停」を使って出荷と納品を行う共同配送システムで、配送料などのコストを大幅に削減できるほか、中間業者を通さない取引形態が農家の収入向上に貢献すると全国で注目を集めている。道内では札幌近郊ほか3エリアでサービスを展開している。</p> <p>申請された事業は、やさいバスに参画する農家、食関連事業者、運送会社、北海道事務局の北海道コカ・コーラボトリング(株)等で構成する協議会が主体となり、海外先進地の取り組みなどを参考に、道内生産者のマーケティング力の向上、アグリツーリズムやオーガニック農産物などを使った商品の開発・流通といった農業の6次化を幅広く推進しようとするもので、6次化支援+マーケティングのノウハウやアグリツーリズムの展開手法などを地域へフィードバックし、地域に根差した取り組みへと発展させることを目指している。</p> |
| ゆめせんか玉葱普及協議会/札幌市 | <p><b>【事業名：ゆめせんか玉葱の普及拡大・ブランド化事業】</b></p> <p>「ゆめせんか」は加工専用品種として北海道立総合研究機構で開発された玉ねぎで、加工に適した優れた特性を有しているが、食品加工の現場では安価な中国産加工用玉ねぎの利用が主流で、ゆめせんかの利用は始まったばかりであることから、その優れた特性をアピールし、まずは加工事業者の需要を増やしていくことをひとつの目標としている。</p> <p>協議会メンバーは食品製造業、卸売業、JA、試験研究機関など、生産から商品開発、流通に関わる事業者で構成されており、ゆめせんかによる商品開発や販売拡大等を促進し、産地ブランド力を強化、確立することで、主要産地である音更町の地域振興への貢献も期待される。将来的には種苗の供給・品質管理などのライセンスビジネスも含めた事業展開を目指している</p>  |